

又、福谷村大字掛畑、廢寺、不祥山大吉寺と三寶院との關係につきて檀家の預りと懸幡明神の別當の引受との二件を擧ぐ左の如し。

廢寺、不祥山 大吉寺。年歴時代不詳、天台宗にて檀家七十七軒三寶院預れり、古へ七坊あり坊名不知、其趾今竹林と成、古き像有、本尊なるべし、藥師釋迦佛堂二尺二寸。

懸幡明神叢祠。今懸幡妙見と云、本地虛空藏。緣起云。老謙天皇御宇、山中一片の幡飛下りて懸樹上、故曰懸幡山、此山孤尖聳拔衆山神廟在碧雲邊云々。此神も眞星村、星の神の類にや。本地も虛空藏とせり。妙見は明神の謬といへど妙見は北辰星をいふ名なれば是も星を祭れるにはあらしか。本社三尺五寸 古への別當は不祥山大吉寺、今廢して清水山三寶院。

その懸幡神社別當たりしは同社所藏享保元年の棟札に徴すべし。

享保元丙申雪月吉祥日祝詞上高田清水山神林寺三寶院增慶代  
奉建立妙見宮一字當社安穩村中氏子繁昌祈願主中西右衛三郎雅明  
當社 氏子中 造立之大工 對馬守 朝臣 中西七兵衛正次

更に、清水山 三寶院は鼓神社別當坊、鼓室山神林寺をも合併せり備中誌に。

鼓室山神林寺廢趾。天台宗、鼓明神別當なりしがいづれの頃にや廢頽す云々。

と見え。三寶院所藏の版木及二宮鼓神社所藏の棟札に依りて之を徴し得べし。

三寶院所藏版木

二宮 清水山  
鼓大明神氏子繁榮五穀成就如意祈

三寶院

縣社二宮鼓神社所藏棟札

表

享保三戊戌年九月廿二日 惣氏子中造立之稱實日  
奉造立 天長地久 風雨順時 郡郷安全 氏子息災 哀愍納受 門々繁昌 祈者也  
御領主 武運長久 備中二宮社僧上高田村清水山神 寺三寶院增慶代

裏

享保三戊戌九月廿二日ニ上遷宮勤之 三寶院 增慶

また備中誌、鼓明神社の條に

社僧 清水寺、三寶院。 社人 千原六右衛門。 禰宜 甚兵衛。 鍵取 庄田村庄兵衛。 巫女 二人。

と見え。社人千原氏傳に「于時享保三戊戌三月吉日千原六右衛門隆政 花押」とあれば其の時代を推知するに足らん。

又、二宮鼓大明神鐘銘并序に

寛延二己巳年四月吉日 別當社僧 清水山神林寺 三寶院現住 增琰記之

神主

千原万左衛門 勝國

備中國賀屋郡西阿會村 大工林彌五郎 藤原應重

と見ゆるによりても明かなり。

三寶院住職代々

- (一) 增圓 正徳元・二月寂
- (二) 增慶 寶曆二・五月寂
- (三) 増琰 明和四・四月寂
- (四) 増曉 天明七・六月寂
- (五) 増廣 寛政十二・二月化
- (六) 増端 享和三・十月化
- (七) 増榮 文化元・十月寂
- (八) 増盈 不明
- (九) 増應 天保十・四月化
- (十) 増教 弘化三年頃
- (十一) 惠隆 文久四・一月化
- (十二) 宥證 東漸寺轉住
- (十三) 宥鏡 養東院轉住
- (十四) 増證 大正五頃住職
- (十五) 密榮 大正十八入山

清水山・清水寺 敬主院

清水寺。岩田村上高田に在り。本尊千手觀音立像(探慶作と云不詳)阿彌陀堂、鐘樓堂、等古來は堂塔十二棟有と云。平



相國清盛造立の舊地也。此寺の鐘、誰人か盜取けん。今は醫王山上願寺に在り。其銘曰、

備中國大井御庄

清水寺敬主院幸圓

正中二乙丑天正月廿日

大 公 吉村弘真

(金石文の部 参照)

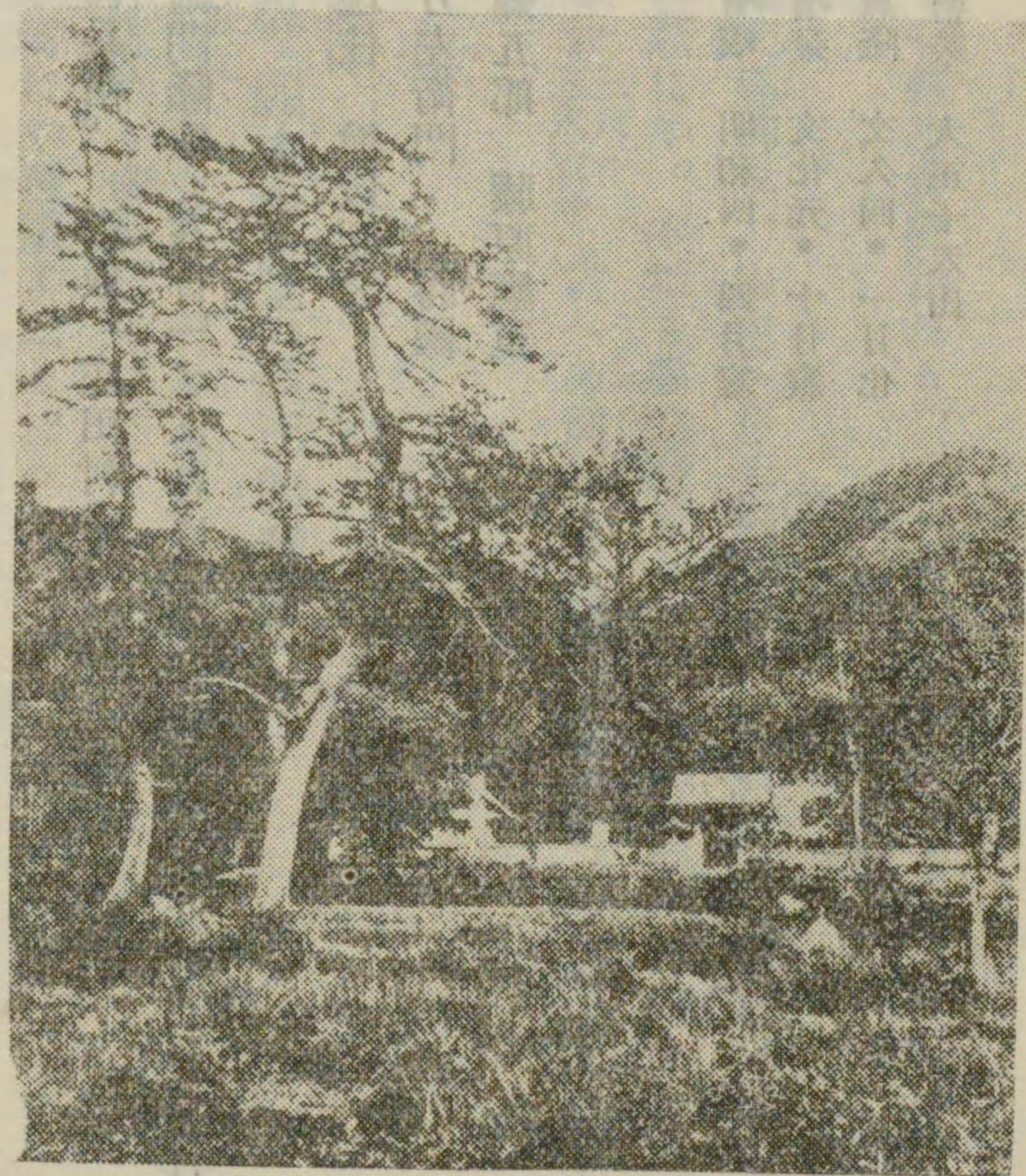
元龜四年八月廿八日宇喜多直家の隊將岡信濃守、上高田忍山ノ城に楯籠りしを毛利の勢押寄攻戦ひて落城す。依之清水寺の伽藍此時焦土と化せり。もと十二坊有しも僅に金藏坊南臺坊の二坊のみ残り今、金藏坊觀音院と號して本堂一山の舊地を奪ひ彼側に坊を移して住せり。(備中誌)

巖尾山滿願寺

滿願寺。大井村大井に在り。往古此邊に東坊、西坊、中坊、地正院等ありて皆天台宗也、滿願寺も此類にや。後、禪宗井山末寺となり開山玄書記清龍禪師と云。夫より年代不詳。或云、開山玉溪慧瑄和尚清立惠玄和尚中興也云々。江戸時代足守杉原氏菩提所にて代々の墓あり寛文十二年木下淡路守建立也。貞享錄に云。境内高石貳斗九升三合、山林三町七反餘、寛永廿一年より八幡宮祝師たり。今潰朽に瀕したて一字の建物を存するのみ。

救世山安養寺

安養寺。日近村日近に在り。天台宗、智證大師開基、延長古記曰、嘉水有其地を芳賀郷と云、圓珍伽藍を草創す云々、



(村近日) 寺 養 安

靜心阿闍梨、榮西國師像あり昔は石の寶殿に安置す、共に松の木像にして心のは大形、西のは小形なり、榮西木像裏に「榮西」底面に「安養寺、寛文五年」と墨書せり。釋書建仁寺榮西傳に「八歲從父讀俱舍頌、聰敏邁群兒、十一師事郡之安養寺靜心、心者嘗於三井寺與西父、同業以故就焉」と見ゆ。靜心阿闍梨塚は安養寺山の側に在り。(備中誌)

十却山正覺寺七坊

正覺寺。足守町上足守宇深茂に在り。案に奈良佛教の盛時に方り賀陽氏その邸を捨て寺地とす、賀陽山金輪寺是なり金輪寺は塔頭七坊の大伽藍にして今の十却山正覺寺は其改稱にかゝる、金輪寺の古境内は殆ど深茂谷の全體に亘れるものにして規模宏大一代の偉觀を集めしものならんも星移り物代りて衰頹し又舊觀を止めざるに至れり。盛時の七坊左の如し。

一、常法寺(廢) 鍛冶山東方中腹に上法寺又常寶寺畑の名稱す。今移りて日近村杉谷の雲石山常寶寺となれり。

二、戒善坊。本尊 藥師如來、衰頹して小菴となる廢址に龍玉山等覺院東漸寺を興す。

三、法泉坊(廢) 常寶寺畑の側に寶泉坊の名稱す。

四、金福坊(廢)

五、奥之坊(廢) 深茂谷池の上に畑の名となりて寺址を存す側に荒神社石鳥居あり。

六、白石坊(廢) 慶長中東漸寺二世増賢その廢址に藤岡山地福院神向寺を起す本尊地藏尊也。

七、法然坊(廢) 今自然池の上に法然坊畑の名稱す。その側に荒神社あり。

備中誌云。正覺寺、眞言宗、本尊如意輪觀音、後、淨土宗と成、本尊彌陀行基作と云、中頃修復して古體を失ふ可惜也昔金輪寺と云ひし古址也、開山由緒不詳。昔、常寶寺、戒善坊、法泉坊、金福坊、奥之坊、白石坊等ありしが今は戒善坊、金福坊、白石坊のみ残り。此寺中頃無住にて廢址と成しが木下利當公家士淨土宗多有しを以て寛永十五年備前岡山光明寺深譽圓叔弟子茂山と云し僧を請して住持となし今の正覺寺を再興す。茂山は備前岡山の人、姓氏不詳、元祿五年壬申九月朔日八十餘にて遷化す云々。



土地の口碑に深茂七坊と云あり正覺寺一山七坊と同じものにや、そは

- 一、藤木坊。 舊藤木山に在りしが後上足守宇持念(自然池附近か)に出て地福院となり又轉して植之町に出て神向寺と稱し氏神八幡宮の別當たり。
- 二、三昌坊。 宇狼谷に在り。
- 三、奥之坊。 慈眼院と云ふ。
- 四、大木坊。 字大木に在り後に東漸寺となる。備中志云、大木山大乘寺古昔天台宗にて乘典寺と云、享保十四年禪宗に改む。
- 五、上法寺。 杉谷に移轉す。
- 六、法典坊。 向谷に在り。
- 七、大歳坊。 フモトに在り。

因みに云。嘉應元年の足守莊園圖には深面谷一帯に藤木山。清水寺、東福寺、吉福寺等見ゆ。深茂七坊との關係如何、備考に資す。(後出・嘉應元年足守莊園圖・参照)

法燭山修福寺

修福寺、又、朱福寺、守福寺、修復寺とも記す。足守町上足守に在り。陰徳太平記には澁櫛寺と云、一國山北麓に在りて今は寺屋敷といふ。天台宗の古刹也。開山不詳、林氏家譜に修福寺と見ゆ、天正十年の兵亂に灰燼と成り其跡今田畑の跡に残れり。大門畑、仁王田、謙徳坊、中屋敷、森ヶ畑、又此寺の側に八幡宮有て別當せしにや其舊地とて 古宮畑(三井谷に在)神樂田(三井谷道の上高の名今矢倉田と云)堂の前、馬場尻、カドマロウ(今一國山の地西の畠の名)神主屋敷(今民屋有所也カンヌキ屋敷と云)などの名残りて右別當成し古例を用ひしにや近來迄も守福寺神事場へ出來れり開山の墓にや一國山の東側に石の卒塔婆に經文を彫付たる有り又西北に經塚あり。

法眼寺も古へ修福寺一山の古亡跡と見へて天台宗より法眼を賣渡すの古券或人より見せしと秀雄の記に書せり。王子權現叢祠 守福寺の山上に在り。嘉應元年の足守莊園圖に王子堂とあるもの是也。高サ七尺許の石造の祠、昔よ

りあり其側の石柱に彫せし銘に「曆應元年戊寅十一月二十二日」とあり。又王子權現御神體の箱の損せし側に墨書の文に「應長元年八月吉日奉造立王子權現正定卿」とあり。本社(一間に一間半)拜殿、石鳥居、社僧法戒山守福寺又棟札に

奉建立王子權現天長地久三ヶ村氏子諸人快樂如意満足。貞享二乙丑曆十月吉日

本願備中加陽郡下足守村寺坂 守福寺永賢 大工備前赤坂郡岡村八左衛門

修福寺 開山より天正中の住職 權寂阿遮梨迄の世代不詳。

秀雄引或書云。天正十年毛利家退治として羽柴秀吉、信長の庶子御次丸等三萬八千餘人進伐有り冠山城主林左衛門尉年八十に及び子三郎左衛通重近邊の武士竹井將監、鳥越左兵衛、難波惣四郎、根矢七郎兵衛、岩田太郎兵衛、法燭山權寂和尚其外手勢五百餘人籠城す、此城分内狭しといへども西北は深田にて人馬立難く東南は山の腰を掘切て屈竟の要害也同年三月十三日秀吉冠山より良の方十町許隔湯舟山より龍王山及冠山の間皆軍勢ならぬ所なし。然るに此月十七日夜城内不慮に燃へ上りければ杉原七郎左衛門が攻口より加藤虎之助云々(中略)其他大勢攻入終に林三郎左衛門を始として竹井將監、舟木與五郎、難波惣四郎、權寂和尚等悉く討死す云々。

天正十八年再興。寶戒山守福寺 井山末寺往古の修福寺廢せられて寺地は田畑となり只王子權現のみ山上に残りしに天正十年權寂討死より八年の後天正十八年春安富四郎右衛門と云ふ者今の地を開きて再興す。或説云、開山權寂中興柏翁宗順にて足守杉原氏の菩提所代々の墓あり。往古より子安地藏とてありしを彼の四郎右衛門信者にて冠山落城して寺内も焼亡せしかば地藏を負うて退くと云。此人上足守村庄屋役を勤め其子仁右衛門も亦同じく勤めぬ子孫今西庄屋と云ふよし。

三井山三仙寺

三井山 三仙寺。足守町下足守に在り。嘉應元年の足守庄園圖、福岡山(今の冠山)の東方上腹に三井寺見ゆ、其平安朝時代の山上伽藍なること明かなり。後、禪宗となり更に日蓮宗に改む。備中誌に「三井山三仙寺、又三泉寺と云ふ。本



寺本隆寺都京本能寺末なり。昔禪宗井山末寺なりしを、日蓮の宗徒故有て日蓮宗となる。永祿四年泉藏院日詮の頃田上寺日蓮宗を禪と成し改宗せしかば其の本尊を求めて三仙寺に安置し境内高四斗六升五合山林壹反一畝十六歩」とあり。【隣接地山上伽藍】左記六院は吉備郡隣接地の山上伽藍として何れも吉備郡内に末寺若しくは檀徒又信徒を有して密接不離の關係に在るものなるを以て此に収録することとせり。

鷲峰山捧澤寺中之院

位置 吉備郡吳妹村大字妹に隣接して小田郡三谷村大字東三成に在りて民家を隔つること二十町餘なる鷲峰山の頂腹に在り。

宗派 古義眞言宗御室仁和寺末の古刹なり末寺三十五ヶ寺を有する中本寺格にして 峯山、中の院、捧澤寺と號す。

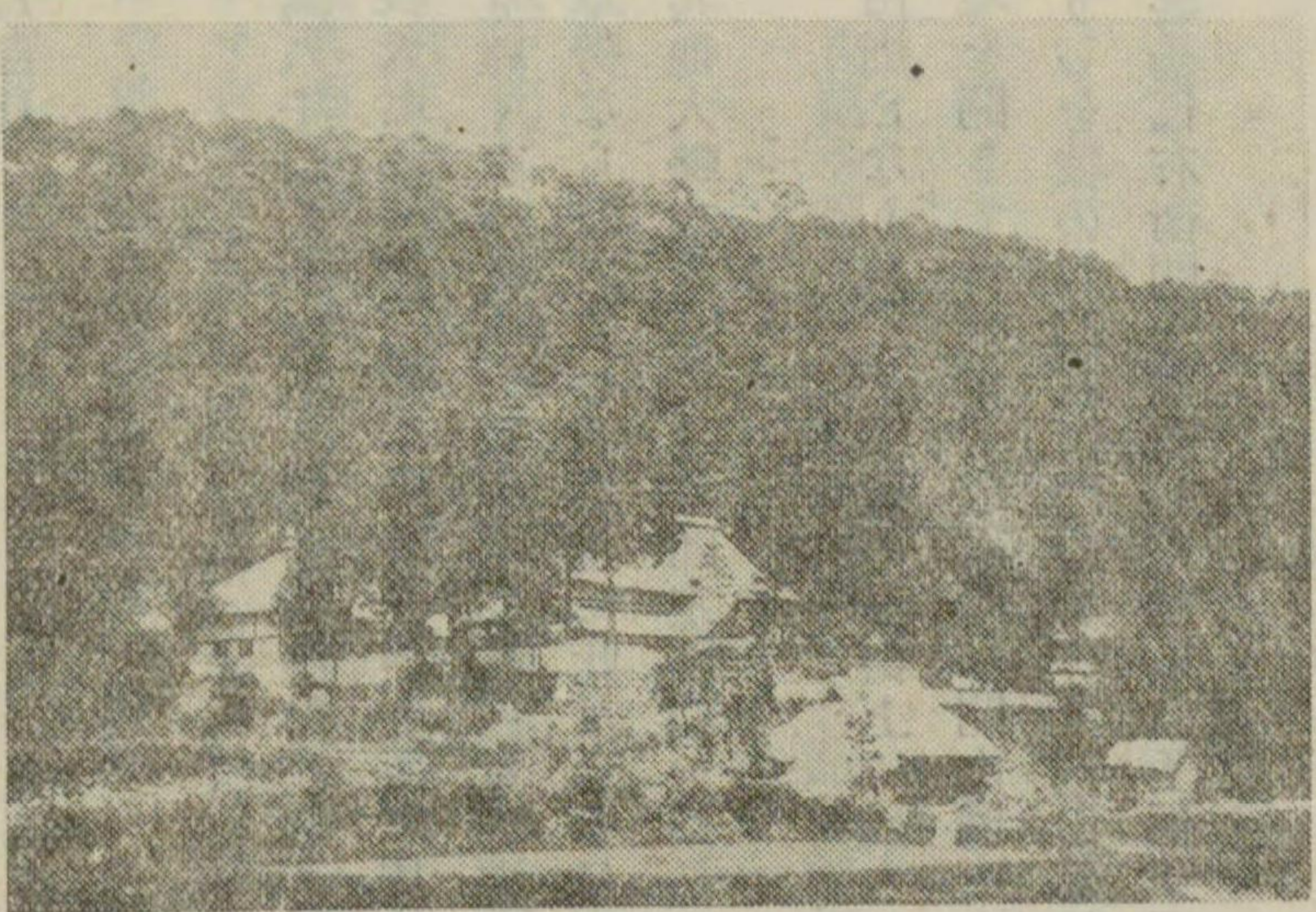
本尊 正觀音弘法大師一刀三禮の靈佛と稱す。寺域一千零三十八坪あり堂宇 本堂以下五棟ありて規模頗る壯麗を極む。庭園には櫻樹の古木あり、池中の蓮花と共に古刹の風物、脱俗の趣を示せり、北嶺には老松蒼蔚として實に幽邃の境地たり。

寺寶 特に國寶に指定せられたるもの左の如し。

絹本着色 愛染明王像 二幅 絹本 四所明神像 一幅  
絹本着色 地藏菩薩像 一幅 絹本着色 五大尊像 一幅

鷲峰山捧澤寺とは一山の總寺號なり、往時は一山八坊藁を列べて、本坊

を中心と稱し、照寂坊、禪光坊、戒善坊、寶幢坊、東光坊、寂靜坊、教泉坊の七坊を寺家坊と稱して塔頭子院たり。年を経ると共に是等の寺坊は次第に衰頽し維新前までは照寂坊、寶幢坊、東光坊、寂靜坊の名跡存せしも到底繼續の目途



鷲峰寺捧澤寺全景

なく維持困難の爲に廢名せり。但し此の四坊の内、照寂坊は檀家ありし爲に近年に至り吳妹村に移して再興す妹の照寂院即ち是なり。中院は院名を以て維新まで通稱せしも明治の初年より捧澤寺の號を以て公稱となす。寺傳に據れば當寺は聖德太子の開基にして弘法大師修行の巖窟なりと稱す。但山嶽伽藍の標本的のものなること今更に論辯の要なし。

【史料】

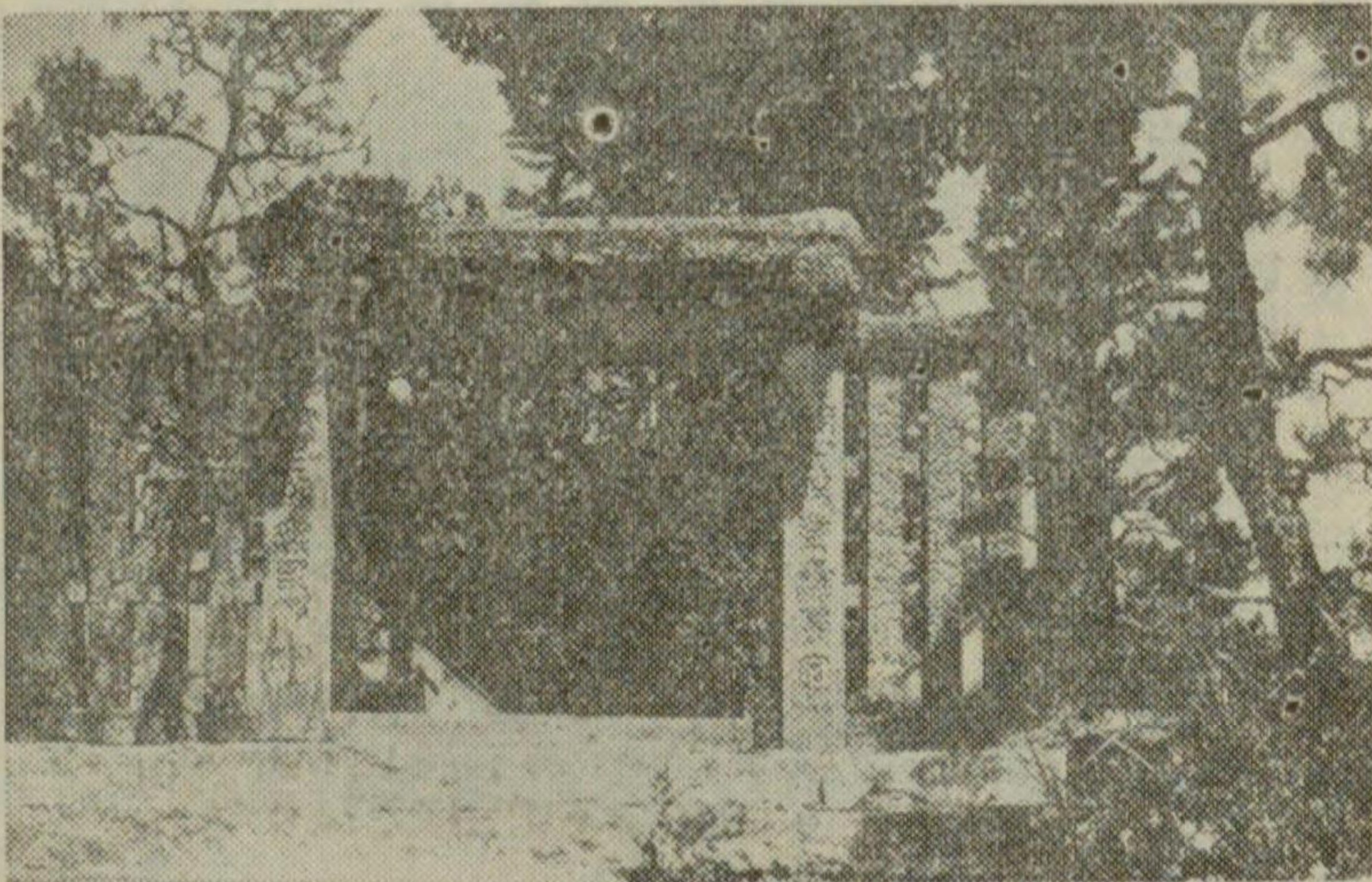
古義眞言宗御室仁和寺末 中本寺格鷲峰山捧澤寺

一、本尊 正觀音 弘法大師 一刀三呪之靈佛。 外ニ境内佛堂二字。 境外佛堂一字。

一、事由 聖德太子開闢創立シ玉フ弘法大師修練之巖窟ナリ泰クモ桓武帝ノ御宇延暦年中弘法大師一刀三呪之剋業太子先身ノ大士ナリ矣 貴哉青眸新ニ大千ヲ照シ 妙哉蓮居久ク金輪ヲ固メリ 加之北嶺ノ巖峰ニ躋リテ石壇石崛ヲ壅リテ練行日ヲ重玉フト云々 于時開基霜行瓦覆塵ト爲リ 年序暑來テ書壁跡ヲ絶チ 霧露壇場ヲ混ジ 秋ノ虫御衣ノ袂ニ吟シ 煙雨欄檻ニ籠レバ春草ハ蓮座ノ邊リニ生ズ 茲ニ因テ鷲山ノ黛ノ色モ苦空ノ愁ヲ含ムガ如ク 捧澤ノ波ノ音モ常樂ノ唱ヲ默スニ似タリ 人蹊通フコト雫ニ僧徒此ニ絶ツ

又當後鳥羽帝ノ御宇建久年中覺義上人ト云德者アリ(證道上人實融舞道實泉ノ同法舞道ト云人ナリ) 西海ニ盃ヲ浮ベ道ヲ求メント欲ス 中流ニ鷲來テ山號ヲ捧グ 上人一タビ見テ宿願ヲ發シ里人ニ問フニ山名ヲ以テス 首尾心ニ隨ヒ始終誓ニ叶フ 是ニ於テ太子ノ遺跡ヲ興シ曩祖ノ行軀ヲ飾リ佛場ヲ八葉ノ額ニ開キ圓壇ヲ滿寺ノ窓ニ握リ抑歸敬ノ本章ハ海岸孤絶ノ船師九品蓮臺ノ補處ナリト云寛喜年中ニ宥順闍梨妙相ヲ修營セント欲スルニ金容ノ玉体ニ短章アリ染衣接足シテ三拜スト則當寺ノ一世代ナリ。

御室仁和寺守覺法親王嚴島御參詣ノ節當山へ御宿泊已後仁和寺直末ノ御令旨被成下備中國内末派四五拾ヶ寺附スルノ宣旨アリ中本寺ノ資格ヲ有ス。



捧澤寺山門



貞治三年甲辰三月當山密統權僧正勢舜件ノ奮章ヲ以テ御室御門寮覽ニ備ヘ御直末ノ印賜兼テ又所屬末徒者ヘ律師號許サレ補任御免ノ令旨相納了。

境内境外除地舊高拾五石壹斗貳升九合。 同山林三百拾五間此反別五町貳反五畝步

右除地ノ由緒不詳 遠州公ノ寄附ト云 慶長七年小堀新助殿檢地ノ節證書ヲ附セラレ該證書寄附狀共元和元年五月當寺火災ニ罹リ炎上ス

ト云 延寶五年水谷左京亮殿檢地ノ節從前ノ通り除地タルノ領與書檢地水帳ノ與書ニ明瞭ナリ 寺門位置山陽國道ノ北ニ當リ小田下道ノ

那境ニ接屬シ四方ニ詣道アリ民家ヲ距離シ二十丁 三十丁嶮岨ナル山ノ高頂ニアリ朝昏霧裏深シ。

往昔ヨリ正月十日一門僧侶皆參出席五大虚空藏法ヲ修シ並ニ大般若經ヲ轉讀ス。

金輪聖皇天長地久將軍家領侯主御武運長久ノ祈禱ヲ執行ス 則除地恩録ノ酬答ナリ。

除地ハ明治初年ノ頃上地返還スト雖舊慣ヲ猥サズ前々ノ通り是ヲ行事ス。

鷲峯山捧澤寺ト者一山ノ惣寺號ナリ 昔ハ八坊黨ヲ列ネ本坊ヲ中院ト稱シ照寂坊、禪光坊、戒善坊、寶幢坊、東光坊、寂靜坊、教泉坊、

此七坊ヲ家坊ト稱シ執レモ役寺ナリ 漸ク滅亡ニ及ヒ維新前迄ハ照寂坊、寶幢坊、東光坊、寂靜坊ノ名跡存在セルモ到底永續ノ目途ナ

キヲ以テ廢名ス。 此四坊ノ内 照寂坊檀家アリ近年ニ至リ吳妹村舊寺跡ヘ便利上ヨリ移轉シ則吳妹村照寂院該一ナリ 中院ハ院名ヲ以テ

維新前迄ハ通稱セルモ明治初年ノ頃ヨリ寺號ヲ公稱ス往昔ノ書面ハ何レモ中院トアル異名ノ義此義ニ據テナリ。

當寺ハ延寶年間ノ建物アルノミナラズ以上述アル如ク理由ニテ當地地方ニ於テ著名ナル寺院ナリ、現今末寺三拾五ヶ寺アリ。

一、建物 本堂梁行五間 桁行五間三尺 此坪數貳拾七坪五合。 建設年月日不詳。 再建設天正二年甲戌五月。 再三建設延寶四年丙辰十月

建築者並ニ大工住所姓名不詳、構造ハ通常寶形造リニシテ其用材ハ榎檜拒松等ナリ、元祿十四年八月修繕其費用ハ末寺ノ寄附則チ私費、

棟札ハ腐朽ノ爲メ文字不詳、但シ御拜廻リ木鼻欄間等往昔ヨリ傳來ノ者ヲ相用フ、某名工ノ作ト云、凡傳説區々何分頗ル古物ニシテ異狀

ナル者ニ見ユルナリ。

住坊 梁行六間三尺 此坪數八拾四坪五合、建設年月不詳。 土藏 梁行貳間三尺 此坪數五坪、建設年月不詳。 土藏 梁行貳間三尺 此坪數五坪

建設年月不詳。 納屋 梁行貳間 此坪數貳拾四坪、建設年月不詳。 鐘樓堂 梁行一間三尺 此坪數貳坪貳合五勺、建設年月不詳

一、境内坪數百三拾八坪 官有地第四種山岳 阿育王塔石造 高壹丈九尺五寸 横壹丈四面。

本州實成邑居士淺野忠明捐貲造多塔墓傲阿育王塔其塔見在江州蒲生郡石塔寺即チ八万四千之一也 今視於波高潤六分減二六分制置相狀具

本寫樣以明和五年戊子三月甲辰焉鷲峰山捧澤寺二十四世法惠誌 施主淺野源治兵衛 石工片山光重鑄 (以上碑文百貳文字)

一、寶物 由緒書 一卷。 書畫 般若十六善神 一軸 (唐畫ト稱ス絹地絹裝ニシテ寄附者及其年月傳來ノ所由不詳) 如來荒神

一軸 (鳥羽僧正ノ筆ト云サレ其寄附者及其年月傳來ノ所由不詳) 愛染明王 一軸 (同上ノ筆絹地絹裝ニシテ寄附者及其年月傳來ノ

所由不詳) 棟札 (執レモ腐朽ノタメ文字不詳) 畑反別三反三

一、境外所有地 田反別三町五反廿六步 (地價七百九拾壹圓八拾錢) 郡村宅地貳畝五步 (地價參圓八錢)

畝拾四步 (地價五拾八圓拾錢) 右之通りニ候也

明治廿八年八月一日

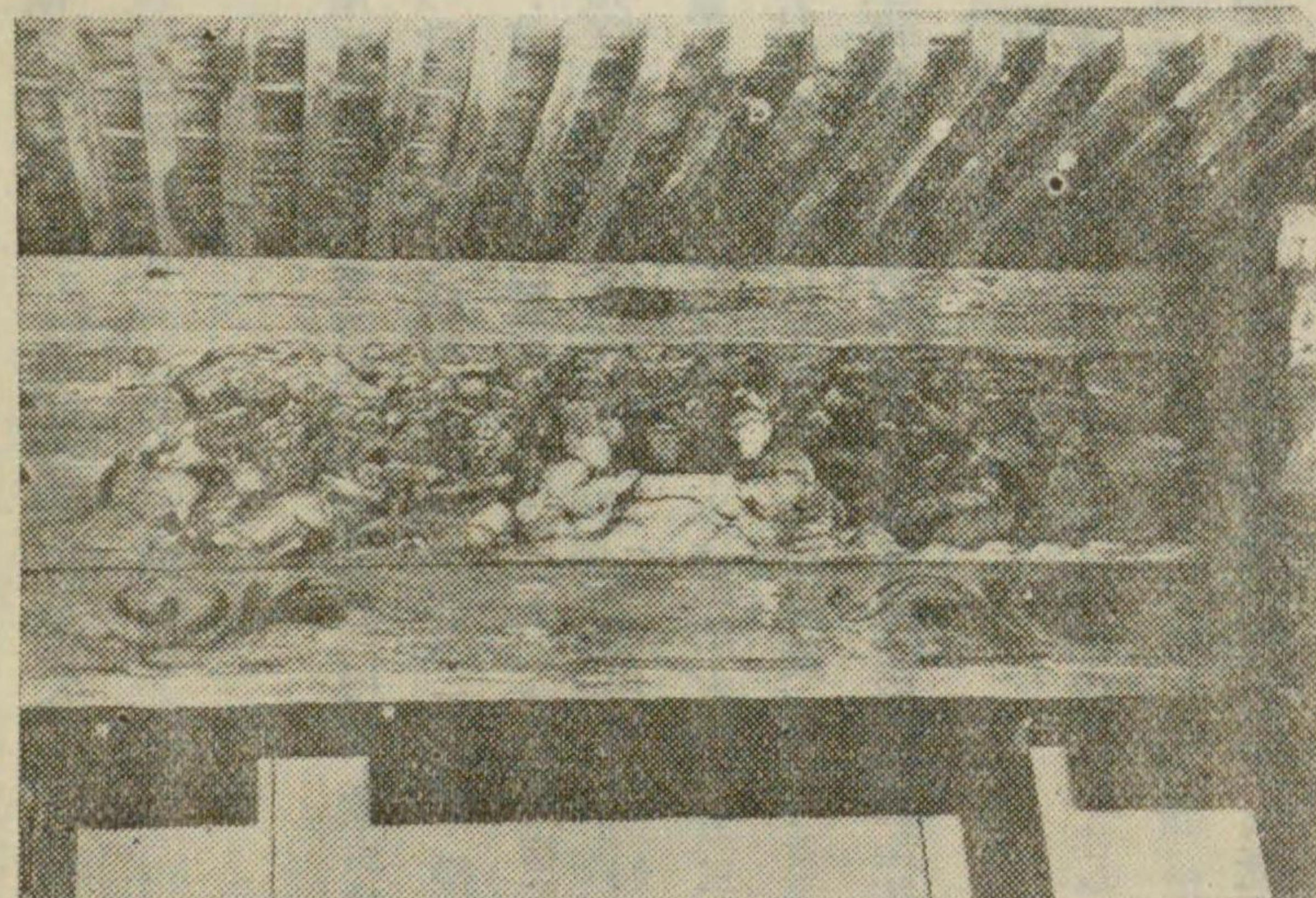
右捧澤寺住職 山瀬自然  
右寺信徒總代 石井源次郎  
片山敬一郎  
淺野秀太郎

寶物の一部

- 絹本著色愛染明王像 一幅
- 絹本著色愛染明王像 一幅
- 絹本著色四所明神像 一幅
- 絹本著色地藏菩薩像 一幅
- 絹本著色五大尊像 一幅
- 絹地著色兩界曼荼羅 二幅
- 絹地著色五大虚空藏 一幅
- 絹本著色般若十六善神 一幅
- 絹本著色如來荒神 一幅

明治三十四年八月國寶第四種ト指定

- 紙地兩界種子敷曼荼羅 二幅
- 絹本著色光明曼荼羅 一幅
- 絹本著色涅槃像 一幅
- 絹本著色八大祖師 一幅



刻彫間欄堂本寺澤捧



- 備中古地圖 紙本 六枚
- 座像聖觀音(木像) 一軀
- 座像弘法大師(木像) 一軀
- 立像不動明王(木像) 一軀
- 座像阿彌陀如來(木像) 一軀
- 座像愛染明王(木像) 一軀
- 座像十一面觀音(木像) 一軀
- 立像金剛力士(木像) 二軀
- 浴油佛歡喜天(真鍮) 一軀
- 立像聖德太子(木像) 一軀

備中州鷲峯山捧澤寺由緒

夫當山草創之藍觴者上宮太子、之山嶺弘法大師修練之巖窟也、然開基霜往瓦甍爲塵年序暑來、盡壁絕跡、霧露濕檀場、秋虫吟御衣、秋煙雨籠欄檻、春草生蓮座邊、因玆鷲山黛色如含苦空之愁、捧澤、波、音、似、默、常樂之唱、人蹊穿、通僧徒絕此、于時當後鳥羽、御宇建久年中、證道上人實融、舜道上人實泉、覺義上人實、證人西海、浮盃、欲求道、中流來、鷲捧山□□上人、見發宿願、問二里人以山名、首尾隨心始終叶、擔於是與太子遺蹟、飾龔祖行、佛場於八葉、圖壇於滿寺、窓、抑、歸、敬本尊、者海岸孤絕之船師、九品蓮臺之補處也、去寬喜年中、宥順閣梨欲修營、妙相、金容之玉躡、有短章染衣、接足、三拜畢、桓武帝御宇延曆年中、奉弘法大師一刀三咒之剋業太子光身之大士也、貴哉青眸新照、大千妙哉蓮居久固、金輪加之躡、北嶺巖峯、捏石壇石窟、練行重日給亦、一山擁護、鎮將、者謂其本地、淨瑠璃界藥師如來述、此垂跡、普天感應、牛頭王子也、本身既、因行十二之上願利、以二萬億、下愚、內外明徹之惠光悉、破煩惱、冥苦、暗夜、感應道交之三藥、何不、治、衆病、株、付、末社、五字并壇場伽藍之幸

一 觀音堂

一 鎮守社

一 御影堂

一 釋迦堂

一 密塔

一 求聞持堂

一 經藏文殊堂

一 荒神堂

一 胎大日如來

一 金白舍利

一 求聞持堂

此外山門ノ力士鐘樓等 作聖時代不詳者也  
 一當二本尊、北背有二練行、巖峯、名、東瀧西瀧、云々者、一丈餘尺、磐石如二筭亂、數十積集、自其中、大樹出、生石上、二枝葉繁茂、四方垂下、厥降有巖窟、是御修練之靈跡也、僧徒斷絕之砌、一、刀、御本尊於此、一、鷲、奉、補、中、古、徒、下、來、爲、二、方、天、宮、室、案、然、拜、諸、佛、非、願、與、樂、爲、本、衆、生、所、期、萬、德、爲、極、爾、貧、者、不、願、宿、福、薄、偏、恨、現、業、無、相、富、者、唯、誇、今、世、樂、更、忘、當、來、獄、苦、故、此、天、尊、先、慈、貧、實、與、十、德、終、被、教、勸、覺、一、心、所、以、黑、鷲、嶺、之、嘗、捧、寶、塔、獻、佛、白、鷲、也、之、晚、投、金、砂、施、以、物、殊、更、橫、運、三、有、苦、海、以、濟、度、堅、經、十、方、樂、刹、以、引、接、知、現、當、福、天、可、仰、者、乎、復、石、壇、者、我、々、若、石、以、苦、衣、以、藤、帶、峻、々、石、座、妙、音、視、現、伏、伺、見、神、王、置、在、寶、珠、高、堂、隨、衆、生、願、如、雨、二、種、々、寶、自、然、道、理、標、示、者、歟、夫、尋、願、海、弗、沙、惠、流、遠、雷、謂、濟、度、塵、劫、消、露、偏、灌、所、以、現、三、光、天、子、照、德

輝於萬方、示八大龍王、派息波於四海、是豈非石上修現之靈天、救糧應物之神女乎。

一山號得名者、攝錄先名、靈鷲示捨故上人、願、舊、稱、呼、曰、鷲、峯、山、捧、澤、者、鷲、依、捧、山、號、覺、師、興、澤、地、故、名、捧、澤、寺、夫、澤、之、爲、狀、土、冪、々、而、如、雪、積、其、上、佛、閣、寺、院、堤、條、忽、而、如、雲、騰、其、上、行、運、道、路、平、地、自、然、之、澤、水、不、改、涌、出、之、靈、泉、也、雲、蕩、松、嶺、之、上、水、激、幽、坊、之、下、故、依、斯、澤、水、謂、捧、澤、寺。

一借、願、地、景、粗、同、山、壑、疊、々、巍、々、而、峯、々、徒、八、葉、西、北、龍、日、彌、望、無、極、東、南、虎、踞、捷、足、有、與、指、妙、高、爲、偉、引、大、道、爲、帶、笑、衝、倚、之、猶、畢、咽、崑、香、之、亦、劣、於、此、頂、二、鷲、奏、二、方、世、樂、之、歌、一、兩、夫、焉、二、婦、烏、翻、翼、示、既、異、又、明、界、畔、者、以、四、方、勸、請、爲、結、界、境、地、東、徹、妙、谷、南、明、星、瀧、西、塵、扑、池、北、龍、王、石、也、龍、王、石、者、四、隅、正、等、廣、十、餘、步、高、三、尺、餘、寸、也、是、曰、龍、王、塵、扑、池、者、徑、一、町、餘、周、圍、三、倍、池、之、爲、狀、三、角、湛、水、二、邊、山、尾、大、堤、南、聳、檜、檜、隈、力、底、臥、元、早、漏、水、與、貧、里、流、分、支、派、入、福、田、二、萬、人、快、樂、實、地、者、乎、此、西、道、名、不、動、坂、車、軸、谷、半、路、有、明、王、室、寔、大、龍、如、卷、寶、劍、是、曰、上、人、入、峯、初、道、一、山、系、緒、如、件。

裏書曰。貞治三甲辰三月天當山密統九葉權僧正勢瑜件以舊章 備御室御門觀覽御直末之御印綸兼又所屬於諸末徒者可許律師號 補任 御免之御令旨被實納畢。

應永卅四年七月廿四日十一葉正僧正勢舜前本依令舊損書焉畢。

慶安四年八月先師備御披覽入寺中院建立 密器世定世道具多造營之畢。

寬文九戊酉三月全隆謹而書焉亦備御觀覽 御直末之御令旨重而拜具同十年東寺就御修理之造 御室宮 嵯峨宮 御令旨當法務 三寶院御 奉書高野兩門首添狀 東寺年頭仕配狀等并御返翰等以上拾餘通實納畢。

延寶三曆建立鐘樓同四年再造大日藥師觀音不動明王釋迦世尊大師御影造舍利殿。

寬文十年霜月廿一日

法印 全 隆 花押

備中州小田郡鷲峯山捧澤寺記

古云求名者於朝求利者於市獨利名之擇其地而已乎求道修法者未初不依其處也。故幽林迥獨多起遠離之舍靈水秀嶽率關淨衆之園。本邦諸刹之盛雖月氏震且不多讓也、但其風淳人朴以文墨爲志者寡矣、至使前徽垂墜遺芳浸消觸處皆爾世之君子爲之浩嘆不亦宜乎哉、備之中州小田之郡有真言之道場焉曰鷲峯山捧澤寺蓋上宮太子之所夷棟而創構也。其峯巒處恒棲雙鶴故名鷲峯或褒賞茲山之奇不減着閣之風烟因樹斯號歟。加以



峯竦八剎彷彿南山、土人呼爲婦人之高野、則是表示妙法蓮花之八葉、謂之能仁常在說法之地亦可也、鶯峯之聲爲不虛馳、又峻嶺崇阿之間有池澤清泉之美勢如捧持而出于雲表、捧澤之扁額疑取於此、若是神龍昔宅澤中爲歸三寶捧而獻之、由是得稱亦不可知也、至今兆庶敬捧欣戴法雨之餘澤、則捧澤之名多不違其實者在焉、山有我大師遍照金剛修求聞持之舊址、瑜伽宗乘自茲成緒、塔廟院落之盛、人法供給之腆、必有超等軼倫者、而時近于艱事比草昧非今之所得而詳焉、尋其重興之緣自鶯鳥之靈也、嘗有薩州僧覺義上人者、扁舟過南海見一鶯、翩翻集于其舫、不驚如雅相調、少焉奮飛直向此峯而去、義遂目送以爲非常事也、彼高嶺恐有聖迹勝區、俄捨舟楫入山訪求、樵蘇之翁語曰、從此而北駿極之頂、所謂鶯峯者而群靈之依止、往聖之遺蹟也、今乃荆棘塞路輪軌絕軌公其冥搜庶幾可到、義喜躍而遐攀果得佳境、慨然有興復之志、棲遲歷載廢圯皆舉、本堂多寶塔鎮守神伴神社大師堂十王堂二王門等莫不備具焉、本堂聖觀音像大師手刻一胸三咒而所成、鎮守牛頭天皇亦多瑞應、山三巖窟祀多聞天王辯才天女及龍王之處也、其多聞天窟殊驚人目、又四方各有老樹似是標法刹之界、傳呼東勸請西勸請等意者勸請護方諸天及朝中威德之神祇以爲山鎮也、寺側不遠有池澄澗皎鏡不見塵芥之瀆水面、州民以爲怪異自義之紐振道社日繁歸信之徒相續莊園資產世增紺宇之輝、本坊之外十五僧院接簷列屏而遭季代之厄運無由復支持畦衣之資成隊非古精練之舍就荒過半、元和五年本坊火起、蔓延東西伽藍燼土珍藏灰燼秘器載籍頃刻而空、聞者無不吞聲而嘆惜焉、至而者唯本堂并觀世音像鎮守神殿二王門本坊及僧舍四、烟其住侶等遠扇遍照之教風久傳義能之統脉州內鄉邑諸寺隸之門下者四十餘宇矣、足今以驗先存脩之澤不竭也、嚮者有人袖覺義第二十世住持某、錄其傳聞者一紙來需予儷詞爲篇書慮無暇不省久矣、彼人近得捧澤之遺囑益嗟山記之不成章類々逼而不已、遂叙舊稿之所言如此、若其逸漏者俟來贖博之士抽毫而補苴爾。

寶永四年龍集丁亥初秋之日鼎峯沙門義剛撰

右記起于捧澤寺第二十世法印增親之首唱成於第二十一世阿闍梨空賢之懇請後人知之。

總法務一品親王廳下備中國鶯峯山中之院宜早任解狀令永兼帶聖無動院室事。

右現住淨白解狀備備城案內此寺者爲上宮太子披荊所創之寶地也、山高嶺聳萬樹鬱鬱雙鷗棲止衛護焉山形亦有似笠土之靈鶯故號鶯峯也、捧澤之號亦有因徵見于義剛所著之寺記高祖大師嘗修求聞持於此靈場後瑜伽宗乘絲々不斷塔廟院落之盛非他之所及云雖然年代久遠頗迫荒廢會覺義上人自薩過南海有一鶯來而相馴遂飛去棲止此峰上人以謂是爲往聖遺迹之勝區乃神教諭之所致也、因捨舟楫入此山攀羅捫蘿而到靈境慨然起興復之志本堂安大師一刀三禮所刻之觀世音像其他多寶塔鎮守神祠祖師十王堂二王門併皆不日落成焉三巖窟安多聞辨才龍王各靈驗奇瑞不一惜哉元和己未年權豐收伽藍珍藏秘器載籍略皆爲烏有今僅存什之一耳而國內猶有門下諸寺四十餘宇足以徵千歲靈域先備之德澤如之法

惠屬我王府其年月既舊矣現住淨白懇屬佛祖之風教繼野澤之統脉可以竊賞也、今以有是因辱闕王府院室之末班愈崇內眼之瞻望以備梵刹之莊嚴焉者可其所狀命以聖無動之院號賜與爾寺門永傳法絲以仰其榮久宜戒行弗懈觀智不離厚修瑜伽而令檀越福壽無量矣所仰如件寺宜敬承謹而乖違故下。

天保十一年四月廿八日

公文 遠江守源一

別當前大僧正

權僧正

大僧都

大僧都

少僧都

少僧都

從儀師

大威儀師

中院藏 扁額

鶯峯山

恰似金盆拆玉蓮

巍々像爲大師現

立伸 謹題

立正 謹題

備中國鶯峯山 本末寺格帳 中之院

右古文書ノ拔萃ヲ左ニ録ス(舊下道郡ニ屬スルモノノミ)

一、大内山仁和寺御直末備中小田郡東三成村古義真言宗鶯峯山豐澤寺 中之院 高基  
 境內東西貳百七拾間 四方之隅松櫻等之老樹壹貳本宛有之候 御除地高拾五石并山林三百拾五間五町貳反五畝步  
 南北五百貳拾四間 板倉攝津守殿領內年貢地高九石九斗八升七合 寺屋鋪壹反六步 僧舍 東西四間 南北拾三間  
 弘法大師大祭會之節 御繪旨之御寫光當寺江御下被爲成一國順達之後右拜納仕候事 御繪旨御教書御朱印無御座候  
 聖德太子之開基弘法大師修練之舊跡 後白河院之王子北院御室守覺法親王御一宿等之緣起水帳記錄有之候事

第二編 中古

九五三



本尊觀音堂 東西三間半 護摩堂 三間 鎮守祇園牛頭天王宮 東西六尺 拜殿 東西壹間 貴布禰社 壹間半 四方破却仕只 荒神社 壹尺五寸  
 毘沙門堂 南北五間 柱計殘候 辨才天堂 同斷  
 一、多寶塔 貳間半 四方 求聞持堂 三間 四面 礎計殘候 十王堂 貳間 四面 經堂 貳間 半 四方 仁王門 東西壹間 半 南北三間  
 [中之院未派]

一、寺屋舖 九間 壹畝廿四步 僧舍破却 寺家 教泉坊法雲團 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊十一面觀音 板倉攝津守殿領內年貢  
 地高壹石貳斗四升九合  
 一、寺屋敷 八間 貳畝四步 僧舍破却 寺家 東光坊 無住本寺團 御繪旨御教書御朱印御座候 本尊觀音 同領同高貳石四斗九升貳合  
 一、寺屋敷 五間 壹畝步 僧舍破却 寺家 寂靜坊 無住本寺團 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊阿彌陀如來 同領同高貳石八斗五升九合  
 一、寺屋敷 八間 壹畝廿六步 僧舍 東西六間 寺家 照寂坊法雲團 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊阿彌陀如來 同領同高貳斗六升七合 伊東播磨守殿領內下道郡妹村祈減檀家貳百軒同領同村坂元田畑九反壹畝拾八步高六石九斗六升 同所山林六町五反步右者瀨良田 佐渡守殿寄附之旨領主水帳有之候得共只今年貢地成。  
 妹村大婦 別當 照寂坊 舞殿 神子四ヶ村立會 隨神門 鐘樓堂 山林領主支配畝步不知 神田無御座候 同村ニ神田卜  
 一、青穗大明神社 祝尾崎村寶藏坊 舞殿 神子四ヶ村立會 隨神門 鐘樓堂 山林領主支配畝步不知 神田無御座候 同村ニ神田卜  
 申ホノゲ御座候而古ハ方年貢地百姓持ニ而御座候  
 同所岩崎  
 一、岩崎八幡宮 別當 照寂坊 舞殿 當村神子三嶋高見兩家立會 山林領主支配 神田無御座候  
 同所內山  
 一、小松八幡宮 遷宮 導師棟札照寂坊 舞殿 當村神子三嶋 高見兩家立會 山林領主支配 神田無御座候  
 同所池之上  
 一、穴門宮 別當 照寂坊 舞殿 神子四ヶ村立會 山林領主支配 神田無御座候

初向山二親寺卜申寺跡  
 一、荒神社 同所 塔 一字 礎斗御座候  
 一、正觀音堂 一字 猿掛 同所 一、藥師堂 一字 寺跡只今年貢地成 堂社之山林領主支配  
 一、荒神社 山林領主支配 同所 一、阿彌陀堂 一字 一、荒神社 山林領主支配  
 大婦 遷宮 照寂坊 御堂ノハナ 一、地藏堂 一字 山林領主支配  
 一、荒神社 觀音寺境內有之 建立修覆氏子構 一、阿彌陀堂 一字 一、荒神社 堂社山林領主支配  
 池之上江良 池橋 一、地藏堂 一字 中塔 一、荒神社 山林領主支配  
 一、地藏堂 一字 一、地藏堂 一字 穴門山日ノ西ニ在之  
 內山 一、荒神社 山林領主支配 一、荒神社 青穗明神之社地有之  
 一、荒神社 山林領主支配 穴門山岩窟ニ在 同所 一、不動堂 一、龍神 一社  
 右堂社不殘照寂坊支配

一、古義真言宗 備中下道郡八田村鏡林山 吉備寺光嚴團 領主伊東播磨守殿 本寺鷲峯山中之院 御繪旨御教書御朱印無御座候  
 開基吉備大臣并廟所五輪塔 一基 本尊藥師如來堂 三間 地藏堂 壹間 鎮守三寶荒神社 三尺 鐘樓堂 壹間 半 祈減檀家貳百軒  
 境內 貳拾貳間 井山林八反畝步 領主除地 年貢地高拾八石三斗 僧舍 東西九間 南北五間  
 矢砂 同所 一、荒神社 貳尺四方  
 一、釋迦堂 壹間 四面 同所 一、妙見社 三尺四方 同所 一、龍王社 三尺四方 同所 一、荒神社 貳尺四方  
 半田 土師屋 一、荒神社 貳尺四方 小林 一、荒神社 貳尺四方  
 以上吉備寺支配分



一、古義真言宗 同國同郡同村明光山 藥師寺曉榮園 領主同斷 本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊 藥師如來  
 堂貳間 開基不知 鎮守三寶荒神 辨才天社 三尺 青面金剛堂壹間 鐘樓堂壹間半 祈滅檀家六十五軒 僧舍八間 境內八畝年貢地  
 高八石三斗 山林八反除地  
 一、天神宮 遷宮導師 棟札藥師寺 一、御崎大明神 遷宮導師 棟札藥師寺 一、八幡宮 社僧藥師寺 一、古森荒神 貳社 一、牛神社  
 以上藥師寺支配分

一、古義真言宗 同國同郡服部村 鷄足山極樂寺弘雄園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊 藥師如來  
 僧舍 東西六間 開基不知 鎮守三寶荒神社 貳尺 祈滅檀家百參拾軒 境內壹反五畝年貢地 持高九石年貢地 山林五反步 領主除地  
 南北六間半

同村氏神 小前後 和田 横山  
 一、八幡宮 別當極樂寺 一、嚴嶋明神 別當極樂寺 一、疫神社 一、田中明神社  
 谷本 谷本 一、荒神社 山手  
 御崎明神社 一、荒神社 同所 一、荒神社 同所

關屋 同所 一、稻荷明神社 金屋 同所 一、丑寅明神社  
 一、疫神社 一、荒神社 八高山辻 八高 一、疫神社 尾崎村  
 矢上 一、龍王社 沖堂 關屋 一、地藏堂 金屋 一、地藏堂

一、藥師堂 右堂社不殘極樂寺支配  
 一、古義真言宗 同國同郡尾崎村 高見山蓮花寺唯明園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊 觀音堂 貳間半  
 開基不知 鎮守祇園牛頭天王宮 三尺 祈滅檀家百四拾軒 境內七畝年貢地 持高十六石 山林七反領主除地  
 四尺

尾崎村服部村兩村氏神 本願遷宮導師極樂寺 蓮花寺  
 一、大塚八幡宮 一、三社大明神 神主 蓮花寺  
 一、池熊神社 一、天神 一、荒神 三社 一、疫神 三社  
 中之谷 瀨戶谷 石田 東谷 中之谷  
 一、彌勒堂 龍化寺跡 一、阿彌陀堂 眞如坊跡 一、釋迦堂 高德寺跡 一、藥師堂 一、觀音堂  
 畑岡 石田 妹村 一、青穗明神 說仕候

右堂社不殘蓮花寺構  
 一、古義真言宗 同國同郡嵯峨野村 松林山正蓮寺慧明園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊 阿彌陀堂 三間  
 開基不知 鐘樓堂 鎮守三寶荒神社 四間 僧舍 東西拾貳間 祈滅檀家貳百五拾軒餘 境內五畝九步年貢地 持高拾石 山林壹町五反  
 領主除地

田中 平山  
 一、八幡宮 當寺 有井村阿彌陀寺 右兩寺支配 一、天神社 一、田渡明神 一、山神社  
 上田口 末正 坂 一、荒神 別所  
 一、荒神 一、荒神 門所 同所 一、荒神 下田口

御崎宮 有井阿彌陀寺 右兩寺支配 一、地藏堂 南藏坊跡 一、地藏堂  
 下屋 札場 同所門 別所 一、毘沙門堂 同所  
 一、地藏堂 同所 一、地藏堂 末正 一、地藏堂  
 別所 同所 一、地藏堂 一、地藏堂

右堂社不殘正蓮寺支配  
 一、古義真言宗 同國同郡本庄村 內之山圓尾寺弘桂園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊 藥師堂 三間  
 第二編 中古 九五七



開基鑑真和尚 鎮守熊野權現 四方 鐘樓 僧舍 東西拾間半 祈滅檀家三百餘 持高拾壹石五斗 年貢地 山林  
 氏神 同所同山  
 一、八幡宮 三間 別當圓尾寺 拜殿 貳間 御供所 鐘樓 一、天神社 別當同寺 一、高良宮  
 一、諏訪宮 別當同寺 拜殿 貳間半 氏神 一、國司明神 別當同寺 拜殿 貳間 眷屬社 里山  
 立坂 石橋 一新見 小原 一、龍王社 舞庵  
 一、藥師堂 一、地藏堂 一、觀音堂 一、藥師堂 一、阿彌陀堂 大窪  
 西田 城山 一、觀音堂 一、藥師堂 一、毘沙門堂 小原  
 一、不動堂 一、阿彌陀堂 一、觀音堂 一、藥師堂 一、地藏堂  
 江寺 吹原 一、地藏堂 一、地藏堂 一、地藏堂  
 奧尾 山木 一、釋迦堂 一、阿彌陀堂 己上本庄村分  
 一、觀音堂 一、釋迦堂 一、阿彌陀堂 同氏神  
 板倉阿波守殿分同郡山田村堂氏神 當村庄屋 一、御崎宮 一、王子權現  
 一、加茂宮 別當圓尾寺 但シ神田山林支配 當村庄屋 町下  
 一、藥師堂 一、地藏堂 一、地藏堂  
 右兩村不殘圓尾寺支配  
 一、古義真言宗 同國同郡同村 還園山宅源寺弘嚴園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊觀音堂 三間  
 開基不分明 阿彌陀堂 四方 鐘樓堂 僧舍 東西九間 無檀家 鎮守八幡宮 壹間 境內貳畝步 年貢地 持高拾四石 年貢地 山林五反七  
 畝餘 領主除地 己上宅源寺

一、古義真言宗 同國同郡同村 龍光山藥師寺弘桂園 無住圓尾寺代判 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊藥師  
 堂 貳間 開基不分明 鎮守天照太神社 九尺 僧舍 東西八間 無檀家 境內貳畝貳拾步餘年貢地 持高壹石八斗 年貢地 山林四反四畝步  
 領主除地 以上藥師寺  
 一、古義真言宗 同國同郡同所 舟木山觀世寺龍海園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊觀音堂 四間 開基不知  
 僧舍 四間 境內三畝九步年貢地 持高四石七斗年貢地 無檀家 山林貳ヶ所壹町七畝步 領主除地 上人山貳反餘同斷  
 當村五社ノ内 鎮守明見宮 壹間 拜殿 九尺 神田六畝步 同畑拾八步 田畑高三升八合 施主當村九右衛門  
 荒神 山神 眷屬 若宮 右社不殘觀世寺支配  
 一、古義真言宗 同國同郡新庄村 石向山西明寺佑道園 領主同斷本寺同斷 御繪旨御教書御朱印無御座候 本尊阿彌陀堂 貳間  
 開基不分明 鎮守天照太神社 四方 龍王社 三寶荒神社 祈滅檀家百七拾軒餘 僧舍 東西拾貳間 境內三畝步年貢地 山林貳反五畝步  
 領主除地 持高八石七斗四升六合 年貢地 八幡社地内 同鐘樓堂 一、國司明神 別當同寺 拜殿 御供所 眷屬社  
 氏神 一、八幡宮 別當西明寺 拜殿 御供所 一、天神社 同本地堂 同鐘樓堂 一、觀音堂 大上 木村谷  
 一、王子權現 別當同寺 拜殿 一、山王權現 右同斷 一、觀音堂 岡垣地 一、虛空藏堂  
 同所二ツ木 同長砂 一、十三佛堂 一、大師堂 一、地藏堂 一、阿彌陀堂 一、阿彌陀堂  
 一、觀音堂 一、阿彌陀堂 法花山法善坊ト申寺跡 境內ニ荒神社有之 一、地藏堂 一、觀音堂 一、觀音堂  
 ナミツキ 堂内 一、地藏堂 一、觀音堂 東ちみ觀藏寺  
 一、藥師堂 但シ同堂高頭觀音安置同所荒神社一宇 一、阿彌陀堂 一、地藏堂 一、觀音堂  
 第二編 中古 九五九



小竹  
一、觀音堂

以上西明寺支配分

一、古義眞言宗 同國同郡妹村

微妙山觀音寺寂堂園

領主同斷本寺同斷

御繪旨御教書御朱印無御座候

本尊觀音堂 壹丈四面

開基不分明 鎮守三寶荒神社

僧舎 東西四間 南北三間

無檀那

境内七畝步年貢地

堂屋敷貳拾步

領主除地

持高貳石貳斗五升貳合

年貢地

山林貳反餘 領主除地

右觀音寺分

一、古義眞言宗 同國同郡水内村 金陰山寶珠寺寂立園

領主同斷本寺同斷

御繪旨御教書御朱印無御座候

本尊藥師堂 九尺四面

開基法印宥遍 鎮守神宮司

祈減檀家百四軒

僧舎 東西十間 南北四間

境内七畝步

年貢地

山林五畝步

同斷 持高五石餘

年貢地

一、八幡宮 別當寶珠寺

龍王社 若宮社

神田高貳石參斗貳升貳合

山林壹反八畝步

一、山王宮 別當同寺

山林三畝貳拾步

山田

一、不動堂

高田

一、荒神社

助上

一、大倉明神

片山

一、現福明神

山本

一、社天神荒神

市場

同所

一、荒神社

清水

一、荒神社

かな屋

一、荒神社

清水

一、稻荷明神

かな屋

一、大現明神

細瀬

同所

一、觀音堂

同所

一、觀音堂

山本

一、觀音堂

下谷

一、觀音堂

山本

一、觀音堂

かな屋

一、觀音堂

右不殘寶珠寺支配

一、古義眞言宗 同國同郡槻村三光山(下倉村槻)

高岸寺増盈園

領主板倉阿波守殿

本寺同斷

御繪旨御教書御朱印無御座候

本尊千手觀音

住坊 東西六間 南北三間

開基明尊阿闍梨

鎮守祇園宮

寺地 東西十五間 南北六間

除地

一山林五畝步除地

田畑高貳石九斗 祈減檀家 六拾軒

備中國小田郡鷲峯山

中之院 高基

堂垣地

荒神社

堂垣地

藥師堂

一、三大妙見宮

當村氏神

別當高岸寺

一、八幡宮

五尺社

當村之内櫻ヶ谷

別當同寺

一、荒神社

堂垣地

田之鼻

一、荒神社

田ノ鼻

一、山神五社

在所同村之内

高瀧

大増

廣間

チキレ

岩上リ

一、藥師堂

右之堂社高岸寺構

右之通相改候處相違無御座候

以上

寬延三庚午七月日

御室御所御役人御中

福山福山寺

福山、標高三〇〇米、都窪郡山手、菅生、清音の三村に跨り山容雄偉、平野の間に聳ちて堂々四隣を壓し。吉備郡の平地部に於ては朝夕其の偉容に接して一段の親みを覺ゆるもの此の記事なくんばあるべからざる所以なり。

福山は又、窪山、百井山、福井山、福山と稱す。備中誌云「福山は西郡村に在りて淺原、廣谷、輕部、小屋等に跨り其峰最高くして東北數十の谷を引連ね頂に城址あり往古は此山、古地の端より東へかけて總て窪山島といへるが四面海を開きて新田出來しよりいつしか此山をのみ福山といへり云々」福山の頂上に寺あり福山寺といふ。元弘の亂に福山城陥り福山寺焼けしが其後元和の頃までは伽藍の趾を繼ぎしが寛文に至りて終に廢寺となりぬ。

福山寺。備中誌云「福山寺、福山の絶頂にありしが今廢して輕部村に移す云々」開山不詳、或云報恩大師、金堂、經堂、山門、僧房、鎮守、帝釋堂、三重塔、其外諸堂巍々として建並られしが戰亂相續き殊に建武中庄常陸介兼祐此地を城郭として立籠りしを大江田氏經之を攻めしかば常陸介叶はずして常陸介降伏す、時に直義大舉して西上し福山城を攻

第二編 中古

九六一



む。氏經防戦力めしも衆寡敵せず城陥り直義火を放ち福山寺焼失す。太平記に「爰ニテ城ノ方ヲ遙ニ觀レハ敵ハヤ入替リヌト見エテ櫓搔楯ニ火ヲ懸タリ云々」梅松論に「既ニ味方ノ大勢福山ヲ攻落シテ、亂入テ火ヲ放ツ間敵皆落行云々」  
 とあるによりて明かなり。應永七年南禪寺一麟の書し香海寺○早島町靈巖禪師傳に「七歳喪父、登福山寺勤學」とありれば回祿後六十四年の此時に學徳の僧住職せしと見えたり。中古一山十二坊と稱す左の如し。

福山寺一山十二坊の名稱及其遺址。

坊名	地名	番地	地目	段別	所有者
一、小池坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 庚申堂、下方古井戸、屋敷也
二、東坊	西郡福山	一七六三	保安林	六町一段三畝十八歩ノ内	田中治一外四十五名
三、西坊	西郡福山	一七六三	保安林	六町一段三畝十八歩ノ内	田中治一外四十五名
四、乾坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 屋敷趾ト稱ス
五、玉藏坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 屋敷趾ト稱ス
六、奥坊	西郡寺坂	一三一三	墳墓地	一畝八歩	守安定太郎
七、天神坊	西郡福山	一七六一	保安林	九畝廿五歩	守安定太郎
八、萬福坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 福山城趾カ
九、鍛冶屋坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 福山城趾カ
〇、眞如坊	西郡寺坂	一三〇一	山林	二畝四畝廿八歩	田中治一外四十五名 福山城趾カ
二、總持坊	岡谷東山	一四〇三	宅地	拾坪	友野欽一外百一名
三、法積坊	西郡福山	一七六一	保安林	八町八段八畝十四歩ノ内	田中治一外四十五名 福山城趾カ

福山寺焼亡しやがて再興ありしも漸く維持困難となり元和中、小池坊、乾坊、玉藏坊、西ノ坊は帯江村に移轉し後、奥ノ坊は西郡に鍛冶屋坊は三和村に移りて眞言宗に改め、尋で諸坊追々山を下り本坊も破壊され、福山寺は輕部に移りて法積院と改む、三重塔其他の佛宇も法積院へ引取られたり。

因に小池坊、乾坊、東坊、西坊、玉藏坊の退轉に就いては備中誌窪屋郡帯江村の部に。

○福山、正智院駕籠寺。帯江村に在り本寺、高野山。元來福山寺十二坊の内にて小池坊とて彼地に在りしが、花園天皇正和年中、小池坊、法印頼宥、乾坊、東坊、西坊、玉藏坊等を率ゐて福山より帯江村五日市の山中に移り凡四百餘年を経、高觀の代元文四年より寶曆七年の間に、本堂、山門十六羅漢堂など諸堂を建立し寶曆九年十二月、力士門成る同十年十王堂建つ、本尊聖觀音惠心僧都の作也とぞ、小池坊の本尊を移したるが寺領現米拾石今に戸川氏の寄附あり。



福山寺小池坊法印、頼宥正和元年三月廿一日寂。頼全貞和五年五月廿日寂。宥範應永二十年四月十九日寂。増忍、増養、増範、増運、頼盛、頼養、増圓、増長、増應、高觀、元文寶曆の間諸堂諸門を造營す。

正智院駕籠寺舊趾。駕籠寺、舊稱、小池坊、蓋し福山城趾の東方二丁餘今の庚申堂の下方に伽藍趾あり東北隅に井池あり。現に石蓋を覆ひて見えす、小池坊の趾ならん。寺傳に據れば頼宥法印、乾坊、東坊、西坊及玉藏坊、を率ゐて帯江村五日市の山中に移る云々と、そは今の中莊村大字黒崎字片山と隣接せる豊洲村大字五日市字山地の丘陵地、俗稱、寺山といへる所なり。寺山の頂上は現に早島、茶屋兩町の上水水源貯水池となれる所にして方二町許の高臺地を成し東は三段歩許の共同墓地を成す、北は片山部落にして西方二町許に乾屋敷、乾谷と稱する所あり。南邊山腹には民家の屋敷跡と思ほしきもの參差斷次せり。而して今の水源池を中心とする所に小池坊及西ノ坊、而して東隣の共同墓地より東方谷地を隔て相距る二町許に東ノ坊趾あり。又西北方の乾屋敷こそ實に乾坊の趾なり。但、乾坊は後、茶屋町に移り



て現に乾坊の名跡を繼承せり。玉藏坊も駕籠寺の二日市移轉と相前後して帶江村大字有城に遷りしが最近廢寺となり今は青年團の集會所となり、本尊及諸佛像は皆駕籠寺の本堂に安置せらる。

○奥ノ坊址。西郡○今山手村に在り。撮要錄廿九、廢寺部に「西郡村福山、加良寺奥坊、眞言宗、寛文六年住僧還俗神職トナル」備中誌に「奥坊、寛文六年備前佛法破却の時廢せらる」と見ゆ。

○天神坊址。三輪村○今常盤村に在り。撮要錄廿九、廢寺社部に「小屋、福山山、天神坊、眞言宗、寛文六年住僧還俗ス」備中誌に「廢寺、天神坊、福山寺ノ餘屬、小屋天神宮ノ社僧也寛文六年寺坊破却ス」と見ゆ。按に小屋天神宮、三和村百井山神社、式内備中國十八神社の一、從五位上。文德天皇、嘉祥四年正月正六位上。清和天皇貞觀元年正月廿七日從五位上。「此舊跡不詳、福山の麓、西の方小屋村の内字モモ井口と云處昔は社有し也。其村の山畝帳に出せり云々」と備中誌に見ゆ。今福山の中腹、幸山城址と南北相對する、南側に巨巖老松數株鬱々として晚翠を含める邊是百井山神社の古址也といふ。百井山天神社、祭神、天穗日命、大山祇神。往古の別當寺すなはち天神坊なり。寛文六年備前芳烈公光政社寺淘汰の時、還俗して神人となり藤村兵太夫と稱す後絶家す。墓地は古屋字清水に在り。後福井山般若寺社僧となる。

○鍛冶屋坊。福井山般若寺、鍛冶屋坊と云ふ。常盤村大字三輪に在り。備中誌、三和村の部に「鍛冶屋坊、本と福山十二坊の一也後爰に遷す」と見ゆ。因に三和村もと三輪村と書きしが、明和頃備前領と蒔田領とに分るゝや。備前領を三輪、蒔田領を三和と書き分けたり。後舊に復して等しく三輪と書き今常盤村の大字となる。

○福井山、般若寺鍛冶屋坊、眞言宗、國分寺末。本尊藥師如來、本堂方二間半、帝釋堂一間二間半。住坊五間ニ三間庫裏三間ニ六間。境内十八間ニ十九間。鎮守智權現社四方八畑三段七畝四歩。往古福山の峯に在り、彼地十二坊の一也。後三和村に遷す(備中誌)舊幕時代社僧として奉仕せし宮社六。百射山神社、天神社、小屋明神寬延中、八幡大菩薩、疫神社祭神祇園牛頭天王、荒神祠。御崎明神、是なり。

○萬福坊址。清音村大字輕部東町二一八番墳墓地八畝廿七歩の地にして今不斷堂と稱す。撮要錄、廿九廢寺社部に「輕部村萬福寺眞言宗寛文六年住僧立退」又備中誌に「輕部村、廢寺、不斷山萬福寺、往古福山寺衆徒十二坊の内也、寛文六年還俗し寺坊破却す」と見ゆ。

清音村長江口武雄氏所報、現狀調査に據れば。不斷堂、清音村大字輕部字東町二一八番地墳墓地八畝廿七歩、建物堂一間四方、勸請年月不詳、或云慶長二年、明治二十年二月造營。

由緒。大井田氏經。福山居城中、朝原山安養寺末寺四十八ヶ寺存せるを以て永遠に保存することの困難なるを慮り建武二年輕部村に其末寺不斷山萬福寺を移して本尊阿彌陀如來を安置す。然るに天正三年五月幸山の城主石川久式毛利輝元の爲に攻められし時兵燹に罹りて燒失す、慶長二年特信者の寄附に依りて方二間の堂宇を建立し厨子を納めて三體の阿彌陀如來を安置す。爾後屢堂宇の改修を経て明治十九年九月暴風雨の厄に遭ひて倒潰し翌二十年二月今の堂宇を再建し以て今日に至れり。云々」文中朝原寺末寺とあるは福山寺と朝原寺とを混同せるもの、又その退轉燒失を建武二年天正三年とせるも建武三年五月の燒失退轉の誤なり。

○眞如坊址。山手村大字西郡字寺坂一三二四番山林二段四畝廿八歩なり。備中誌西郡の部に。廢寺跡。眞如坊山手に有日照山萬福寺末寺にて眞言宗也。開基不詳本寺宥遍といへるものと爭論に仍て廢寺と成る。後還俗して神人と成、御崎宮を攝す。(神人宮岡氏を稱し今に連綿たり)因に日照山萬福寺總持院歴代住職に「宥遍慶安三年寂」とあれば慶安以前的事歟。

御崎宮。片山に在り。祠官宮岡氏。社司の説に古へ一御神と云小社有。祭神大己貴神、幸魂也、大江田式部歲徳の神を勸請の願有て御崎宮勸請云云。

○惣持坊址。山手村大字岡谷字東谷一四〇三番宅地十坪今一字の佛堂を存す。撮要錄廢寺社部に「岡谷山總持坊、眞言宗、寛文六年住僧還俗」備中誌に福山寺條に「廢寺の跡惣持寺廢せし年月不知」

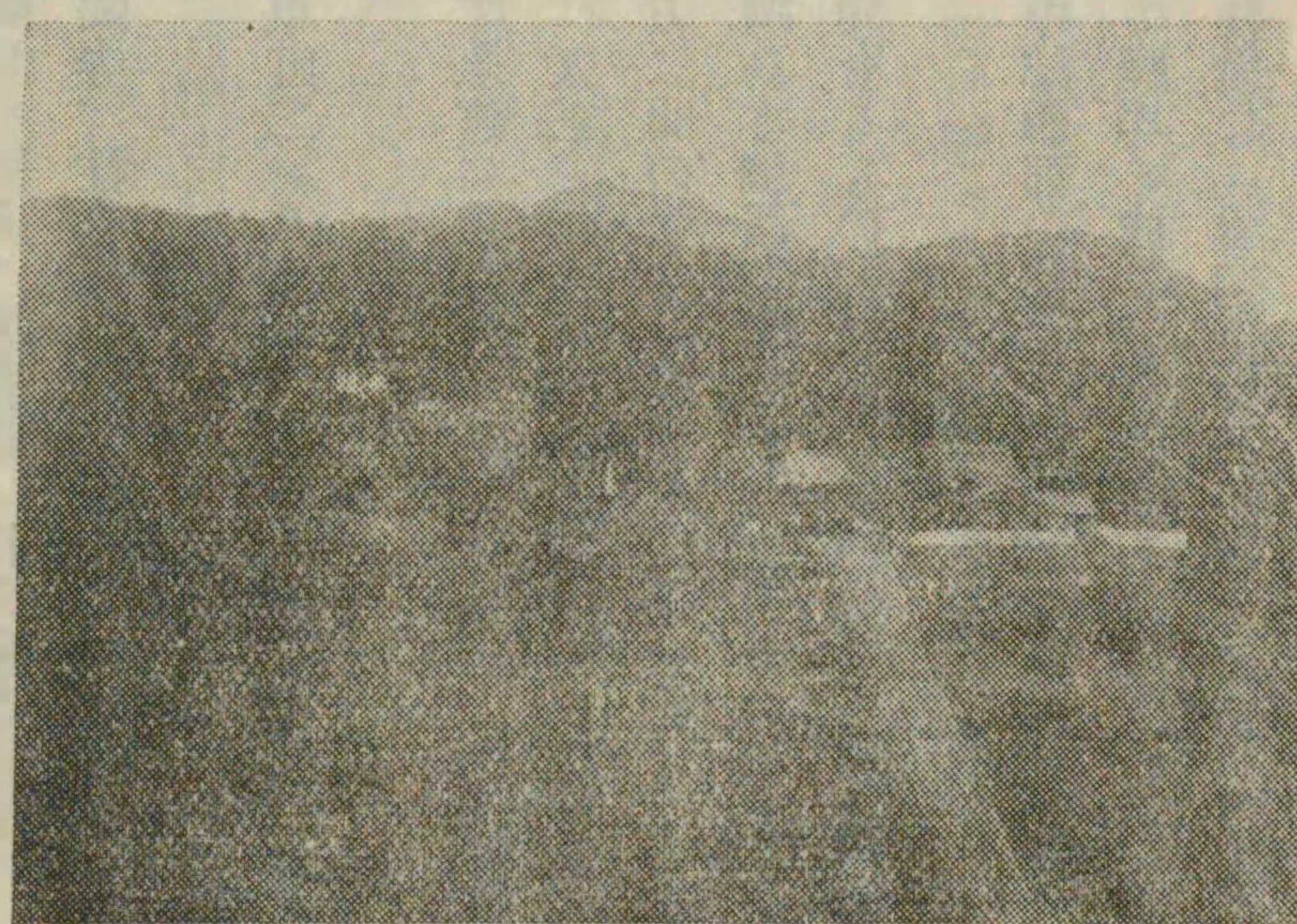


○法積坊址。清音村大字柿木、塔ノ元四五七番宅地四十四坪村有地なり。撮要録廿九、廢寺社ノ部に「柿木、輕部山寶積院、眞言宗、寛文六年住僧還俗」備中誌輕部村條に「廢寺、寶積院、柿木村に在り寛文中佛寺破却せられし時還俗す」又云「廢寺、法積院、輕部村、元來福山、福山寺大伽藍成しが衰微して坊中諸方に移り、建武三年足利直義福山城合戦の時、諸堂湮滅せし後は草堂にして後輕部村に遷し法積院と改め三重塔其外佛堂悉く引取と云ふ。元和の頃小堀遠州公より寺領高三石を免除す。廢寺と成て大日堂一字残り。寺の在りし跡今塔の元と云、免除高之内一石餘今村内に残れり」と見ゆ。

今、塔ノ元は大日堂と稱し爲貞塔（第三編金石文の章に詳し）の敷地となる、此所に二間四方の堂及平家門ありしが大正七年七月暴風雨の爲めに倒潰し、其址に其瓦を用ひて方一間の堂を建つ。爲貞塔はモト宇津輪と稱する墳墓地に在りて四方に玉垣を繞らせしが維新前に今の所に移す。塔の元は古來の地名にして福山寺より遷せし三重の大塔に因めるか。北隣を塔の後、南隣を寺の前と稱し其の舊規頗る宏大なりしもの、如し。

淺原寺

淺原寺。都窪郡菅生村大字淺原に在り。又朝原寺とも記す初め蓮臺坊を本坊とし後に安養寺を本坊とす、報恩大師また僧空海の開基と稱す。備陽國誌に「朝原山、安養寺は僧の説に僧空海の開基と云傳ふ。賴朝公再興にして寺領三百町寄附所有よし。其後高山ノ城主石川左衛門田地二町を寄附す、宇喜多中納言寺領十二石寄附し。慶長の頃赤松伊豆守領主たりし時二反五畝寄附す、忠雄君の時十石御寄附今寺領なし」と記し盛衰記に「新大納言成親卿



淺原安養寺全景

配流の後、備中の國安養寺の調御房といふ僧を頼み同國淺原寺にて出家受戒し給ふ時六帖鈔と云ふ歌草紙を戒師の布施にせられしよし當寺の事なり。六帖抄、今はなし云々」古は毘沙門百八體を安置す、今四十八體有りといへとも皆朽壞せり、享保年中纔に六體を修造す。又古へ當時結果として此村の四隅に王子壇といふものを築く今に在り」云々。

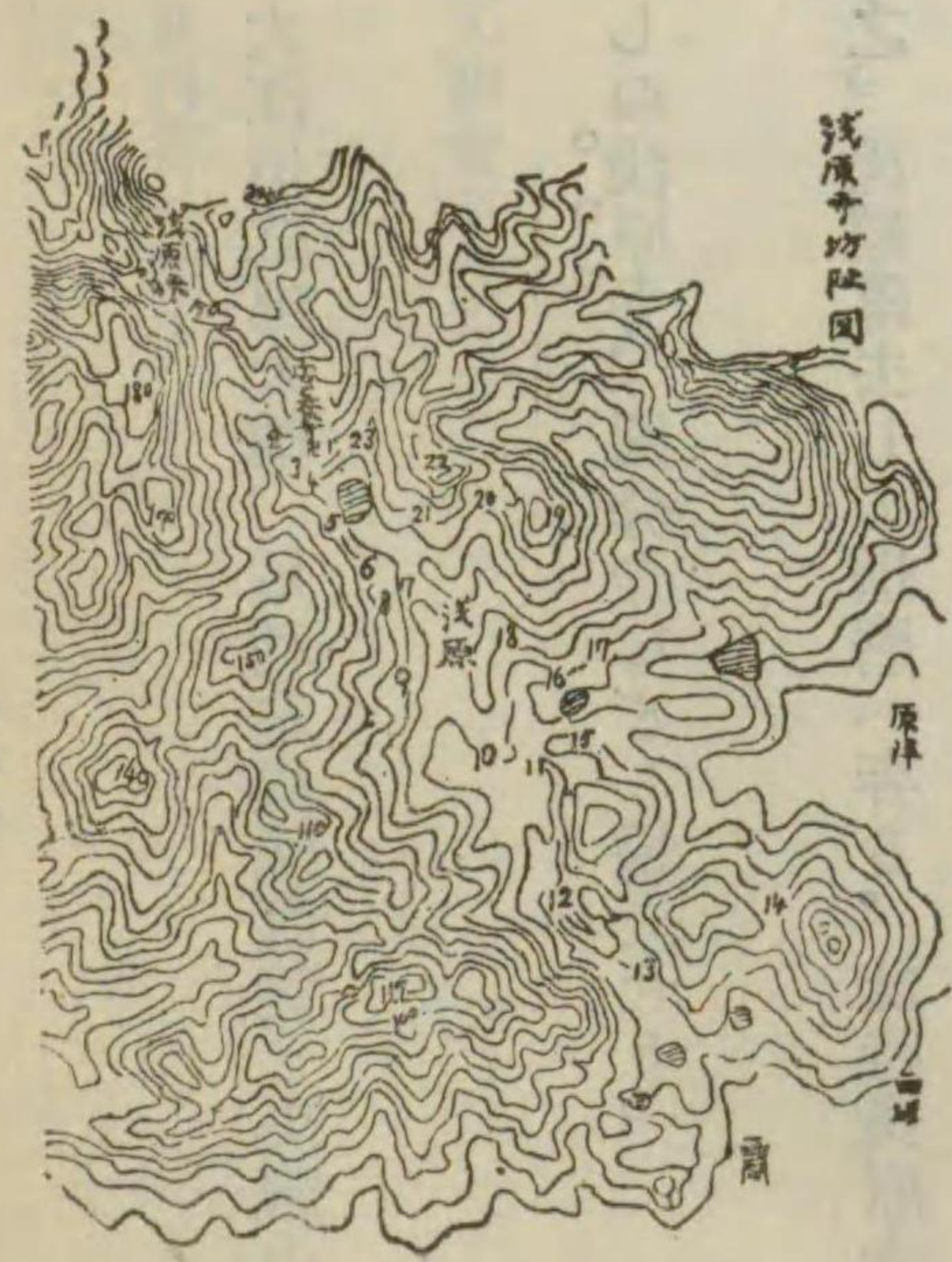
備中誌に「淺原山、淺原寺、蓮臺院、一老上席衆徒一山號。開山不詳、福山寺と同じ、或云報恩大師にや本尊毘沙門天百八體、中尊は尊氏西國下向の時取歸り給ふと云。或は滅し或は近郷へ持去り又朽損して今四十八體也、寶永五年領主見届有享保三年六體修覆を成しけり惜むべし。本堂三間、南向三聖堂と號す彌陀、釋迦、藥師三如來を安置す。文殊堂六間、西向本堂の東南に在り。毘沙門堂方八間、本堂の南に在り。五重塔方四間本堂の西方東に在り。山門鐘堂、山門の東南に在り。阿彌陀堂方二間、金堂阿彌陀如來、長三尺餘、淺原村の中、釋迦坊の側に在り。承應年中堂宇燒失の時、免かれ給ふ。其時左の指破損す、享保二年安養寺（前記釋迦坊の側にありし寺）淺原寺へ移りし時今の地に移す。淺原寺は福山の中腹に在り、山陽線倉敷驛の正北方一里。地は一小谷地を成して南に開け閑雅幽邃、風光明媚にして自然の勝地たり。平安朝以來の古刹にして一山四十餘字の寺坊を有せしが建武の兵燹に罹りて一山殆ど焦土と化し、今や朝原山安養寺の一寺と鎮守祇園牛頭天王一社を存するのみ。而も佛像、古瓦、斷礎また地名遺物の當代を偲ぶに足るもの鮮からず」

淺原寺の建武の兵火に燒失せしことは、太平記、梅松論、備陽國誌、備中誌等に見ゆ。

太平記福山合戦の條に。「夜既ニ明テ後（建武三年五月十六日）先ツ備後備中ノ勢共三千餘騎ニテ押寄淺原峠ヨリソ懸タリケル」

淺原峠は淺原寺の西方三四町に過ぎず。備陽國誌に直義の陣址を記して。

「中峠、淺原村此處を古城山ともいふ。足利左馬頭直義、福山の城主大



九六七



江田式部大輔を攻る時此所に陣取しよし云傳ふ」  
伽藍の焼失に就いては備陽國誌、三備中窪屋郡に。

朝原山、安養寺淺原村古は一山を朝原寺と呼よし(中略)眞言宗本寺西阿知村遍照院、建武の頃福山の城主、大江田式部大輔、足利左馬頭直義と決戦の時堂舎悉く焼失す。

とあり。備中誌、福山寺の條に。

是に於て直義、城に火を懸け焼き立つれば流石に福山寺も此時に至て回祿しぬ。淺原寺、國分寺なども焼失せり。又同書、淺原寺條に。

建武三年大江田式部大輔氏經福山城に籠りたるを足利直義大軍を率ゐて攻之。氏經落去して播磨へ奔る。此時淺原寺を初めとし福山寺の伽藍悉く焼失して只毘沙門堂一字のみ残りしなり」

とあるに依りて明か也。

又諸坊に就いては、備中誌に。

坊中諸方の谷々に在り、閻魔坊、谷坊、蓮臺坊、奥坊、無量壽坊、覺樹坊、金剛坊、眞道坊、觀世坊、釋迦坊、圓明坊、虚空藏坊、滿願院、東境泉寺。入道坊此一つは村の下に在り侍法師共いへり。此外泯滅して其名も不知、今日畑の名に依て其大概を記す。

と記せり。予は去大正八年淺原寺實査に際り。淺原の名門にして物識なる秋庭二郎氏に淺原寺塔頭寺坊址調査の事を依頼し置しが爾來十有六年氏は尤も熱心に之を記録に徴し故老に質し實地に究めて遂に二十三箇所の寺址を確定せられたり。左の如し。

淺原寺、寺坊址一覽

番 寺坊 字 地番 地目 段別 所有者氏名 備 考

一	蓮臺坊	宮ノ下	一六〇九	畑	八畝五歩	安養寺		
二	才地坊	峠	一六九八	山林	貳畝廿三歩	泉傳七		
三	藥師院	宮ノ下	一六一七	田上、田	壹段三畝壹歩	室山本造		調法記曰、本尊釋迦如來ニテ湯田申所也但絶寺後本尊都宇郡早島村長津藥師院ニ入佛
四	眞道坊	宮ノ下	一六一七	田下、田	壹段三畝壹歩	室山本造		
五	金剛坊	向山	一六六二	山林	拾八歩	泉定七		址ニ井アリ金剛坊ノ井ト云フ
六	釋迦坊	向山	一六四〇	山林	貳段九畝歩	山本助次郎		
七	安養寺	境ノ西	八九三ノ一	田	八畝七歩	安養寺		現存唐佛金銅阿彌陀如來坊ハ釋迦坊ノ東ニ在リシカ火災ニ火中ヨリ飛出テ指掌損スト云フ
八	滿願寺	大池尾	一六三八	田	壹畝廿四歩	淺野與一		本尊地藏菩薩絶寺ノ後今ノ安養寺ニ入佛
九	地藏坊	西谷	一八四一	畑	二畝十九歩	淺野與一		
一〇	地引道寺	中疇	八五七ノ二	宅地	六十八坪	室山槌治		
一一	東光坊	村前	三〇六ノ二	宅地	百廿九坪	宇野權次郎		
一二	羽作坊	村前	三二五	山林	壹畝廿歩	秋庭二郎		ハサコ端迫ノ意ニ出ルカ坊址ニ石地藏、石觀音アリ調法記云、入道坊但此一寺侍法師之坊也
一三	入道坊	岩崎	一六一	山林	七畝廿歩	白髮佐七		
一四	虚空藏坊	虚空藏	四二五	畑	六畝廿一步	秋庭二郎		
一五	源大坊	栗林	三五四	畑	八畝廿六歩	秋庭千萬太		隣接官有地ニ巨ル
一六	十大寺	東山	六七七	田	壹畝歩	宇野清一郎		
一七	常萬寺	茶木根	六三二	畑	四畝一步	松尾末三郎		
一八	中ノ坊	東谷	七七七	宅地	二百卅七坪	宇野實太郎		
一九	圓滿坊	北出口	一〇六二	畑	五畝歩	宇野實太郎		圓滿又閻魔ニ作ル
二〇	淨土坊	東ノ上	一〇四〇ノ一	田	四畝廿四歩	室山春吉		
二一	觀世坊	東ノ上	一〇〇〇	宅地	百卅三坪	室山熊太郎		
二二	覺樹坊	東ノ上	九九三	宅地	百卅四坪	室山嘉平		覺樹又角壽ニ作ル
二三	谷ノ坊	北谷	一五〇四	田	八畝三歩	安養寺		



以上の外記録、口碑、傳説に存するものにして其の位置的數ならざるもの二十三坊其の名稱左の如し。  
 幸藏坊 圓明坊 奥之坊 無量壽坊 正藏院 西明坊 東境界寺 界善坊 久蓮寺又作休蓮寺 北之坊 道界寺 半牧坊 後參坊 佛生寺  
 別所寺 高野峰寺 寺山 界會根坊 轟坊 日鳥坊 藏見谷坊又作春三寺 石堂坊 彌谷寺又作以彌谷寺  
 是等坊陸の位置の決定は姑らく之を他日に保留せんす。

因みに安養寺は淺原寺の一寺坊なることに就きて記する所あらんす。備中誌に。  
 長源山安養寺、或云朝原山、蓋音讀相通也。

開山不詳、或は僧空海開基とも淺原寺の縁起を以て報恩大師草創とも云へり、眞言宗西阿知神遊山遍照院末寺。本堂、庫裡、門、毘沙門堂、往古淺原寺にて百八體ありしか或は他へ持行て今は四十八體を安置す。享保二年今の堂再建也。

當山も古刹にて既に盛衰記にも新大納言配流し給ふ時安養寺の調御坊と云を頼みて同國淺原寺にて出家持戒し給ふ事見えたり(中略)

建武三年福山合戦の時、淺原寺をはじめ回縁に及び其後再建して星霜三百八十一年を経て享保二年淺原寺の舊跡へ移る也。

さあるが長源山の山號は淺原山を朝原山と書き音讀して朝原山を朝源山と書くに至りしにて長源山安養寺の淺原山安養寺、即ち安養寺は本と淺原寺の一坊にて現今の淺原、字境の西八九三ノ一番、田八畝七步安養寺所有の地に在りしこと疑なし。寺は同じく淺原寺の一坊たる釋迦坊の東方溪流を隔つる所に在りて其の本堂阿彌陀堂は方二間にして本尊金銅阿彌陀如來長三尺の印度佛像を安置せしが承應中堂舎焼失に方りて火中より飛去り爲に左の脂頭右の裳損じたる尊像現に安養寺の本尊是なり。斯くて淺原寺の一坊たりし安養寺は其の本坊の類廢と共に享保二年本坊淺原寺址に遷され再興されたるものにして再來淺原山淺原寺四十有餘坊の大伽藍は全く滅廢し其一坊たりし安養寺のみ存して長源山安養寺と稱せらるゝに至れり而して新大納言出家の事は參考源平盛衰記卷七大納言出家事の條に。

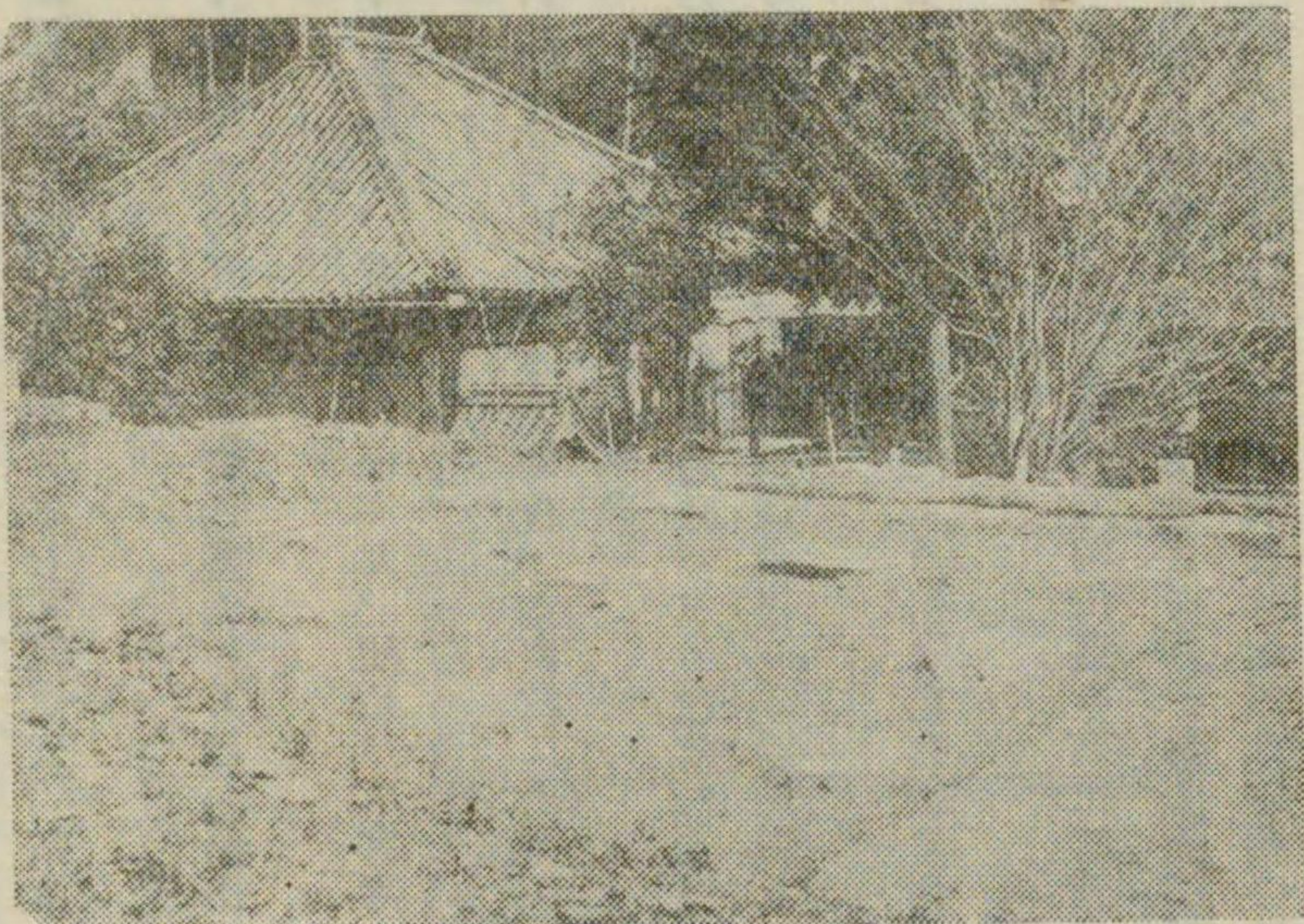
治承元年六月廿三日大納言(中略)備中國安養寺ニ調御坊ト云僧ヲ請シテ備中國朝原寺ニテ出家受戒シ給ヘリ、御布施ニハ六帖抄ト云歌雙紙ヲ渡サレケル。彼抄ト申ハ村上帝第八ノ御子具平親王家ノ御集ナリ。此親王ヲハ六條宮トモ申、後中書王トモ申中務親王共申ケリ。内ニ道念オハシテ外ニ仁義ヲタ、シテ管絃ノ妙曲ヲ極メ詩歌賦ノ才藝ニ長シ給ヘリ、歌道殊ニ巧ニオハシケルガ、後ノ世ノ御形見トテ集サセ給タリケル草子也、此大納言モ彼抄ヲハ類ナクオホサレケレハ、配流ノ時身ニ附ル者ハナケレ共、此抄計ヲハ是迄モ隨身セラレタリケリ、旅ノ空、布施ニナルベキ物ナカリケレハ、泣々出サレケルニコソ最哀也。

とあれば、淺原寺の一坊なる安養寺に調御坊と云ふ僧を請して淺原寺にて出家受戒したる也。勿論、淺原山淺原寺の坊中以外の寺は淺原には無かりし也。

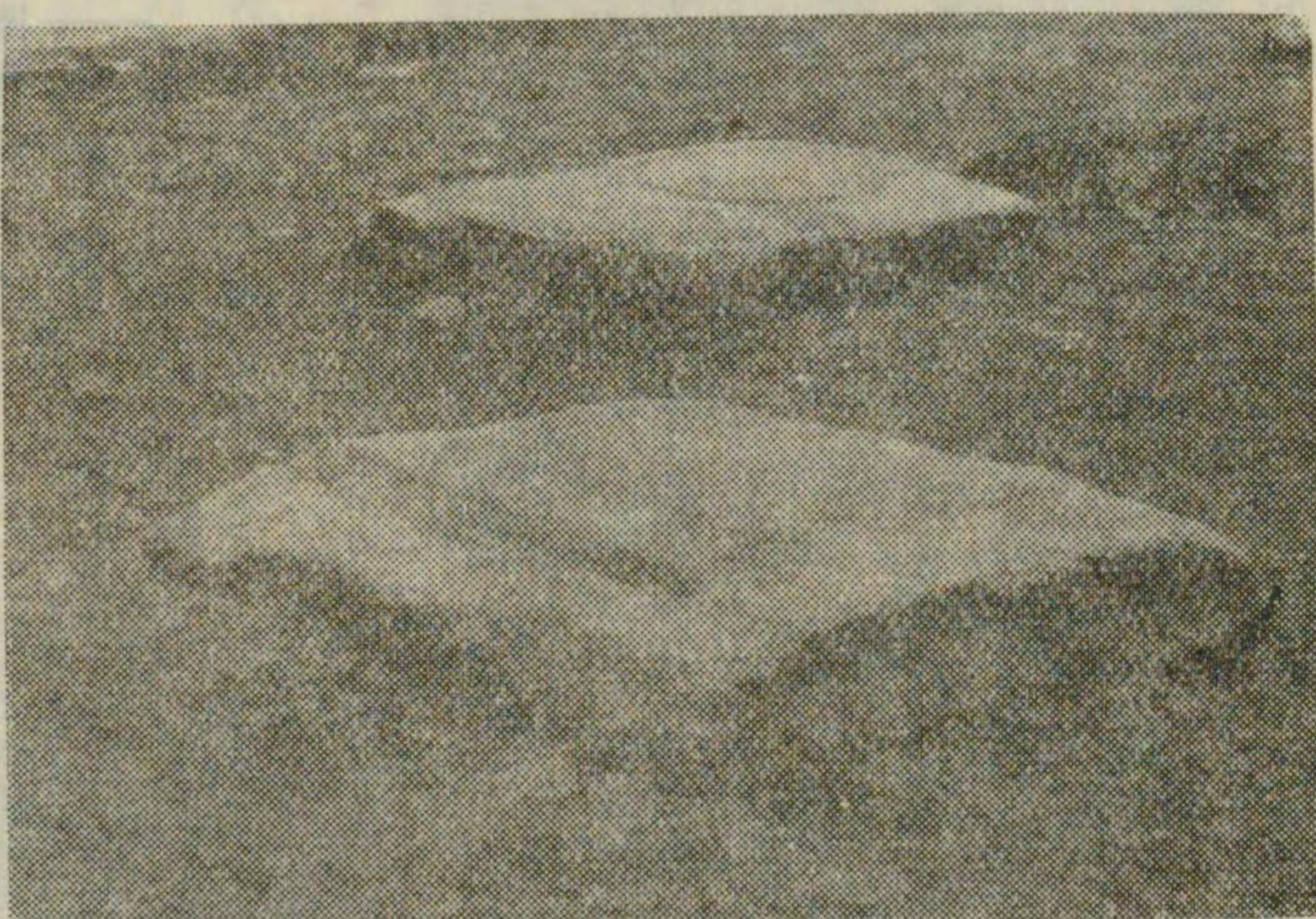
遺蹟遺物

一山四十餘坊より成りし淺原山淺原寺の大伽藍は福山寺と共に地方文化開拓の上に大貢獻ありしこと、特に吉備郡の文化に關係ありしことは藤原時代の末期優にやさしき大宮人新大納言が有木別所に流され爰に出家受戒し且つ其の布施にも六帖抄を割愛せしこと云ふ一事にても想半に過ぐるものある也。而して此の大伽藍も可惜建武三年福山合戦の兵火に依りて全滅し只毘沙門堂一字のみ残りし慘狀を呈し其後再興を見しも四十有餘坊は今坊址として僅かに寺坊の地名を留むるのみ。幸に層塔の礎石を完存し附近出土の古瓦あり。毘沙門堂は享保中の再建に係れるものなるも堂内に安置せる四十餘軀の毘沙門天像は燦として平安初期に於ける斯界の王座を占め。別に鎮守牛頭天王社の内陣は鎌倉時代再興の礎を留め爰にも貴要なる古彫刻を存す、左に略説す。

一、層塔址。今安養寺山門の西北方一段高き所に在り。備中誌に「五重塔方四間本堂の東に在り」とあるも今の本堂阿彌陀堂、毘沙門堂一帶の敷地よりは西南方一段高き所に在りて、三間三面の遺構より成り、心礎一、柱礎十五、を存し柱間中央七尺他は六尺とす。而して心礎と柱礎二、は各々其表面に繰出を存す。



淺原寺塔址



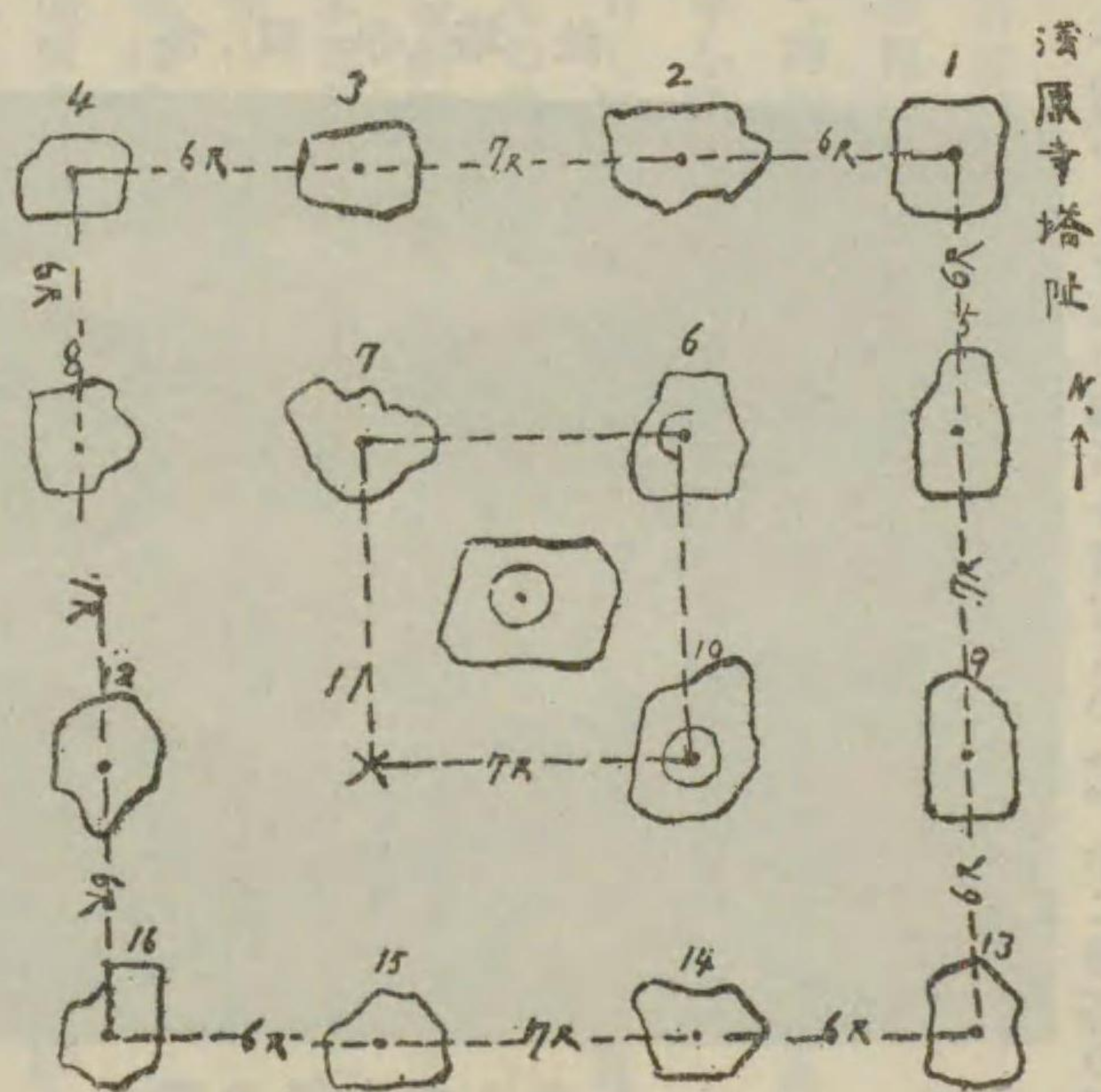
心礎及繰出の礎石



心礎。三尺三寸に二尺五寸。纒出、直径一尺三寸、高五分。  
 柱礎。1 二尺四寸に二尺四寸 2 三尺二寸に二尺五寸 3 二尺五寸に一尺九寸  
 4 二尺二寸に一尺六寸  
 5 一尺九寸に二尺八寸 6 二尺四寸に二尺八寸。纒出直径一尺三寸、高五分  
 7 三尺一寸に二尺八寸  
 8 二尺四寸に二尺五寸 9 一尺九寸に三尺一寸 10 二尺三寸に二尺五寸。纒出直径一尺三寸、高五分  
 11 缺 12 二尺二寸に三尺一寸 13 二尺に二尺七寸  
 14 二尺四寸に二尺二寸  
 15 二尺六寸に二尺一寸 16 二尺二寸に二尺七寸。

附近出土の古瓦(寫眞及拓本参照)層塔附近より出土の古瓦頗る多し其寫眞五、拓本十七種を示す。

- 1 向て右側上より第一、破片、幅二寸五分。唐艸瓦、平安時代普通のもの(岡山縣立郷土館列品)
- 2 向て右側上より第二、破片、幅二寸。唐艸瓦、鎌倉瓦、珠文瓦、類品、中宮寺に在り(岡山縣立郷土館列品)
- 3 向て右側上より第三、破片、直径四寸二分。巴瓦、平安時代。七寶紋にして平安鎌倉二時代を通じて流行せしもの也(岡山縣立郷土館所藏)
- 4 向て右側上より第四、破片、直径四寸六分。巴瓦、室町時代。三ツ巴紋にして珠文二十有餘あり。類品、應永中の再興に係る興福寺三重塔の巴瓦(岡山縣立郷土館列品)
- 5 中列、上より第一、破片、幅一寸七分。唐艸瓦、平安時代(岡山縣立郷土館列品)
- 6 中列、上より第二、破片、幅二寸一分。唐艸瓦、平安時代(岡山縣立郷土館列品)
- 7 中列、上より第三、直径五寸一分。巴瓦、平安時代、寫眞右より第二(安養寺所藏)
- 8 中列、上より第四、直径五寸二分。巴瓦、鎌倉時代、寫眞右より第四(安養寺所藏)



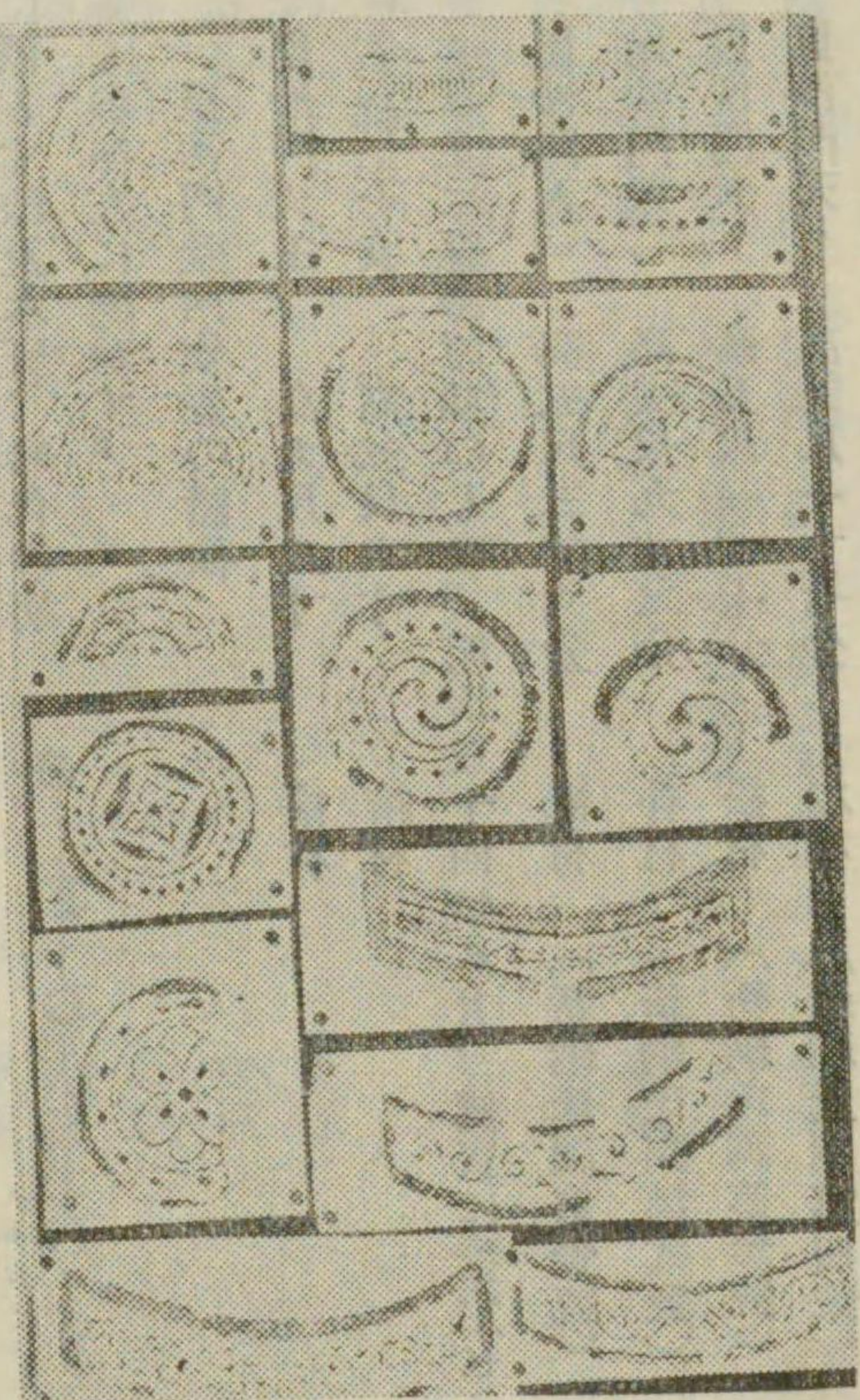
9 向て右側上より第五、長(直径)八寸七分、幅二寸二分。唐艸瓦、室町時代。類品、世尊寺に在り(岡山縣立郷土館陳列品)

淺原寺古瓦拓本

10 向て右側上より第六、長(直径)八寸に幅二寸。唐艸瓦、藤原時代、唐草紋。類品、平等院に在り(岡山縣立郷土館陳列品)

淺原寺古瓦

11 向て左側より第七、長(直径)七寸八分、幅一寸七分。唐艸瓦、平安時代、唐艸文(岡山縣立郷土館所藏)



12 向て左側上より第一、破片、直径六寸。巴瓦、平安時代、寫眞右より第三。高橋健自博士云。是は平安時代より鎌倉時代に至る間に流行せし浮線綾紋にして尤も成功せるもの也(岡山縣立郷土館所藏)

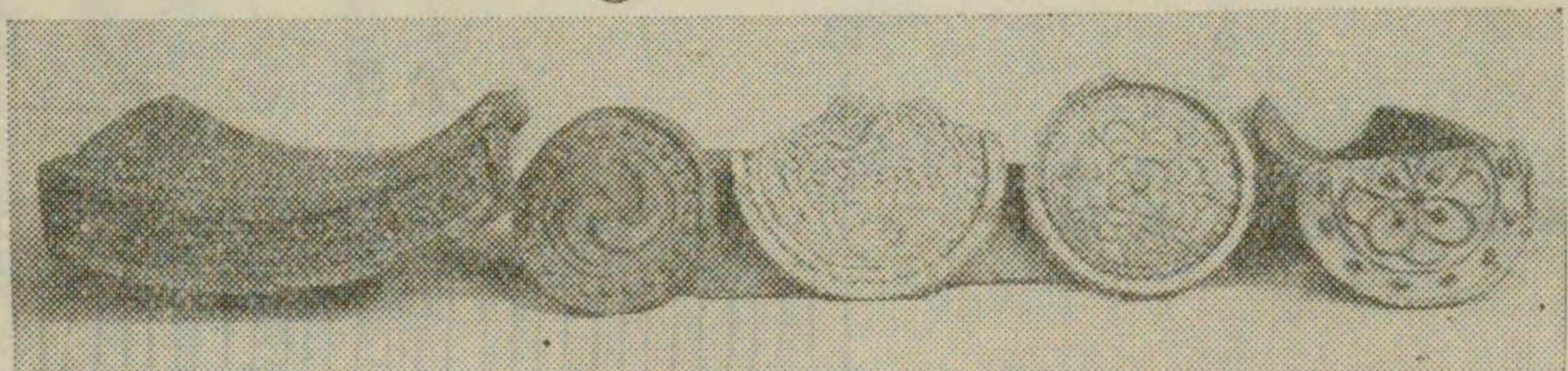
13 向て左側上より第二、破片直径六寸。巴瓦平安時代、是亦浮線綾系紋として最も成功したるもの也(安養寺所藏)

14 向て左側上より第三、破片、直径四寸二分。巴瓦、藤原時代、類品に六勝寺の巴瓦あり(岡山縣立郷土館所藏)

15 向て左側上より第四、直径四寸五分。巴瓦、徳川時代、むしろ紋章瓦と見るべきもの(安養寺所藏)

16 向て左側上より第五、直径五寸。巴瓦、藤原時代。寫眞右より第一(安養寺所藏)

17 向て左側上より第六、長(直径)九寸五分、幅二寸一分。唐艸瓦、藤原時代。寫眞右より第五(安養寺所藏)

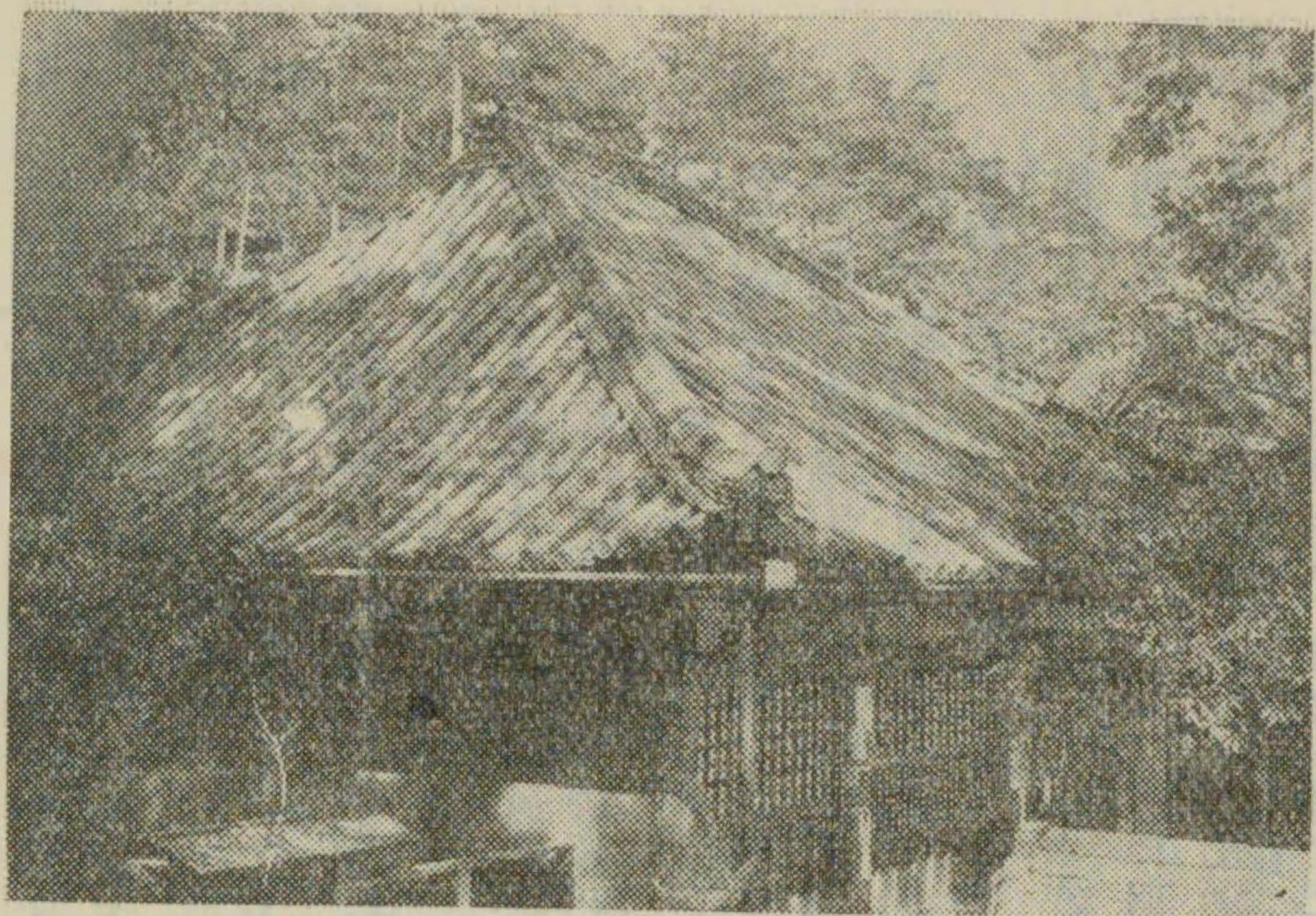


二、毘沙門堂。今、安養寺の本堂にして山門を入れ其の正面に出づ、三間四面、四注造瓦葺の堂にして間口、二十四尺七寸、奥行二十六尺あり。備中誌に其古規模を記して「毘沙門堂方八間本堂の南に在り」また建武三年の兵火に方りて「只毘沙門堂一字のみ残りしなり」と見え「是より再興昔の様にならねども度々の造立有り、大永二年上野四郎次郎又修造す本堂四間四面也、故に古材木を用ひて北に移す事十五間今の堂の地也即毘沙門天を此堂に安置す」とあれば、現在の本



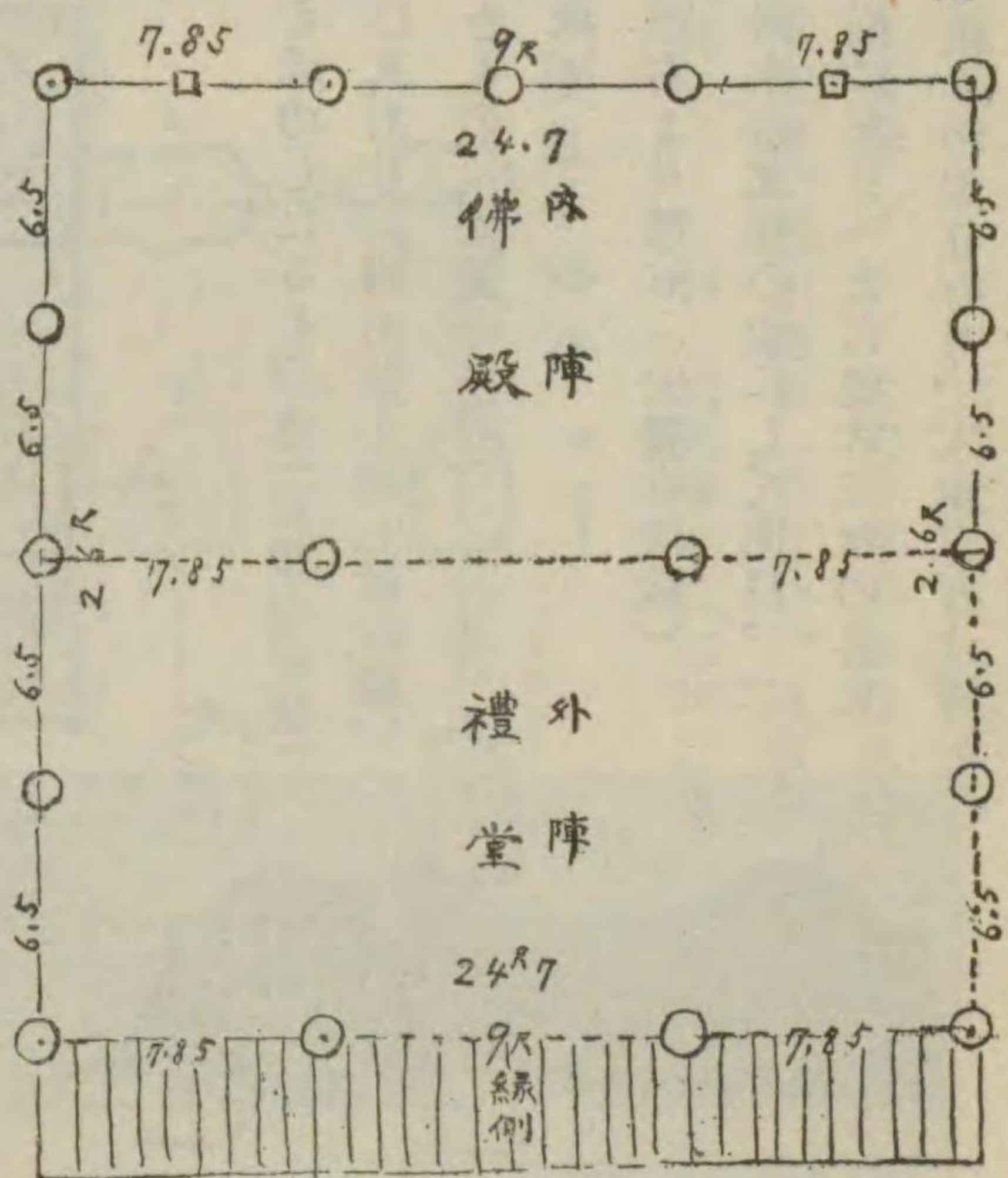
堂、毘沙門堂は大永二年の修造享保二年の再修に係りて八間四方の舊規を四間と四間半に切り縮めたるものなる歟。十七本の樺材の圓柱と屋瓦中に毘沙門堂四尊かれたる鎌倉、室町二時代の巴瓦の混用されたるは當代を偲び得て餘りあり。堂内佛殿、禮堂の二區に分れ佛殿中には四十餘軀の佛像を所狭き程に安置せらる。

毘沙門天及其他の佛像。寺傳に據れば堂内の毘沙門天は弘法大師の作品にして、も壹百八體ありしと云ふ。現存するもの毘沙門天四十五體、吉祥天、脇立各壹體、合計四十七軀なり。就中、昭和八年七月十一日美術院主事新納忠之介氏の調査に係る寸法及木質、時代の明瞭なるものを左に表示す。



毘沙門堂

毘沙門堂内安置の諸像  
一、毘沙門天王 高六尺八寸 檜材  
二、吉祥天女 高五尺六寸 檜材  
以上二軀藤原期のもの。明治三十四年八月、國寶に指定せらる。



- 一、毘沙門天王 高六尺八寸 檜材 壹軀
- 二、吉祥天女 高五尺六寸 檜材 壹軀
- 三、毘沙門天 高五尺三寸六分 樺材 (新納氏調第一號) 壹軀
- 四、毘沙門天 高五尺九寸二分 朴材 (新納氏調第二號) 壹軀
- 五、毘沙門天 高五尺一寸七分 松材 (新納氏調第三號) 壹軀
- 六、毘沙門天 高五尺一寸七分 松材 (新納氏調第四號) 壹軀
- 七、毘沙門天 高五尺五寸 松材 (新納氏調第五號) 壹軀

- 八、毘沙門天 高五尺八寸八分 川勝材 (新納氏調第六號) 壹軀
- 九、毘沙門天 高四尺八寸六分 松材 (新納氏調第七號) 壹軀
- 一〇、毘沙門天 高五尺三寸二分 檜材 (新納氏調第八號) 壹軀
- 一一、毘沙門天 高五尺一寸七分 松材 (新納氏調第九號) 壹軀
- 一二、毘沙門天 高五尺 松材 (新納氏調第十號) 壹軀
- 一三、毘沙門天 高四尺八寸二分 松材 (新納氏調第十一號) 壹軀
- 一四、毘沙門天 高五尺二寸 栢材 天平式のもの 壹軀
- 一五、毘沙門天 高四尺六寸 栢材 天平式のもの 壹軀
- 一六、毘沙門天 高三尺二寸二分 栢材 弘仁式のもの 壹軀
- 外に毘沙門天 寸法木質殆ど相類し平安時代のもの 參拾軀
- 脇立 壹軀
- 以上 四拾七軀

何れも優劣なき稀世の傑作なりとす。左に國寶二體につきて略説す。

一、毘沙門天王 高六尺八寸。  
是は兜跋毘沙門天と稱する特殊の形式なり。即ち下に堅牢地天その側に尼蘭婆、毘蘭婆の二夜叉を置く。地天の上に乗り、二夜叉の上を突立てり。兜跋毘沙門天は平安朝の初め、僧空海之を唐より傳へしものと云はるゝ由緒あるもの也。最古のものは京都の教王護國寺すなはち羅生門の東側なる東寺に安置せらるゝもの最も秀品にして平安朝初期のものとす。嵯峨の釋迦堂境内の棲霞寺に存するもの亦類品の一たり。江州石山寺及同國甲賀郡岩根村大字岩根、善水寺にも木造兜跋毘沙門天立像各一軀を存す。而して此像の特色は藤原期に通有の彫り方淺きことにして甲冑の彫刻に於て其の特色尤も著明なりとす。夜叉及地天は後補とす。但し夜叉は毘沙門天像と連續する一木造にしてその腐朽部分を修補したるもの也。當初の夜叉は腕を掲げるものなりしが今の如く改めらる共には享保頃の修補なりしを更に昭和八年七月再補を加ふ。



安養寺國寶修理銅牌

(表) 奉修理木造毘沙門天王像 壹軀

昭和八年七月依國寶保存法修理竣功畢 安養寺

高六尺八寸 足下一尺一寸五分 檜木造

(裏) 安養寺住職 長岡 徹定

工事監督美術院主事 新納忠之介

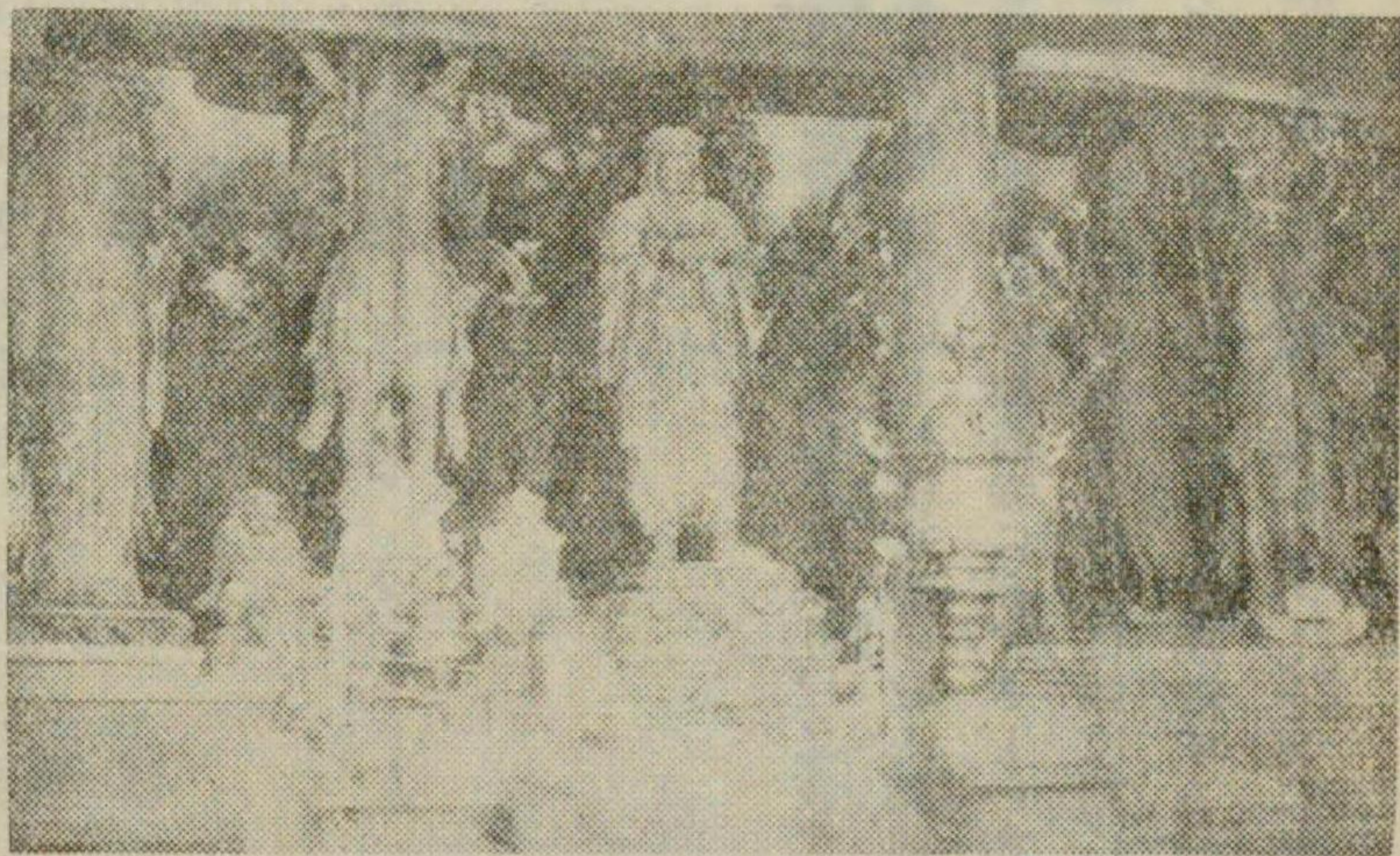
工事主任 國米 元俊

而して斯の如く一堂の内に多數の傑作毘沙門天王を安置せる唯一の傍例は岩手縣陸中、平泉の達谷窟なり。達谷窟又云田谷窟には往古佛像百軀を安置し坂上田村磨將軍の建立と傳へらる。現に山王窟中の樓廣七間の内に現存二十餘軀の毘沙門天を安置す。只惜むらくは是等は濕氣の爲に甚しく潰朽せることを。然り而して淺原安養寺の毘沙門堂の如く作品の優秀にして多數の古木像を一堂の内に安置せるものはを以て全國唯一のものなりとす。



立脇天門沙毘天祥吉

兜跋毘沙門天王と同じく藤原時代の作品なり。但し古風に富む。形相も可なり古風なり。製作は典麗にして頗る氣品高きもの也、蓋し當時代の通有性なり。藤原期通有のもの云はんよりは響る古風なり。平安時代の初めとも云ふべき故致に富めること前に云へるが如し。



陣内堂門沙毘

安養寺國寶修理銅牌

(表) 高五尺六寸 檜木造

奉修理木造吉祥天木像 壹軀

昭和八年七月依國寶保存法修理竣功畢 安養寺

(裏) 安養寺住職 長岡 徹定

工事監督美術院主事 新納忠之介

工事主任 國米 元俊

三、阿彌陀堂及本尊金銅阿彌陀如來

阿彌陀堂方二間 毘沙門堂の東に在りて本尊阿彌陀如來を安置す。

調法記云。

一、阿彌陀堂、二間四方、本尊金銅阿彌陀如來。御長三尺餘。唐佛

なり當時は本村中釋迦坊の傍に在り、承應年中堂舎悉炎燒す。本尊火中より飛去給ふ今に尊像之左之指頭、右之裳損し有之候、享保

二年毘沙門堂修覆再興之後寺同今之處に挽移云々。

と是稀代の逸品たり。

四、鎮守、祇園牛頭天王。今菅生村大字淺原の氏神とされり。今神號を素盞鳴神社と稱す。

備中誌云。

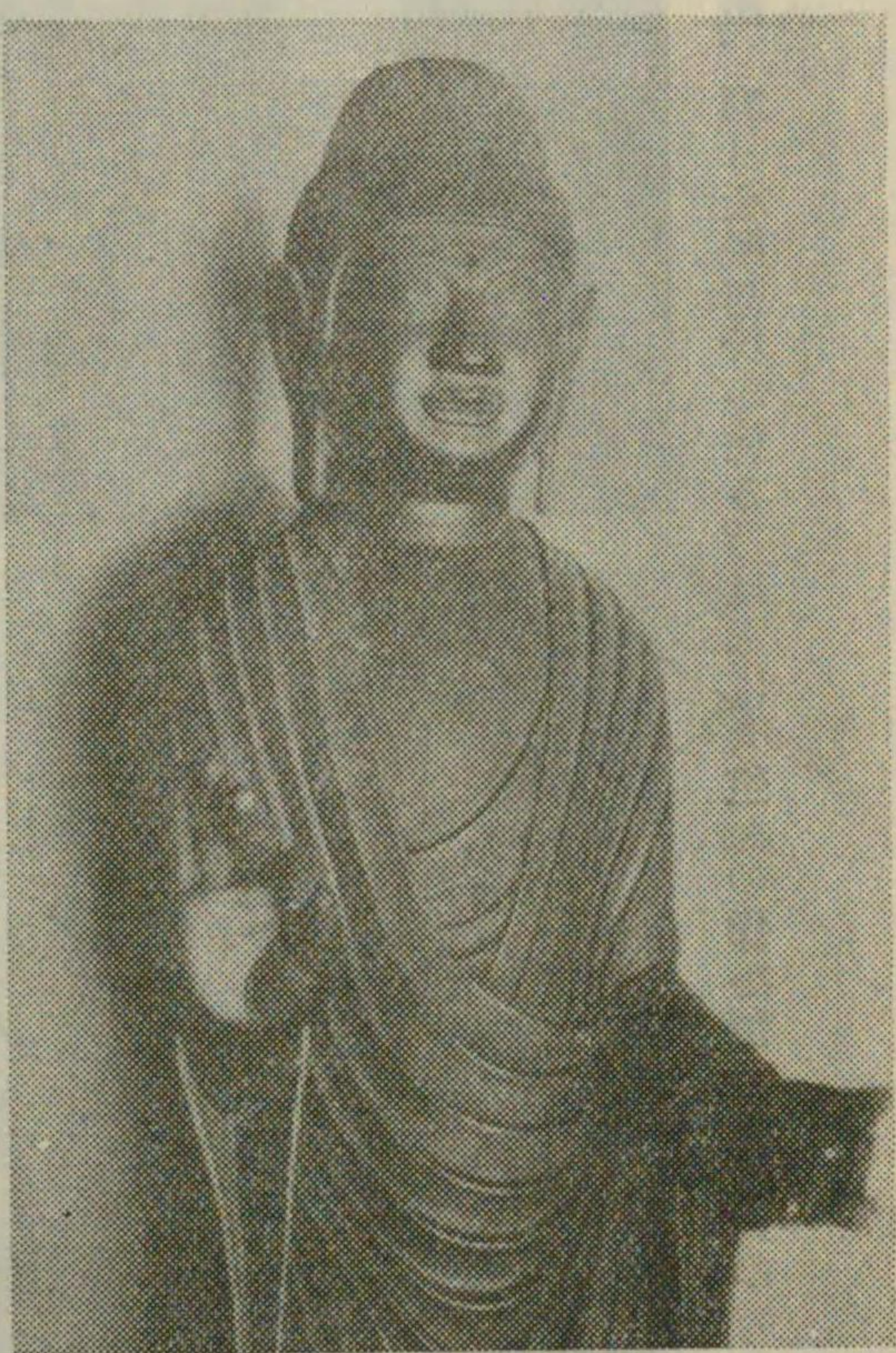
鎮守、祇園牛頭天王。本社二間ニ 拜殿二間半 前殿四間ニ 石鳥居一。末社 龍王 御崎 稻田宮。祭禮 四月上卯、九月中酉

毎度四十八膳の神供を備ふと云。

或云。清和帝貞觀年中、天下疫癘の災有し故に勸請すと云。此時、淺原と西坂の間に幣振川と云川有、勸請の神興を休め奉り幣帛を

捧げし處に其幣飛て淺原山の尾に止る此地を今幣田と云ふ。

又云。蒲冠者範頼平家追討の祈願を込玉ひて八島の軍に勝利を得給ひしかば頼朝公より梶原景時に命じて社殿、幣殿、廻廊其外神具



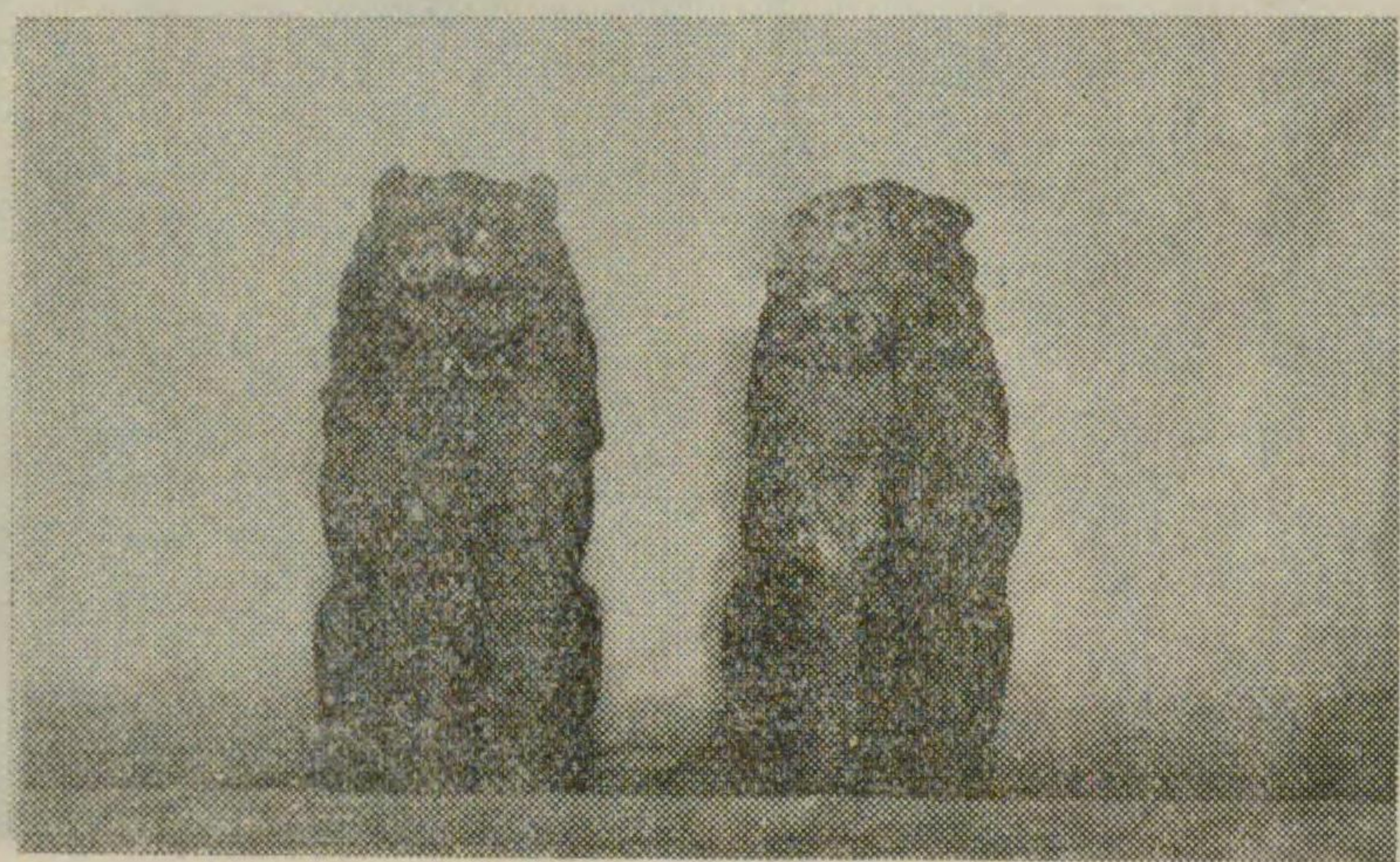
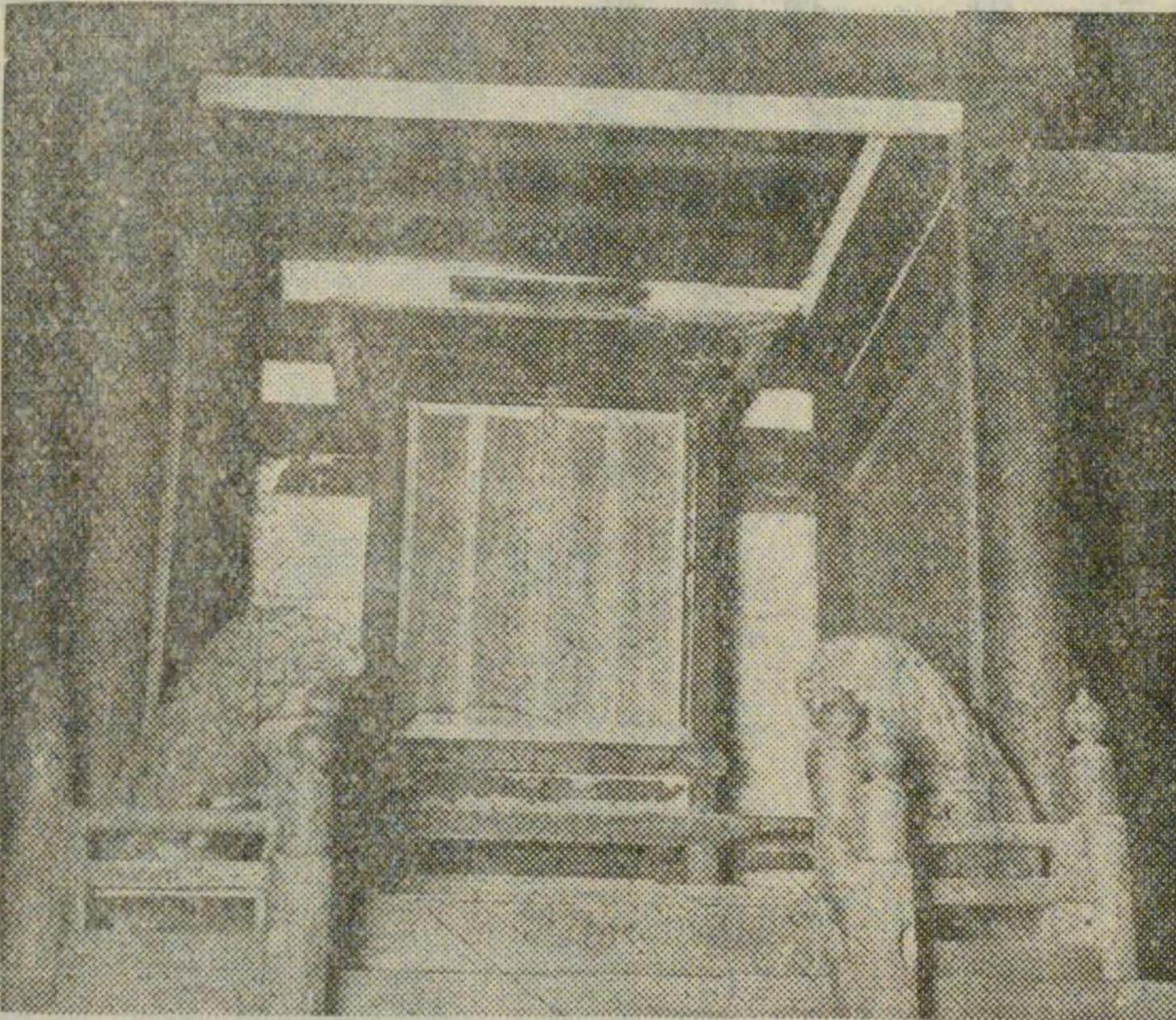
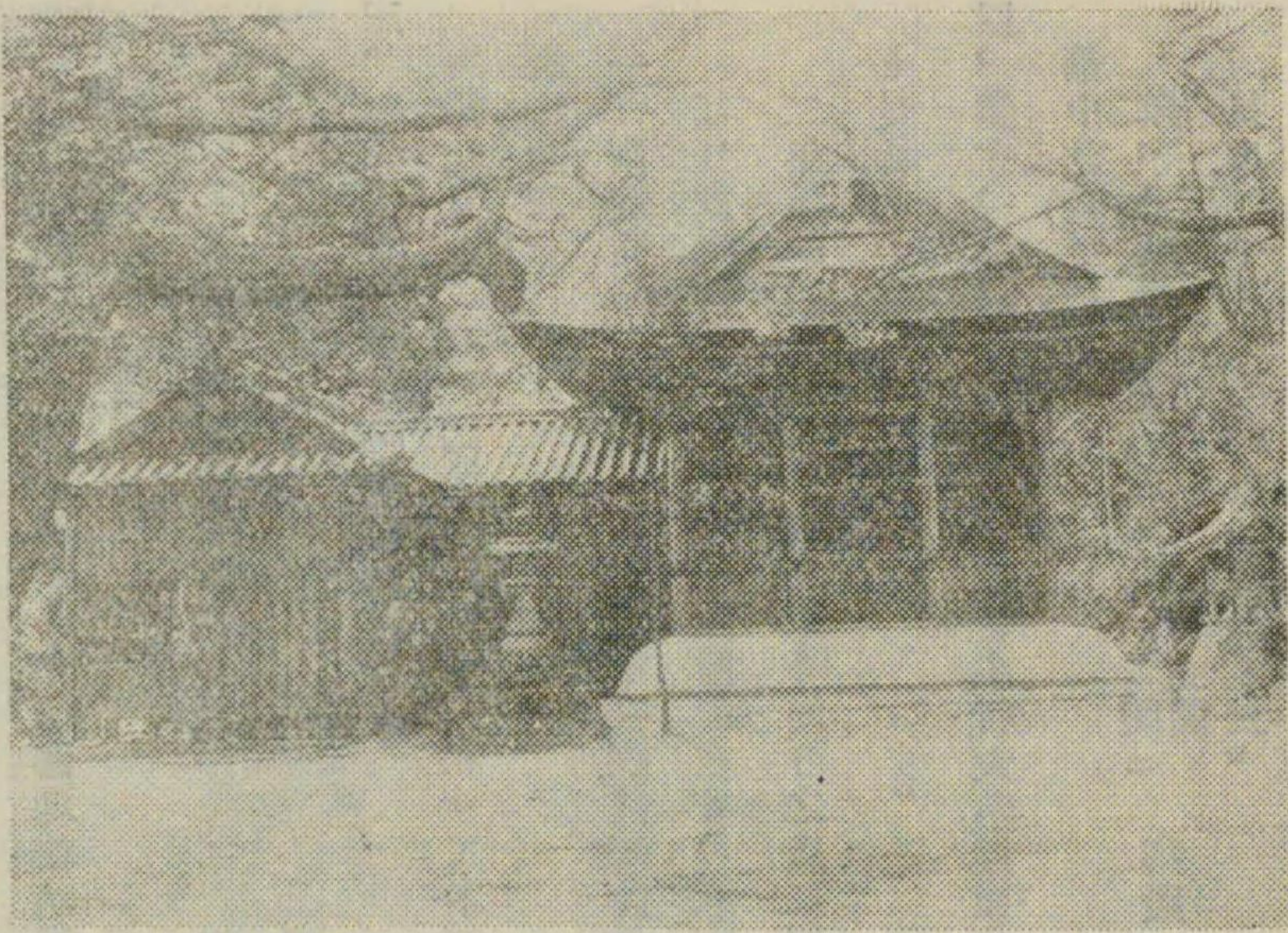
來如陀彌阿



寶奇等有、神田も若干町を寄附せさせ給ふ。頼朝公建立の棟札今に在りまなん御宮は二重屋根内陣の柱破風等のもの皆金具也。社記等も傳はりしかとも朽損して今は章句もなきすと云。

本社。内陣佛殿式間口六尺二寸、奥行六尺七寸、天地五尺八寸五分。圓柱四本。圓柱長押はもと金箔を押ししものなるが如きも。

素盞鳴神社全景(上)と同上本社内陣



犬 狛

今は剝脱して漆黒色を呈し僅かに其の痕跡を留むるのみ。虹梁丹塗、羽目板壁胡粉を塗る。以上は天竺様の倣を留め鎌倉期の特色を示す。

厨子。黒漆塗、四注造、天地四尺八寸。幅二尺九寸五分、扉はもと四方に框を廻らせる棧唐戸なりしならんも。今は後補に係る白木の鏡戸なり。

狛犬、一對高一尺三寸許。是亦鎌倉時代を下らざるものならん。

聖觀音立像 木造 厨子の外、左側に安置す。等身佛、高五尺四寸三分。

頸より上一尺三寸。肩幅一尺四寸、厚五寸。臀幅一尺、同厚八寸。

此像は朽損の爲めに左手及足の甲を缺けども天平末期に現はれたる所謂瀧波式と稱する衣文を表現し。少くとも弘仁式の形式手法を代表する堂々たる作品なり。類品には、備前邑久郡上寺山餘慶寺の國寶聖觀音像あり。二者酷似のもの也。



(面側面正) 像 音 觀 聖

【附】牛頭天王棟札

撮要録、卷二十八 寺社之部 備中。淺原村牛頭天王〇棟札。

「此棟札牛頭天王ノ棟札カ、雖不詳書付ノ表ニ淺原村棟札ト有之故爰ニ是ヲ記ス併シ文ニモ闕タル所有テ章ヲ成サス可尋訂」(朱記) 雜記、次元弘二年壬申檜彼葺政瓦、後次應永三層除破風入原梁奉修造之龔、永正十六年己卯林鐘三日奉政地再興也 (政力) 領主上野四郎次郎高直、保延元年興隆之院主法印權大僧都尊朝、大工久吉川中實百八十四年成、其ヨリ檜皮葺之間百九十八年也、別當權律師法橋上人位經覺、瓦葺之間六十五年改之 別當阿闍梨有勢 瓦葺之間百二十二年改之因慈大永二年奉千部讀報者也。



按に此棟札寫は文字錯簡あり、試に之を年次順に排列せんに、

皇紀一七九五……保延元年興隆之院主法印權大僧都尊朝大工久吉川

皇紀一九九二……次元弘二年壬申檜皮葺改瓦（別當權律師法橋上人位經覺）

皇紀二〇五六……後次應永三曆除破風入、原梁奉修造之龔（別當阿闍梨宥勢）

皇紀二一七九……永正十六年己卯林鐘三日奉改地再興也領主上野四郎次郎高直

となりて稍解し得べし。仍て之を後半に参照すれば、

イ、「中實百八十四年成」は意味不明。

ロ、「檜皮葺之間百九十八年也」は保延元年の興隆より元弘二年の瓦葺に改むる迄。檜皮葺の間正に百九十八年となる。而して元弘

元年別當權律師法橋上人位經覺之を瓦葺に改む。

ハ、「瓦葺之間六十五年改之」は元弘二年より應永三年の改修に至る瓦葺の間六十五年而して應永三年別當阿闍梨宥勢の時破風を除

き原ノ梁を入れて之を修造し奉る。

ニ、「瓦葺之間百廿二年改之」應永三年より永正十六年に至る瓦葺の間百廿二年（實は百廿四年）となる而して永正十六年六月三日

領主上野四郎次郎の時地を改めて再興し奉りし也。茲に因りて三年の後大永二年千部經を奉讀して報謝するもの也。

と成りて意味初めて通ず。仍て更に惟ふに。

イ「中實百八十四年成」は建立勸請の年より保延元年興隆中興の時に至る「中實百八十四年成」の意なるか。果して然らば皇紀一七

九五保延元年より百八十四年前の、皇紀一六一一村上天皇天曆五年を以て其建立の年と推定し得べし。

要之牛頭天王は天曆五年の建立に係り。保延元年の再興。元弘二年の屋蓋改造。應永三年の修造を経て。永正十六年移轉再興せしもの

也。而して現存建物は保延元年の再興乃至元弘二年の修造、其もの遺構にして鎌倉期の特色を存するもの也。

### 廣谷山、廣澤寺觀音坊

福山の東方山續きにて水分れの西の山峰に舊跡残り。廣谷行詰りに田畑の跡あり。本尊觀音なるか。開山、報恩大

師なり。此の外、坊中數多ありし如くなれども其傳なければ詳かならず。大乘坊のみ畠の名に存す。應永三十三年總社  
宮へ出勤の帳には日間山、淺原寺、廣谷寺、福山寺皆、同様の格にて供立せしこと見ゆ。寺領詳かならず。寛文七年還  
俗して本尊を岡谷に遷して今に小堂となり廣谷山毘沙門坊、同觀音坊、同高山坊と云ふ。本堂、金堂、經堂、山門、鐘  
樓堂の跡など今に呼傳へて田野の名と成たり。（備中誌に據る）

備中誌岡谷村（今山手村大字岡谷）條に云。

廢寺、廣谷山、毘沙門坊。廣谷山、廣溪寺の衆徒、寛文六年備前佛法破却の時廢せらる。

廢寺、廣谷山、觀音寺。本尊觀音。廣溪寺衆徒、是も同時に廢せらる。

廢寺、廣谷山、高山寺。廣溪山の衆徒、是亦同時に廢せらる。

以上、福山、淺原、廣谷は共に報恩大師の開創に係ると傳へらるゝ山上伽藍にして附近文化に大關係を有するものな  
るが共に建武の兵燹に罹りて殆ど全滅の厄を蒙りしが然も應永三十三年頃には同格を以て總社宮へ出勤する迄に復興せ  
り。就中淺原寺の如きは最近まで建築彫刻の精華を存して地方山上佛教の盛時を追憶すべき屈竟の史實史料なれば特に  
之を詳説したる次第なり。

### 日差山日差寺

日差寺、都窪郡庄村大字矢部に在り。開山報恩大師、孝謙天皇天平勝寶六年伽藍を日指の山峰に造る。本尊聖觀音の  
像を安置す。報恩大師の作其所今本堂山といふ。藥師堂今ツイシの内に在りと云ふ。愛染堂、今愛染畑と云、其外堂塔  
數多あり。

興聖坊、多聞坊、玉藏坊、淨土坊、曼陀羅坊、滿願坊、井上坊、養福坊、見松坊、成福坊、持寶坊、吉祥坊、寶嚴坊  
寶藏坊、石橋坊、大藏坊、實相坊。

此外猶有べけれども不詳仁王門は今山地村日差に在り仁王畑と云來る又古道の跡あり。今は山となり畑となりて知れ難



し、又山下に在りて岡の寺とて數坊あれども悉くは知がたし。

神皇坊、圓光坊、百々坊、槇山坊、受法坊。

報恩大師、備前に金山寺以下四十八ヶ寺、備中に日指寺以下拾餘寺を創建す。報恩大師、日指山を創め津坂の驛人の子心淨大師智久に日指寺を授く。先是、山上に日指神社ありしが荒廢せしを歎き報恩自ら石に矢部山主命並矢部磨の本地佛多聞天の像を巖に彫刻し給ふ其像今に山上に在り是れ日指の神なり。報恩門徒一百餘人あり。中にも第一、智久禪師第二、延鎮禪師、此の延鎮は洛東清水寺を開基せり。

智久。日指山を受けて後、時の帝眼病甚しく天下に宣旨を下して驗ある高僧を尋ねらる智久の名世に高く即ち使を以て之を召さしむ。智久召に従ひて上京して頓て鳳闕に參殿し南殿に於て奇瑞を示す公卿悉く感嘆す。時に主上遙に瑞相の不思議を聞し召異香の芬馥を嗅て御簾近く召されて叡覽あらしめんと欲せし時御眼忽ち開き精々明々として物を忘れ給ふが如し、帝叡感斜ならず伽葉附屬の袈裟九重の守其外勸賞厚く行はれ、心淨大師といふ名を下し給はりぬ。夫より日指山に歸り天壽を保ち終に此地に寂し給ふ。其葬所を今乙大師の廟と呼崇めけり。乙は甲乙の乙にして報恩大師願彌を甲とし心淨大師智久を乙に比する也。(備中誌に據る)

或説に云。報恩大師、日差山に登りて一寺を建立し、一人の弟子に附屬せんと思ひ當國の津坂の驛子か住宅に寄宿し給ふ其宅中に十二三許の童子頭に光を放ち大師を照す。大師其光を見て奇特の思を爲し家主驛子に問ふ。此童子は汝が子歟。驛子曰く然り、大師又宣ふ、此童子は只なる人にあらず我奇瑞を見る汝は見しや、驛子曰く見すと、大師又曰く此童子を我に與へよかしと宣ふ日差山に一寺を建立して童子に附屬せしむべしと、於是、驛子、大師の言に従ひて童子を大師に付す其後童子大師に給仕し成長の後、出家の素懷を遂げ、智久と號す。則ち大師の命の如く日差山を建立して智久をして彼寺を附す云々。

寺寶。涅槃像唐畫にて尤奇也明時代のもの見へし、箱書に「于時天文二十壬子季月拾日書之云々」又幅の裏に興正

寺、多聞寺、玉藏寺、淨土坊、曼荼羅寺、豐音寺、其外俗人三十八人の名を書付たり。此掛軸今受法寺に改藏せり。

或説云。報恩大師草創天平勝寶六年より五百十五年を経て高倉天皇嘉應中、備中山手莊津坂驛人散位菅原朝臣津坂ノ盛英と云人禁中の大番として上京せり在勤三年有て十二月晦日我本國へ歸るとて洛の五條の橋を過る折節、途中にて年頃十二三許の小僧に行逢たり。小僧曰く汝は何國何所へ行人ぞ、盛英答て曰く我は備中國山手村へ行くもの也。小僧曰く我も備中へ行く者なり。幸によき連なり。同道して下らんと打連れて行、小僧云、我道を行く事飛ぶが如く汝追付く事叶ふまじ是に取付けとて腰に三尺許の手巾を附けて取らしむ盛英其言の如くなし都を辰の刻と思しき時發足せしが、行程六十里の道を短き日に申の刻には早く備中矢部村に歸り着ぬ。盛英僕從に五條にて別れ、四日過ぎて山手に歸る。其時小僧六十里の道ながら暫時に汝と我と二人友として下りたり。以來驛子の姓をやめて友野と改め號すべし中略件の小僧は日差山の觀音なり。右一卷の書を與へ給ふ是觀音の緣起也友野氏繁昌して世人普く知る所也(吉備拾遺に據る)其緣起今に友野氏に持傳へたりと云々(文石云。吾妻鏡、元暦元年十二月七日佐々木盛綱藤戸騎渡、郎從六騎の内)に與野太郎、見ゆ、信州小笠原氏族に伴野六郎あり、吉備津宮文書に供野修理光盛あり、友野、與野、伴野、供野、皆トモノと訓す其の關係如何を詳にせず)

心淨大師以來歴代法脉不詳、但天文年中の涅槃像も現存すれば住職も繼續せしものゝ如し。天正十年高松役に方り日指山は小早川隆景の陣地となり山上の堂塔伽藍破壊頽廢甚しく未だ修造に及ばずして慶長五年關原役となり役後宇喜多氏滅び此邊一帶庭瀬城主戸川肥後守達安の領地となり其子土佐守正安の時領分の寺院悉く日蓮宗に改宗せしめ命に従はざるものは土地を引上げしめたり。

日指山も改宗せざれば寺領を沒收して滅却せんとの旨を達しければ山僧怒て山上の寺地を捨て、各地に移轉す實に寛永十三年也其主なるもの左の如し。

滿願坊。矢部村(庄村大字)楯築山の側に移りて日差山法泉寺と號す。



興正坊。上庄村（庄村大字）に移りて弘福山西方院と號す。

曼荼羅坊。下庄村（庄村）に移る。

淨土坊。下庄村に移りて兩部山無量院と改稱す。

見松坊。下庄村に移りて法輪山蓮光院と號す。

大藏坊。大内田（撫川町大字）に移る。

石橋坊、吉祥坊、寶嚴坊、寶藏坊、持寶坊五坊は三手村（生石村大字）に移る。

西南坊、受法坊は改宗して山地村に移轉す。

斯くて山上の寺坊は悉く絶滅して本尊觀世音像は山地村の内田某之を川に流すと云ふ。或云、此觀世音像、讚岐國志度寺に在りと。蓋し此法難は一代の人心を動搖せしこと甚大なるものにして聽て戸川氏二萬五千石の采地没收、斷絶を以て此の佛罰に因ると喧傳せり。（備中誌に據る）

【附記】

日指山、石橋坊以下五坊の三手村（吉備郡生石村大字三手）移轉は大永中に行はれしもの、如し備中誌、賀陽郡、生石郷、三手村、清山山鏡善寺の條に。

里諺云。此地昔五坊有、持寶坊、吉祥坊、寶嚴坊、寶藏坊、石橋坊と云々。眞言宗開山報恩大師。中興快法重印大永元年三月廿四日建立、本尊地藏古作也。

享保記に曰今僧の云所古は天台宗にて其時の張札に曰。

定御影供役者之事。

傳供、侍從。祭文、宰相。表白、寶嚴坊。唱禮、寶藏坊。經頭、勝織坊。讀頭、吉祥坊。

右依衆議所定如件。大永七年三月二十一日。

依之是之大永中四坊有しと見ゆ侍從、宰相等天台宗多く名くる所也、四坊の天台宗廢せしにや今は無し。以て日指山寺坊三手移轉の大

永中に在りし概を知るに足らん。

光林山神護寺

神護寺。上房郡吉川村に在り。吉川八幡宮別當坊にして天台宗金山寺末なり。境内に靈驗の彌勒菩薩あり、變ある時は肌を汗を流すと云ふ。開山石碑文字讀み難し「宗光」にや棟札に「應永五年」とあり本尊彌陀立像。古本尊は藥師黒佛坐像。住坊、九間半に三間。門長屋造。

外に仙久山金福寺。廢寺、福仙坊、井上坊、長福坊、千藏坊。以上八幡宮社僧六ヶ寺皆天台宗也。祭禮の時。神護寺

の次に兵具を帯びて神輿に供奉せしと云、但し内四ヶ寺は廢絶して神護寺金福寺の二寺八幡宮に奉仕し以て維新神佛分離の時に及べり。

龍角山清水寺

清水寺。上房郡下竹莊村大字湯山に在り。天台宗金山寺遍照院末なり。開基仁安三年平相國清盛の草創なり。一山十二坊。勸學院、井上坊、東坊、西坊、井本坊、禪定坊、善光坊、南坊、（北坊脱カ）上坊、般若坊、杉本坊是也。此時寺領三百石と云。古帖に貞享二年六坊有。今は勸學院、井上坊、禪定坊、善光坊。享保十八年四ヶ寺。残りて跡は亂世の時斷絶すと云。古帖に杉本坊、安樂坊、今は田地の名となる。

觀音堂（四間四方）本尊行基作今世迄七百年餘開扉をなさすと云。今四坊住職の初め一度佛像を拜する事とぞ。厨子破風造、前立觀音立像新佛也。常燈明あり。壇上護摩の具あり。堂中、法華經局を置、毎年七月朔日より七日行道載法を勤行す又普賢像、毘沙門古佛あり。平相國石塔（五輪）二王門（八尺に一丈五尺）金剛力士（長七尺計古佛也）

清水寺緣起、曰、敬白勸進沙門修造、備中國上房郡龍角山清水寺本堂抑當山者比叡山之末流、仁安三年大檀那平相國清盛公章創也彼本尊大慈大悲觀世音菩薩出大唐天台王泉寺而鎮座於此地以來運歩人隆除三毒難正和五年國主再造焉侶盤若坊法師又應永十八年安藝守沙彌掃部助修理之、又天文十三年備前國小倉城主伊賀左衛門尉久隆公傾首靈前因茲爲治國



利民再建之、又慶安四年辛卯蒙於領主木下淡州大守利當公命而神原治左衛門尉久益爲國家安全再興畢本願佛教院自示以來日月來(中略)大利不可有疑者乎仍而勸進之趣如斯。

旨延寶八庚申歲素秋日

清水寺 勸學院。

勸學院。屋敷高壹石四斗壹合 山林壹町三段六畝。本尊 阿彌陀坐像 惠心作。不動行基作。住坊(三間二十間)長屋(一間半二六間)

禪定坊。寺屋敷 高壹斗八升貳合、山林六段三畝、本尊 地藏座像。住坊(二間半九間)長屋(一間半二二間)

井上坊。寺地 高壹斗七升三合。本尊 阿彌陀坐像、住坊(二間半二八間)長屋門(一間半二八間)

善光坊。寺地 高壹斗九升五合、本尊 阿彌陀立像、住坊(二間二七間)長屋。

廢寺、安樂坊。寺地 高壹斗壹升七合。井上坊、西ノ坊 今畑と成。

廢寺、杉本坊。寺地 高貳斗六升。善光坊の北の方にて畑と成る。

上ノ坊 厩も勸學院の後の地にて畑の名と成る。

右六ヶ寺屋敷高貳石三斗貳合諸役共延寶元年より領主木下淡路守利貞侯より免除之。

### 第二十八章 藤原保則

皇紀一五二六、貞觀八年藤原保則(一四八五—一五五五)年四十二、從五位下に叙し備中權介に任ず。是より先、元早飢饉道糧相望む。群盜公行し邑里蕭條たり。英賀、哲多二郡(上の阿哲郡及上房郡の一部)は山谷の間に在りて府を去ること稍遠し。郡民或は劫掠相殺し、或は連租逃散。境内丘墟、單丁ある無し。前守、朝野貞吉政を爲す苛酷にして郡司小罪あるも皆鉗鉞を着し、人民纖毫を犯すも捕へて之を案殺す。囚徒獄に充ち、僵尸路を塞ぐ保則任に到るの初、施すに寛政を以てし、小過を宥し、大體を存す。徒隸を放散して緩撫賑恤す。農桑を勧め、遊費を禁す。是に於て百姓襁負して來附すること歸するが如し。田園盡く闢け、戸口殷阜、門夜局さず、賦税倍入し、遂に租税の返抄、三十四年を受け、調庸の返抄十年を受く。古より以來、未だ嘗て此の類あらざる也。

十三年功を以て從五位上に叙し備中守に任ず。十六年備前權守に轉ず。政績一に備中におけるが如し。凡そ某の僚下若し姦伏のものあれば摘發を加へず。竊に之に語りて云く「君久しく學官に疲れ、初めて此の官を得。必ず當に廉節を立て勉めて榮譽を取るべし。豈に一州の小吏に滞るべけんや。然り而して上、父母を養ひ、下妻子に給し、性を撓け心を屈して此の濁穢を受く。是れ皆貧窶の憂にして善人を羈累す。僕薄俸あり。君の須ゆる所に隨はん、以て之に資し謹みて官物を犯す事勿れ」と即ち其の俸を分與す。是に於て風化大に行はれ吏民畏愛し號して父母と曰ふ。

備前備中の界上に吉備津彦神あり。國に水旱あれば即ち躬ら往きて之を祈る、必ず感應を致す。若し境中姦あれば神必ず之を罰す、神嘗て形を見はし語て曰く、公の徳化に感ず、冀はくは公の治を爲すを助け此の善積を終らしめんと。是に由て兩國を治化し年暮りに豊穰し百姓和樂す。

時に安藝の盜、險に憑て備後の調絹を却し逃れて備前石梨郡を過ぐ。逆旅の主人に問ひて曰く此の國の大守政績如何と。對へて曰く府君民を化するに専ら仁義を以てす。一國の人盡く廉潔と爲り恩信の感、自ら神明に通ず。故に國に姦



濫あれば吉備津彦神、立るに誅罰を降すと具さに語て其の治化の本未に及ぶ。盜、色大に變じ、終夜歎息して寝ねず。曉に向ひ馳せて府門に詣り叩頭自首して曰く、小民無狀、備後の官絹四十四匹を略奪し。過を改め罪に服す。願はくは生命を給へど。保則盜を召し語て曰く、汝善に向ふを知る終に悪人に非ずと。即ち米糧を與へて贓絹を封じ、盜に付して備後に移す。僚下皆云ふ、姦盜恐らくは彼の國に達せずと。保則曰く彼既に心を改め誠に歸す豈に更に變あらんやと。盜、移文を得て遂に備後に送る。守小野喬查、怪み且つ喜び、即ち盜を放免して自ら備前に詣て拜謝す其の徳を以て人感する皆此の類なり。

十七年秩滿ちて京に歸る。兩備の民悲號して路を遮り、戴白の者各酒肴を捧げて道左に拜伏す。保則謂へらく老人の心違ふべからずと。之か爲に留連すること數日、相次いで競ひ至り過むべからず保則乃ち竊に小船に乗して去る。從者未だ到らざるものあり。暫く和氣郡方上津に泊す。備前の郡司等其の糧儲なきを聞き。白米二百石を漕びて泊處に至る。保則其の志を感じ、之を受けて辭せず郡司等意ふ。此の人過廉必ず受けずと。此の報を聞くに及んで大に悦ぶ。少頃にして保則、國の講讀師に書を與へて曰く舟中頗に怪あり風浪測り難し望むらくは僧徒を率ゐ來て津頭に會して以て海行を禱らんと講讀師國分寺の僧を率ゐて至る保則語て曰く。願はくは衆僧般若心經を誦する事一遍にして足れりと、即ち米を以て悉く之に與へ、夜中帆を擧げて去る。

【大日本史】

藤原保則、右大臣繼繩曾孫、尊卑分脈交貞雄、左兵衛佐、保則齊衡中歷治部民部大小丞、貞觀初轉兵部大丞、遷式部小丞、公卿補任八年敘從五位下、爲備中權介、三代實錄先是元早飢饉、道殣相望、群盜公行、邑里蕭條、英賀哲多二郡、在山谷間、去府稍遠、郡民或劫掠相殺、或遁租逃散、境內丘墟、無有單丁、前守朝野貞吉爲治苛酷、郡司有二小罪者、皆著鉗、人民犯緘毫者、捕案殺之、囚徒充獄、僱戶塞路、保則致任之初、施以寬政、宥小過、存大體、放散徒隸、緩撫賑恤、勸農桑、禁遊費、於是百姓糧負來附如歸、田園盡闢、戶口殷阜、門不夜扃、賦稅倍入、遂受租稅返抄三十四年、受調庸返抄十一年、自古以來、未嘗有此類

也、十三年以勞敘從五位上、三善清行所著任備中守、公卿補任○按保則傳云、卿選備前守、據下文公在二十六年轉備前權守、政績一如在備中、凡厥僚下、若有姦伏、不加發擿、竊語之云、君久疲學官、初得此官、必當立廉節、勉取榮譽、豈可滯一州小吏乎、然而上養父母、下給妻子、撓性屈心、受此濁穢、是皆貧窶之憂、羈累善人、僕有薄俸、隨君所須以資之、謹勿犯官物、即分與其俸、於是風化大行、吏民畏愛、號曰父母、備前備中界上有古備津彦神、國有水旱、則躬往禱之、必致感應、若境中有姦者、神必罰之、神嘗見形語云、感公德化、冀助公爲治、終此善績、由是治化兩國、年荐豐穰、百姓和樂、時安藝盜憑險劫備後調絹而逃、過備前石梨郡、問逆路主人曰、此國太守、政績何似、對云、府君化民、專用仁義、一國之人、盡爲廉潔、恩信之感、自通神明、故國有姦盜者、吉備津彦神立降誅罰、具語及其治化本末、盜色大變、終夜歎息不寢、向曉馳詣府門、叩頭自首云、小民無狀、略奪備後官絹四十四匹、改過服罪、願賜生命、保則召盜語曰、汝知向善、終非惡人、即與米糧、封贓絹、付盜移備後、僚下皆云、姦盜恐不達彼國、保則曰、彼即改心歸誠、豈更有變乎、盜得移文、遂送備後、守小野喬查怪且喜、既放盜、自詣備前拜謝、其以德感人、皆此類也、十七年秩滿歸京、兩備之民、悲號遮路、戴白者各捧酒肴、拜伏道左、保則謂老人之心不可違、爲之留連數日、相次競至、不可遏止、保則乃竊乘小船而去、有從者未到者、暫泊和氣郡方上津、備前郡司等聞其無糧儲、漕白米二百石至泊處、保則感其志、受之不辭、郡司等意此人過廉必不受、及聞此報大悅、頃之保則與國講讀師書曰、舟中頗有怪、風浪叵測、望率僧徒、來會津頭、以禱海行、講讀師率國分僧一至、保則語曰、願諸僧各誦般若心經一遍足矣、即以米悉與之、夜中舉帆而去、十八年任右衛門權佐、兼檢非違使、保則語近親曰、昔者帝堯之民、比屋而封之、時皐陶以三獄官、若有疑罪、則令獬豸決之、豈有枉濫之罪、保則傳○按本書此下脫闕、無所考正、尋爲民部大輔、明年轉右辨、公卿補任元慶二年出羽夷叛、燒秋田城、出羽守藤原興世戰數不利、三代實錄右大臣基經密召保則、命招討之任、保則辭曰、非敢愛惜微軀、恐貽朝廷之耻、基經曰、自天智天皇時、藤氏世立勳績、朝所倚賴、方今身非伊周、忝稱家宰、遭此寇亂、內慙外懼、瓜葛之義、君亦可悉、願盡智謀、勿爲飾讓、保則曰、必不得已、可用愚計者、冀露肝膽、無有所隱、恐殿下不能用耳、基經迺推誠問計、保則曰、蝦夷內附以來漸二百年、畏服朝威、無有寇逆、如聞秋田城司良岑近者聚斂無厭、徵求萬端、故疊怨積、以致反叛、夷種衆多、遂相合從、賊徒數萬、窮寇死戰、一以當百、難與爭鋒、如今之事者、雖



坂將軍再生、不能蕩平、若教以三義方、示以三威信、擢我德音、變三彼野心、不用三尺兵、大寇自平、基經曰、善、保則曰、今雖以三恩信、化之、而醜類衆多、猶有不馴服者、可下以兵威臨之、前左近衛將監小野春風、累代將家、驍勇軼人、前年頗遭讒謗、免官家居、願先令三春風率精兵、示以朝廷之威信、然後以德招致、不歷數月、自應銷散、基經大悅、加保則正五位下、即以右中辨兼出羽權守、擢春風爲鎮守將軍、及陸奧介坂上好蔭、皆受保則節度、傳、左衛門權少尉清原令爲權掾、右近衛將曹茨田貞額爲權大目、並帶本官、以討叛夷、乃敕出羽國司曰、近日夷虜凶逆、殘害不止、仍以保則任彼國權守、宜從下指麾、勿失警備、三代實錄保則奉詔進發、晝夜兼行、道遇飛彈相繼報夷虜強盛、官軍屢敗、城堡失守、羣隊陷沒之狀、從騎十餘人、皆無不魂奪氣、而保則容色不變、略無畏懼之意、傳、保則既而致出羽、遣權掾文室有房、清原令望、上野押領使權大掾南淵秋鄉等、率上野見兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北、時秋田城下上津野火內相淵等十二村、爲賊所據有、添河霸別助川三村、夷俘歸順之地也、即令三村俘囚並良民三百餘人拒賊於添河、次攻雄勝、後將受府、雄勝城承二十道之大衝、最爲要害、仍遣左馬權大允藤原滋實、乃茨田貞額等、以雄勝平鹿山本三郡不動殺、給郡內及添河霸別助川三村俘囚、慰諭其心、勉勵之、俘囚深江禰加止、玉作正目磨呂等、感其恩資、誘三村俘囚二百餘人、夜襲殺賊八十人、燒其糧食舍宅、邊民聲言、津輕夷狄與出羽賊同謀或云不同、保則以爲若不同、則上野軍足以討滅之、若同則雖大兵臨之、難可輒制、上野下野陸奧三國軍士總四千人、其陸奧軍先既亡歸、上野軍且來六百餘人、下野軍雖入界、未知強弱、津輕夷俘、其黨多種、不知幾千人、天性勇悍、慣習戰鬪、若速遊賊、其鋒難當、乃奏請常陸武藏兩國軍合二千人、以戒備非常、廷議敕符曰、以夷狄攻夷狄、中國之利也、今覽來奏、給三官米穀於雄勝郡俘囚、多破賊徒、此計之上者也、亦省來奏津輕夷虜、天性鷹獵、若速凶類、實爲難制、塞下流言、南北異口、或云既同、或云未同、請發常陸武藏等兵、以備非常、今如奏狀、同否未審、若果不同者、所率見兵可得摧破、加之小野朝臣春風、坂上大宿禰好蔭等、各領精兵、宜待軍到、振其威武、但豫救諸國、簡勇敢士、若有危急、馳傳上奏、隨即差發、赴救不晚、務運奇策、擊其狂心、八月敕曰、重省來奏、曲折具之、策用奇正、兵家所貴、今募俘虜、多職醜類、雖是夷人慕義之至切、抑亦國宰撫馭之得方、臨機之略、實當如此、其能仁法天等、忠誠顯著、聞而嘉之、克遂功績、不亦美乎、○按能仁法夷俘之名、而事且春風好蔭等、取陸奧路入上津野村、與兩國兵、夾攻首尾、今如來奏、已得要路、兵衛雖多、制勝爲先、迹無所考、隨宜禽賊、窮其巢窟、勿令遁脫、仍送綵帛一百四十四匹於出羽、班給俘囚、又令越中越後二國送米各一千斛、

以充軍糧、九月敕曰、所以遣春風等發精兵者、爲赴彼國之急、而今來奏以爲賊氣已衰、官軍思奮、重之迎軍運糧、爲煩不細、因茲論之、春風等之前却、在彼國之強弱耳、量勢施計、不得適度、若當國之力、足以制賊者、移告而返之、不必迎引、且津輕渡島俘囚等、所請之事、以夷、古之上計、但野心難馴、動靜易變、偶生他意、後恐難制、宜量事勢、隨便進止、至于饗會狄俘、非事之急、若殄盡賊徒、勞賜不晚、今舉城燒亡、無處會聚、但拔有功者、加其賞賜、足以勸勵戎士、何必大饗、更致騷擾乎、且其殺獲生禽、頗知破賊、彌以勉勵、速成大功、州書頻奏、驛使屢馳務施平寇之策、勿以稽延歲月、先是賊三百餘人來秋田城下、請見僚佐乞降、文室有房、藤原滋實、單騎直到賊所、受其降、是日權介坂上好蔭率兵二千人、自流霞道至秋田營、鼓譟而來、盛建旗幟、大觀威武、既而鎮守將軍小野春風率兵四百七十人、至秋田營北、宣言春風術詔先入上津野、教諭賊類、皆令降服、於是賊酋七人相從而來、保則揣其形勢、知有降心、然義從俘囚相謂曰、歸秋國家、賊之所怨、若不殄滅、後必相報、仇家多種、豈得不懼、加之乞降者、其體踈慢、不協舊例、保則奏狀取決、十月敕曰、夫兵凶戰危、先哲炳戒、事不獲已、乃用之耳、今逆虜悔過、請欲歸順、其於容許、有何不韙、但古之降者、去其甲兵、面縛待命、裁得制其死生、然後可謂降伏、歸降之法、若同舊制、可速容受、若懷兩端、言與事異、奮我兵威、一舉誅滅、義從俘囚之言、不可不反覆、觀德耀兵、隨機可施、慎莫信其虛說、貽咎於後、十二月降賊進所掠奪甲二十二領、言曰、皆悉截破、稱身約裁、一無全者、加之賊類或入奧地、或所居隔遠、所遣甲冑、搜求追進、於是清原令望、藤原滋實、茨田貞額等議曰、令乞降之賊二百人、所進之甲二十有餘、賊多甲少、野心難測、疑是矯飾、須待後進計納、小野春風議曰、春風自入賊地、具知逆類悔過之心、今亦蒙犯霜雪、乞降懇切、若懷疑慮、抑而不納、猶去逸就勞、非所以樂成、保則以爲、令望之議雖有、理、春風之謀非無權、遂加慰納、奏其狀、又奏渡島夷酋百三人、率種類三千人、詣秋田城、與津輕俘囚不連賊者百餘人、同歸聖化、若不勞賜、恐生怨毒、由是遣權介藤原統行、權掾文室有房、及令望滋實貞額等勞饗、三代初春風至秋田營、挺身入虜軍、具宣朝命、如保則意、於是夷虜叩頭拜謝云、異時秋田城司、貪慾暴橫、鎔壑難填、若毫手不協其求者、楚毒立施、故不堪苛政、遂作叛逆、今將軍幸以天子恩命而詔之、願改迷途歸幕府、乃競以酒食饗官軍、豪長數十人相率、隨春風至出羽國府、保則召見慰撫、時有軍帥二人、不肯歸附、保則語諸豪長、二虜不來、汝意如何、皆云、殊自有謀、願暫垂寬假、後數日斬兩虜首以獻之、保則即發使撫納餘種、自津輕至渡島、雜種夷人、前代未會歸附者、皆盡內屬、保則復立秋田城、壘



柵樓塹、皆倍舊制、保則三年改權守爲眞、公卿補任、右中辨如改、傳、三月驛奏曰、征戰之弊、非只一途、案去延曆年中所下當道陣圖、以二萬三千六百人一爲二軍、分作三軍、輜重八百人、擔夫二千人、而今上野下野兩國之軍、千六百人、輜重擔夫二千餘人、好蔭所率之兵五百人、輜重擔夫千餘人、因茲言之、多違舊例、中國之軍、去年七月到著、陸奧之兵、九月入來、會合參差、整頓有妨、或臨陣難列、或聽鼓易迷、皆是忘戰日久、習之令然也、國內黎民、苦于苛政、三分之一、逃入奧地、所遺之民、承數年之弊、無自存之方、况軍興以來、運轉軍糧、去今兩年、少時不無息、無用之卒、騷動部內、待救之處、還致巨害、管最上郡道路險絕、大河流急、中國之軍、路必經此、迎送之煩、不可勝計、今重請大兵、將討降虜、國弊民窮、難可克堪、若慰撫部內之窮卒、檢出奧地之逃民、留中國之甲冑、選當土之例兵、則降虜雖反、不足復畏、因此變亂、不窮誅戮、恐綏御如失、邊難不絕、更發大軍、撲滅無燼、國家之長策、天下之上計也、臣等不敢專決、持疑於懷、進退之間、謹守天策、詔令上野下野兩國、在軍甲冑器仗、留付出羽、六月又驛奏曰、臣保則等行事相違、兵威未振、適降恩詔、暫罷征討、逆類再生、平民復業、但等以爲夷狄之性、強弱難測、朝爲輕寇、夕甘重戮、縱請降之後、如有小變、臣等恐偏慮存國、還陷罪戾、望更賜天使、檢案其事、實錄出羽民夷雜居、田地膏腴、多產珍貨、豪吏兼井、私增租稅、恣加徭賦、權門子弟、年來求鷹馬、無有紀極、邊民愚朴、唯隨其求、不知所訴、由是編氓貧窮、茲得多致富溢、保則嚴張憲法、有不法者、捕而案之、百姓安堵、邊庭清平、時陸奧夷俘有訟、皆至出羽取決、初保則在兩備、專以仁惠化之、及治出羽、嚴以理之、吏民有罪、無復所宥、四年四月召入京、在朝卿相、皆稱其勳績、保則辭謝云、此皆朝庭之所致、非愚略之有施、是時天下皆以爲保則不勞二卒、平定大寇、朝廷必當賞其殊勳、而以其辭讓、遂無優崇之制、良岑近食婪致此寇亂、而亦無懲惡之典、由是衆議多譏其經失刑賞、保則性樂靜默、不好劇務、屢陳基經、固辭辨官、五年任播磨守、○本書係四年、今從公卿補任、辭不赴、六年進從四位下、保則曰、年既老矣、當修功德爲冥資、我聞讚岐多紙、又有能書者、當赴彼國、書寫修多羅阿毗曇等、請爲讚岐守、○公卿補任爲國民皆學法律、動成諍訟、自保則入境、人皆知其廉恥、風俗大改、秩滿歸京、居西山別墅、無復出仕之志、仁兼讚岐權守、和三年任伊豫守、辭不赴、除太宰大貳、進從四位上、保則類稱病不肯就職、朝廷屢加慰諭、強以發遣、保則在鎮府、政尚清靜、吏民感服、令行禁止、先是茲猾猥聚鎮西、筑前筑後肥前三國、尤爲羣盜之藪澤、人有蓄積者、皆爲殺累、鄉閭騷擾、道路隔絕、府官及國司發兵捕殺、不能禁止、保則莅鎮、皆云宜多發軍士、悉誅鋤之、保則曰、吾聞渠帥率非編戶之民、或良家子弟或舊吏僕從、逐衣食之利、取婚姻之便、寓居邊城、猶如桑梓、而比年不稔、生產失利、無賴之輩、同惡相濟、國民赴之、大半爲盜、今悉捕而殺之、則里落之內、闐然無人、縱有隣國之警、誰人城守乎、此輩未必懷凶狡之心、多是爲饑寒逼迫而已、若施以恩惠、自應改行、寬平三年召爲左大辨、保則傳○本書此下有上奏之文、然文字殘缺、尋任參議、兼近江權守、遷兼民部卿、七年卒、年七十一、公卿保則天性廉潔、以身化物、僚下有貪穢者、推誠教誨、若終不悛、不與之接言語、見其有二善、則喜見顏色、常稱譽推舉、助成其美、又有知人之鑒、嘗在小野葛絃年少爲掾、保則稱曰、必當爲天下循良之吏、又在讚岐時、菅原道真代爲守、保則竊語曰、新太守當今碩儒、非吾所測知、但見其志、恐非明哲保身之士、後皆如其言、年未五十、不近婦人、潛心佛教、尤熟空觀、常誦金剛般若經、未嘗疲倦、撰集諸家義疏、以爲一部、究討其義、莫不該通、自未有疾、忽語人曰、死期既兆、何可終身於塵勞中乎、營一室於叡山東坂、薙髮爲僧、晝夜念佛名、數月而逝、保則子清貫、昌泰延喜開累歷顯職、至正三位大納言、兼皇太子傳、公卿補任延長八年震死於清涼殿、年六十四、扶桑略記

子弟或舊吏僕從、逐衣食之利、取婚姻之便、寓居邊城、猶如桑梓、而比年不稔、生產失利、無賴之輩、同惡相濟、國民赴之、大半爲盜、今悉捕而殺之、則里落之內、闐然無人、縱有隣國之警、誰人城守乎、此輩未必懷凶狡之心、多是爲饑寒逼迫而已、若施以恩惠、自應改行、寬平三年召爲左大辨、保則傳○本書此下有上奏之文、然文字殘缺、尋任參議、兼近江權守、遷兼民部卿、七年卒、年七十一、公卿保則天性廉潔、以身化物、僚下有貪穢者、推誠教誨、若終不悛、不與之接言語、見其有二善、則喜見顏色、常稱譽推舉、助成其美、又有知人之鑒、嘗在小野葛絃年少爲掾、保則稱曰、必當爲天下循良之吏、又在讚岐時、菅原道真代爲守、保則竊語曰、新太守當今碩儒、非吾所測知、但見其志、恐非明哲保身之士、後皆如其言、年未五十、不近婦人、潛心佛教、尤熟空觀、常誦金剛般若經、未嘗疲倦、撰集諸家義疏、以爲一部、究討其義、莫不該通、自未有疾、忽語人曰、死期既兆、何可終身於塵勞中乎、營一室於叡山東坂、薙髮爲僧、晝夜念佛名、數月而逝、保則子清貫、昌泰延喜開累歷顯職、至正三位大納言、兼皇太子傳、公卿補任延長八年震死於清涼殿、年六十四、扶桑略記



第二十九章

弘仁式に見ゆる吉備郡

(湛井堰の起源を徴すべきもの)

弘仁式 寫本四十卷仁和寺書籍目錄に三十卷に作る、今存する所十二卷、或は十卷のもの偽書なりといふ。内容は文武天皇大寶元年より嵯峨天皇弘仁十年に至る間の朝廷官府の格式規定及び故事舊例等を集めたるものなり。撰者は嵯峨天皇の勅を奉じ、藤原冬嗣、秋篠安人、藤原葛野麿、藤原三守、橘常主、中原敏久等の修撰する所、弘仁十一年四月奉獻す。(類聚三代格、群書一覽)

弘仁式卷第十一に

凡太政官下諸司諸國符、隨事請内外印、其下頒詔書、及預官社神、得度還俗、增減官員、遣驛傳使、并下驛鈴、新任國司、并諸國司、在外國者赴任、五位以上出畿外、出納兵庫器仗、用正稅、徵免課役、輪調庸物色、及賜人官物給諸國者内印公地封戸雜田、遷收穀、百姓附籍移貫改姓、蕃人還國、御馬、廢置郡驛、斷罪禁制、放賤從良等類、竝請内印、餘皆外印、諸省請印下諸國符亦名准此國分僧文官内采女符、皆請内印類也。凡新任國司赴任者、伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等六國、竝不給食馬、志摩、尾張、參河、美濃、若狹、越前、丹後、但馬、美作、淡路等十國、准位給食並菟、山陽道備前以西、及南海三道等國並取海路、給食如法、自餘諸國、及太宰帥大貳皆給傳符講讀師赴任准之、唯不給傳符。見え。

弘仁式卷第二十二に

民部省式云、諸國春米運京者、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等國、二月三十日以前、尾張、參河、美濃、若狹、越前、丹後、四月三十日以前、但馬、因幡、美作、備前、讚岐、六月以前並送納訖若有未進者、准調庸例、割公廩令辨備諸月二十二日官符。新定外官交替式見ゆ。

○延喜民部式云、凡諸國春米運京者、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等國、二月三十日以前、尾張、參河、美濃、若狹、越前、加賀、丹波、四月三十日以前、但馬、因幡、美作、備前、讚岐、六月三十日以前、備中、備後、安藝、伊豫、土佐、八月三十日以前、竝送納訖

若有未進者、准數奪專當郡司職田直、若不足者亦沒國司公廩」こあり。

弘仁式主稅上斷簡に見ゆる吉備三國

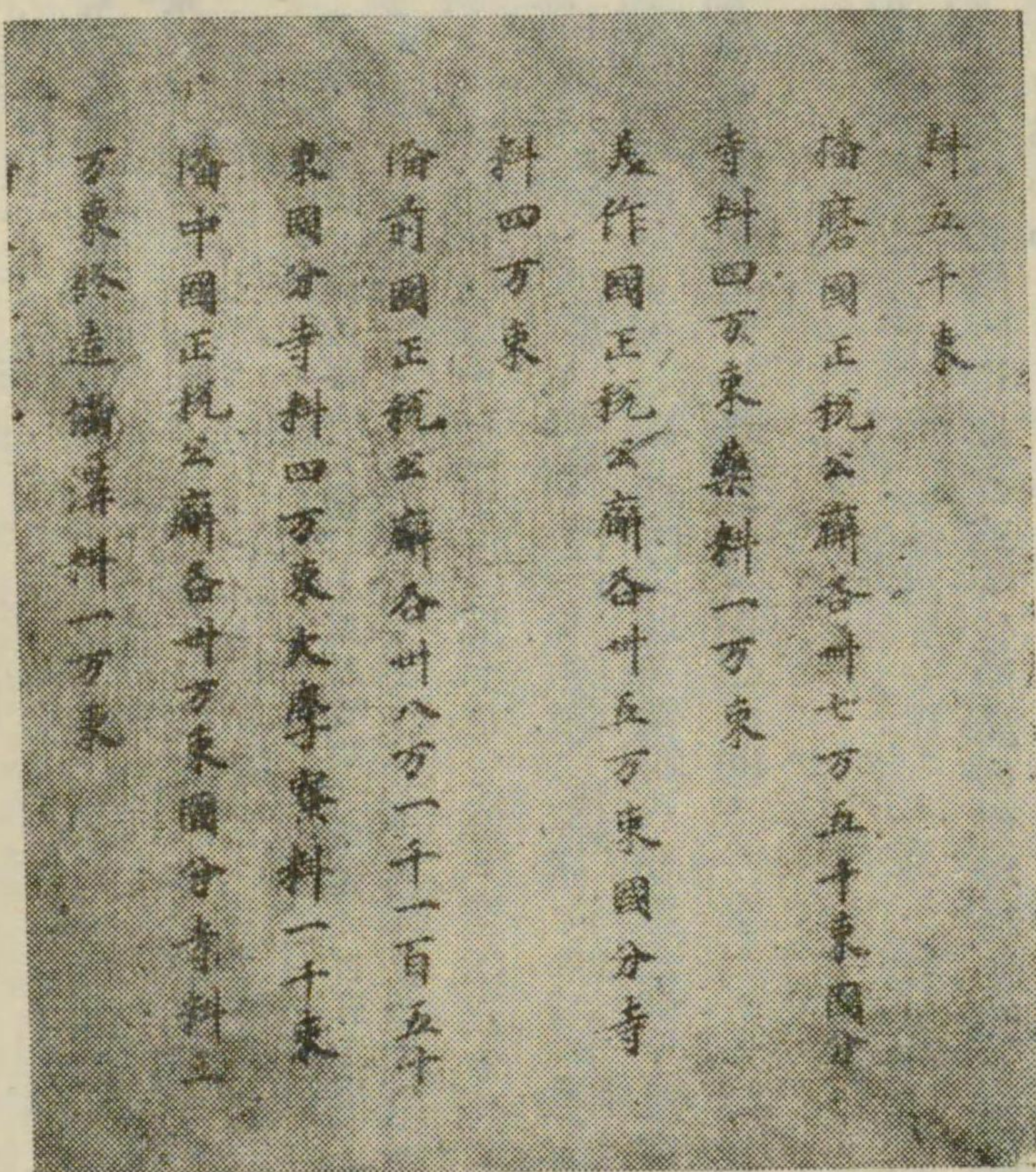
原寸 縱九寸二分 公傳九條道實氏所藏  
横二丈三尺九寸二分

弘仁式ハ四十卷アリ嵯峨天皇弘仁十一年ノ撰定ニカ、リ淳和天皇天長七年之ヲ頒行シ、仁明天皇承和七年其遺漏糺謬ヲ改正セシモノナリ、清和天皇貞觀十一年ニ撰進セシ貞觀式三十卷及ビ醍醐天皇延長五年ニ奏覽セシ延喜式五十卷ハ並ビ稱シテ三代式ト云フ。三代式中現存セルハ延喜式ノミニシテ弘仁式ハ貞觀ト共ニ亡佚セリ。世ニ弘仁式ト題セル寫本三十卷アレド偽作ニシテ信ズルニ足ラズ。唯本朝法家文書目錄ニ據リテ其篇目ヲ知り、古書舊記ニ引用セルモノニ據リテ其一端ヲ窺フニ過ギズ。

然ルニ近時九條公傳家所藏古寫本延喜式ノ裏面ヨリ弘仁式斷簡二卷ヲ發見セリ一ハ式部下ニシテ一ハ主稅上トス 同延喜式ハ平安朝中期ノ頃ヨリ末期ニ至レル古寫本古文書等ヲ繼ギ合セテ其紙背ニ書寫セルモノニシテ弘仁式斷簡二卷モ亦其中ニ在リ。

コノ斷簡ハ卷二十五主稅上ニシテ關訟律、及ビ後漢書等ノ繼ギ合セタルモノナリ首尾缺ケタレド。主稅式ナルコトハ紙背ニ書寫セル延喜式卷二十六主稅上ノ文ト大同小異ナルニ依リテ明ナリ。古書舊記ニ引用セル弘仁貞觀兩式ノ主稅式ニハ此ノ斷簡ト同文ナルモノ見エザレド貞觀式ニアラズシテ弘仁式ナルコトハ本文中ノ徵證ニ依リテ明カ也。(下略)

此ノ斷簡ハ諸國出舉正稅公廩雜稻ノ條、近江國ノ後半ヨリ多檉島ニ至リ。出舉官稻ノ條ヨリ驛馬死損ノ條前半ニ至ル四十八ヶ條アリ。之ヲ延喜式ト對照スルニ諸國正稅公廩雜稻ノ品目數量ニ異同アリ。其總數延喜式ヨリ多キハ越前能登丹波因幡阿波ノ五國ニ



弘仁式 九條公傳家藏



シテ其他ハ悉ク延喜式ヨリ少ク雜稻ノ中丹波國左右馬寮秣料ノミハ延喜式ニ見エズ、又出舉官稻以下四十七條ノ順序ハ延喜式ト同ジク、コノ中弘仁式ニ載セテ延喜式ニ見エザルモノハ陸奥國司鎮官、出羽國司公麻利稻ノ條及、諸國朝集雜掌公糧ノ二條ノミナルガ延喜式ニアリテ弘仁式ニナキモノハ六十六條アリ其本文内容ニ多少ノ異同アルモノモ亦尠ナカラズ、尙詳細ニ研究セバ弘仁延喜間ニ於ケル收稅國用等ニ關スル沿革ノ大概ヲ窺スルヲ得。

此の斷簡の中岡山縣特に備中國又吉備郡に關係あるものを求めて左の三を得たり。

主稅上、

美作國、正稅公廩、各卅五万束。國分寺料四万束。

備前國、正稅公廩、各卅八万一千一百五十束。國分寺料四万束。大學寮料一千束。

備中國、正稅公廩、各卅万束。國分寺料三万束。修造堰溝料一万束。

驛馬直法。

伊賀、志摩、近江、飛驒、但馬、若狹、丹波、丹後、因幡、伯耆、備前、備中、阿波等十五國、上馬三百束、中馬二百五十束、下馬

二百束 其傳馬直者各遞減

驛馬死損。

山城、河内、攝津、□□、□賀、伊勢、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、相摸、安房、上総、近江、美濃、飛驒、上野、下野、出羽

越前、越後、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、播磨、備前、備中、長門（以下殘欠）

以上の中最も興味深きは「備中國修造堰溝料一萬束」にして他の諸國亦絶えて此の目なきこと也。

延喜式に據れば

美作國、備前國各修理池溝料三万束。 備中國修造堰溝料一万七千束。

〔とあり。前者は池溝の修理料にして後者は堰溝の修造料なり。美作備前兩國に延喜式時代池溝の修理料を受くるに至りしに、備中に於ては延喜式時代以前、弘仁式時代にも一貫して堰溝料ありその堰溝の由來古きを知るべし。而して

備中の堰溝として古く當代に沂り得るものは申す迄もなく湛井の堰なり。而し堰溝の起源を釋ぬるに、仁徳天皇時代茨田、栗隈、感玖のそれなるべく、山城に在りては葛野の大堰にして皆秦人の設計築造に成れるもの也。備中國湛井ノ堰亦下道郡秦原郷今、吉備郡に近く其の灌域の賀夜郡服部郷乃至應神紀の葉田今、吉備郡足守町上土田、生石村下土田の葦守附近にある以上皆秦人の土着地拓植地たることに明證あり。

抑も高梁川は備中平野を縦斷し今や其の灌溉總段別一萬餘町步縣下三大川中水利第一に居る而も上流は水量頗る豊富にして而も其起源を仁徳の御代に有する所謂十二箇郷の田面は弘仁、延喜又源平時代以來幾回の修理復興工事を經て殆ど早損の憂を知らざるもの也。而も下流に至るに従ひ水量漸く減じ、八ヶ郷以下の用水組合に屬する約七千町歩の水田はその地味の肥沃なるに拘はらず灌溉の缺乏に依て時として凶荒を來すを免るゝ能はず、適々明治三十一年高梁川河川法實施され東西用水組合成り。所謂堰溝ノ修理完成を見るに至れり。（高梁川改修工事及高梁川東西用水組合工事参照）



第三十章 延喜式及和名鈔に見ゆる吉備郡

【延喜式】五十卷、國史大系第十三卷に收めらる。その内容は朝廷年中の儀式、百官臨時の作法。及び諸官中の事務其他國々の恒式等を詳かに記したるもの也。式とは諸官を分ちて其の官中の事務を記せるものを云ふ。今日の事務章程の類、故に令格に參考しつゝ諸官の職掌を知るに便なり。表序文等によれば延長五年藤原忠平等勅を奉じて弘仁貞觀二式を合せ編成せしもの也。然れども政事要略等に載せたる弘仁貞觀の式を見るに延喜式と異同あれば延喜式は二式を併せて更に改正刪補を加へたるものなるべし。

慶安元年出納萃菴校讐して刊行し五十卷の内第十三卷闕たるを以て尾張の源敬君の文庫本にて新刊するよし林道春の跋に見えたり。又伏原賢忠の跋あり。文政十一年松平齊貴(出雲松江城主)之を校刊す、後刊本勝れたり。國史大系に之を收む。

著者は醍醐天皇延喜五年八月藤原時平に詔し、藤原定國、藤原有穂、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、大藏善行、藤原道明、大中臣安則、三統理平、惟宗善經等と共に撰緝せしむ。仍て開元永徽の式例に準據し弘仁貞觀の兩式を併省して撰定す。功未だ畢らずして時平を始め死する者多し。延喜十二年春二月藤原忠平、橘澄清等に勅して、先業を繼ぎて撰修せしむ。延長三年八月更に藤原清貫、大中臣安則、伴久永等を遣はして業を助けしめ、延長五年十二月遂に撰定し畢りて之を奉る。前後二十三年の久しきに及べり。(延喜式、群書一覽、國史學彙)

卷第三、神祇三、臨時祭

名神祭、二百八十五座の内に

吉備津彦神社一座、備中國。

あり、「名神」とは社格の一にして全國中有名の社を擧げて全國の社に代らしむるもの也。此の列にあるものは悉く

大社也。

物集高見博士云。

【吉備津彦神社】、備中國賀陽郡(今、吉備郡)眞金村(今、町)に在り孝靈天皇の皇子、吉備津彦命を祀る。今は國幣中社(大正三年官幣中社に陞格す)也。

卷第十、神祇十、

神名下

備中國十八座。大一座 小十七座

(前略)

賀夜郡四座、大一座 小三座

古郡神社

下道郡五座、並小

石壘神社

(後略)

物集高見博士云。

【鼓 神 社】 上高田村(今、岩田村大字)に在り。祭神武鼓王かと云ふ。

【神 神 社】 在所詳かならず。(神在村大字八代)祭神大物主命かと云ふ。

【麻佐岐神社】 下秦村(今、秦村)麻佐岐山に在り。祭神詳かならず。

【穴門山神社】 高山市村穴門山に在りし祭神、吉備穴門武媛かと云ふ。

以上、新註皇學叢書に據て略記す。前後撞着せる所あり。別に特選神名牒に據りて記せるを以て之を略す。



卷第十一、大政官

弘國司食傳

美作淡路等十國、准位給食並葛。山陽道備前以西及南海三道等國並取海路。給食如法。自餘諸國及太宰帥大貳皆給傳符。講讀師赴任准此、唯不給傳符。

卷第十五、内藏寮

諸國年料供進

櫛子 伊豆、甲斐、相模、武藏、安房、上総、下総、常陸、信濃、上野、下野、能登、越後、因幡、伯耆、出雲、石見、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、讃岐、土佐、廿六ヶ國 各四合  
蜜 甲斐國一升、相模國一升、信濃國二升、能登國一升五合、越中國一升五合、備中國一升、備後國二升

【傳符】 驛路通過の割符也。之を驛傳に示して用を辨せしむるに供へたり。  
【櫛子】菓子鉢の類。高坏に似て、縁高く外は黒漆にて塗り。内は朱塗にして螺鈿等をまく上は「ぬりをけ」の蓋を仰向にしたるが如し。

卷第二十一、女蕃寮

諸國講讀師。凡諸國講讀師者、寮與僧綱、俱孟冬一日簡定牒送省、其牒、僧綱盡署。但其牒不留寮家。副寮解送省。省亦加解文、共進官。即經奏聞。明年二月以前下任符、其裝束程準俗官法。若有事故、安居以前不到。便令前講師或國分僧堪之者、且爲講說、其供養布施料者。隨各講經日數分充。凡諸國講師擇年卅五已上。讀師卅已上者補之。但雖階業已滿之輩。而年限未及。不可擬補。

卷第二十二、民部上

山陽道。備中國上、管都宇、窪屋、賀夜、下道、淺口、小田、後月、哲多、英賀、卷第廿三、民部下

銅鉛返抄、凡備中、長門、豊前等國送鑄錢司、銅鉛返鈔者、副税帳進之。

同 民部下

年料米 年料春米 大炊一百五石五斗九升

備中國 糯米 廿石  
凡諸國春米、運京者(中略)美作、備前、讃岐、六月卅日以前。備中、備後、安藝、伊豫、土佐、八月卅日以前、並送納訖。若有未進者准數奪專當郡司職田直若不足者亦没國司公廩。

同 民部下

租春、年料 租春米

備中國 一千石 (前後略)

右十八國各以租穀内、春收、隨官符到、進之、其精代運賃用正税。不聽妄爲顯關本也。  
【官符】 太政官より八省又は諸國に下す符を云ふ。符は被官または解を以て言上すべきものに對し、その上官より下せる公文也、唐制より出たるものにして「唐六典」に「凡上之所以速下其制有六曰云々符」とあり。

同 民部下

諸國年料雜物 年料別貢雜物、備中國、紙麻、九十斤 (前後略之)

同 民部下

右別供雜物並依前件、自餘雜藥、見典藥式其運送係夫各給路糧。  
貢蘇番 諸國貢蘇番次、備中國十壺 二口各大一升 八口各小一升 (前後省略)



凡諸國貢<sub>レ</sub>蘇、各依<sub>二</sub>番次<sub>一</sub>、當年十一月以前進了(下略)  
【蘇】 野菜の名、紫蘇に同じ。和名鈔に「野王案云、葉大而<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>毛、其實白者曰<sub>レ</sub>荏(和名衣)又云葉細而香、其實黒曰<sub>レ</sub>蘇(和名乃良衣、一云、奴加衣)此二種雖<sub>二</sub>一類<sub>一</sub>、其狀不<sub>レ</sub>同」とあり。

卷第廿四、主計上

調絲(凡貢夏調絲者云々)の條に。伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波。右十二國並上絲國

【上絲】 上は絲質を區別せる等級也。下文「下絲」「麤絲」皆同じ。吉備四ヶ國共に上絲國にして信濃 上野 下野の如きは麤絲國なり。

美作、備前、備中、(前後省略)

右廿國輸<sub>レ</sub>絹

卷第廿四、主計上

山陽道

備中國 行程上九日 調纒帛十五疋。緋絲六十綯。綠絲、纒絲、各十綯。黃絲卅綯。皂絲五綯。練絲五十綯。自餘輸<sub>二</sub>絹<sub>一</sub>、鐵鹽、庸、白木韓櫃六合、自餘輸<sub>二</sub>米<sub>一</sub>、

中男、作物。黃蘗三百斤。茜、胡麻油、櫻椒油、漆、搗栗子、許都魚皮。押年魚、煮鹽年魚、大鯛、比志古鯛。

卷第廿六、主稅上

諸國 本稻

諸國出舉正稅公麻雜稻。

備中國正稅公麻各卅万束。國分寺料三万束。蓮嚴寺料一千束。文殊會料二千束。修造堰溝料一万七千束。驛家料一万束。救急料

八万束。俘囚料三千束。

同 主稅上

損不攝使。「凡檢損並不堪佃賑給疫死等使程限<sub>二</sub>備中、美作、備前等國<sub>一</sub>損田百日。不堪佃田八十日」

同 主稅上

銅鉛。凡鑄錢年料銅鉛者。備中國銅八百斤(中略)凡備中國、採<sub>二</sub>銅鉛<sub>一</sub>、料稻。斤別充<sub>二</sub>、三束九把六分五毫七厘<sub>一</sub>。

同 主稅上

祿價

祿物價法。備中國、絹五十五束、絲八束、鐵五束。

【鐵】 集韻に「鐵古作<sub>レ</sub>鐵」とあり 鐵の古字也。

同 主稅上

驛馬死損。備前、備中等五十國 十分許<sub>二</sub>損二分<sub>一</sub>。

同 主稅上

運漕功賃、

諸國運<sub>二</sub>漕雜物<sub>一</sub>功賃。

山陽道。備中國、陸路、廿四束海路 自<sub>レ</sub>國漕<sub>二</sub>與等津<sub>一</sub>船賃石別一束二把。挾抄廿三束。水手廿束。自餘准<sub>二</sub>播磨國<sub>一</sub>但挾抄水手各漕<sub>二</sub>米十石<sub>一</sub>。

卷第廿八、兵部省

健兒。諸國健兒。備中國五十人。

【健兒】 諸國の兵庫又は鈴藏及國府等を守衛することを掌る兵士の通稱也。

天智紀二年八月の條に「日本國之救將蘆原君率<sub>二</sub>健兒萬餘<sub>一</sub>云々」とあるを初見とす。



兵部省

諸國器仗。備中國、甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籛廿具。

【横刀】 太刀に同じ。

【征箭】 軍備に用ゆる矢をいふ。其義につき、或は敵を征する矢なるに由るとなし。或は直矢スグヤの義、雁股に對していふとなし。或は箠に負ふ故背矢の義にていふと爲す。軍防令に凡兵士每人云々征矢五十隻とあるは書に見えし初め也

【胡籛】 矢を盛りて背に帶ふる武具也。三種あり、儀式に用ゆるを平胡籛、主として征戰に用ゆるを壺胡籛、狩に用ゆるを狩胡籛といふ。

兵部省

驛傳。諸國驛傳馬。

山陽道に 備中國、驛馬、津峴ツサキヤマ、河邊、小田、後月、各廿疋。と見ゆ。

卷第三十一、宮内省

諸國贄。諸國所進御贄。

備中國 甘葛煎 モロナリ 諸成

【甘葛煎】 甘葛を煎じ出したる汁にて甘味の料なり。甘葛は和名鈔に「千歲葛。和名阿末都良、俗甘葛」とあり。

卷第三十三、大膳下

諸國貢進菓子

備中國。甘葛煎一斗、諸成

卷第三十四、木工寮

諸國所進雜物。備中國。唐米三百斛。

卷第三十七、典藥寮

諸國進年料雜藥（中略）

備中國。册二種 黃蓮卅二斤。女萎四斤。前胡藥本芍藥各三斤。白朮卅六斤。黃蘗十斤。地術八斤。桔梗廿八斤。菟蓐八兩。栝  
杞地榆各一斤。白頭公三斤。狼牙續斷黃精各五斤。紫菀、當歸各六斤。白芷五斤。澤瀉一斤八兩。厚朴二斤。卷柏六斤十兩。茯苓  
一斤二兩。白蘘七斤。黃耆八斤五兩。蒲黃一斤。石膏六十六斤。鐘乳床六十斤。桑螵蛸十兩。秦皮一斤八兩。麥門各桃人各一斗。  
署預五升。決明子一斗二升。牡荊子一升四合。車前子一升。吳茱萸三升。蜀椒六升。獾肝三具。猪蹄二具。鹿角二具。朴消大三斗  
【黃蘗】 和名鈔に「黃蘗一名、黃木、和名、木波太」とあり和漢三才圖會に「入三足少陰腎經、爲三足太陽膀胱引經藥」とあり。  
【黃精】 和名鈔に「於保惠美、一云、夜末惠美」と訓めり、和漢三才圖會に補益氣除風濕。安五臟久服輕身延年不飢補五  
勞七傷」とあり。

卷第三十九、内膳司

年料の條に、「備中國、煮年魚 鹽八缶」とあり。

【和名類聚鈔】 略して和名鈔といふ。廿卷、十卷の二種あり。

事物の和名を分類して聚め、和漢の群書を採り、文字の出所を明かにしたるものなり。蓋し本邦辭典の嚆矢と云ふべし。十卷本は天地  
人倫、形體、疾病、術藝、居處、舟車、珍寶、布帛、裝束、飲食、器皿、燈火、調度、飲食、羽族、毛群、牛馬、龍魚、龜貝、稻穀、蔬  
蔬、果蔬、虫豸、草木の廿五部に分つ。廿卷本は、時令、樂曲、湯藥、官職、國郡、殿舎の六部多し狩谷掖齋論して「十卷本は原本にし  
て二十卷本は後人の増補する所なるべし。然れども類聚義鈔、伊呂波字類鈔間々二十卷本を引用せし處あり、且本朝書籍目錄にも、兩本  
を並へ擧げたれば、後世の書にあらざるべし」と云へり。序文に「上舉天地中次人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部分門、廿  
四部百廿八間（流布本廿卷四十部二百六十八門に作る）名曰和名類聚抄」と見えたり。二十卷本は伊勢本尤も古く、元和中那波道圓刊  
行して寛文七年、慶安元年亦刊行したり。十卷本は尾張大須實生院本を寛政十三年刊行せり、此他寫本數本あり。文政中掖齋十卷本を基  
とし以上諸本を校合せるもの、尤も完備す、明治十六年四月印刷局より刊行せり。而して此書は源順、醍醐天皇の皇女勤子内親王の爲に  
著せしものなり。



山陽道、第五十七。播磨波里 美作美萬 備前岐美乃美 備中吉備乃美 備後吉備乃美 (下略)  
 備中國 國府在賀夜郡行 管八郡、田萬二百二十七町八反二百五十二步正公各々三十 都宇津、窪屋久保、賀夜、下道之毛豆、淺口  
 程上九日下五日 萬東、本額七十四万三千束、雜額十四万三千束

安佐 小田平 (下略)  
 久千 小田平 (下略)  
 備中國第百十四。

都宇郡。河面加波 撫河奈都 深井布加 驛家。  
 窪屋郡。大市知 阿智、三須美 眞壁倍 輕部倍  
 賀夜郡。庭妹爾比 板倉伊多 足守安之 大井井保 阿宗會 服部波土 八部倍也 生足 刑部於佐 日羽波 多氣 有萬宇 巨勢  
 大石於保  
 下道郡。穗北保伊 八田多 適磨爾 曾能 秦原波多 水内美乃 釧代呂 近似知加 成羽奈之 弟鬚勢 穴田安奈 湯野由  
 河智乃倍 吳妹 田上多加

以上は既に地名考に引用して解説するところありしを以て敢て贅せず。

### 第三十一章 延喜式所載の吉備郡古社。附國史所載古社

延喜の制。律令に次ぎて世々の朝廷より公布せられし格式は弘仁、貞觀の兩代を経て醍醐天皇の延長五年十二月廿六日左大臣藤原忠平上る所の延喜格式の修定となりぬ。中にも延喜式五十卷は大寶令と共に王朝時代に於ける神社法令の基礎を成せるものにして令の規定は本書を待ちて更に分明となれり。延喜式最初の十卷は神祇に關する部にして祀典の方法具さに備はるる本書に據るに祭祀の目は令制に比して其の數を加へ且つ内容の整頓せるを見るべし。又官社の數も奈良朝以來御代々に増加せられし後を受けて五畿七道に散在せる天神地祇の數二千八百六十一ヶ所、三千一百三十二座の多きに達したり。

是等の諸社はすべて祈年の頒幣に預るものにして幣に官幣と國幣との別あり。官幣は神祇官よりし。國幣は國司代りて之を爲す。神祇官祭神と國司祭神との別即ち是也。各々大社及小社の二階に分れ。官幣の大社は祈年の外、月次、及新嘗祭に、就中若干は相嘗祭と相共に新穀を奉るの意也。天皇に預れり。奈良朝に於てはすべて官幣を供する定めなりし如くなるも、その事行はれざりしより桓武天皇の延曆十七年國幣を以て之に代ゆるの制を立てられ爾後官國幣並ひ行はる事となりし也。かゝれば式の規定によるも京師に接近せる五畿内には悉く官幣を以せられしも東海以下の諸道は特殊の由緒ある社を除く外。すべて之を國幣に委ねられしを見る次に之を表示す。但し官幣小社は五畿を限る。

神祇官祭神	七三七座	大社	三〇四座	案上官幣
官社 三三三座	五七三座	小社	一九八座	
官社 二八六一座	四三三座	大社	三七五座	案下官幣
國司祭神	二二八九座	小社	一八八座	
	二二八八座	大社	一一五座	
	二二〇七座	小社	二二〇七座	
	二一三三座	小社	二一三三座	



是即ち朝廷崇敬の神社にして世に之を延喜式内社、略して式内社とも云ふ。之に對して國史に見えながら式に登載せられざるを國史現在社と云ふ。是等官社に對する待遇は一般と異にして上記の奉幣の外或は祭神に位階を奉り。或は神田神戶を捧げ或は官司を補して管理の局に當らしめられしあり。又就中尊貴なる社には修造の爲めに正税を支出するの途をも開かれぬ。かく全國に亘り劃一の制を敷きて歳次の禮奠を薦められしは固より敬神の趣旨に出でし盛舉たりと雖も動もすれば奉幣を忽諸にして成績の之に伴はざるに至れることは善相公意見封事に徴すべし。

岡山縣に於ける式内社は備前國二十六座大一座 小二十五座 備中國十八座大一座 小十七座 美作十一社大一座 小十座 計五十五座大三座 小五十二座 吉備郡に於ては賀陽郡四座大一座 小三座 下道郡五座大一座 小四座 計九座大一座 小八座 なり。今特選神名牒に據りて之を略説し附するに神名帳及同考證を以てす。

○賀夜郡 四座 大一座 小三座

古郡神社

祭神 吉備武彦命。 社格 (明細帳には田部村なし総社村字西) 祭日 十一月一日  
所在 八田部村西山 (吉備郡総社村大字総社)

今按古郡神社と云もの三所にあり一は横谷村一は上房郡吉川村と本社と是なり、横谷村は一も證さすべきものなく勸請年月もいと古からず本社は別社ならん吉川村なるは八幡の未社餘振社と云を布古布里社と訛りしものなれば古郡神社にあらず、唯神名帳頭注に備中國風土記云賀陽郡伊勢御神社東有川宮瀬川々西者吉備建日子命宮造此三世玉故名宮瀬云々永仁六年模寫の服部郷古圖に古郡里宮婁里あり其圖の欄外に山崎宮山と云ありて八田部郷と服部郷と相接するを以て考るに此圖に宮山と云る者西山宮山是也宮山の以東は即古郡里にして山崎も宮山の南方の地名なるが今に宮山山崎と云もの證さすべし故今之に従ふ。

【附】吉川八幡宮 足守領、上房郡竹庄也 當村黒山村産神社也 皆部ヨリ四里十八町 祭禮九月廿六日  
直衡案ニ當村八名ノ枝村アリ其内布都ト云所アリ疑ウラクハ古郡ノ誤リナルニヤ社家十餘家アリ今村民トナル、社僧神護寺本社トテ葺三間ニ五間拜殿同二間ニ五間、釣殿本社ノ右ニアリ一間ニ七間半アリ但御供所ニツヅク、御供所三間ニ五間餘、葺葺也、隨身門ト

ヲ葺ニテ一間半ニ二間、本堂アリ貳間四面此内ニ阿彌陀、地藏、彌勒、唐金ニテ作り大四尺位ト云リ三神三鉢其外銀戟弓箭ノ類入ル鐘樓一間半四面也ト葺也未社三座、當社社記大守豊臣合定君御作、桑華蒙求三册大守御作、大光院殿御判物二枚其文言曰、  
備中國賀陽郡吉川村當八幡宮爲寄進荒之内を以田地五反令扶助畢全可社領者也

寛永廿一年三月八日 御實名名判 吉川村神護寺  
備中國賀陽郡吉川村當八幡宮境内之山林竹木剪取事一切令停止畢若昔此旨者於有之者急度曲事可申付者也  
寛永廿一年三月八日 同判御判 吉川村神護寺

傳聞本社棟札ニ社僧宗光トアリ應永五年五月 日ヲ不知 隨神門棟札ニモ應永十二年月日不看。國花万葉ニ曰備中國八幡宮アリ吉川村字佐同躰ト云々。

野俣神社

祭神 (明細帳矢田部村なし岨谷村字) (村社) 祭日  
所在 矢田部村天神 (吉備郡總社町大字總社)

今按本社所在に二説あり一は矢田部村總社の境内の小社沼田神社と云ひ一は岨谷村マタと云字の所にある一小社なりとす是なり矢田部村なるは境内沼田池と云がありて泥濘田となりし形状を殘し池頭に天神山あり古來沼田天神と云本國に天神と稱するは官社を云ふ方言也とぞ天正三年御供田坪付帳と云一卷に天神祭田次第 一、田三段分 五月九日 ありて、下文闕逸するあり 又貞享中供折方帳に天神三社なごみみ式に野俣とあるを今は沼田とあるは如何と思ふべけれど古來口碑に此地を沼田里と云ひ近地に上沼中沼下沼の字あり又總社を建しより沼田神社はいつしか末社の如き列に入しなれど今も別社とて尊崇するも古義なるべく自らさる傳説もあり少とみえて備中神明鏡中備名所記備中國巡禮記等の書に野俣神社は八田部村總社なりとも又總社境内にありとも備中國導書に野俣矢田部村ともあるなご證さすべし、岨谷村なるは古く村名を野山と云し處にて其地形野山と云べきさまありて土人は天神と云とぞ社邊の細き水流を野俣川と云ひ岨谷村の檢地帳に 元祿八年四月云々 一山田云々 一下々田云々 一下々田云々 一下々田云々 又帳末に一草山云々なごあるのみにて更に據さすべき程の事なし故矢田部村なるを式内と定めぬ。

鼓神社



祭神 吉備津彦命 高田姫命

今按古傳樂々森彦命は高田村及此邊の縣主にて其女を高田姫命と云ふ即吉備津彦命の后神なり其産土の地なるを以て此に齋き祭りしなりと云り。

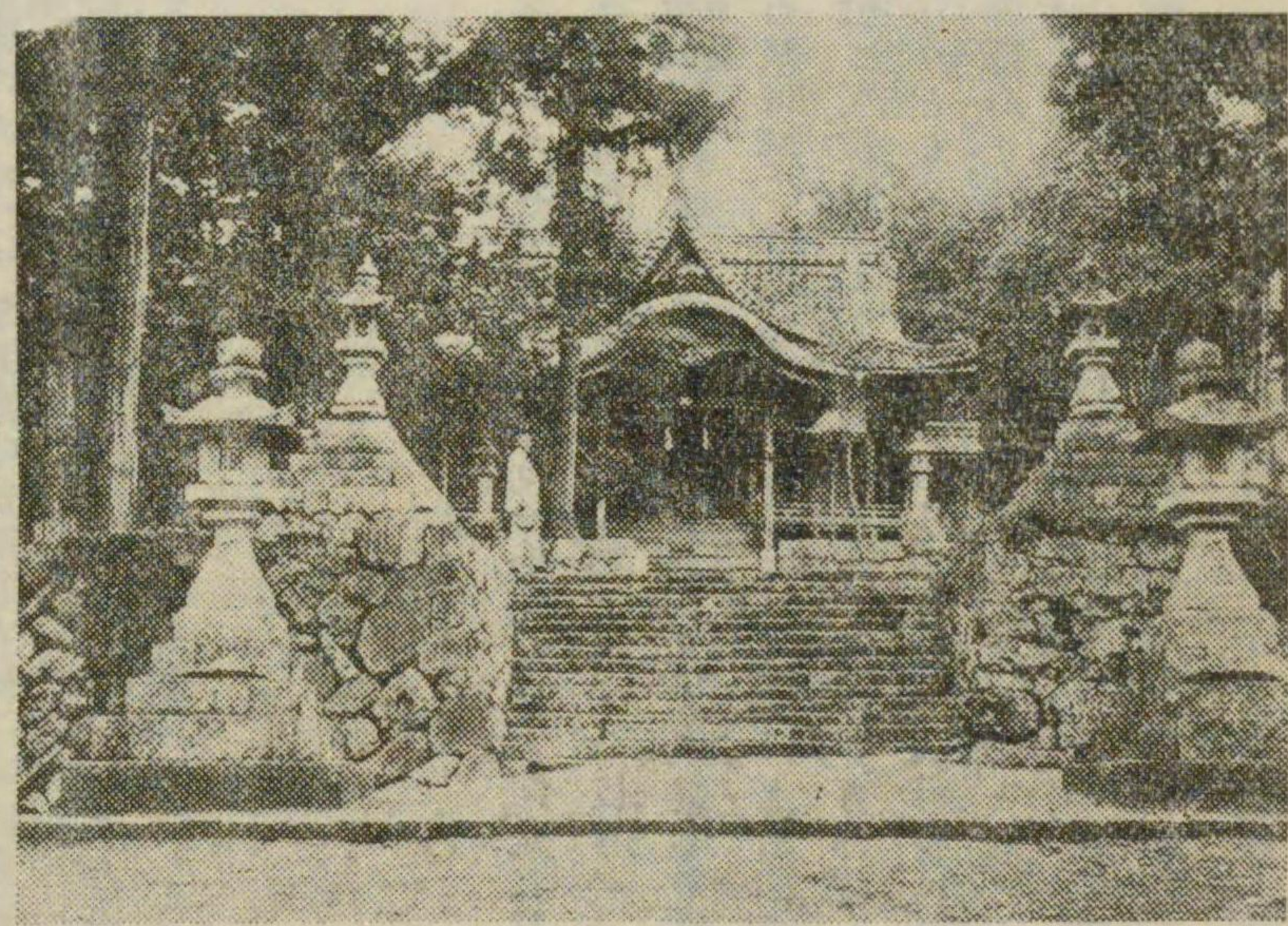
社格 村社(明細帳に縣社あり) 祭日 九月廿五日

所在 上高田村字ミヤマ (吉備郡岩田村大字上高田)

吉備津彦神社 稱吉備津宮

祭神 比古伊佐勢理毘古命

今按社記に孝靈天皇第三皇子彦五十狹芹彦命亦御名大吉備津彦命也とみえ日本書紀に妃倭國香媛亦名緇某姉生倭迹々日百襲姬命彦五十狹芹彦命亦名吉備津彦命古事記に大倭根子子太瓊命娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命誕生御子云々次比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津日子命云々又娶其阿禮比賣命之弟蠅伊呂孛生御子日子寢間命次若日子建吉備津日子命云々大吉備津日子命與若日子建吉備津命二柱相副而於針間水河之前居忌瓮而針間爲道口以言向和吉備國とあり、又社傳に大命御壽二百八十有一歲陵于中山南嶺大命之御曾孫加夜臣中津彦命之嫡男奈留美命造二彼齋殿之地於一社二安二大命之荒靈及七神一是日三内八神云々とあるにて祭神は比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津日子命にます事を知るべし、然るに古事記傳に此二柱の御子の事を書紀の傳にては下道臣も上道臣も並稚武彦命の子孫なれば兄命の子孫は無かりしにや甚いふか其故は彼崇神卷に四道將軍のうち西道を言向たまひしは此兄命にこそ坐けれ其處に弟命の御事は見えす若し弟命専ら吉備臣の祖にます弟命の御事を記されざるはいかゞ若くは吉備國を言向玉ひしは弟命なりしを此記は御兄弟二柱と傳へ書紀は若建吉備津日子てふ御名をまぎらはしてたゞ吉備津日子と傳へて兄命の事なれるかともさては兄命の御名吉備津日子と負坐へき由なし、又此二柱は實は一柱なりけんを二柱共に御名のまきれに因て二柱とは傳へたるかとも思へども兄命は大吉備津日子弟命は若建吉備津日子にて大と若と別れば然には非ず左右に疑はしき事なり、吉備津彦神社に相傳て吉備武彦命を祀ると云り神號



景全社神鼓社内式

を思へば始祖若建日子命ならんか又たこひ祖には坐すとも國言向坐し大吉備津日子命ならんも知るべからずとあるによりて本社のを思へばおぼしきさまに思ふ類もあるべけれど既に云るが如く兄命を祭れるものにて聊も疑はしき事はなき也。

神位 仁明天皇承和十四年十月甲寅奉授備中國无位吉備津彦命神從四位下同十五年二月辛亥奉授備中國吉備彦命神從四位上德天皇仁

壽二年二月下巳特授備中國吉備津彦命神四品列官社同年八月辛酉四品吉備津彦命奉充封廿戸天安元年六月壬辰在備中國四品吉備津彦

命神授三品齊衡二年四月乙卯遣使者向備中國奉幣吉備津彦名神異也依怪清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申授備中國三品吉備津彦命二品朱

雀天皇天慶三年二月一日丁亥授吉備津彦命一品依去承平五年海賊被祈申十二社

社格 國幣中社 祭日

所在 宮内村吉備中山 (吉備郡眞金村大字吉備山中) (一六六一二三三頁參照)

○下道郡 五座 並小

石疊神社 祭神

今按社傳祭神石とあれど神石は靈寶にて其主とある神の御名ますべきが其傳を失へるならん石疊とは岩を疊み上たるが如き所にて高瀬川の北渚に高五十間ばかりもある石なりと云へばもしくは其石疊と云を神として祭れるにてもさより石疊神と稱へたる神名にや尙よく考ふべし。

社格 村社 祭日 十一月亥日 所在 秦下村字石村 (吉備郡秦村大字秦)

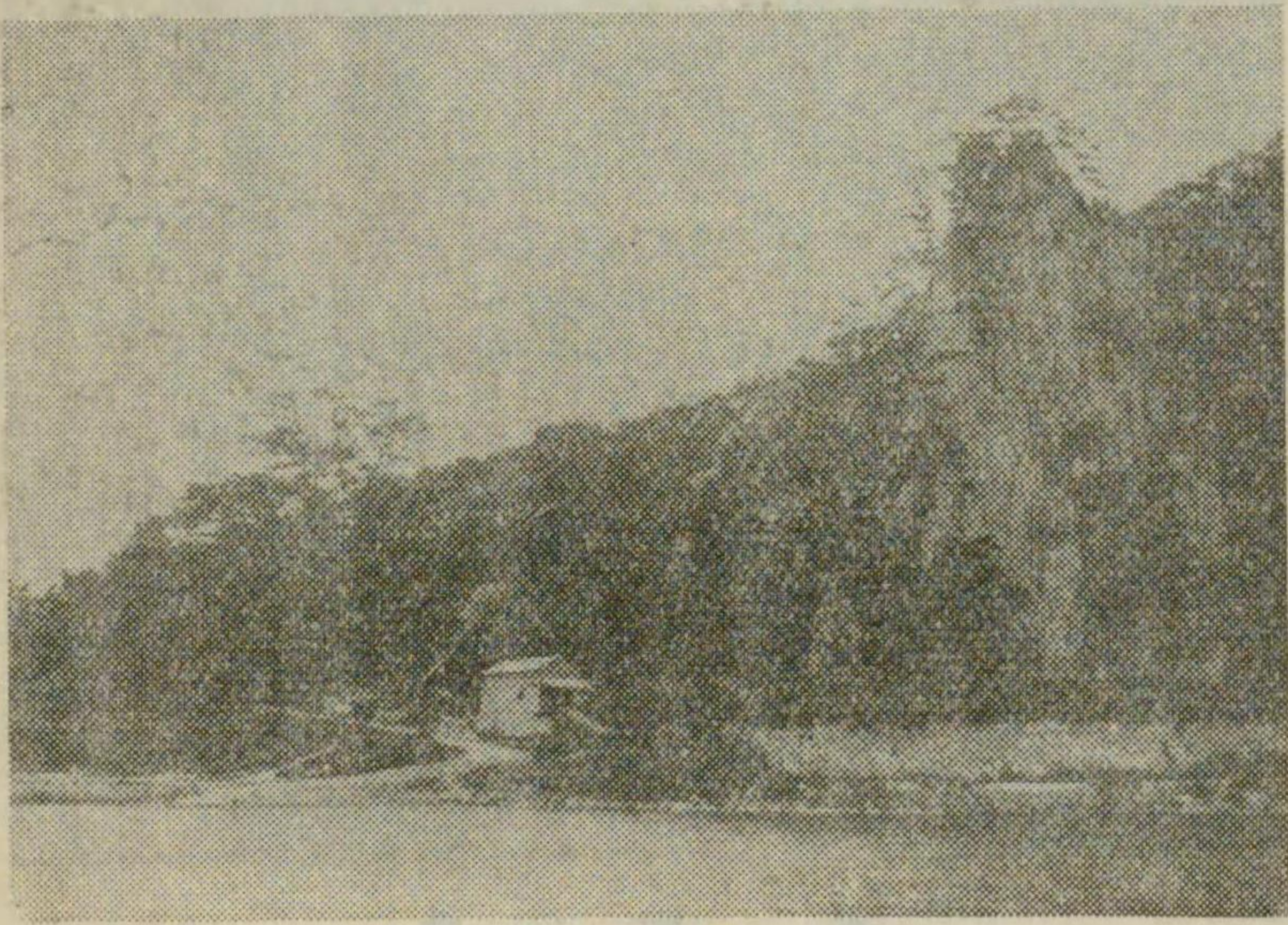
神神社 祭神 大物主命

社格 村社 祭日 九月十七日十八日 所在 八代村宮山 (吉備郡神在村大字八代)

麻佐岐神社 祭神

今按社傳に祭る所の神は石疊なる由みえたれど其祭神の御名詳ならず。

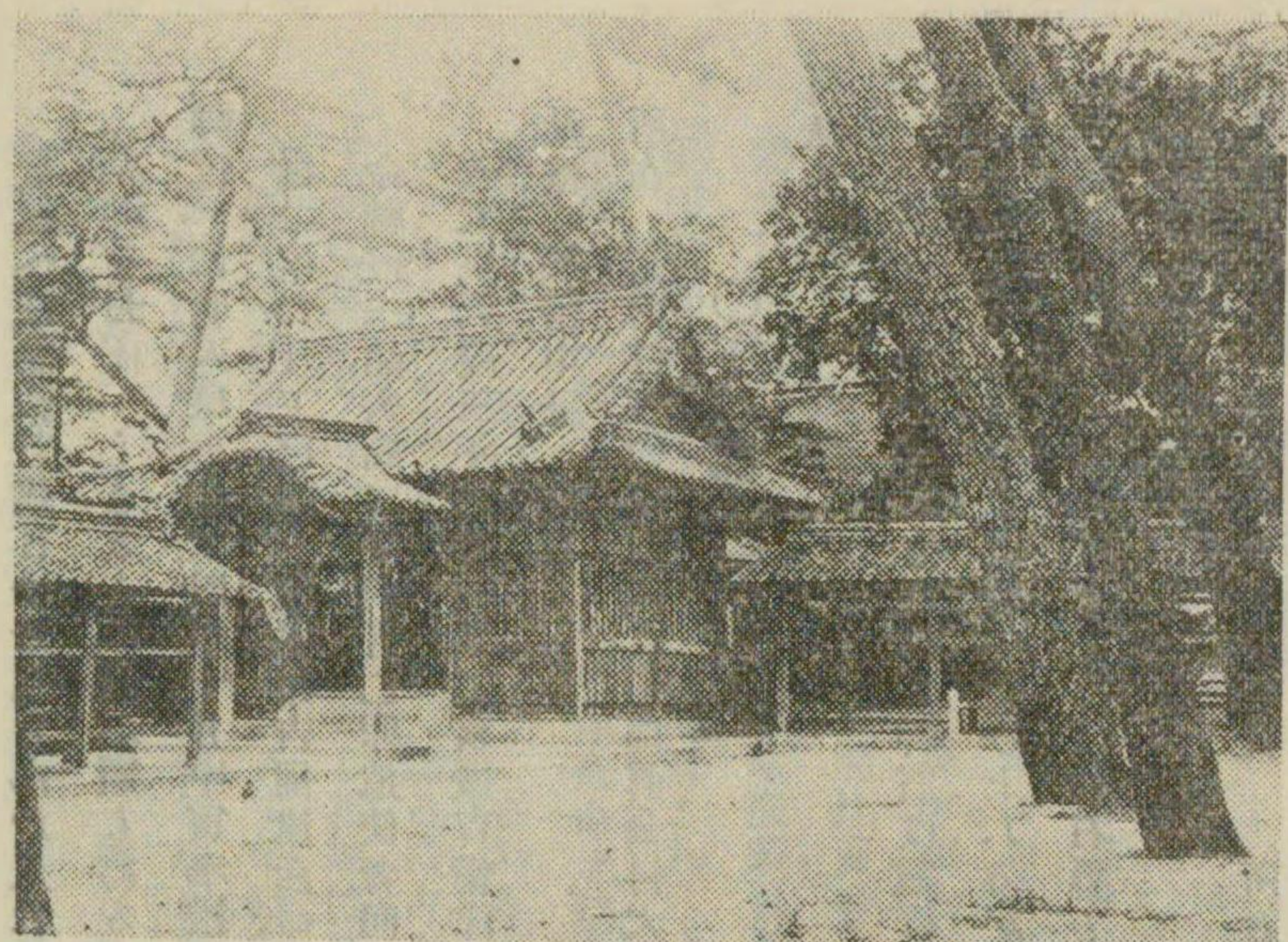
社格 村社 祭日 十一月十七日十八日 所在 上秦下村 (吉備郡秦村大字秦)



社神疊石内式

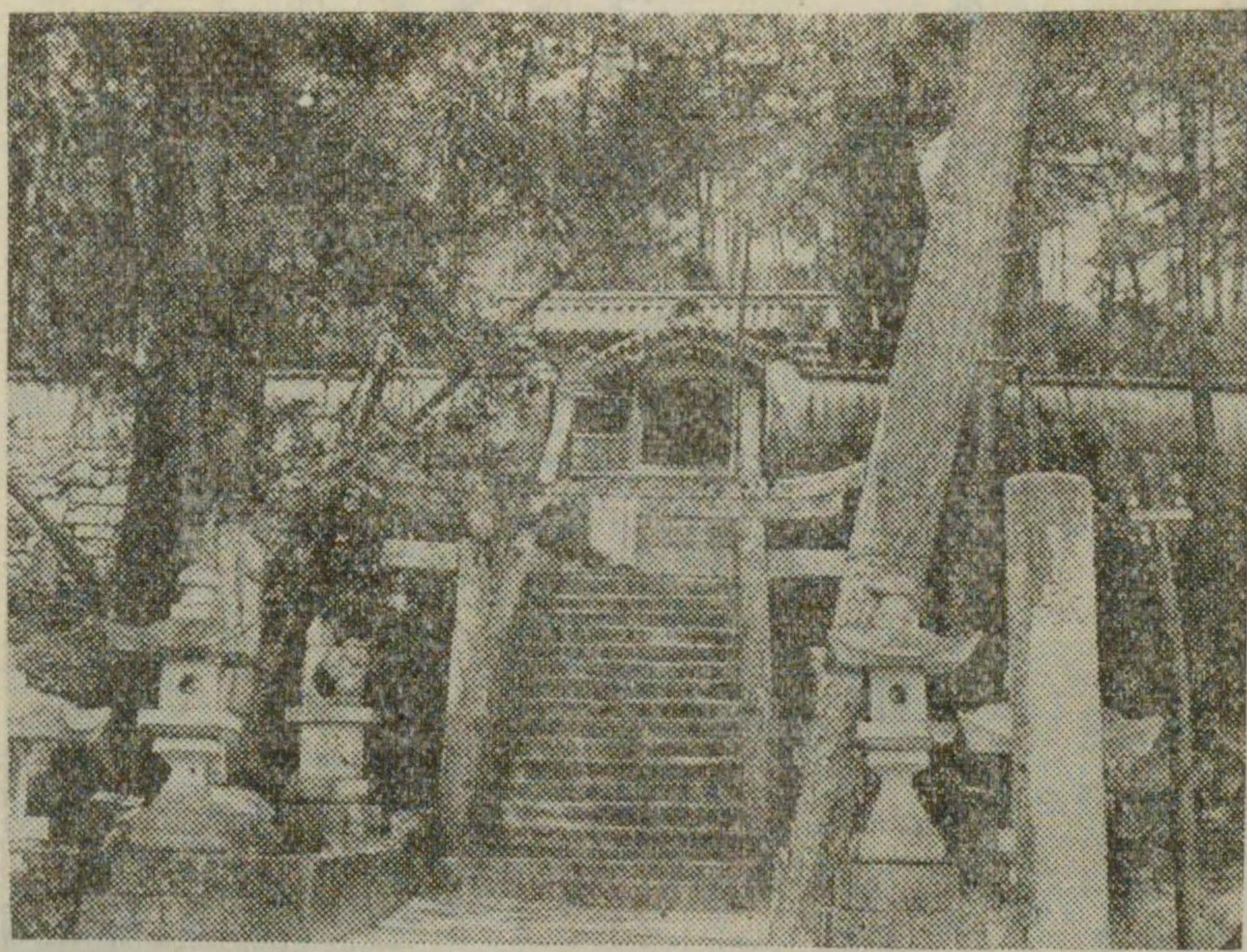


横田神社 祭神 天穗日命  
 社格 村社 祭日 十月十日 所在 久代村字横田(吉備郡久代村大字久代)  
 穴門山神社 祭神 穴門武姫命  
 社格 郷社 祭日 九月廿三日廿四日  
 所在 高山市村(川上郡高山村大字高山市)



横田神社

今按本社所在に二説あり一は妹村(吉備郡吳妹村大字妹)にあり。一は川上郡高山市村にあり。小杉榎村檢註に云、妹村の社地今は穴門山と云ひ。山上廿四五町の所に神社あり。數百歩險路なれども、穴門の名ある地處とは思はれず。且考據すべきものなしと云へり。高山市村、往昔は下道郡なりしを中世川上郡の一郡を増置して、今は川上郡内となれり。さて其宮山と云所にます社にて、其社地神々き事筆に盡し難し、國人は和名鈔に載せたる下道郡穴門郷は此邊なりと云へども、尙其委しき徴さすべきに足らざれど。社地を下りて神宮寺の廢趾あり。寛永十四年、寛文九年の棟札もあり。本村の檢地帳に延寶五丁巳年十二月云に除地之分、壹貳畝歩(六間十間)赤濱權現宮屋敷、但宮建有(赤濱は本社境内を指て云ふ)拾四町



穴門山神社

四反歩(百八拾間、二百四拾間)同境内山一畝(參拾間、六拾五間半)六反五畝拾五歩同神田とあり。其餘字により川ノ上宮畦など云もみえて只ならぬ神社は申すも更なり。又社頭の少く左後にあたりて所謂穴門あり。入ること七八間許にして又石門とも云べき形あり。土人之を一ノ城戸と云ふ二城戸、三城戸と云もありて、一ノ城戸すら進入すべくもあらず。實に一奇城と云べし、徴證を強ち探索するに及ばず、式の本社なる無論なりと云るが如く、此穴門あるにても穴門山神社なること明かなれば、高山市村と定めたり。

【参考】

- 一、神名帳、云。延喜式卷十、神祇下、山陽道備中國 備中國十八座 大一座 小十七座
  - 加夜郡ノ四座 大一座 小三座 古郡ノ神社 野俣ノ神社 鼓ノ神社 吉備津彦ノ神社 名神
  - 下道郡ノ五座 小並 石疊ノ神社 神ノ神社 横田ノ神社 穴門山ノ神社 麻佐岐ノ神社
- 二、神名帳考證云。伴信友著、神名帳考證四十八、延喜式卷第十之廿七、山陽道第四備中國十八座 大一座 小三座 賀夜郡ノ四座 大一座 小三座
  - 古郡ノ神社 【考】 今在ニ横谷村ニ総社ヨリ二里
  - 野俣ノ神社 【考イ】 在ニ八田部村之内、総社也、小屋ヨリ一里。
  - 鼓ノ神社 【書紀】 景行紀日本武尊娶ニ吉備武彦之女吉備穴戸武媛ニ生ニ武鼓王。 【考イ】 在ニ上高田村吉川ヨリ三里。
  - 吉備津彦ノ神社 名神 【中略】 【永萬記】 吉備津宮○信友云、同書ニ備前、備中、備後トモニ吉備津宮アリ。 【考イ】 在ニ宮内村上高田ヨリ三里九町。社頭御朱印百五十石。一宮吉備武彦命也。
  - 下道郡ノ五座 小並
  - 石疊ノ神社 【出雲風土記】 久志伊奈太美土與麻奴良比賣命。 【考イ】 今在ニ上秦村ニ無ニ神社ニ有ニ石疊。横谷ヨリ一里。
  - 神ノ神社
  - 麻佐岐ノ神社 【古事記】 遠津山岬多良斯神。 【考】 今在ニ秦下村眞佐岐山。 【考イ】 无ニ社地、高山也、八代ヨリ一里廿丁 【和鈔】 秦原郷。
  - 横田ノ神社 【考イ】 在ニ久代村之内横田。 【和鈔】 劍代。



穴門山神社 【國造本紀】吉備穴國造。經向日代朝御世。和邇臣同祖。彥國服命孫。八千足尼。定賜國造。【和鈔】穴田。安奈多式外舊社。宮原神。【三寶】貞觀六年二月五日。備中國正六位上宮原神授。從五位下。

三、神祇祭典、云。延喜式卷一、神祇一、四時祭上。

凡踐祚、大嘗祭爲大祀。祈年。月次、神嘗、新嘗、賀茂等祭爲中祀。大忌。風神。鎮花(中略)等爲小祀。風神祭已上並諸司齋官齋之。俱小祀、祭官齋者。內裏不齋。其遺勅使之祭者齋之。

凡祈年祭二月四日。大忌、風神祭並四月七月四日。月次祭六月十二月十一日。神嘗祭九月十一日。其子午卯酉等日祭各載本條。自餘祭不決定日者。臨時擇日祭之。

二月祭

祈年祭神三千百卅二座。大 四百九十二座 三百四座八案上官幣。小 二千六百卅座 四百卅三座案下官幣。

國司祭祈年神二千三百九十五座

大 一百八十八座 東海道卅三座。東山道卅七座。北陸道十三座。山陰道卅六座。座別絲三兩。綿三兩。

小 二千二百七座 東海道六百八十座。東山道三百卅座。北陸道三百卅八座。山陰道五百廿三座。山陽道百廿四座。西海道百廿九座。座別絲二兩。綿二兩。

右國司長官以下准例、散齋三日、致齋一日。共會祭之。祭日班幣儀。並准神祇官其幣皆用正稅。

延喜式卷九、神祇九、神名上、

神名上、宮中、京中、

天神地祇、總三千一百三十二座

社、二千八百六十一處 標註、稻本云。

宮中廿二社、但御門生島處、宮內省各爲一社、京中三處、畿內五百十九所、東海道七百二所、東山道三百六十五所、北陸道三百

三十七所、山陰道五百卅一所、山陽道百二十八所、南海道百五十六所、西海道九十八所、總合二千八百六十一。

前二百七十一座

大 四百九十二座 三百四座 並預祈年月次、新嘗等祭之案上官幣。就中七十一座、預相嘗祭。年國幣

小 二千六百卅座 四百卅三座 並預祈年案下官幣。年國幣

四、神祇志云。大日本史卷二百六十二、神祇志十九

賀夜郡四座

吉備津彥神社 ○今在宮內村吉備中山。案山頂祀大吉備津彥命。日本書紀、古事記、吉備津彥。崇神朝。與弟稚武彥命。平定

吉備國。有功。古事記、故建社、祀爲明神。續日本後紀延喜制。列名神大社。延喜後稱本國一宮。一宮號吉備津宮。百鍊鈔

諸社根元記。

古郡神社 ○今在八田部村、屬邑西山、宮山、按永仁六。傳言。祀吉備武彥命。傳社

野俣神社 ○今在八田部村、總社域內天神山。傳言、祀大歲御祖神。配享大物主少彥名二神。傳社 上古此地、瀦爲泥沼。漸化

爲田。遂得膏腴。故建社於此。沼田神社記

鼓神社 ○今在上高田。相傳、祀高田媛。配吉備津彥命。高田媛國人、樂樂森彥女。吉備津彥妃也。土人 延喜制、三座共列

小社。延喜式

下道郡五座

石壘神社 ○今在秦下村、社地有石壘。壘積

高秀。世謂石壘。社名本于此。參取姓氏錄、延喜式。東大寺正倉院文書。○案文

神、神 屬邑八代。蓋祀大物主神。美和首、族居本國者所奉祭也、書。天平十一年。有本國窪屋郡美和鄉戶主美和首

廣牀。神首伯。神人部赤猪。今檢國圖。窪屋與本郡相接。其地有三輪村。蓋古美和鄉。而美和氏所居也。

麻佐岐神社 ○今在秦下

村正木山。橫田

橫田神社 ○今在久代村。傳言、祀天穗日命。社記

穴門山神社 ○今在三川上郡高山市村。曰赤濱權現。按社後有石門、延喜制。五座皆列小社、延喜式。深五丈許。土人呼一城戶、又有二三城戶。所謂穴門即此。



官帳不載者

宮原神社。今在賀夜郡。郡名據備中神社考。貞觀六年自正六位上、授從五位下。尋進從五位上。三代實錄

五、神祇志料、云。栗田寛著、神祇志料第十八卷、神社十三。備中國十八座、大一座、小十七座。正一位正三位以上爲大社。從三位從四位四位以上爲中社。正五位從五位以爲小社。大社四至。限九町云々。中社四至。限二八町云々。小社四至、限四町云々(寶龜二年官符に據る)

賀陽郡四座。大一座 小三座

古郡神社。今八田部村西山宮山にあり。永仁六年服部郷古岡。吉備武彦命を祀る。本社凡十一月一日祭を行ふ。小田縣式

野俣神社。今八田部村總社の境内天神山にあり。總社記、沼蓋大歳御祖神を祀る。本社傳説、○按野俣は即沼田の義、神社記云。上の地とはなれり。さま古圖もて考知らる。當時沼田の時、大嶽御祖神を祭て、田の爲にせしなるべし。さいへり姑く附て考に備ふ。古此地一面の泥濘なりしか沼田となり。遂に膏腹

鼓、神社。今高田村に在り。備中集成志、備中式。吉備武彦命、高田媛は國人樂々森彦命の子にして吉備武彦命の妃也。土人凡九月廿五日祭を行ふ。明細帳

吉備津彦神社。今板倉川の東、宮内村、吉備中山に在り。備中集成志、備中國圖、三才圖會、一宮巡詣記、○按中山の絶頂に茶白山のなる事著し。姑吉備津宮と云ふ。百鍊鈔、諸社根元記、即吉備一宮也。一宮記、孝靈天皇皇子比古伊佐勢理毘古命を祭る。古事記、吉比古附て考に備ふ。

伊佐勢理毘古命。○案、日本書紀、伊佐勢理毘古命、亦名を大吉備津日子命と云ひ。又吉備津彦命と申す。崇神天皇の御世、其弟若建吉備津日子命と共に此國を平和給ひき。日本書紀。其功德威烈世に超たるを以て。子孫族類。世々吉備國造たり。參酌日本書紀、古事記。仁明天皇

承和十四年十月甲寅。無位吉備津彦命神に從四位下を授奉り。十五年二月辛亥、從四位上に叙され、續日本書紀、文德天皇仁壽二年二月丁巳特に四品を授けて官社に列しめ。八月辛酉封廿戸を充奉り、齊衡二年四月乙亥使を遣はして幣を吉備津彦命神に奉らしむ。神庫の鈴鏡一夜に三度鳴こさるを以て也。○案本書吉備津彦命とあるに據らば當時既に名神たるに似たり、然れ天安元年六月戊

辰三品を授け。文德、清和天皇貞觀元年正月甲申二品を授奉り。三代、醍醐天皇、延喜の制。名神大社に列り。延喜、朱雀天皇天慶三年二月丁酉朔。一品を授奉る。承平中海賊の事を祈りし報賽也。長寛、後堀河天皇、寛喜元年十一月辛卯、神社火あり。御體以下皆災に罹り。百鍊鈔、歷代皇紀、帝王編年記、後醍醐天皇元弘元年神社又兵燹に罹りき。初備後人櫻山並俊官軍に屬し其功を以て本社を修むるに志ありしが官兵振はざる事を憤りて。我此社を燒拂はば後人必造營の議あるべし。然らば志願を遂るに足れりと謂て。火を神殿に放て遂に死たりき。太平(編者曰是は備後の一宮と混同せる誤なり)凡年中祭祀七十餘度、六月廿八日、九月末申日祭尤著る。備中集成志、賀陽朝臣、實に本社之神裔也。扶桑略記。古本今昔物語。神名考。

下道郡五座 並 小

石疊神社。今秦下村高瀬川の北に在り、巖壁聳立て高き事凡十八丈。石を疊むが如し。仍之を名て石疊と云ふ。石疊神即是也。備陽國

備中神社考。中式社考。

神。社。今下原村の八代に在り。備陽國志、備中集成志、蓋神首の祖神大國主命を祭る。參酌新撰姓氏錄、東大寺正倉院文書、延喜式郡、美和郷戸主美和首廣。神首伯、神人部赤猪などみえたるを備中國圖に合考ふるに。窪屋下道と郡。凡其祭九月十七日十八日界相接きて、其甚近き處に三輪村ある時は、蓋窪屋郡神首氏の族人祭る所なる事著し姑附て考に備ふ。凡其祭九月十七日十八日を用ふ。備前式社考。

麻佐岐神社。秦下村眞佐岐山に在り。備陽國志、備中集成志、猶靈石二顆を祭て神體とす。雨を乞に必ず驗あり。凡其祭六月十七日。十八日を用ふ。備中式内書上、同書考錄。

横田神社。今久代村字横田に在り。天正十三年棟札、備陽國志、蓋天穗日命を祭る。横田凡十月十日祭を行ふ。小田縣式

穴門山神社。今川上郡高山市村に在り。亦濱權現と云ふ。(赤濱權現の誤)備中式社考、備中國穴門山檢註記。穴門あり。入る事七八間にして石門とも云ふべき形あり、土人之を一城戸と云、二城戸三城戸と云もあり。穴門山の證とするに足れり。

○式外神

第二編 中古

一〇一七



名方濱宮。今賀陽郡福井村にあり、神明社と云。小田縣式社。天照大御神を祭る。初崇神  
天皇御世倭姫命大神を頂奉り。神地を求給ふ時吉備名方濱宮に遷して四年齋き奉りき  
時に吉備國造采女吉備都比賣又地口御田を奉る。倭姫。後之を伊勢御神社と云ふ。備  
風土記。

宮原神。今賀陽郡下足守村に在り。備中神。清和天皇貞觀六年二月壬戌正六位上宮原神に從  
五位下を授け。十月戊辰從五位上を加ふ。三代實錄。

【附】宮原神社。

延喜式外の神社なれども國史に見えていさ尊き神也。社地阿曾村の内、宮原といふ所に古  
來奉祀せしが。近き頃、奥坂村の内八幡神社に合祀す。舊址は宮原の山の崎御崎カ鼻と



阿曾神社

云ふ所なり。

從五位上宮原神社。

奥坂八幡山の隅に在り

祭禮九月十八日十九日

傳云、此神は元、東阿

曾宮原と云ふ所に在り

しを遷せしとぞ。今に古作の神像まします。又神田の事、三代實錄

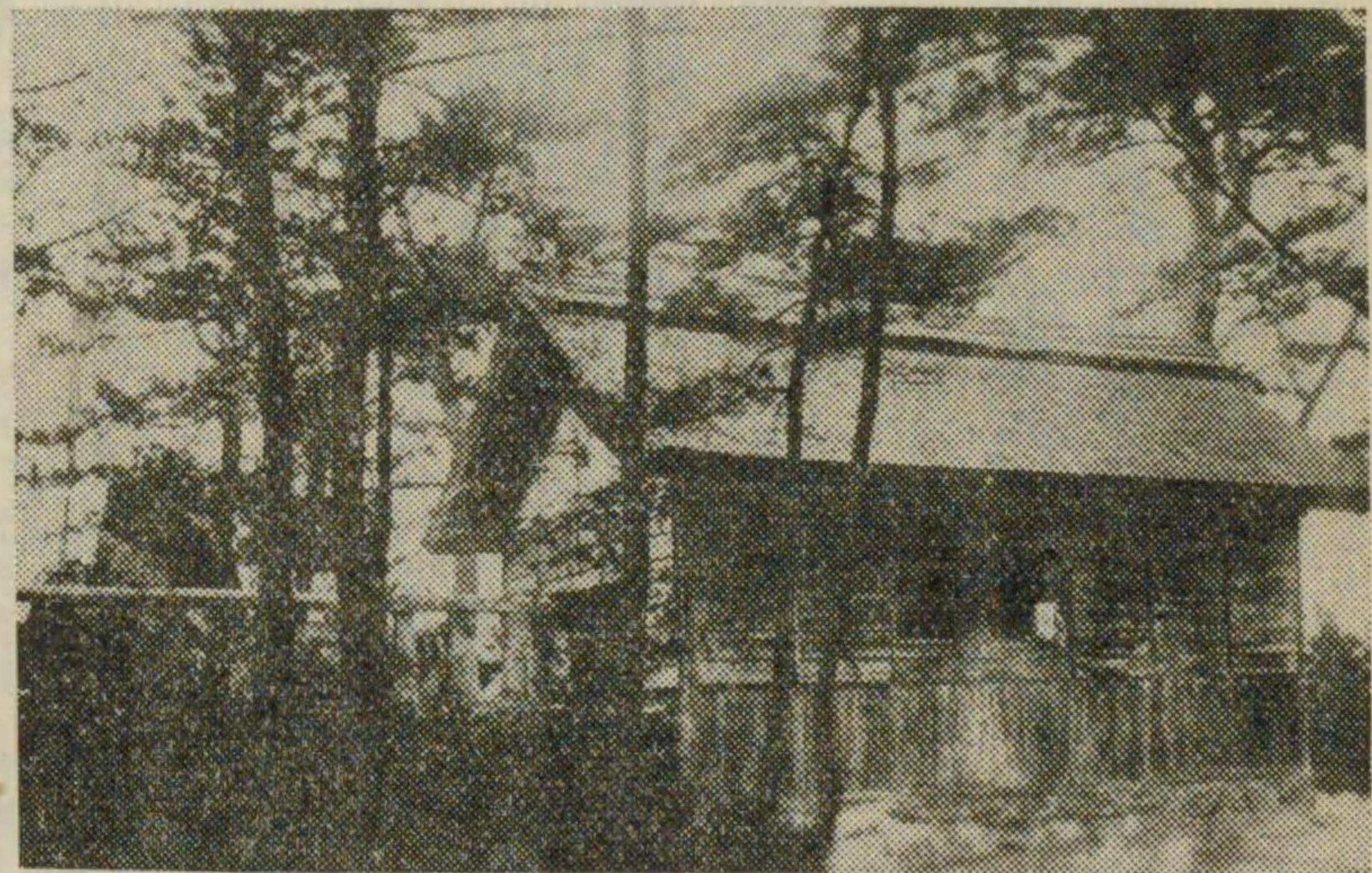
云。清和天皇貞觀六年二月五日壬戌授備中國正六位下宮原神從五位

下、同冬十月十五日戊辰、加授從五位上云々。其時給ひし田を五位

田と號して二面村（今の大井）慶長二十年の帳にも五位田二町二段

餘と載。其頃迄は大井村に神田有しなるを、いづれの頃か阿曾なる

御社を奥坂の八幡宮の社地へ寄宮となし、神田も此村にてかた許の



麻佐岐神社

地をあて給ふ。さしも三代實錄に載給ふ程の御社なれば追々寄附の事は有まじも古代よりの神田はそかまにありたきものをいかに  
心なき者の所爲とは云へどあまり成事にぞ有ける。賀陽爲徳云。水の神を祭る云云。秀雄云。東阿曾舊址宮原の今の御崎と其地を云  
ふにつけて考ふれば、宮内の御崎にて東陣の東後の御崎海部臣押海直を祭れり世に御船頭といふも海部てふ名より謬りたらん。賀陽氏  
が水の神といふもさるべくおぼゆ云々（備中誌賀陽郡奥坂村の條參照）

【備考】

式内小社の神階に就きて

日本文徳天皇實錄卷三。仁壽元年春正月甲戌朔○庚子（廿七日）。詔天下諸神。不論有無位。叙正六位上。

日本三代實錄、卷二。貞觀元年己卯春正月戊午朔。○廿七日甲申京畿七道諸神、進階及新叙惣二百六十七社。

と見ゆれば、延喜式所載の古社は小社と雖も從五位下若くは正六位上の神階を有し給ひしものと推定して不都合なかるべし。

又。式内縣社足高神社神位の條に

備前國ニハ式内式外共ニ神位神階之傳記數本ニアリテ著名ナリト雖モ當國ニハ風土記及諸傳記無之、古史傳一ノ卷ニ天下之諸神國內

神名帳等ニ出タル神等九度叙シ給フ其ハ先ツ、

仁壽元年正月庚子詔天下諸神、不論有無位叙正六位上。ト見ユルヲ始トシ天慶三年（一六〇〇）庚子正月天下諸神ニ位一

階ヲ増シ給フ。永保元年（一七四一）辛酉二月又天下諸神位一階ヲ増奉リ。永治元年（一八〇一）辛酉八月又一階ヲ増シ給ヒ。治承

四年（一八四〇）庚子十二月。元曆二年（一八四四）乙巳三月。建仁元年（一八六一）辛酉二月。弘長元年（一九二一）辛酉二月。

建治元年（一九三五）乙亥七月。永德元年（二〇四一）辛酉二月、各天下諸神ニ位一階ヲ増シ給フ。

と見ゆ、果し然らば永德元年二月以後に於ては天下の諸神、特に式内古社に在りては何れも從三位に陞叙し給へる事なる也。

明治神社誌料、縣社、足高神社の條にも、

天慶三年正月正六位上ニ叙シ次テ永保元年二月、永治元年八月、治承四年十二月、元曆元年三月、建仁元年二月、弘長元年二月。建

治元年七月、永德元年二月漸次一階ヲ陞叙セラレ正四位上ニ進ム

と見ゆ。是れは仁壽、貞觀の兩度を除き天慶以後を採用せり。惟ふに天慶は延喜の制、實施以後にして式内諸社は當然に確實に「天下



諸神の一なること明瞭なれば也、斯くて延喜式内の諸神は永徳元年（皇紀二〇四一）以後に於ては正四位以上の神位を有し給ひし、と明かなりとす。

六、吉備國史、備中國十八社之記（田上大和直衡考計）云。賀陽郡四座大一

○吉備津神社 一座 名神大

神社宮内村ニ在リ御朱印百六拾石社人六十餘アリ三月十九日大祭有、四月十九日迄三十日間御會式アリ九月末申ノ日大祭有、三十日ノ間市有。

一、神祇正宗曰人王三十四代推古帝即位元年現座ト云々。

一、續日本紀承和十四年十月甲寅奉授備中國无位吉備津彦神從四位下、同十五年二月己酉奉授備中國吉備津命神從四位上、文德實錄曰仁壽元年二月丁巳授備中國吉備津命神四品列於官社、同八年辛酉四品吉備津命奉封廿戶、齊衡二年夏四月乙卯遣使者向備中奉幣吉備津彦名神、六月壬辰在備中國吉備津彦命授三品、三代實錄曰貞觀元年正月廿七日備中國三品吉備都彥命二品。

一、社家説曰 備中一宮五社、御本殿吉備津彦大明神、本殿ヨリ南三丁本宮孝靈天皇、巽七丁内宮孝靈帝后、南十丁新宮吉備武彥命、巽七丁岩山宮地主神、釜殿ト云アリ西へ一丁。攝社末社二十五宇、國中ニ七十二宇御前座ス。

一説曰、人王七代孝靈帝ノ皇子彦五十狹芹命又名吉備津彦命、直衡曰此説非也孝靈三世皇子吉備武彥命是也、日本紀、風土記、符合ス景行天皇御宇御子吉備武彥命罷吉備國、如備中國風土記者賀夜郡伊勢御宮ノ東ニ有河名宮瀨川河西者吉備建日子命之宮造此三世王故名宮瀨勸請年紀未分明。私ニ曰 諸國ニ一宮記ニ風土記之説ヲ引云 曰ク賀陽郡ニ天照大神之宮アリ宮ノ前河アリ宮瀨川ト云河ノ東則

吉備津宮也ト云々。河西トアルハ東ナルベシ宮瀨ハ今ノ庭瀨ノ古名ナルベシ此川庭瀨ニ落ル故シカ云カ。世紀所謂名方濱ト云フハ今赤濱ナルベシ近在ニ長田ト云所モアリ、今赤濱ニ神明有リ此舊蹟ナルベシ、庚申山ハ猿田彦ノ跡ナルベシ高山市村名方濱宮ノ舊跡トスルモ是社人私ニ名付タルナルベシ。衡今按也、天中曰河西河面ナルベシ。

四道將軍之事。日本書紀崇神天皇紀曰、以大彥命遣ニ北陸、武渟川別遣ニ東海、吉備津彦遣ニ西道、丹波道主遣ニ丹波ト云々。

孝靈ノ紀曰、妃倭國香媛亦名 姪 生倭國香媛命 亦名 吉備 亦妃 生稚武彥命 是吉備臣之始祖也。或説孝靈皇子ニ非也 景行之皇子ト云辯。景行ハ十二代帝ニテ後ノコ也宜考、景行ノ皇子男女八十子アリ、此内吉備兄彥皇子ト云有景行帝四十年日本武尊東征

ノ中吉備武彥與ニ大伴武日連令從ト云々 疑ラクハ吉備彥皇子ナルベシ、此事ヲ誤リタルカ。全孝靈ノ皇子タル御兄弟下リ給フニヤ可考新宮本宮二社イツレニヤ。

○野俣神社、賀陽郡八田郡村

總社大明神是也直衡按、社ノ前尾野間道ト云アリ同在所ノ名トス蒔田殿領疑ラクハ是御野俣ヲ誤レルニヤ宮内ヲ今俗呼御宮内ノ此格ナルヘシ、本社、前堂、廻廊、隨神門、石ノ鳥居ニツ、本地堂、末社辨財天社。

神社、板倉周防守殿領、所祭大貴神歟、一説總社ト稱スル一國ニ一社祭之、備中十八社ヲ祭社トスル故ニ一宮總社ト續テ必有、社家三家大宮司池上攝津ト稱、又池上某、社僧總社山神宮寺、御本地樂師佛、祭禮九月戊亥ノ日也巫女有リ。

○古郡神社、賀陽郡楨谷村

備前領、元ハ社僧ナリ由緒不知、社家水子兵庫、神子三家アリ、御鎮座不知、或云上房郡八幡宮是也未知何處、神祠柿葺一間四面山中ニ在リ、祭禮十一月十七日、御宮地一畝、林二反、御林先年ハ六分有リ半年以前地頭様松茸山ノ替ニ百姓ニ被遣候由、古御林ノ瀧ニ鸚鵡石アリ同石ノ記アリ岡山山脇氏ノ作（名勝、豪溪の部に詳し）

金毘羅宮 新宮ト云右同山石ノ鳥居アリ神祠柿葺一間四面幣殿二間半瓦葺拜殿一間半、二尺御宮地七畝鐘樓アリ末社三社下山明神、龍王稻荷大明神。

十二所權現 古郡社ヨリ一丁許川向、祭社、伊井諸尊神祠柿葺三間四方幣殿瓦葺一間四方拜殿一間半、二間、石鳥居アリ祭禮九月十四日五日、楨谷村氏神是也。

○二宮鼓大明神 上高田村ニアリ當村下高田村、吉村、庄田村、日近村、右五ヶ村之産社也。

二宮ノ二字濫觴之事。二宮ト號據不知、吉備津宮當國一宮勿論也是次二宮ト云コト歟、庄内ニテハ二宮共可謂、國中ニテ二宮ト稱スル事イカ、享保年中千原用三ト云者アリテ壯年ノ頃任官タリ浪人ノ後勸化シテ石ノ鳥居ヲ建ル額ニ二宮鼓大明神ト書、東武ノ佐々木文三子ハ臥龍、字ハ文山、社僧三寶院、神主千原九右衛門、小社家二軒アリ、巫女二人アリ。或云此宮舊大社ノヨシ二宮五社大明神ト云フ、永祿ノ頃社本末コトノク炎上ス後五社チ一社ニ合セ再興スト云フ時ニ承應二巳年今神主祖千原九右衛門、同六右衛門建立ス、又古ヘノ宮地今言傳所古宮屋敷、宮ノ馬場、鳥居畑、神主屋鋪ト云所アリ。今社ハ享保三戌九月ニ建棟札千原九右衛門、同佐進右



衛門ト有リ社領二石ノ御黒印神主代々傳之御祭禮ノ時太井ノ旅館神興ヲ出ス寛永廿一年ニ始ル五ヶ庄内ノ産社タル故也。  
 本社三間四面也總廻リ勾欄コハスキ也、釣殿ハ瓦葺一間ニ二間拜殿同二間ニ三間也、隨身門瓦葺一間二間也、鐘樓瓦葺一間四面年號貞  
 享三姑洗トアリ。元徳ノ頃五社ヲ一社トスルカ社僧正圓ト云者ナス所カ後明曆頃又再興今ノ社享保三年ナリ宮ノ地内ニ石碑アリ「大勸  
 進沙門正圓貞和二年十月二日造立之大工妙阿」或云、古ノ別當鼓室山神林寺ト云ヘル寺アリシガ今ハ敗寺スルニ依テ三寶院兼ニ帶彼神  
 林寺ト云々鼓宮御神鉢ニ木像アリ大サ三四尺ノモアリ又小キモアリ手足落散リ別トナル物數々アリトシ其形エン摩王ニ似タリ或足ス  
 ソ結リ寄ルモ有リト云々。正圓者蓋謂鼓室山神林寺ノ僧乎妙阿又似其徒。

文久三年亥四月日「鼓神社釣鐘就鑄替諸記録」云。備中劬二宮鼓大明神鐘銘並序  
 夫梵鐘爲器也、靈用叵測明集衆濟事幽則利生拯苦、近警四隣遠震大千所以西天東土仰懿德而廣彼令青精藍之制無不先爲、伏考舊記備中  
 劬賀屋郡上高田村二宮鼓大明神者十一面觀音大士垂應之靈地也當國吉備津明神號一宮第二名當社從示和光之化儀於此鄉以來不知幾星  
 霜每歲設兩般之神祭縹素雲集靈瑞益崇民生懽服然嘗慕有緣之檀捨而造鳴鐘一口報晨昏年久其型小而清韻不可矣於是別當神林寺增琮命  
 治工再鑄洪鑄以爲神社之寶器因請予爲銘不得堅辭適爲之銘其詞云。

寬延二己巳年四月吉日、別當社僧清水山神林寺三寶院現住增琮記之  
 神主千原万左衛門勝國、備中國賀屋郡西阿曾村大工林彌五郎藤原應重

然ルニ改鑄ハ銘文成ルノ後百十四年文久三年四月廿一日ヲ以テ行ハレタル也、當時氏子總代村役人連署ヲ以テ寺社奉行ニ提出シタル願  
 書左ノ如シ。

奉願口上。一、上高田村鼓宮釣鐘相損居申候ニ付産子中申談之上此度先規之通鑄替仕度奉存候間奉願上候通被仰付被爲下候ハ、難有  
 奉存候以上

文久三年亥三月

下高田村氏子總代 千原萬壽之介、同喜左工門 年寄 伊丹和十郎、庄屋 千原瀨平  
 日近村氏子總代 鐵五郎、同 彌平治 年寄 忠次郎、庄屋 石原紋次郎  
 上高田村氏子總代 直 八、同 爲 八 神主庄屋千原万左衛門、社僧神林寺

寺社御奉行所但勅使河原權七郎殿御役中

【附】

神繩。樂々森神社に於ける神儀の一行事として古來行はれしが中絶せしを昭和三年正月復與せり。

其は日近村大字下高田字神繩云ふ所に於て一年二回即ち正月第一日霜月第一の辰日、繩を道路の上に張りて一日其の下を道行し後一刀にて之を切斷す。因に樂々森神社は今二ノ宮鼓神社に合祀せらる。

○石疊神社 上秦。神社ナシ石壁アリ則御神體トスルカ 備前領 社地許、數十丈許ノ瀧○斷崖、是ヲ靈石ト拜スル由祭禮十一月亥日末社 荒神社ナシ 社人ナシ。

大倭姫命世紀曰石像神道祖神也大歳神一座國津子形石坐興玉神并宮殿衛神猿田彦大神是也。

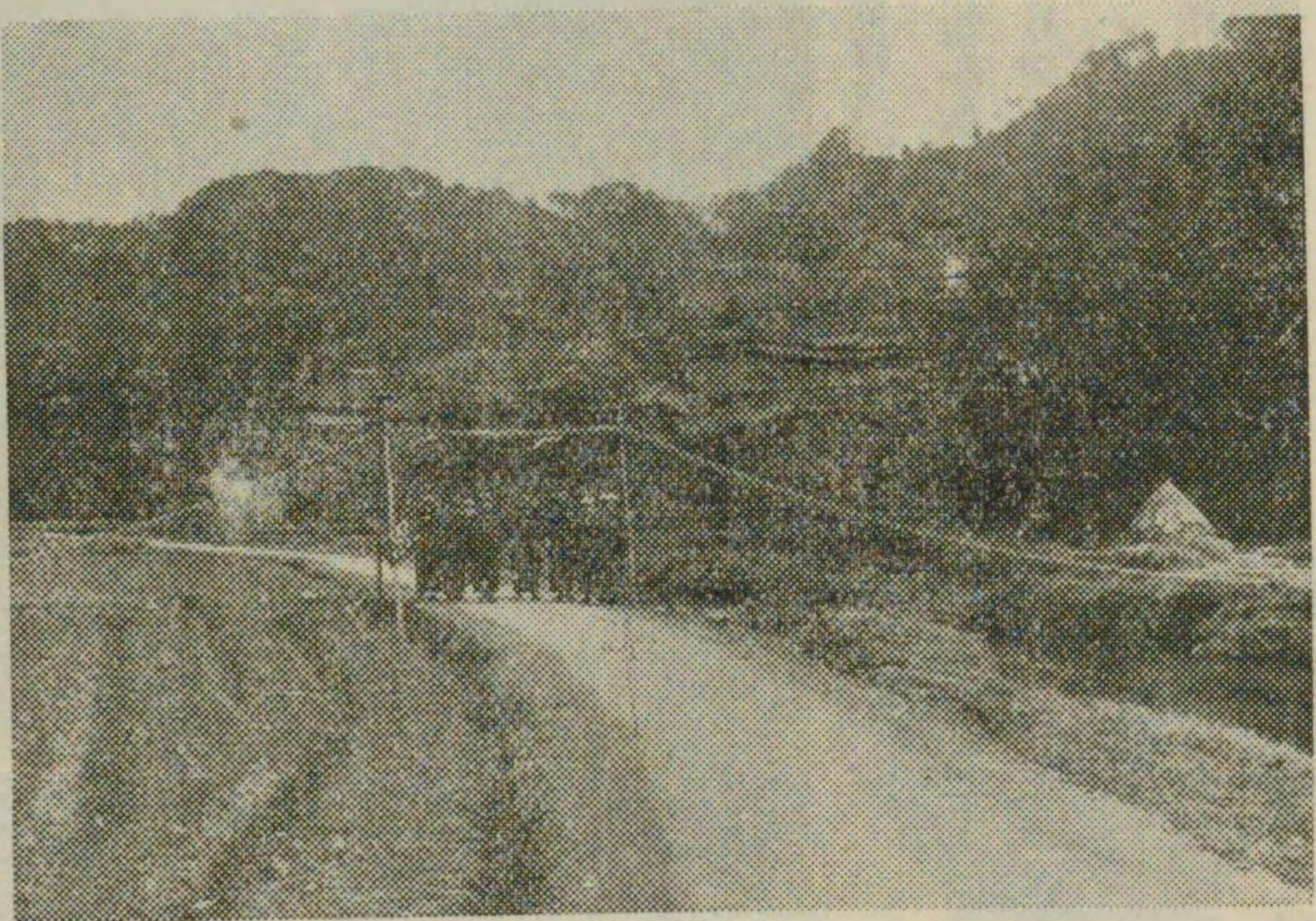
○神ノ神社 同郡八代村ニ在リ上秦ヨリ一里、神祠柿葺一間四方、幣殿瓦一間ニ一間半、拜殿一間半ニ三間末社若宮相殿ニ在リ、瓦葺四尺四方 荒神社ナシ 八王子社ナシ 御鎮座不知 御社地二畝 林一町八反 祭禮九月十七日八日 祠官小橋大膳 神人嘉右衛門、一ノ神子喜太夫 二ノ神子市平、姫大明神 御初尾十二月大割ヨリ立來ル。

○麻佐岐神社 同郡久代村ニ在リ八代ヨリ一里廿町、并神社高山也絶頂ニ礎アリ今里民早魃ニハ此山ニ登テ雨乞必驗。備前古來ヨリ靈石許アリ此石二間四方ニ相見エ候由、末社鹿野城明神 加茂大明神 龍王 祭禮六月十八日、十一月十七、八日。

○横田神社 同郡横田久代村ノ内麻佐岐ヨリ十丁備前、本社凡一間半二間、御屋壹間半三間、前殿三間半ニ二間、廻廊一間二十三間、隨身一間ニ二間。

天神社一間四方、廻廊一間ニ七間、鐘堂一間四方、社僧勝福寺、神人。

○穴門山神社 社、妹村ニ在リ山也、岡田伊東若狹守殿領也、久代ヨリ二里、社家二人 三島要人、高見佐太夫。



(田高下村近日) 儀の繩神



里民云、享保五庚子年御尋アリテ改、元文元年丙辰小祠建ル。延享元年甲子年六月神鏡一面得之ヲタリ四寸廣六歩許裏蜻蛉ニツアリ、當ハ御領主ノ倉ニアリ二月十月御會式之節社司二人村役人御迎ニ行、目附足輕ナト添テ送之、神事濟次第如元、小祠ノ上茅葺ノ雨覆漸一間也外ニ二間梁ニ六間許ノ神樂所有茅葺。

村老曰、猿掛城攻ラル、時城堅固ニシテ不没、寄手是ヲ占フニト者曰當城ノ守護神妹村ニ穴門山神社アリ此守護ノ故也ト云、此時此宮ハ燒崩ス其後再興スル人ナシ名ノミ人口ニ殘ル世替リ時移リテ名サヘモ亡シテ二百年ノ春秋ヲ經タリトソ、往來ノ邊ニ木ノ鳥居アリ額ハナシ神社ヨリ十三丁ヲヘタツト云ヘリ。

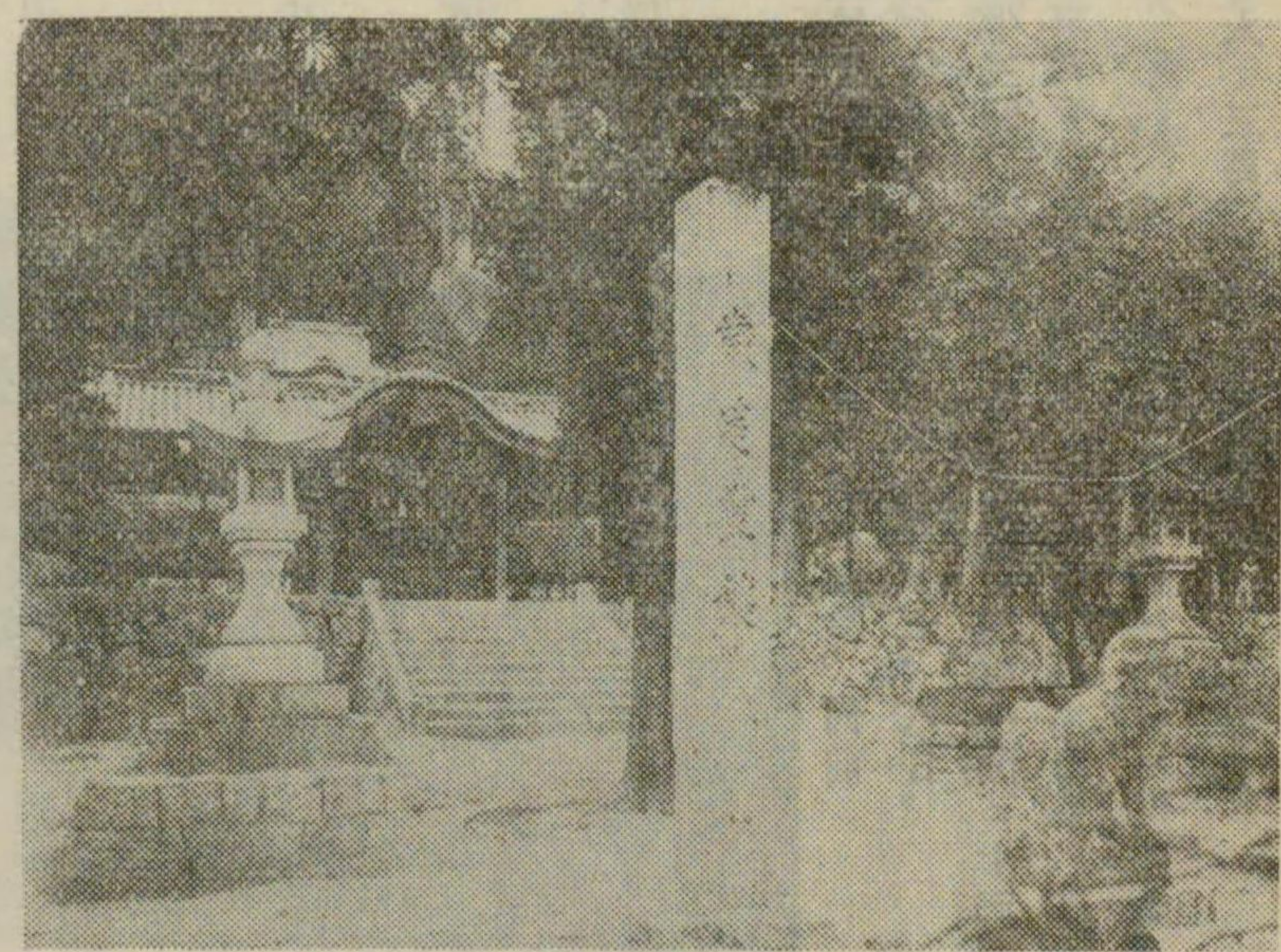
國華万葉記云。伊勢國ノ下曰崇神帝五十四年丁丑天照大神紀伊國名草濱ヨリ吉備國名方濱宮ニ移ルト云ヘリ。

【附箋】 穴海、穴濟。

日本書紀大足彥忍代別天皇御卷二十七年令熊襲時十六然後遺弟彥等斬其黨而從越路還、倭到ニ吉備ニ以涉ニ穴海、其處有ニ惡神、則殺之云々。(中略)是以西州既讎百姓無事唯吉備ノ穴濟ノ神々皆害心以放毒氣、令苦路人、故悉殺其惡神云々。

一、穴門山、高山市村、川上郡水谷出羽守樣領 井原方立リ 社司松岡甲斐守。  
按日本紀、穴海又穴濟ト有 疑ラクハ下道郡ニヤ古舟ニテ着キナル由見ヘタリ、此高山市村ニ非ス、下道郡ナルコト顯然。

玄石曰。備中誌穴門山赤濱宮(下道郡卷四、妹村)に寛保三年亥の春再興せん。土人此地を開きしに一ツの神鏡を堀出し其形六角にして徑三寸裏に蜻蛉の形を鑄付たり數年土中に埋れありしかば其形狀鮮かならず、是より祭日を定め穴門山赤濱宮と稱し奉りぬ。彼鏡は子細有て岡田侯の官庫に納められ毎年祭禮の時此宮に移して詣人に拜せしむる。こゝに嚴重なり。思ふに是は穴門山神社に奉納せし經塚用の和鏡ならん。唐草雙鳳八稜鏡。平安中期より藤原初期にかけたもの蓋座鈕の唐式鏡(和製)雙鳳と花束とを交互に回旋式に配置せるもの也。尙外區の模様は蝶の有無明かならず」と説明すべきもの也。亦以て穴門山神社の古社として式内社たること證す



穴門山神社全景

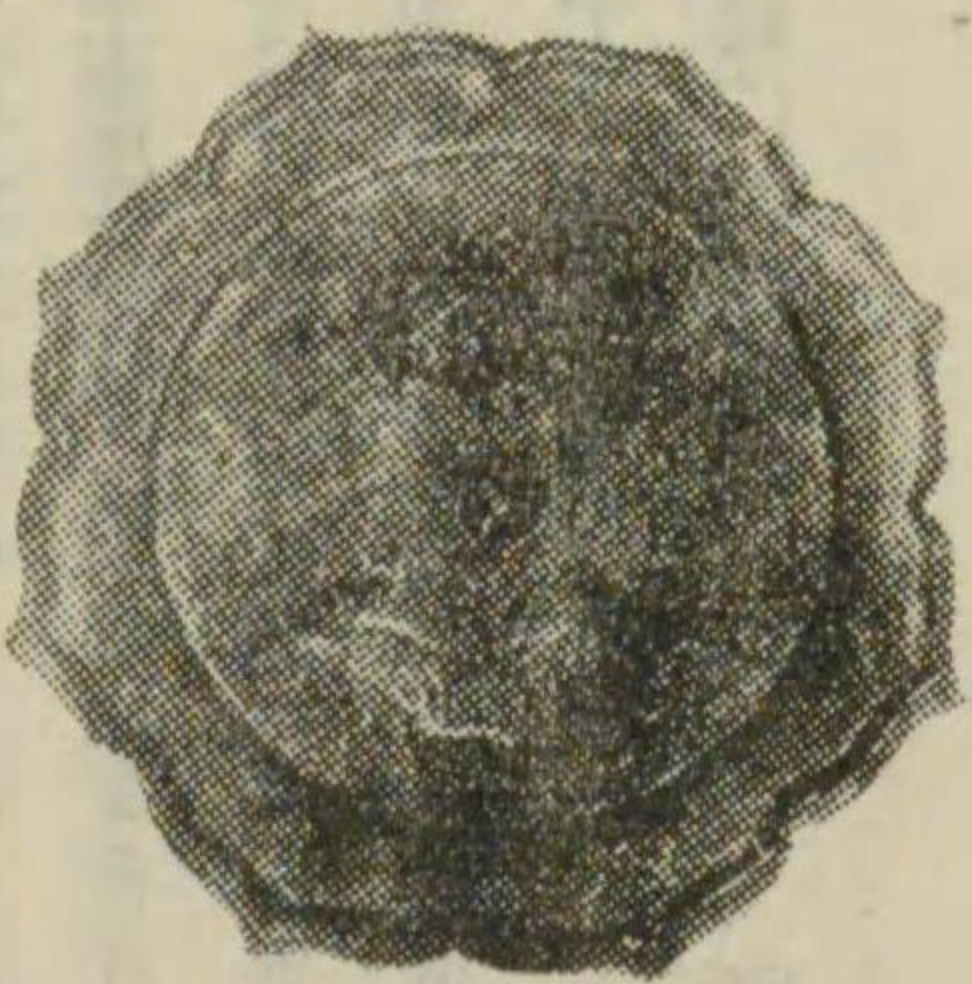
べき有力の史料なりとす。

【附一】 郷社穴門山神社靈源

社傳 社地 岡山縣吉備郡吳妹村大字妹 創立 年月不詳

日名辭一著

相殿 天照大神 倉稻魂命 仲哀天皇 大己貴命 少彥名命 保食神



唐草雙鳳八稜鏡

抑々郷社穴門山神社は延喜式、神名帳記載の神社にして舊下道郡五社の一なり。往昔備中にては第二三位の大社なりければ、現に社地の正面南方數町に馬場と稱する平野あり。又十數町にして遊場示場(今も老松ありて面影を殘せり)など唱ふる處もあり其他郷内尙神子免宮地殿田と呼ばるゝ地名存せり。或曰はく、崇神天皇の御宇五十四丁丑年、木の國奈久佐の濱宮より、吉備名方の濱宮に天照大神を遷し奉りたりと謂ふもの、本社之濫觴なり、と。果して然りせば長田濱の地は即ち是か。

社史を按ずるに、諏訪山(社地の西南山)の古城主篤く敬虔し、武運を禱れり。會後柏原天皇永正年間、出雲懸合の城主某大舉して來襲するや、西鷲峯山小ヶ谷に陣し難攻累月に彌るも容易に陥落せず。己にして神明の加護なきに因るを知り、隙に乗じて火を社殿に放ち、尊器珍寶神鏡古文書に碎るまで、悉く烏有に歸せしむ。(一説に曰く、此時に當り郷民先進相計り避亂の便地たる川上郡高山村に行在所を定む。爾後兵禍相繼ぎ再造するに暇あらず。東山天皇寶永元年七月青穂五社大明神主三島美濃許狀拜受のため上京せしに吉田三位侍從兼敬より、其郷穴門山神社は下道郡五社の一なるに神主の曾て上京せざるは何故なるか。その下問に接し、狀を具して答申せり。斯て中御門天皇享保五年三月、吉田家より再興の命あり。岡田藩主伊東氏社殿を建築し同年九月二十四日遷宮式を行ふ。此より毎年九月二十四日を以て祭日とす。櫻町天皇延享二年郷民伊東藩主より拜殿増築の命を受け、相集りて鎮地を開きしに一鏡を得。當時深く謀議の結果疑もなく二百餘年前兵燹に失ひし神鏡なることを確め藩主持に令して壯重に保護せしめしが尙或は狎褻あらんことを懼れ城下の官庫に藏め、祭日を期し社殿に安置し、殊に重臣を派遣し士卒をして嚴衛せしめき。明治維新後社中に奉祀して今日に及べり。

明治五年郷社に列せられ同年小田縣より式内神社と定めらる。然るに同七年十二月に及び、同名の神社川上郡高山市村にもあり。且つ土俗高山市村を本社として歸依厚ければ、何れをも決定し難しとこし、同八年七月兩社共に式外と達せらる。

明治四十三年四月一日及同年九月十五日村内無格社十八社を併祀す。據て左の諸神を増加せり。



祭神 大己貴神 下照姫命 活津彦根命 市杵島姫命 神皇產靈神 天穗日命 大脊三熊大人 天稚彦命 田心姫命 素戔鳴命  
 經津主命 湍津姫命 武甕槌命 大山祇命

今之を文獻に徴するに延喜式神名帳備中下道郡五座の内に穴門山神社の名稱あり。本社之淵源する所實に遠しと謂ふべし。故に度會延佳の神名帳考證にも備中國十八座の下道郡の部に、

穴門山神社 (國造本紀) 吉備穴國造經向日代朝御世和迹臣同祖彦國服命孫八千足尾足定賜國造 (和抄) 穴門 安奈多 (考イ) 在妹村或說川上郡高山市村穴門是也未知何是横田より二里十八町 (和抄) 穴門又吳妹郷

と。而して茲に疑の生ずるは (考イ) に、(一)同名の神社下道郡妹村及川上郡高山市村に在ること。(二)其 (和抄) 穴門又吳妹郷と云ふは、現今の何處なるか。(三) (考イ) とは果して何本なるか。にあり。驗に郡村沿革を稽ふるに本郡を吉備郡と稱するは明治三十三年四月賀陽 (延喜式賀夜に作る) 郡と下道郡とを合併せるに始る。賀夜下道の郡名は共に延喜式和名抄にあり。川上郡は無し。拾芥抄に首て見ゆれば古下道郡の一部と認むるを適當とせん。(府志卷) 而して本村を吳妹村と呼ぶは和名抄吳妹 (但し高山寺本に) 郷を普通刊本に依り史的襲用せし新村名にして舊妹村尾崎村の總稱なり。蓋し、和名抄に吳妹村と謂ふは、吳人の住居する妹村の義 (應神記) にて隣村に服部と云ふもあり。又

妹村の名稱は、同じく和名抄備中國下道郡の部に弟鬚郷訓勢とあるに基く。現に勢山あり。妹山市場と呼ぶる。(和名抄諸國郡郷案) 下道郡は故吉備下道國の本據にして上道郡に對する稱呼なるべく、京畿へ上り筑紫へ下るの義より起れるならん。地勢山陽道の驛路に當れば、古吳妹弟鬚二郷は國道にそへる邑地にして、現今の妹山は其境界にはあらざるか。(備中誌下) 而して彼の穴門郷の如きは現存せず。或は川上郡宇治村の大字に其名ありと。是れ穴門山神社鎮地と呼ぶる、高山村と相違ること遠く、地形上舊成羽郷に屬すべきなり。(大日本地名辭書) 將又延佳が (考イ) として引用せる同文は、神名帳考に當國式社考一本云。としてあれば其 (考イ) は備中式社考の一本ならざるか。其書散逸したりと雖も、諸書引用には明に先づ妹村に在りと斷じ一説として高山市村を附記せり。且つ横田より二里十八町とせば妹村鎮座の本社を正視し、斯て文勢上次に來るべき小田郡三座鶴江神社在川面村妹より一里十八町と云ふに連續するを知る。若し假に高山市村とせんか。其距離單に横田より二里十八町に留らず、殆ど二倍以上の差を生ぜん。されど此には異説なきに非ず。或は直に高山村を以て正しとせるあり。

大日本史神祇志神祇十九に曰く。穴山門神社 ○今在川上郡高山市村曰赤濱權現按社後有石門

と。然りと雖も度會延佳の歿年は元祿三年二月十六日にして、大日本史志表編纂の著手は寶永六年以後なれば少くとも元祿初年頃迄は此兩社中本社を重んぜしや明なり。故に本社傳にも、寶永年間本村鎮座青穗社五大明神主許狀拜授の爲入洛せし時吉田三位侍從兼敬より特に本社について下問せられき。と云ふ。畢竟有名なりきに源るか。後世兩社の考證一ならず、揣摩臆測殆ど歸する所を知らず。此等は一括して後に附記すべし。

次に祭神に關しては古來穴戸武姫命を奉祀すと傳ふ。(社傳及神社) 亦異説無きに非ず。例へば舊事記國造本記に據り更に祭神を定めんとし(度會延佳著神名帳考證及度) 或は倭姫命世紀なる名方濱宮に假託せんとするが如き(備中誌) 是れなり。

以上論ずる所を總括するに本社は延喜式神名帳記載の古社にして現に岡山縣吉備郡吳妹村鎮座の本社と、同川上郡高山村鎮座同名の社とあり。共に祭神同じく又毎年二月己の日を卜して遠近の貴賤群養し五穀の神と稱して尊崇する又似たり。隨つて傳説混淆して遽に正閨を判定し難し。一體と見るを至當とせんか。然りと雖も亦其間自ら特殊の發展を成し各固有に熱誠なる幾多の信徒を有せり。推すに本社は往古より正統にして隆盛に一般の尊信別して厚かりきが如し。

○詳書抜録

本社に關し諸書に散見するもの多しと雖も元來科學的系統の下に論述せられざれば内容頗る錯亂して一定の主義に分類すること難し。今比較的材料的の近きを採り著作の時代に依らず若干を抄纂すること次の如し。

- 一、名稱に關するもの
- 一、延喜式神名帳備中十八座大一座下道郡五座並の内に 穴門山神社
- 二、祭神に關するもの
- 一、橋待之著神社集成西卷(明治四年丁亥十一月朔旦) 下道郡の部に 穴門山神社 ○吉備穴戸武姫命 日本武尊の妃吉備武彦命之女也
- 一、日本書記卷七大足彦忍代別天皇(景行)の條に初日本武尊娶兩道入姫皇女爲妃生稻依別王次足仲彦天皇次布忍入姫命次稚武王(中略) 又妃吉備武彦之女吉備穴戸武媛生武鼓王與十城別王云々。
- 一、谷川士清撰述日本紀通證に 吉備穴戸武媛 神名式備中國下道郡穴門山神社和泉大鳥社記曰大鳥郡整報社祭吉備穴戸媛在下神里大鳥五社之一也



一、飯田武郷著日本紀通釋に 吉備穴戸武媛。記には娶吉備臣建日子之妹大吉備武比賣とあり。女と妹と異り穴戸は式備中國下道郡穴門山神社 また上に到吉備以渡穴海と云へる 山神社 もあり和名抄備後國安那郡是なり 一、渡會延經著神名帳考證 (享保八年桑原弘世の序文本による) 備中國川上郡の部に 穴門山神社 彦國葺命 和名抄穴田 安奈 國造本紀云 吉備穴國造經向日代朝御世和述臣同彦訓服命孫八千足尼定賜國造 古事記云 大山津見神之子推穴足名也推訓都知門與知音通。

三、主として鎮座地に關するもの

- 一、度會延經著神名帳考證備中國下道郡の部に 穴門山神社 (國造本紀) 吉備穴國造經向日代朝御世和述臣同祖彦國服命孫八千足尼定賜國造 (和抄) 穴田 安奈多 (考イ) 在妹村或說川上郡高山市村穴門是也未知何横田より二里十八丁 (和抄) 穴田又吳妹郷。
- 一、大日本史神祇志神祇十九備中下道郡五座の内に 穴門山神社。今在川上郡高山市村曰赤濱權現按社後有石門深
- 一、古事記傳二十七之卷日代宮二之卷に きて書記、此卷に吉備穴戸武媛と云名も見えられたれば此吉備なるをも穴戸とも云しなるべし又神名帳に備中、國下道、郡穴戸、山、神社と云もあるは又別なるべし、和名抄に同部に穴田、郷もあり。
- 一、伴信友著神名帳考證四十八備中國下道郡の内に 穴門山神社 (國造本紀) 吉備穴國造經向日代朝御世和述臣同祖彦國服命孫八千足尼定未知何是横田より二里十八 (和抄) 穴田又吳妹郷
- 一、鈴鹿連胤著神社叢錄第五十四之卷備中國の條に 穴門山神社。穴門山は安那止夜麻と訓むべし○祭神吉備穴戸武媛歟○今川上郡高山市村穴門山に在らず式社考 例祭 月 日○日本紀景行天皇卷日本武尊 (中略) 又妃吉備武彥之女吉備穴戸媛生武鼓玉。
- 一、栗田寛著神祇志料卷十八下道郡五座の内に 穴門山神社 今川上郡高山市村に在り赤濱權現と云ふ 備中式社考備中式内社記備中國國戸と云もあり穴門山の證とするに足れり
- 四、神階に關するもの
- 一、仁壽元年正月庚子敍正六位上 庚子詔天下諸神不論有位無位敍正六位上 (文德實錄)

五、公文書寫

一、式内外に關するもの 備中國下道郡五座の内 穴門山神社  
右二社有之一は同郡妹村一は川上郡 (往古下道郡の川上を裂き郡を分ち川上郡とす) 高山市村何れも別紙考證之通り土俗高山市村を本社とし人民の歸依する處

妹村の比に無之乍去何れも確證無之に付本末難相決如何相心得可申哉  
右兩社考證相添へ差出候條至急御指令相成度此段相伺候也

明治七年十二月九日  
教部大輔 穴戸璣殿

右二社共御指令之義本省催促及候處左之通り御指令相成 書面之趣即今難決定候條當分貳所共式社と見做し取扱可申事

明治八年七月三十日

八年八月廿五日番外達 自今穴門山神社は川上郡高山市村宮山鎮座之社を以て式社と可相定事

明治八年八月二十五日

附記。日名靜一氏近著、穴門山神社文徵記あり、關係文獻を收めて遺す所なきもの也。

(以下省略)

郷社穴門山神社と舊藩主との關係

本社は備中國岡田藩主伊東氏崇敬の神社なり。今其事實の一般を擧ぐれば、享保五年庚子三月吉田家より再興の命により從五位下伊東播磨守社殿の營造あり、延享二乙丑年從五位下伊東若狭守拜殿を造營し土中より發掘せし神鏡を納むべき木製神輿壹臺を奉納あり。明治四年九月從五位下伊東長壽より脇差一口繪馬一面獻納あり。

再建の箇地中より掘出せし神鏡は其當時より藩の官庫に藏め莊重に保管せしめられ、廢藩の節厚く保管すべき旨を以て本社に下附せらる依て現今は社中に奉祀せり、藩庫に保管の神鏡は大祭の節は神社に徒して諸人に拜せしむ、其儀先づ神主祠官前日より齋戒し大祭の前日朝五ツ時を期して村役人、夫役六人 (興丁毎年決定せり) 藩邸に出頭す、此時寺社奉行大目附列席の上神主へ渡さる、神主神輿に奉安すれば藩の重役壹人足輕小人を供して前後を警衛し登山翌日祭典を行ひ又翌日一泊の上藩邸に奉送す、此時寺社奉行大目附列席検査の上藩庫に納むれば警衛の重役より祭典滞りなく終了の旨届出此役目は藩主の御代拜として最も重ぜられき。

毎年大祭に當りては社頭並に本村内大小道路は悉く修繕大掃除を行はれは費用は總て藩主に於て辨せられ維新に至る迄絶ゆる事なかりき、今も其余習として村税を以て是を行はる。

社殿は御假屋と稱し粗樸なる建築にして屋根は草葺なるが故に數年毎に葺更られたり是等も亦其費を藩主に於て辨せられたり。



【附二】 穴門山神社の位置に就いて

穴門山神社の位置に就いては古來二説ありて一定せず曰く高山説、曰く吳妹説、是なり。日名氏の穴門山神社文徵記先輩の諸説を擧げて尤も精詳を極む。予は中に就き、古川、小寺、小杉三氏の説を掲げて最後に私見を附せんとす。

古川辰著、吉備之志多道云。 穴門山の事蹟。妹村

往古より此山に無名の小社ありしを寛保三亥の春再興せんとて土人、此地を開きしに一つの神鏡を鑿出せり。其形六角にして徑三寸、裏に蜻蛉の形を鑄付たり。然れども年久しく土中に埋れありし故に其狀明ならず。漸く號て神鏡なりとし、是より祭日を定め穴門の神社赤濱の宮と稱す。按ずるに、穴門の神社は下道郡に建つと神明帳に記しある故川上郡の穴門は偽りにて當社の穴門山こそ實蹟なりと土人の思ふ所一理あり。然れ共川上郡は下道郡分割の郡にて元は下道郡の内なり。川上郡高山村の近郷穴門の郷に違ひあらざれば。穴門山赤濱宮の實蹟は川上郡高山村に決せり。眞偽は何れにもせよ其本は神徳深く其末は神徳淺きと云ふ言あるまじ。自己の信心より神は守護し給へば事跡の論は無益なるべし。

備中誌、下道郡の部に小寺清之の説を引用して。 穴門山赤濱宮。

古しへより祭神詳かならず。年舊く祠有しを寛保三年亥の春再興せんと土人此地を開きしに一ツの神鏡を掘出しぬ。其形六角にして徑三寸。裏に蜻蛉の形を鑄付たり。數年土中に埋れ有りしかば其形狀鮮ならず。是より祭日を定め、穴門山赤濱宮と稱し奉りぬ。(彼の鏡は子細有て岡田侯の官庫に納められ。毎年祭禮の時は此宮に移して諸人に拜せしむる事いと嚴重なり) 神名帳に記せる、下道郡穴門山神社と有は。今川上郡高山村に屬せり。川上郡は後に割しにて、もと下道郡といひたれば也。倭姫世記に。五十四年丁丑遷吉備名方濱宮。四年奉齋云々。と有て此地に長田山も有り。矢掛川の流れもあれば。名方濱宮は此所なるべしと小寺清之翁いわれたり。さるや否や。

内務省藏版、特選神名牒。に小杉榎村檢注を引きて。 穴門山神社。祭神、穴門武姫命。

所在。高山市村(川上郡高山村大字高山市)今按本社所在に二説あり一は妹村にあり。一は川上郡高山市村にあり。小杉榎村檢注に云。「妹村の社地、今は穴門山といひ山上二十四五町の所に神社あり。數百歩險路なれども穴門の名ある地所とは思はれず。且考據すべきものなしと云り。高山市村往昔は下道郡なりしを中世川上郡の一郡を増置して今は川上郡内となれり。さて其宮山と云所にます社にて。其社地神々しき事筆に盡し難し。國人は倭名鈔に載せたる下道郡穴門郷は此邊なりといへども尙ほ其委しき徴とすべきに足らざれど。社地を下りて神宮寺の廢趾あり。寛永十四年、寛文九年の棟札もあり。本村の檢地帳に。延寶五丁巳年十二月云に。除地之分一貳畝歩六間。寛永十四年、寛文九年の棟札もあり。本村の檢地帳に。延寶五丁巳年十二月云に。除地之分一貳畝歩六間。赤濱權現宮屋敷。但宮建有赤濱は本社境内を指て云ふ。拾四町四反歩百八拾間。同山境内一。畠三拾間六。六反五畝拾五歩。同神田とあり。其餘字により川ノ宮畦など云もみえて只ならぬ神社は申すも更なり。又社頭の少し左後において所謂穴門あり。入ること七八間許にして又石門とも云べき形あり。土人之を一ノ城戸と云ふ、二ノ城戸、三城戸と云もありて、一ノ城戸すら進入すべくもあらず實に一奇城と云べし。徴證を強ち探索するに及ばず式の本社なる勿論なり」と云るが如く。此穴門あるにても穴門神社なる事明かなれば高山市と定めたり。

編者、永玄石按するに。 穴門山神社。吳妹村大字妹。祭神、天照大神、宇氣御魂神、仲哀天皇、穴門武媛。

(-) 地形的理由。穴門は吳妹にありて高山になし。高山市のは穴門にあらずして鍾乳竇なり。

穴門山は穴門の山を意味し。穴門(アナト)とは山と山と相迫りて恰も關門をなす所、すなはち吳妹村大字妹と三谷村と相境する邊、字關ヶ鼻の地は猿懸山と長田山即妹山とが南北より相迫りて文字通りの穴門を作りし也。而して其名、妹山の別名、穴門山となり轉訛して長門山、長田山、名方山、名方とされること彼の穴門、國訛りて長門の國名が南北より山々相迫りて成せる瀬戸内海の關門たる穴門に因める傍例に徴すべし。

斯の如く名方は長田にして穴門の略、長門の轉なり。現に穴門山神社鎮座の地なる長田山、今の妹山一帯の山地は穴門山の轉訛せし名なること明か也。同時に此邊は太古江灣の曲入せる所にして名方ノ濱宮の名にも適合す。本居宣長



云。穴門とは穴の如くなる海の戸と云ふ意なり、後世穴戸の名の雅ならざるを以て長門と改む。穴門の門は戸、即ち入口の義にて瀬戸又門口の意なり。而して。地理的、穴門の地形は川上郡の高山市に於ては之を求むべき様なし。小杉榎村、栗田寛乃至其考説に成る大日本史神祇志の説に據れば。川上郡高山市に於ける穴門山神社の「社頭の少し左後にありて所謂穴門あり、入ること七八間許にして又石門とも云ふべき形あり土人之を一ノ城戸と云ふ、二ノ城戸三ノ城と云もあり云々」と。此の洞穴は石灰岩地方に於ける特有の竇穴にして鍾乳竇即ち「カナチアナ。もしくはイシノチノアナ」と呼ばるゝもの也。現に英賀郡二座の式内社たる比賣坂鍾乳穴神社、井戸鍾乳穴神社の著例あり。是は鍾乳竇カナチアナ。若しくはイシノチノアナと稱すべきものにして穴門にあらず。果して然らば高山市の洞穴は「カナチアナ」にして「アナト」にあらず。故に曰く穴門は吳妹にありて高山になし高山のは鍾乳竇にして穴門にあらず。と、更に一步を進めて「穴門山は吳妹にありて高山になし高山のは鍾乳竇にして穴門山にあらず」と云ひ得べし次に名方の濱宮に就いては又異説あれども若し「吉備名方濱宮」なるものありとすれば川上郡高山よりも吳妹村妹の方實地に適はし。

(二)歴史的理由。傳説に據れば吳妹村大字妹、穴門山上に舊小祠存せしも祭神不詳にして寛保三年の再興に過ぎざれども當時舊社趾より發掘せし和鏡は唐草雙鳳八稜鏡にして平安中期より藤原初期にかけたる蓋座紐の唐式和製の鏡鑑にして正しく穴門山神社の境内に作られたる經塚用のものとして優に其の延喜式内社たることを立證すべき史料なりとす而して此地方一帯が夙に開化の域に達せしことは御名代、八田部、草加部の設置、秦漢歸化種の吳服部に土着せしに徴すべく、假令其の舊祠は祭神不詳と稱するも大初は名方ノ濱宮として天照大神を奉祀せしが、後ち秦漢歸化種族の土着蕃衍に因りて産業漸く興隆するに及んで農桑の神、宇氣御魂の神を配祀せしこと猶ほ雄略天皇の朝に於て伊勢神宮に豊受神宮を祀られしと同一精神に出でしにあらざるか。果して然らば今尙ほ農織の神として遠近賓客の多きこと其の由來久しきを知るべし。人或は祭神不詳乃至創立年代の不明を以て怪疑の念を挾むものあるが而も古史に不詳不

明多きは事實なり。特に地方神社に於て然りとす。蓋し戰國百有餘年の争亂に於て殆ど舊記傳説を破壊し盡したれば也。

穴門武姫命を以て穴門山神社の祭神とすること諸家の一致する所也。而して神名の穴門。神社名の穴門山は是地名に因めること亦明かなり。即ち吉備穴海又穴濟、穴門の地は日本武尊の惡神を退治し給へる地なり。是やがて妃命の御名代御料地ともなりしならんか。依て其の地名を御名に負ひ給ひし也。又一に健部の御名代の如く武尊の御功績を顯はし給ひしところならん。然らば其地今の何地なるか廣義には吉備沿岸の地皆穴海なりと雖も又狹義には直接縁故の地たる穴門山神社の鎮座地を中心とする一帯の地なるべし。行人の下道を過ぐる者仰いで麻佐岐、穴門の二峰巍然として雲表に聳ゆるを觀、地方の重鎮として徐ろ森嚴の感禁する能はざるを想へば前者が諸册二神、後者が天照大神の鎮座し給へることは轉た太古の遺風を看るの概なくんばあらざる也。妹村より銅鐸の發掘ありしこと此には略す。千載集賀部、後一條院御宇長和五年大嘗會主基方御屏風に、備中國長田山の麓に琴ひき遊ばしたる處を詠める。

千代とのみ同じことをぞしらぬなる長田の山の峯の松風。 善滋爲政朝臣

と見ゆ。長和五年十一月十五日大嘗會主基方を定められたる地は穴門山(長田山)の北の麓田上(新本)郷なるか、將た、南なる吳妹、穗北(穗井田)なるべし、又山麓なる雄琴の里(妹村と横谷の境なり)は曾て吉備眞備彈琴の跡として一名勝となれるを見ば是亦吳妹村なる名方の濱ノ宮の事實なるを思はしむ。

高山市附近の地、知らず果して史蹟史料の豊富、吳妹以上のものありや否。

以上私見の一端を披瀝して後考に資す。由來神徳は天地に遍滿す井戸を掘りて水只此處に出づと云ふが如き固陋の見あるべきにあらず。其實を云ふのみ。



第三十二章 一宮と總社

諸國に於ても京都に於けると同様に延喜式以降いつしか國內の主要なる神社に等級を附して之を格別に重んずる風を生じその最上位にあるを一宮とし以下順次二・三・四宮等を序でたり。こは何れも式内若しくは之に代るべき名社にしてその順位は國司奉幣の際の次第によれりといふ。

國司巡拜及び朔幣。伴信友の神社私考に據れば。一國內の神名帳所載の神社に毎月朔日幣を奉る恒例にて之を朔幣といふ。又、國司の任國に方りては先づ諸社を巡拜する例なり之を國司巡拜と云ふ。

されど今延喜式の官帳に據るに一宮の名こそなけれ早く其の當時に於てその實を備へし箇所の尠からざるを見るに足ればその由來遠しと云ふを得べし。思ふにこは其の初め民間の信仰とも一致し自然に發生し發達せしを後に廣く全國に推し及ぼして公の制度とせしものにあらざる歟。而して斯く等級の附せられし上はその最上位に居る一宮に傾くこと自然の勢なれば公私にかけて一宮を主とし之に二宮以下に及ぼざる殊遇を加ふるに至りしが之が爲に一宮はその地位昇進して國內の代表的神祠となり専ら茲に勢力を集注するに至れり。

一國の總社。諸國の一宮と相並んで又、諸國に總社あり。當時の制、諸國の國司は管内の官社を始め國內神名帳に所載の諸社を祭り時を定めて神寶を奉り幣帛を捧げ又親しく之を巡拜するの定例なりしが之も亦時弊の餘波を受けて後には當初の如くなる能はずいつしか巡拜及奉幣等の勞を省かんが爲めに、遂に總社といふもの起りぬ。そは備中國總社に於けるが如く中央正殿に大己貴命 須勢理命二坐を祀り左右に神祇官八神を配祀し。別に管内に於ける國司所祭社の神靈を合祀して、その本社に於てすべき儀式を行ひし所にしてその位置國府の附近に在り。

神祇官八神は畏くも宮中八神にして、あらゆる神を代表し給へるなり其は 一、高皇產靈神。二、神皇產靈神。三、魂留產靈神。四、生座靈神。五、足座靈神。六、大宮賣神。七、事代主神。八、御膳神。にして、この中初めの五柱

は本來の祭神にして御名の示すが如く產靈の神徳即ち生成化育の神にしてその分掌の異なるによりて五座に分祀せらる。中にも高皇產靈神・神皇產靈神は造化の元首にましまし。魂留產靈以下三神は神魂を鎮め壽命を長久ならしむる司命の神と云ふべく。次に大宮賣神は常に君側に侍し。事代主神は神の御尾崎となつて皇室を守護し御膳神倉稻魂神は飯食の事を掌る神にして、總べて是等の神々は、上御一人の爲めに齋祀して玉體の安康を祈るを目的となせりと云ふ。宮中八神後に神祇官八神やがて諸國に於ける總社の八神は皆同一の祭神にして天壤無窮の皇運を扶翼し奉る諸神の代表すなはち八十萬、八百萬、八千萬神の代表なり。諸國總社の祭神は是の八神と其の國の神名帳所載の古社を合祀したるもの也。

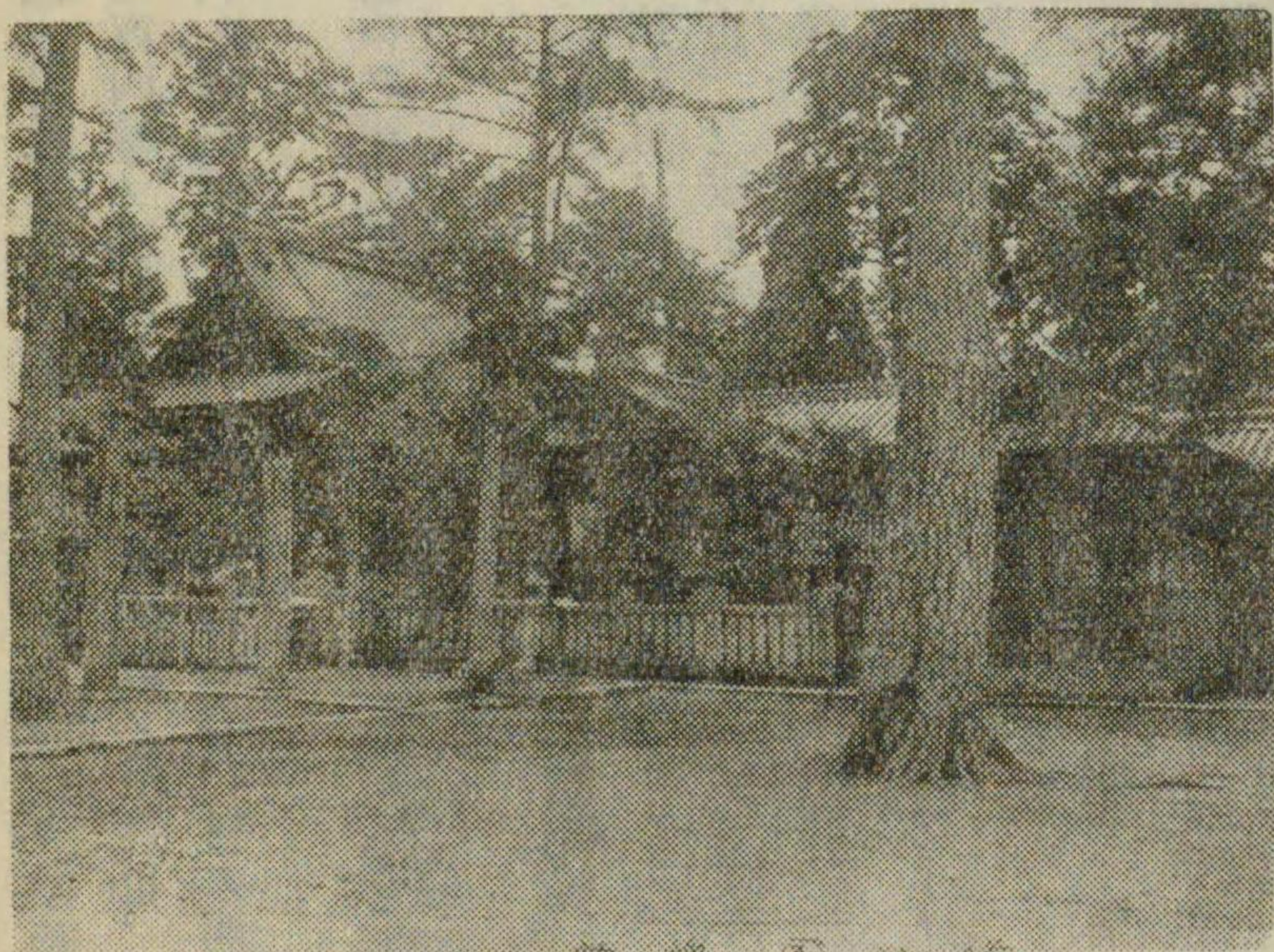
以上、一宮と總社とは當代の地方行政の殘し、產物にして之が勃興は實に中央に於ける二十二社の發生と其趣を一にし當時一般官社の制の外に立ち特に優遇を受けたると同時に又一種の集中的傾向によるものなりとす。

備中國一宮、吉備津神社 官幣中社 今の吉備郡真金村大字宮内に在り。吉備津神社の條に譲りて省略す。(一六六一—二三三頁参照)

備中國總社。今吉備郡總社町大字總社に在り。備中國府趾、即ち服部村天神、御所の地より西方十町許に在り。文献としては應永三十三年備中國總社御造營帳。元祿七年卜部兼連撰總社大明神緣起。明治三年堀安道著、備中國總社記二册、貞享四年親伯重記、總社宮本御供之次第等あり。備中國古社三百四社神名帳の紛失して傳はらざるは遺憾の極みなり。

【總社】(備中國總社)

所祭正殿二坐。社傳云、大名持命 一傳云、應永三十三年本殿再建記云、須勢理命 孝靈天皇 國香姬命



備中國總社



左右 八社。社傳云、神祇官齋戶八柱皇太神。又、別祭。國中官社十八社 田社二百八十六坐田社トハ國司ノ神帳ニ載セシ社也。今神位靈代ナシ唯正月二日、二月四日、九月戌亥日、三節ノ祭日。三百四盤ノ神供ヲ奉進ル是總社ノ遺典也。備中國賀陽郡八田部村ノ國府ヨリ廿町餘西方八田部村ニ鎮座。八田部村一名總社村ト云フ、又中村ト云、村ノ西端ヲ市場ト云ヘリ。

本殿大名持ヲ祭ル。幽政奉行ノ爲ナレハサルコトナルヲ應永記ニ孝靈天皇也ト記セルハ覺束ナキコトナガラ既ニ四百年ノ昔サル傳ノアリシモノヲ今棄ベキニアラズ。

謂ニ、沼田神社神主ニ清水氏ハ清水村ニ住居ヲ賀陽姓御友別命ノ中子ニシテ本社ニモ兼仕ヘタリ。吾家モ亦賀陽姓清水氏ト全祖也モト國府近傍堀ノ地ニ住メリ、家ノ四ニテ古郡神社ニ奉仕シテ國府總社ノ建築以後總社ノ祝詞師トナリ。國邊堀アルニ依テ我家ヲ堀ト呼ビ地名ヲモ堀ト云ヘリ。府ニモ仕ヘタリシヲ國府衰替後八田部村ニ移住セリ。大番親ノ家モ、下道姓也。三家トモニ孝靈天皇三世王吉備武彥命ヨリ出タレバ毎年本社三節ノ祭日ニハ一宮並古郡神社ヲ望拜シテ大日本根子彥太瓊天皇、若日子武吉備津彥命、吉備武彥命ニ幣帛奉進クムヲ年ヲフルマ、ニソノ遺傳ヲ誤リテ應永ノ頃ニハ正殿男女二柱ナレバ、孝靈天皇國香媛命ナリト思タガヘタリシナルベシ。サレ庄大名持命須勢理姬命ナリト云フ傳ハ縁起モアリ古文中ニモ見エタリ。

此地總社未建前、沼田神社アリテ沼田郷ト稱タリト云。本國古圖ヲ閱ルニ此邊東ニ服部山、西ニ苑郷、川邊郷、南ニ福山古百射山ト云フ海中ニ孤立シ北ニハ刑部郷北東ニ阿蘇郷アリ。八田部郷ハ海濱廣斥泥濘ナル狀ナリサレバ倭姫世記ニ豊劔入姫命大神ノ教ノマニマニ、大宮處ヲ求メ給フ時吉備國名方濱宮ニ遷御。四年奉齋トアル是即刑部郷、神明神社也ト云ヘル御舟此邊ニツキシナルベシ。又應神天皇二十二年御紀「秋九月天皇狩于淡路島云々。轉以幸吉備移居葉田今土田村守宮時。御友別參赴之。則以三其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀而有悅情」。因以割三吉備國封三其子等也。則分三川島縣封三長子稻速別是下道臣之始祖也。次以三上道縣封三中子仲彥、是上道臣、香屋臣、之始祖也。次以三野縣封三弟彥是三野臣之始祖也。復以三波區藝縣封三御友別弟鴨別是笠臣之始祖也。即以三苑縣封三兄浦凝別是苑直之始祖也。即以三織部縣賜三兄媛。是以其子孫於今在子吉備國是其緣也」トミエテ東ハ上

道、御野、西ハ川島、苑アリテ中間、賀陽縣ノ脫タルニテ御友別命賀陽國造タルコト著明ナリ。此時天皇ノ御船土田ハダ泊タリト古老ノ語リ傳ヘレバ虛談ニハアラシト思合ハサル、也。サテソノ泥濘ヤ、ヤ、ニ凝リテ泥田トナリタルナルベシ又。ヌマタトハ古言ヌマラ、ヌマ、ヌナ皆同意ニテ粘滑ノ義ヌラヌラトネバルノ稱ナレバ泥ノ字ヲ填ツベシ。泥ヲヒヂトモ訓スルハ漬ニテ俗言ノヒツタリスルト云フ意ニテ干土ノ義ニハアラザル也。俗言ノドロドロドスルノ稱也。然ルニ淳沼ヲ填タルハ其泥濘ニ雨水ノヨドミテ水溜トナレルヨリ淳水止沼國云池ノ義ニヨレルナレドモ泥濘沼ナト、コソカ、マホシケレ。神代紀ニ淳名川淳名井郡里ノ名ニ沼田郡安藝、沼田城相摸、沼田沼上野ニ在リ田名ニモ泥ナレハヌマタカラサレ。其泥濘ヤ、ヤ、ニ凝リテ田トナレル即ヌマタ也。淳名田沼田サレド同シ泥濘ノ中ニモ土地ノ高下向背ニヨリテハヤク田トナルモ猶水タマリナルモアルベシ。吾八田部ナトハ地勢ニヨリテ早く泥田トナリ年ヲフルマ、ニ美田トナリ人家モアリテ此邊ヲ沼田ヌマタノ里トヨヒシナルベシ。今惣社ノ北神明神社ノアタリノ田ノ字ニ上沼中沼下沼アリ。八田部村南端ノ地名ニ小沼アリ。總社境内ノ池ヲ古クハ沼田ノ池ト云ヒシ由也。此間ハ彼御友別命ノ裔コノ邊ニ移住テ清水村ニ清水氏コノ外ニハ諸上村ニ國造スミシト云ヘト未詳其宗族ノ内國造ナリシモノ祈年ノ爲ニ一社ヲ建築大 神ヲ奉齋テ沼田神社ト稱ヘ縣ノ總社トアカメテ部曲ノ民ト共ニ祭キニケムヲ氏ノ祖神ヲハ西山宮山ニ祭テ古郡神社ト稱ヘリ大化新詔後此時國造ハ郡司トナリ延曆間ニハ神主トナレリ國司下リテ國府ヲ清水村ニ營ミテ清水村ノ内ニ前ノ國府ト云アリ則ツノ國ノ總社ヲ建ベキ地ヲ相ルニ近傍沼田神社アリテ社地平潤祭儀ヲ行フニ便利レハ則コ、ニ新築タリト云フ。

備中神明鏡ニ野俣神社。八田部總社ナリトアリト云ヘト今ソノ書ナシ唯巡禮記ニ云モノニソノ説トテ引タリ。總社境内ニ沼田神社アレバ、タ、チニ總社ヲ野俣神社ナリト思違ヒタルナルベシ。又中備名所記ニ沼田神社ハ總社境内ニ在リト記セリト、故池上翁ノ説ナガラ翁歿後其本書亡タレハ近來類ニ探索スレモ未タ得ズ。

サテ總社ハ神祇官ノ祭儀ヲウツサレテ最嚴重カリシヨリ沼田神社イツシカ末社ノ列ニ入シナルベシ、サレド今モ尙別社トテアカメ奉ルハサスカニ古ノ名殘ナリト知ラル、也。

大化改新ノ御時畿内東國ノ外諸國ニモ任國司ノコトアリナガラ漸々ニ改革ユキタリシナルベシトハ天武天皇元年御紀



ニ、吉備國守當麻公廣島ミエ。同八年ニ吉備太宰石川王アリ。文武天皇御紀ニ吉野總領上野朝臣小足。元明天皇和銅元年備中守多治比真人吉備以下御代々ノ守介コレヲ略ス見エタルニテ知ラル、也。サレト猶國府、總社ノ經營建築ハイツ頃ナリケム考ルニ由ナシ。窪屋郡三須ニ御所山ト云フアリ是假ノ國府ニテ後清水村ニ國府ヲ營マレタルヲ其後又今ノ國府ニ移サレタル也ト云ハ推量ノ説ナカラサルコト也。

十年以前三須御所山ノツ、キ山ノ突起シタル處ヲ開拓セシニ古墳ト思ホシクテ鏡、曲玉、矛劍ナド出タリ土人恐レテ埋メテ注連ヒキタリト云フ又御所山ヨリ三町許南ニ作山ト云アリ。土人偶山下ノ周圍ヨリ往々小瓮ヲ出スコトアリ是陵家ナラズヤ、作山ト云フ名モ由アリ又其周圍ノ瓶ハ殉死ノ俑ヲ埋タルニ似タリ。又此山ツ、キノ上林村國分寺邊ノ山今ハ山脈分レタレニテ山脈ツ、キタリシト云フ二古塚アリ。五十年前偶山下ヲ穿シトキ塚口アラハレタルヨリ掘コ、ロムルニ入口ハ狭ケレト奥イト深ク廣ク石棺アリ方二間許蓋モ一枚石ナリ内ニ手玉、矛、鏡アリシトソ。或吉備黒媛ノ墳ナリト云フ。信ラレネト御所山ニ近キ所ナレバ謂ニ此一山二塚ノ内ニ恐レナカラ石川王ノ陵アルベシ。石川王薨於吉備ト御記ニアレハナリ。又二冢モ石川王ノ妃或ハ國司ノ墳ナラムト思フニワケテモ御所山假ノ國府ナリシコトハ知ラル、也。

爰ニ總社公私ノ祭典、年中行事、四時祭式、江次第、貞觀儀式ヨリ神祇官祈年班幣儀式ヲヒキテ委曲ニ論マホシケレト長ケレハ中卷ニ云ベシ。官幣小社、國幣大小社タリト祈年アリテ新嘗ナキハ始アリテ終ナキニ似タリ。上古ノ祭典サルコトアルヘカラス。然モ式ニソノ事ナキハ善相公ノ意見十二箇條ノ序ニ説カレシ如ク、佛法隆盛ノマ、ニイツトナク神道ヲモ陽尊陰侮ノ風俗トナリテ恐ケレトモ敬神ノ誠實ウスクナラセ給フ頃ヨリコトソカセ給テ祈年ノミトナレルニハアラズヤト云フ人アレド如何アラム。寛平五年格曰 祈年月次 新嘗祭者國家之大事也トアルヲ見テモ式ヲ撰述ノ頃諸社ノ新嘗ヲコトソカセ給フベクモアラズ。謂ニ祈年祭祝詞ニ 御年皇神等能依左志奉者初穗乎波千額八百額爾奉置氏張聞高知腹滿双氏稱竟奉率大野原爾生物者云々(中略)稱竟奉率トアレハ必御年神等ニ新嘗ノ秋祭アルベキコト論ヲ俟タサルニ四時祭式ニモ祝詞ニモ事ナク 又高天原爾神留坐神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇神等能前爾白久年今

二月爾御年初將賜登爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱辭竟奉良久登宣トアルニテ御年初ニ祈年アラバソノ終ノ秋祭アルヘキコトナルニ其事ナキハ恐ケレバ闕典ナルベシサレド延喜ノ御宇ニ殊サラニ事ソカセ給ヘルニアラズ大嘗新嘗神嘗ヒトツニマキレテアヤマリキツルナルベシ、サ思フヨシハ神祇令並祝詞ニ大嘗トアルハ式ノ新嘗也職員令ノ大嘗ハ踐祚大嘗ニテ朝諸神相嘗トアルハ踐祚大嘗式卯日平明ノ班幣ニテ式ノ相嘗トハ別也又清寧天皇弘計天皇 天武天皇御紀ニハ新嘗大嘗ヲ一ツニ記サレタリ式ノ新嘗祭ハ於齋院官人行事但頒幣及造供神物料度中臣祝詞料准月次祭カクア詞ニハ大 貞觀儀式ニハ神今食アリテ新嘗儀ナク 新嘗會儀トアルハ辰 公事根元ニ神嘗會ハ神今食ニ同シトアリ 神嘗會トアルハ辰日豐明ノコトナレ 江次第ノ新嘗祭 中院儀ト儀式ノ神今食ト大略同義也中院ヲ神今食院トモ云フニテ月次神嘗大嘗神今食アルヲ知ルヘキ也。サテ秋祭ハ 祈年ノ賽ニテ初穂ノ新嘗ヲ奉ル是祈年ナリ神代記ニモ神嘗トアルヲ後ニハ神ニ奉ルニ神嘗上古ヨリノコトニテ又庶人マテモセシ也常陸風土記 福慈波ノ祖神ノコト皇極天皇御紀ニ天皇御新嘗皇子大臣各自新嘗 萬葉集爾保村里乃葛飾早稻乎爾倍須止毛云々又誰曾此屋乃戸乎曾夫留爾布奈未爾云々ノ歌ニテモシルク今モ里々マテ秋祭セヌ所ハナキ也後ノ神嘗ニテ九月ニマツ早稻ノ初穂ヲ神宮ニ奉進御年神ニタテマツリ 官ヨリハ幣帛ニテ初ノ穂ハ神郡ノ早稻ヲ奉進ラセ給フ也幣ニハ神今食ハナケレト天皇神祇官ニ行幸アリテ兩殿再拜ノ御拜アリ中臣ヲ召シテ常モ奉ル長月乃神 天社國社 祈年ノ官幣ニ班幣ア嘗乃御幣曾汝中臣能申天進禮云々召使玉賜宣命其儀嚴重御神ノ典禮アフクベシ江次第一四宮記ニ在リ 天社國社 祈年ノ官幣ニ班幣アリソレヲ國々ニテ奉行スルハ十月ニナリケムト知ラル、也 十月ヲ神嘗月ト云ヒシヤ カクテ天皇ハ十一月ニ新嘗 九月新嘗ニトモ晚稻ノ初穂ヲ聞 食由ニテ十一月也 聞食スニツケテ又三百四坐ニ頒幣アリ サレドモ其幣物祈年ヨリハ減少セルニ 抑月次祭神今食 月次頒幣ハ神食由ニテ十一月也 神今食ハ中和院ヘ行 ハ六月十二月ニテ天皇大御自。皇祖天神ニ神今食奉進給ヒ。三百四坐ニ頒幣アリ。スベテ天皇大御自神饌獻ラセ給フヲ神今食ト云フ也。踐祚大嘗祭ハ十一月中卯日ニテ天皇天津日嗣知食ニヨリ 神ノ依シ奉ル齋庭ノ稻齋郡拔穗田ノ新稻ヲ大御自皇祖天神ニ奉進ラセ給フ 神今食是ナリ大嘗祭式江次第儀式ニハ宮主ト部主ト部主水司 采女 内膳 司膳部 酒見テ知ルベシ ソレニヨリ大祓使ノ後神宮ヲ始奉リ五畿七道天神地祇ニ奉幣又十一月中卯日平明ニ三百四坐ニ頒幣アリ。サレハ上古ハ祈年 神嘗 新嘗ニハ神今食ナカリケムヲ大嘗祭ヨリウツリテ新嘗祭 十一月中卯日中和院ノ神嘉殿辰日豐明ハ豐



行ハルトアルハ神祇官ニテ 儀式重クナリ神今食三百四坐頒幣相嘗迄モアリテ中院行幸豐樂院ニテ豊明節會行ハル、コトナ  
 行ハレシコトモアレバ也 儀式重クナリ神今食三百四坐頒幣相嘗迄モアリテ中院行幸豐樂院ニテ豊明節會行ハル、コトナ  
 リシヨリマギレテ諸社官幣小社 秋祭ノ頒幣ハ廢レタルヨリ御年神社ニサヘ班幣ノコトナクナリテ伊勢兩宮ト御巫御門御  
 巫坐摩生島御巫ノ奉齋神ノ神嘗祭ノミノコリテヨリ式ニハソレテ戴ラレタルノミニテ彼祈年ノ賽ナル天社國社ノ秋祭ノ  
 新嘗ハ脱テ今神名ノ下ニ神嘗ト記サレタルハ秋祭ノニテハナク上ニ説ル神今食行ハル、新嘗ノ頒幣ナリト知ラル、也。  
 又大嘗ノ祝詞ハ祈年ノ賽ナル秋祭ノ祝詞ヲ彼神今食アル新嘗ト取り合セテ妄作モノ也。猶此論ハイト長キヲ祝詞抄ニ委  
 曲ニ説ク。 (堀安道謹記)

【別當坊及社僧寺】 總社ノ別當坊神宮寺は總社宮の境内に在り佛事を修して神に奉仕す、其創建年時詳ならざれども  
 奈良平安朝以降神佛混合、兩部習合の説行はれし以後の事に屬す。別に境外の寺僧をして特に修法の事に與らしめ之を  
 社僧と名く。明治維新に至り神佛混淆を禁ぜしより別當坊、社僧等全く其の迹を絶つに至れり。當社の別當は神宮寺惠  
 光院にして社僧は正法寺、實相坊、惣持院等之に當る。小早川秀雄の吉備國史に左の如く見ゆ。

惣社社内、鬼城吉備津大名神合祭。鬼城ヨリ八田部ヘ合祭ノ年曆不詳、蓋延喜以後ノ事ニヤ、新山ヨリ遷シ奉ル時ニ  
 御供シ奉リ來ルハ惣持院神宮寺別當トナリテ來ル。上古ハ新山菩提寺ナリ此時ニ末坊ヲ下リテ神宮寺トナル、新山  
 大宮司賀陽右京亮、法務清水次郎左衛門、社務御前影三郎左衛門、大郷大司寺盛信、神人下道民部尉、大江太夫下道  
 九郎左衛門、大江民部尉、下道五郎左衛門、大江三郎左衛門、下道次郎、下道太郎、大江太郎、下道彦太郎、藤井安  
 藝守、親次郎等ナリ。大江盛行筆記曰、用明天皇二年ニ吉備津社建立有孝靈天皇御夫婦ヲ祭ルト載タリ可憎大古ヨリ  
 有來ノ御舊跡ノ地ニ祭ルコソ善ナルヘキニサモアラヌ八田部ニ御木像バカリヲ追込ミ社領ヲ取修ルソ悲ケレ今惣社内  
 陣ニ御木像殘レリ凡四尺許ト三尺許ト二座アリ貞享四年十二月神宮寺古記ニ御膳二。外ニ膳八ツ、サン方膳ト載タリ  
 明ケシ、鬼城ノ吉備津元宮ヲ合祭スルコト照々然ト明ラカナリ、吉備津ハ鬼城本元ナル事ハ大宮司餘ノ吉備津ニ有ル  
 コト无キヲ見レハ徵故明白ナリ右大宮司加陽氏ノ遠孫元弘ニハ延友ト云、天正ニハ定友ト云、此家ヲサシテ新宮大宮

司ト云ナリ天正年間ニ子孫滅亡ス可憎ナリ、加陽氏新山大宮司ガ一類經山清水丘ニ住スルヲ清水氏ト云フ御巡見言上  
 案内ニ曰享祿年中清水主膳正範居住スルノ由見エタリ是又類族ナルベシ清水長左衛門宗治モ惣社並宮内吉備津ノ社司  
 代ナル事ハ此ノ故ナリ。元祿八年九月神宮寺、池上越前、同河内、親但馬、清水備後等郡奉行當名ノ願書ヲ見シ事ア  
 リ、然レハ清水氏近來ニ滅亡セルカ、神宮寺モ此頃ハ別當職ナルニヤ。(中略)

別當神宮寺 秀雄云。今ハ別當ヲ社僧トス、然レモ神宮寺ハ御社ノ境内隨神門ノ内ニ在リ。池上大宮司ハ隨神門ノ外  
 ニ在リ。是古ハ社ヲ專ニセシシルシナリ。元祿八年郡奉行願書ノ遺ヲ見シニ神宮寺ヲ一番ニ書キ次ニ大宮司池上越  
 前、同河内、親但馬ト書キタリ、社僧ニアラザルノ證故ナリ。又社内ニ本地堂アリ是又社僧ニアラサルノシルシカ、  
 今ノ大宮司ハ天正ニ新山大宮司カ滅亡セシニ依テソノ株ヲ繼キテ大宮司トナレルヲ神人等今ハ僞リテ神宮寺ヲ社僧ト  
 ス。抑モ神宮寺ハ新山ヲ下リテ以來ノ事ナリ且宮社ニ寺院ヲ置ク事ハ聖武天皇ノ初メ桓武天皇ノ御條々ニモ載スルカ  
 如シ神人僞ルモ不信。本地堂三間四方御供所等アリ石鳥井アリ永享十二年神主大江盛行筆記曰、祭神孝靈天皇御夫婦  
 ト見エタリ。又外ニ八神ノ木像ヲ安置ス。○編者曰、高皇產靈神、神皇產靈神、魂留產靈神、生靈靈神、足產靈神、大宮  
 部郷ノ内ニ國府ト云フ地アリ此レ古ヘ備中守トナリテ下向シ國中ノ政事ヲ聽シ時ニ此地ニテ國中安全五穀成就ノ爲ニ  
 祈禱セシ舊地ナリ備中ノ内ノ神社ヲ合三百二十四社ヲ總ヘテ祭ルノ故ニ總社トハ云ヘリ、此時肇メテ一國ニ惣社造リ  
 一郡ニ惣堂ヲ祭レリ各本地ヲ藥師トス。○今國府ニ其舊地ヲ御所ノ貞享四年水谷伊勢守殿ヨリ社領ノ事ヲ載ス。高拾七  
 石五斗内神宮寺二石五斗、大宮司二石八斗外ニ御供料一石五斗トアリ往古ハ四方八町餘ノ地賜ハリ何レノ頃ニヤ今ノ  
 通ノ七石ニハ成リヌ。文祿三年九月十六日宇喜多中納言殿ヨリ寄附ノ書翰殘レリ委シクハ書翰偏集ニ載セテ今爰ニハ  
 略之、其秀家朝臣ノ狀ニ西ノ庄ノ内ニテ七石ノ知行ヲ寄ルトアリ、今窪屋郡西庄平田村ノ名寄帳ニ總社面ト書來レリ  
 其ノ故ナランカシ。其外古書六七通ハ池上多門義知、所持ス。毛利治部大輔元清、三村修理進家親、桂内藏太夫、太  
 閤秀吉北政所御妹長慶院殿ヨリ寄進之狀等詳クハ古翰偏集ニ載ス今爰ニ略ス。



應永三十三年社造立アリ其後慶長十三年再建有リ。天正二年隨神門中島與助再建ス。御朱印三百石アリシヲ天正三年十二月六日迄其後百六十石ニ減シ、二通共ニ御朱印アリト書ス、同十年宇喜多秀家賜テ、毛利氏許ス所ノ地ヲ悉ク取修メ宮社ヲ放火スソノ時初窪屋郡西庄ノ内ニテ七石トハ成タリ。天正年中權中納言小早川隆景朝臣寄附狀アリ。

總社工爲祈念具足一領致寄進候能々可抽丹精之段被申渡候猶吉事恐々謹言

七月廿四日

小早川隆景 判

清水長左衛門殿  
國弘隱岐守殿

右清水氏代々神社附ニシテ此時總社社司代ナリ依之當名アリ子孫長州萩府ニ在リ。

別當 惣社山神宮寺惠光院

開山年曆不詳、蓋シ新山ヨリ下ルノ寺院ナルカ古ハ天台宗今ハ眞言ノ古義宗本尊ハ大日如來 住坊三間半六間境内一段四畝廿三步寺内毘沙門ノ古作アリ。秀雄曰、吉備津御崎モ各本地佛毘沙門ナリ、竊疑此佛古ハ惣社内陣ノ内ノ八神ニテ各本地毘沙門ナランカシ蓋其本地佛カ。境内惣社明神ノ社内ニ在リ別當タルコト顯然明白ナリ、今ハ神人ノ爲ニ社僧トハナリタリ貞享四年水谷殿エノ願書ニモ別當トカキタリ。

社僧 惣社山正法寺舊跡

開山年曆不詳、代々相續シテ天正ニ至リ滅亡ス。今寺坊舊跡ヲ正法寺畑ト呼ヒ側ニ古墓等殘レリ惣社北ノ鳥井ノ前ノ畑ノ名。

社僧 惣社山實相坊舊跡

正法寺實相坊、各惣社社僧ナリ滅亡年曆不詳。或曰法滿寺實相坊ノ株ヲ繼キテ寺號ヲ改メタリト云説モアリ。

社僧 清水村清水山萬勝寺惣持院舊跡

往古惣社未タ國府ノ内○今御所ニテ合祭セシ時ヨリノ社僧ト云故ニ總持院トハ云ヘル由惣トハ惣社ノ惣字ニテ持ノ字

ハモツト云義理ナリ。正長元年總社御造營帳ニモ遷宮ノ導師總持院僧正増忍御坊衆徒六十人供警護二百人ヲ引連レタル事ヲ載タリ是證故ナランカ此寺舊記曰讚州與田虛空藏寺増呼僧正貞治年中來住居シ三重塔、金堂、經堂、山門、僧坊等造立ス末院八坊アリ。

應永四年兵火ニ依テ燒失ス其後應仁二年又燒失ス既滅亡ス其後清水長左衛門菩提寺タルノ故ニ足利義昭公エ訴ヘ祿四百貫ヲ附ス又私ニ五十貫文ヲ寄進ス其後實永年間住持増鐵總持院ヲステ、移ニ國分寺舊跡ニ忽ニ化シテ國分寺トナル依之舊地悉ク野畑トナリ宗治ノ墓ノミヲ殘レリ委シクハ國分寺ノ條ニ載テ爰ニ略之、今按國分寺ト總持院トハ元來別ナルヲ今増鐵ノ後ノ僧國分寺則僞テ曰ク總持院ト國分寺トハ元來一ツニテ國分寺ヲ改メテ總持院ト號スト云フ。然レモ國分寺ハ國分寺ナリ、總持寺ハ總持寺ナリ其說増鐵碑銘ニ

備之中州、國分寺和上法諱増鐵別號與國賀陽郡八田部人也、其先出ニ赤松律師則祐則祐之裔池上政則父曰政定幼少聰敏志ニ釋門一師ニ事總社別當増榮ニ後提ニ總持院一僧昌、(中略)乞ニ其法ニ者成市矣夫國分寺者行基菩薩創立之舊趾、空移廢墜、是極和上深慨奮再造土木功失之資乞ニ貸四方既榮二十年遂移ニ總持之席諸堂、巍然頗覆ニ舊觀ニ元文甲申七十歲栖隱堂移之菟裘寬延己巳年八旬王預自爲舊藏使予記ニ其始末傳之不朽一銘曰功哉德哉著明斯其壽藏永保一寺榮一寬延二年仲春國分寺現住沙門王盤敬識 寶曆四年十月六日八十四歲寂。

右ノ文ニ依レハ國分寺ハ行基開山ニテ元弘ノ亂燒亡ス總持院ハ開山不知貞治之頃増呼僧正再興ノ地ナリ各別院ナル事照々トシテ明白ナリ然ルヲ今ハ僞リテ總持院國分寺ト一院ナリト云是僞ノ罪ヲノ、シルベキナリ。

【備中國惣社宮御造榮帳之事】

合應永卅三年丙午九月廿日

願主 安富次郎兵衛尉盛光

一、當社御神領七ヶ年一度御供下地ニ段錢田反別ニ五十文 畠八廿文 納所奉行

社家

一、袖始新山寺自十一月四日同十二日マテ袖人百十八人仕事才木百三十本同十二月一日當社ニ引來ル

第二編 中古



- 一、同三十四年丁未三月十日水内郷放山袖同十二日マテオ木六十三本袖人七十人仕事六月廿日ニ引來ヌ
- 一、八月廿日ヨリ晦日マテウイタ山袖薄風四ツ垂木四百本袖人三百十人仕事
- 一、國衙御領棟別一間ニ廿人宛 大市郷 二万郷 山手保 服部郷 八田部郷 刑部郷 穴田郷 石蟹郷 野邊郷 矢田郷 神代郷 多治部郷
- 一、土壇<sup>ツキ</sup>一番二万郷人夫 二番山手岡松 三番國成各氏延名宮地<sup>ツキ</sup>返得安人夫 四番辨膝 利重 包光 今久各人夫 五番東阿知郷人夫 包恒 大市郷人夫 六番國安人夫 社家人夫 土壇ハトウライ、
- 一、正長元年戊申二月廿四日ヨリ同廿九日當成同正月十一日ニ作事始御祝之色々、餅子二具、魚二懸、馬一疋
- 一、石引、一番近郷之寺々、井山 赤當<sup>(堂カ)</sup> 觀藏院 善根寺 極樂寺 福重寺 如常寺 其外寺々人夫 石三ツ 二番國安 神主 惣政所人夫 石六ツ 三番吉久 禰屋人夫 石四ツ 四番彌氏 中島人夫 石三ツ 五番重氏 三須郷人夫 石五ツ 六番延久名 長良公姓 石四ツ 七番修理田 御神樂島 神宮寺島 石五ツ 八番國衙人夫 石十八 以上石數四十八
- 一、同三月十日ニ石スヘ御祝之色々、餅子三具、白酒三斗、魚二懸、馬三疋、同十八日ニ石スヘ定ツ、一絹一疋、馬三疋
- 一、同廿日地球之色々入目 下土ニウツム 金銀銅鐵四方幕ニ布二十切クハ二ツ コヌキニツ 錢五貫文 絹二疋 餅子一具 白米三升 檀餅 百三十幣幣一束 其外色々在之、惣持院僧正、
- 一、同日御柱立御祝色々、五色之ヌサ三本 錢ノツナノ布廿切也 懸錢十貫文 馬廿疋 其外ニ疋長三疋 餅子六具ツ、一ツ 餅廿七クツカ 々八十一 シトホニツム 釘迄之御祝共、已上五十八貫文注
- 一、同九月廿四日ニ御棟上御祝色々入目注、弓二張、マバノツヤニコシ、カツラニケタ、シロミ鏡二面、五色ノヌサ五本、ウタチツ、ミノ小袖五重ウハキ、懸錢五十貫、コン三十切レ、布三十切レ、魚十懸、錢ノツナノ布十五切、サシ上二十四コウ、餅八十一クツカタ、小餅百六十二、二ホン 餅子八具 斗ツ、二ツ、白酒五甕、繩絹一ヒキ、山鳥五ツカイ、
- 一、目代之御棧敷、一、神主御<sup>ミ</sup>、一、左長之御<sup>ミ</sup>、一、社中之御<sup>ミ</sup>、方々人 一、番匠之サシキツ、一ツ、餅一ホンツ、
- 一、御疋馬之次第 已上六十八疋之内 グラヲキ五疋 ヒキナカシ廿疋
- 一番 澁河殿御馬疋長
- 二番 右京大夫殿御馬疋長
- 三番 安富安藝守御馬疋長、石河源左衛門尉御馬疋長、神主藤井安藝守御馬疋長、松田但馬守御馬疋長、願主安富次郎兵衛盛光御馬疋

- 長、同大郎丸御馬疋長、庄甲斐守御馬疋長、神主阿曾沼兵庫御馬、三馬 御馬、藤井四郎右衛門尉御馬、東條入道御馬、平岡入道御馬、氏延左衛門尉御馬、吉久尉御馬、禰屋十郎左衛門尉御馬、清水修理助御馬、清水勘解由左衛門尉御馬、番大郷太夫<sup>(大江カ)</sup> 助御馬、社中御馬十三疋、朝原寺御馬、新山寺御馬 其外方々御馬四十五疋 キヨ劔三フリ 大公院道三人幾
- 一、大工備中守來鉢院道新左衛門介來鉢 張新左衛門尉衣簡 其外カリキヌ十五人 ヒタ、レ數廿人 已上四十八人 其外ケイコ三百人
- 一、馬疋人數 神宮太郎左衛門尉コクシヤウ 下道四郎左衛門尉 大郷五郎左衛門尉 其外一疋ツ、神宮中社人中二人シテ番匠ニ被渡
- 一、文帳ハ大司寺弟大郷民部助盛行 キヨ劔之役ハ下道九郎左衛門尉
- 一、釘ノカヘシ馬五疋 一、棟上御祝色々入目以上貳百五十貫文
- 一、御棟ツ、ミ御祝ニ餅子二具ツ、一ツ 白酒五桶 餅廿七クツカタ 八十一ホン 魚三懸 三色ノヌサ二本 布十ヲコン十切也 懸錢五貫文<sup>(繩カ)</sup> 跪キヌ一ヒキ 色々入目 已上廿八貫文ニ注
- 一、永享元年巳酉
- 一、御遷宮之色々之次第社中ヘ下行事 御供米壹石貳斗 一御ヒサカケ絹番頭大夫助徳ノ分 絹七疋ミヤウイ 相原帯一ソクテチイ
- 一、借殿ニテ七日ヒツノ御供 御神樂
- 一、御殿ヘ御ウツリニテ初日御供壹石貳斗日代御願主御渡大司寺請取 二日社家歸返 三日ハ神主御渡社司代請取
- 一、同十一月十八日ニシチカキ御人數 日代願主安富次郎兵衛尉盛光 社中面々 賀陽右京助祝師 賀陽左行事清水次郎左衛門尉 賀陽御前影三郎左衛門尉 大郷大司寺盛家 老若、下道民部尉守安 當番、大郷大夫助盛賀、下道九郎左衛門尉、大郷民部尉盛行、下道五郎左衛門尉、大郷三郎左衛門尉、下道次郎四郎利秀、下道藤太郎檢校、大郷太郎次郎檢校、下道藤太郎檢校
- 一、同廿二日ニ供殿ヘマエ三日參籠保人 一、同廿八日ニ御遷宮マエ七日參籠同人
- 一、御遷宮之次第色々 刀時進之兩方ニ榊木ヲウエシチ水フル道ニコモチシク上ニ布チシク 兩方ニコモチカキニヒク
- 一、御座之シタニ錦ヲシク 一番ニケツリキ、ウシム老若二人役 二番 御幣 小神人之役スエ教 三番 御ホコトウ番之役 其外シヤスイハ座主大法師役
- 次ハキヨケン 番之中ノ老若役 次ハサイトウ左行事御前影ノ役 御輿ノ役ハ祝師 六人番、諸神モリ申役ハ小神人老若
- 一、御供之次第 慶運大法師 其外新山寺供僧中皆々 神主藤井民部尉ソクタイ 日代願主安富次郎兵衛尉盛光ソクタイ 供々面々在之



- 一、御神拜之次第 色々 辰時ニ 一番ケワリキマモリ役ニ所之役 二番 御幣ハヨコハサミ 次ハカンモリ役・三番 ホウモチハイ クワンタチモリ役 次ハマイウト六人 ○又作 カリキヌ十人 次ハヘイシウ十人 カリキヌ 次ハ代官イクワシ十人 上卿目代安富次郎兵衛尉盛光 御供之面々 キョケン役ハ 高木北尙家ヒタ、レ 御杵ハ 高木四郎左衛門尉ヒタ、レ 御スツハ 高木 三郎次郎ヒタ、レ 其外御供之數 ヒタ、レ廿八人 殿原 柚 カミシモ三十二人 チウケン三シキ 其外御供ケイコ百人
- 一、御供備其外之色々在之
- 一、御殿之内ニテ福酒三コシ御シヤクハ
- 一、六人中之老若 初コシハ 番數親次郎四郎利秀 ニコシハ 番數三郎左衛門尉 三コシハ 小神人民部尉盛行
- 一、御座ハ上卿 祝師 當番 上卿御供三人
- 一、御幣ヲ上卿ニ奉渡 當番太夫助盛賀
- 一、御跪ツキ 絹一ヒキ 其外色々在之
- 一、導師ハ惣持院僧正 増忍御坊 式數六十人 御供之ケイコ二百人
- 一、舞兒之次第
- 新山寺 安富太郎丸左之一トウ 向見ノタイシウ二人 朝原寺 赤壽丸 左二トウ 向見ノタイシウ一人
- 新山寺 信正祖松丸 左三トウ 向見ノタイシウ一人 廣谷寺 中村法師丸左四トウ 向見ノタイシウ一人 御供ケイコ貳百七十人
- 一、右之舞兒
- 日間寺 鶴壽丸右一トウ 後見タイシウ一人 福山寺 幸千代丸右二トウ 後見タイシウ一人
- 朝原寺 次郎丸右三トウ 後見タイシウ一人 新山寺 嫡々丸 右四トウ 後見タイシウ一人 御供ケイコ三百人
- 朝原寺連臺院ノ弟子
- 一、上フツノ兒 安富次郎丸 中童子二人 裝束ハ大口ニヒタ、レ 後見大衆二人 石原 清水彌次郎・同七郎 河入 彌四郎
- 一、サシキノタイシウ 三十人 此内ニ日間ヨリチコタイシウ十人
- 一、庭 之 大衆 左右ニ四十人
- 一、コク屋ノタイシウ 廿八人同俗人十人

- 一、セントウ八人ノ内 舞臺ニヨシタリ ハシニヨシタリ (四人)
- 一、左右ニケイコ 方々之 已上八百人餘
- 一、社家棧敷御社ノ左之 社人衆中同一トウニウツ 次ハ神主 藤井阿曾 ウチツ、ク
- 一、方々ノ棧敷御社ノ北ノ面ヨリ守護代庄甲斐守 次ニ同守護代石川源左衛門尉 次ハ河西 次ハ土肥 次ハ土師 次ハ伊達 次ハ間倉 次ハ 長門 次ハ井山寺 次ハ觀藏寺 次ハ善根寺 次ハ極樂寺 次ハ福住寺、 其外御棧敷イラカチナラヘ打ツ、ク
- 一、社檀ノ南ヨリ 安富次郎兵衛尉 次ハ上野 次桃井 次高橋 次藥師寺 次平岡 次東條、次惣太夫 ○一作 福屋、次彌氏、次吉久、次武延 次清水、 其外御棧敷イラカチナラヘ打ツ、ク
- 一、社檀ノ西ノムカニ 左一新山寺 右一次ハ朝原寺 左二次廣谷寺 左三次福山寺 右二次ハ日間寺
- 一、俗人ニシキ物ハ小袖三重度々ニ御馬五疋クラチキ 西阿知 惣社 其外國中ノコモノウリ役
- 一、シ、ハコモノウリハカルヘ、カウヘ、ニシアチ、ソウシヤ 一宮惣社ハ同 其外國中ノコモノウリ役
- 一、同廿九日ニメイヒヤウ、コンカキ役、魚ウリ役、一番先テ大市ノミノウ原 藤左衛門、万壽庄(赤)ウラ 次郎左衛門、西阿知ノアキント 經部 河邊 已上十キ 供ノケイコ三百人 (刑部) (服部) (山手) (三輪) カルヘカウヘアキント 已上十キ 供ノケイコ三百人
- 一、後チン 一番ソウシヤ四郎左衛門 同村之藤左衛門 チシカヘ ハントリ マカヘ ヤマテ ミハノカウカキ 已上十二キ 供ノケイコ四百人
- 南ノ大鳥居ヨリ御社檀ノ前マテサ、ヘテ 其外此度ノ御遷宮之次第近代之見物 後ノ代物語何事カ如之哉
- 一、天神七代第一之御世ハ 天常立之尊ヨリ始テ伊弉諾(イサノ)伊弉册(イサハ)マテツコト也 御子ハ日神月神 ヒルコソサノヲノ尊也 一女三男御座 候也
- 一、又地神五代之御代ハマコノシタ、リニヨリ又日本大八島之國トナリ 日神 天照太神コレナリ ヒルコハ西宮トアラハレソサノヲハ出雲 大社トアラワレタマウ 鹿島大明神ナリ
- 一、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊彦大々太子マテ治タマウ八十三万六千三十二年 ○紀二百七十九万二千 四百七十餘歳ト見ユ
- 一、又人代始テ 神武天皇 西(辛)之ヨリ始テ七代メ孝靈天皇 未(辛)百十治タマウ此フウフ當社御事也 御子男女六仁 先ハ吉備三ヶ國之一宮トナリ



タマウ 又讚岐國一ノ宮、美作一國宮二宮 此クニニ  
〔永徳二年壬戌カ〕 アトチタレタマウ

明要二年 備中國惣社大明神トアラワレ御供六人番定 大八島之國之衆生ヲマフリタマウ

取分今度之御社禮之御願主 當年 安富次郎兵衛尉盛光之子々孫々之末代マテ七代守給ヘシ可憑々々々ノモシキカナヤ 憑モシキカナ

ヤ 壽命ハ長クタノシミサカエ アンノソクサイトマフリタマウヘシ

永享元年 歲次 己酉十二月二日 大江民部盛行 書寫畢

惣社方八町之塚

〔安富カ〕

東ハ生石ワリテ川也 西ハ川チサカイ 上ハシサワ横岩ヨリ下ハサキノ森マテ也

南ハ山手マテ也 北ハ眞木谷ノ鳴岩迄ナリ

此ノ方八町ト云フハ御社禮ヨリ四方ヘ八町ノ内ニカ、リタル郷サカヘ迄也 依之遠クさカヘ目ある也

原本 右如本一字一点無相違書寫訖、万治辛丑年五月下旬トアリ 嘉永二年五月於惣社大宮司館寫筆之 小早河雄

〔吉備拾遺及縣立圖書館本參照〕

【御供・御膳・御茶・御別供・本御供等資料】

○本御供次第之事

一、御供米壹石三斗三升三合大御供ニ申候 本御供ト申者一國之大守與上ルヲ云 氏子與上ルヲ者御別供ニ云フ 御膳御供之調様皆  
同事也右之米白米ニシテ御供ニ仕立御神前江社中不殘出合御供數ヲ仕立申候 御膳二膳并太神御膳以上三膳者御膳御箸共ニ同事  
末社三百廿四社御供數三百十二はい仕立御棚之上ニ奉備境之内末社十二社ハ別ニ十二はい調奉備役人外ニ有之合テ御供數三百廿四はい  
仕立申候

○御膳拵様之次第

一、御膳二膳共ニ檜木三峰仁作り尋サ壹尺貳寸高サ壹尺三寸御當器本地大サ定切アリ 本御供之時ハ御食四升モル夫ヨリ上ハ格好見合調  
可申也 但氏子ヨリ上ル別供之時ハ御召五升モルソレヨリ上ハ見合本御供之如シ御箸柳木ヲ用ル長サ壹尺貳寸但三セシ共同寸ニ致候

二、太神社御膳御當器共ニ 御本膳 御當器ニハ少小ク調也 三百廿四社之御箸之事檜木杉木ヲ用ル長五寸ニ切り廿四せんツ、一束にして  
十三束也但内壹束ヲワケテ十二膳ツ、壹束ニスル束數十四束にして御供廿四はい一せん御箸壹束ツ、奉備候仕舞ニハ一せん十二はい箸  
十二せん之束壹束ニ奉備候

○御茶五ツ御献立之事

一、先海之物一種 一、山之物一種 一、大豆一種 一、四季之出來物一種

二、御供之御食 長クもちにして白粉ニ而取一種

一、標葉が餅也 同御食長ク平ニシテ白粉ニ而取木地之鉢ニ盛、

一、小餅 同御食ニ而丸ク小ク取白粉チカケ木鉢一ツ數多シ少おりのこもアリ

一、一之鉢知大餅一ツ 是ハ御供之上ニ置落チ立道中持神前ニテ御枕ノ枕ノ上ヘ取備ヘ申候

一、御酒一徳利 奉備候

右之通神前江奉備社家一同ニ御被御祈禱行事奉抽丹誠

次祝詞 行事一々終

次ニ右之御供社中折方之事

一、御本膳一膳、若役ト名ク 六人番之内年若之者請取 一、同御膳一膳 社司代請取 一、大神御膳 親但馬 請取

一、祇園宮 一、藥師堂 一、文 珠 一、荒神宮 一、辨才天 一、俵 松

右六神御供ハ奉備役 松尾又左衛門分 池上 近江 河内預

一、天神三社 一、蛭見宮 一、門守殿二社

右六神江奉備役 池上治介ト八左衛門預リ 清水茂左衛門 此御供同人請取

一、三六はい 元雅之助分 池上河内請取 祖見 近江 一、二十六はい 社司代清水茂左衛門請取 治介池上八左衛門預リ

一、九はい 元六郎右衛門分 松尾六右衛門ト河内預リ 一、九はい 親但馬請取 相模 能登衆



- 一、二十一はい 堀五郎右衛門ト大宮司預リ
- 一、十七はい 元六右衛門分池上河内請取
- 一、廿壹はい 國生與兵衛請取 久兵衛 忠兵衛
- 一、五十七はい 池上大宮司請取
- 一、三はい 法一分 大宮司預リ
- 百貳十はい 池上長門
- 一、三はい 餅十二、一神子請取
- う利おりのた之覺
- 一、貳升 松尾六右衛門分 河内預リ
- 一、貳升 池上雅樂助分 同人預リ
- 一、貳升 親但馬請取 能登泉
- 一、貳升 池上大宮司請取
- 御供數三百廿四 臺
- 折敷餅百廿五 前作り四十二 標葉かた八十二
- 一、十九はい 池上大宮司請取
- 一、八はい 小神八松尾又右衛門分 河内預リ
- 一、十五はい 堀與左衛門分 大宮司預リ
- 一、九はい 堀五郎右衛門分大宮司預リ
- 一、九はい 國生與兵衛請取
- 一、三はい 大工松尾彌左衛門請取
- 一、九はい 餅四ツ 一神子
- 一、十九はい 池上大宮司請取
- 一、八はい 小神八松尾又右衛門分 河内預リ
- 一、十五はい 堀與左衛門分 大宮司預リ
- 一、九はい 堀五郎右衛門分大宮司預リ
- 一、三はい 新左衛門分 與兵衛預リ
- 一、二はい 池上彦兵衛請取
- 一、二はい 二ノ神子請取
- 一、十九はい 堀五郎右衛門ト大宮司預リ
- 一、廿はい 池上小左衛門請取 定右衛門 衛平
- 一、九はい 同人
- 一、三十はい 堀喜兵衛ト大宮司預リ
- 一、三はい 餅十二、御六工松尾彌左衛門
- 一、四升 小神八松尾又右衛門分 同人預リ
- 一、貳升 池上河内請取
- 一、八升 堀五郎右衛門分 大宮司預リ
- 一、六はい 池上河内請取
- 一、六はい 清水茂左衛門請取
- 一、十はい 池上小左衛門請取
- 一、六はい 堀喜兵衛分 大宮司預リ
- 一、壹はい 元太郎兵衛分池三郎右衛門請取
- 一、壹はい 元六郎兵衛分 池上太兵衛請取
- 一、二はい 後座分 一神子預リ

○御別供折方覺

- 一、十五はい 池上雅樂助分 河内預リ
- 一、六はい 松尾六右衛門分 河内預リ
- 一、九はい 親但馬請取
- 一、六はい 堀五郎右衛門分大宮司預リ
- 一、九はい 國生與兵衛請取
- 一、三はい 大工松尾彌左衛門請取
- 一、九はい 餅四ツ 一神子
- 一、十九はい 池上大宮司請取
- 一、八はい 小神八松尾又右衛門分 河内預リ
- 一、十五はい 堀與左衛門分 大宮司預リ
- 一、九はい 堀五郎右衛門分大宮司預リ
- 一、三はい 新左衛門分 與兵衛預リ
- 一、二はい 池上彦兵衛請取
- 一、二はい 二ノ神子請取

御本膳折方本御供ト同事也

ち利折方茂本御供ニ同事

一、御領主水谷伊勢守殿方社領之事

備中國惣社大明神社領之事

一、高合拾七石五斗也

内

- 一、四石五斗 此内貳石五斗公儀遣御供領
- 一、貳石八斗 六郎右衛門 一、壹石七斗 左兵衛
- 一、六斗 禰宜 一、貳斗五升 神宮寺
- 一、壹石八斗 社司代 一、貳石八斗 大宮司
- 一、壹石四斗 五郎右衛門 一、壹石四斗 六右衛門
- 一、貳斗五升 大工四郎左衛門

正保二酉年十二月 日

○本御供折方之事

- 一、九はい 番衆六人
- 一、廿はい本膳 祝 師
- 一、廿はい 禰 宜
- 大神二ノ膳 同人
- 一、廿はい 新山 大宮司
- 一、十はい 左行事 同人
- 大神本膳 同人
- 折敷餅 二はい 以上五十七はい 大宮司へ
- 一、三六はい 雅樂助 六郎右衛門ニ入
- 一、廿六はい 本膳 同左衛門 總兵衛との
- 一、二十はい 同御膳本膳同人 神主取分
- 一、十はい 大行 事
- 一、五はい 營建 同人
- 一、十はい 惣公文 同人
- 一、五十七はい 大神本膳一 大宮司
- 一、二十はい 同折敷餅二同人 社司代風先四郎左衛門 作兵衛との



- 一、三十一はい 大神二ノ膳一 與左衛門 茂介ニ入 大宮司預ノ分
- 一、卅はい 本膳一 祝師 九郎左衛門ニ入
- 一、九はい 池上六郎左衛門(池上河内父)
- 一、廿一はい 國掌 市左衛門ニ入
- 一、三はい 餅十二 大工與惣左衛門
- 一、三はい 折敷餅一まい 一神子
- 右者 天正三乙亥年十二月六日、

此時節御朱印三百石有之候其後又百六拾石ニ減シ貳通共ニ御朱印雖有之候宮兵火之難ニ及フ其時共ニ燒失ス尤御供田坪付帳本紙有之候右書付之御供配當帳者其時之義也後代之者共爲心得之書之畢

右之書物本紙雖有之候ト一敷紙ニ書別々ニ依有之ニ三人中間相談之上ニ而一札ニ書集社納致シ置申候尤爲後之年之分明ニ書印物也右之通相心得書印次第ヲ相守リ少之出入ニモ不可成様ニ堅相守リ可申候爲後代仍一札如件、

貞享四丁卯年十二月朔日

(奥書云) 貞享四丁卯歲ヨリ 百五十七歲成 大尾

天保十四癸卯歲マテ

親 但馬守 小印

備中國加夜郡總社大明神者。天照大神之弟素盞鳴尊於出雲簸川上所生之子、大已貴命之垂跡也。人皇七代孝靈天皇御宇、始而顯坐於此處也。蓋幽冥之事降跡之地、皆以出於不測之妙用、以情見不可量知焉。雖然國是神國也、道是神道也。神聖相、傳而、春秋禮奠、且夕拜掃、護國家加人民、實有故也。若能依其道、則不測之妙用亦不可求于他。今當社之祠官來請神之元由。因記其端而、授與之訖。敬諸々々。

元祿七甲戌年冬至日

神祇管領長上卜部朝臣兼連。

因に。此の緣起の撰者卜部兼連は後に名を兼敬と改めしが、惟一神道の開祖吉田兼俱九世の孫なり。其の教義とする所。神道は根本なり儒教は枝葉なり佛敎は花實なり。故に顯露の淺義によれば佛を以て本地と爲し神道を以て垂迹となせども、もし隱幽の密義に依れば神を以て本地と爲し佛を以て垂迹と爲す。密に秘密隱密の二義ありて眞言敎の如きは秘密にして尙ほ淺く神道は隱密にして極めて深し。神道には相傳・傳授・面授・口訣の四重あり。又影像・光氣・向上底下の四位ありて、顯より密に至り、密の中に又淺深あり、故にもし其人にあらざれば淺略の分を傳ふべからずとす。而して其授くる所は神道護摩、宗源行事、十八神道の類にして之を切紙傳授と稱し後には傳授料として若干の錢を要するに至る。而して江戸時代に在りては天下の神社・神職は、禁裡直轄のものを除く外。大半其支配に屬し補任以下一切の事皆その命を受けたり。されば兼連の撰せし此の緣起の如きも頗る神秘にして、諸他普通のものとは大に異なる所あり而して其原據の何れにあるかを詳かにせず「今當社之祠官來請神之元由、因記其端而、授與之訖」と云ふに過ぎざるものなり。姑らく参考として之を收載す。

【備中國總社記】

總社大意

香屋安道述

掛卷モ恐ケレド謹案 孝德天皇登祚ノ始大臣蘇我石川磨先以祭鎮神祇然後應議政事ト奏シタルヲ諸給ヒ專復古ノ睿慮深ク大坐而神武天皇于丹生川上祭天神地祇親作顯齋祭高皇產靈尊崇神天皇百姓流離或有背叛其勢難治是以請罪神祇立磯堅城神籬又求大田田根子而爲祭大物主大神之主以長尾市爲祭倭大國魂 神之主別祭八十萬 神定天社國社神地神戶於是疫病始息國內漸謐五穀既成百姓饒たりし古典ヲ始テ垂仁天皇廿五年詔曰、我先皇禮祭神祇剋已勤躬日慎一日是以人民富足天下泰平也今當朕世祭祀神祇豈得有意乎同御紀曰大倭大神著大水口宿禰而誨之曰、先皇御間城天皇雖祭祀神祇微細未探其源以粗留於枝葉故其天皇短命也云々、推古天皇十五年詔曰曩昔皇祖天皇踰天踏地敦禮神祇幽通乾坤是以陰陽開和造化共調今當朕世祭禮神祇豈得有意乎故群臣竭心宜拜神祇ナドノ聖謨ヲ祖述シ給ヒ即宜改新之詔隨在天神之大道ヲ興サセ給フ



元年詔曰隨天神之所奉寄方今始將修萬國云々三年詔曰唯神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也自始始國皇祖之時天下大同都無彼此者也云々。此外ニモコ、ラノ新詔ヲ宣セ給ヒシハイトモ尊キ御盛舉ナガラ猶大道ノ荆棘ナル佛法ヲモ尊マセ給ヒシカハ純粹ノ唯神幽通ノ大道トハ申難キニ似タレトモ古典ニヨラセ給ヒテ尊崇神道毎國ニ國司ヲ任シテ國府ヲ置總社ヲ營マセ給ヒヌル事ハ恐ク難有御大典也ケリ夫國府ハ大政官ノ御模制万葉ニ遠ノ御カニテ顯政ノ御政府總社ハ神祇官ノ御模制式祈年祭ノ條ニニテ幽政ノ御政府也國府總社顯政幽政之則祈年祭ヲ始常例臨時ノ祭典ヲ修行シ又二季大祓ヲ行テ周ク幽賞罰ノ妙理ヲ講明シ功アレハ幸福アリ罪アレハ禍疾アリ是悉皆神慮ニテノ人民ヲ薰陶スル是堂々タル總社ノ祭典ナリケラシ然ルニ鎌倉ニ霸府ヲ開テ國々ニ守護ヲ置シヨリ漸々ニ朝威菲ク國府衰へ卒ニ總社廢シテ名埋レ跡亡ヌ東照公撥亂反正ノ後モ猶興ラヌハ王政不復レハ也ケリ今ヤ 王政復古習弊改新ノ御盛時ニテ大化ノ聖業ニ超過セル千萬也幸ニ佛法異教ノ蔽塞ナク眞ノ隨在天神幽通ノ大道勃興ノ秋ナレハ各國ノ總社方ニ興ルベシ抑各國總社存セル甚少シ獨本州總社頼ニ名傳ハリ跡存リテ遺典カ觀アリ安道輕才不學擲管ノ徒ナラザレドモ祖先總社祝詞師ニテ賀陽朝臣ノ裔ヲ忝フセリ諸神人ノ責ヲ辭コト不能管中窺豹ノ淺識ヲ述所傳ノ古記ヲ抄録シテ本社復古ノ時ヲ俟爾俗ヲ主トセルニテ大人君子ノ爲ニセザレバ也

大御代のひかりあふきて老すばこの神垣の松もおもはん

總社本殿檜皮葺 祝詞殿 在備中國賀陽郡八田部村 神樂殿 一名總社村 告名中村 拜殿 境内貳町六段五畝七步  
一舍連棟 御除地

古圖ヲ閱スルニ上古此ノ邊海濱ノ廣斥泥濘也星霜積リノテ凝固テ沼田トナリ遂ニ沃地トナリシナルベシ沼田神社記 詳悉ス今モ此邊沼ノ稱存皇國云沼ト云ハ 沼之字義トハ別也 水土相混テシマリナクヌラノトネバリタルヲ云 今境内ニ池アリ少シモ砂礫ナク青泥ノミ也 是泥濘ノ埋レ殘リナリト里老云傳ヘタリ 初此地ニ神社ヲ營テ沼田神社ト云ケン式内官社 也總社未建ノ時トシルヘシ 大化改新之御時國造モ此中村ニ居リ地ノ利モ便ヨクテヤコ、ニ總社ヲ營マセ給ヒケント思フ由ハサル枝社ノ條ニ詳ニス

ヤウナクテ總社四至ノ内ニ官社ヲ置事ハ例ナキ事ナレバ也

正殿ニ坐 社傳云 大巳貴命 男女二柱古木像 中古佛法混淆僧數寺アリテ万 一傳云 大日本根子彦太瓊命 按ニ本社祝詞ニ香屋氏アリ大 番ニ下道氏アリ オボロケノ傳ヘトモ定カタケレト 惣社ニ孝靈天皇ヲ祭リ奉ルベキ例ナシ若彦武吉備津彦命西道ヲ征討鎮撫シ給ヒシ恩ノ類ヲ仰奉リテ殊更ニ惣社ニ齋キタリト云ハ、云ヘケレド猶慥ニハ決カタシ

別ニ古神像八柱坐 古傳曰、神祇官八柱皇神也

又今殿内ニ御靈代ハ坐ネト國中官社十八神社 田社式ニハ不載唯國司ノ神 名帳ニ載タル社ヲ云 二百八十六社 舍而三百四社 正月二日 二

百四盤之神供ヲ獻ル是總社ノ遺典也但八柱皇神ト此三百四社ト境内末社十二坐合三百二十四盤ヲ調進ニヨリ何ノ頃ヨリカ總社ノ原由本意ヲ失ヒテ末社三百二十四社ト稱ルニ至レリ澆季之世態可想像也

貞享四年總社宮本御供之次第ト云古記一册アリ親忠崇秘藏是ヲ御供折方帳ト云卷首ニ當時調進御供之次第ヲ記シテ其直會ヲ配分ノ事ヲ載セ中尾ニハ古例舊式遺事ヲ記セリ其記跡雖猥雜淳朴古雅ニテ典實可據モノ多シ後記ニ臆寫スベシ

其略云 御本膳ニ 檜木三峰御常器木地御箸柳木 海ノ物 山ノ物 四季ノ出來物 標葉カタ 御食 小餅 大餅 御酒 標葉ハサバナルベシ 後記ニ愚考ヲ詳ニスベシ

大神御膳云々 三百廿四ハイノ内八神ノ御膳ハ別ニ三峯八膳ニ盛ル三百四ハイハ御棚ヘトケ末社十二神ヘハ別ニ奉備役有之云々 以上中略取要 太神社ノ事末社條ニ云

古傳云總社ニテ備中守祈年祭修行節ハ國中官社十八神社ノ神主祝部ヲ召テ國幣ヲ頒給ヒ田社ノ神主祝部ヲモ召テ神供ヲ給ハリ又十一月ノ御祭ニモ然アリシトソ 但頒國幣ハ祈年ノミ也

國司職掌之事 大化御紀ニ見エタルヲ始ニテ令職原抄ナドニ見ユ

令義解ニ掌祠社戸口簿帳字養百姓勸課農桑云々 朝野群載ニ國司神事ヲ先トシテ專恒例ノ神事ヲ勤行ヘトノ聽宣アリ此コト後記附録ニ述ヘシ

神領之事 古國司奉祀之時ハ神地神田神戸ナドイト多カリケン國府衰テ後ハ舊日ニ不似ト云ヘトモ猶應永正長之頃迄ハ



佛法混淆ナガラ規則存レリ國府廢絶ノ後モ永祿天正中迄ハ神領モアリシト云フ  
應永卷ニ神領ノ事アリ其略

備中國惣社宮御造營帳之事  
合應永卅三年丙午九月廿日 願主 安富次郎兵衛尉盛光  
一當社御神領七ヶ年一度御供下地ニ 段錢田反別ニ五十文 畠ハ廿文  
納所奉行 社家

應永卷之事造營次第ノ條ニ云ヘリ

御供折方帳之尾ニ天正巳前ノ事ヲ載タル條ニ云此時節御朱印三百石有之候其後百六拾石ニ減シ候云々宮火難之節御朱印  
寶物皆燒失尤御供田坪付帳有之候云々

此坪付帳殘缺ナガラ池上義尚秘藏セリ亦古雅可愛也後記ニ抄出スベシ。其略

惣社御供帳坪付之事  
合天正三年乙亥十二月六日  
正月朔日五段ト八斗内池上助四郎取次  
八田部郷川崎 二反歩 三斗二升 代四十文 三河守  
同所 一反歩 一斗六升 代廿文 池上六郎兵衛  
同所 二反歩 三斗二升 代四十文 加藤、  
城のまへ 二日御供 二反歩 八斗 今ハ清水宗右衛門つたへ  
大宮司 同百姓  
(下略)

按ニ天正以前三百石ノ御朱印百六十石ニ減シタルヲ浮喜多家悉沒收セシ由ニ云傳フルハ然ル事ナルベシ浮田父子ノ行  
跡ヲ見テ思ヒ合ハサル、ノミナラス他ノ神領モ此時多ク沒收セシ由也 本社天正ノ回祿モ國家ノ擧ニカ、レリト云ヘ

リ 傳云、本社燒亡應永中ト天正十年ト二度也ト云フ  
サテ餘ニ罪恐ロシクヤアリケン天正十三年浮田家ヨリ三十石ノ寄附狀アリ此狀槩ニ浮田家ヨリト云事考證ヲ得ス吾家  
ノ系譜與左衛門ノ條ニ秀吉公祈願連名在大宮司トアルニヨレハ豐公ヨリ也

備中國惣社免之事  
合高辻卅石之内

拾石 御供田	貳石 社司代
五石 大宮司	五石 池上雅樂助
壹石五斗 六郎右衛門	壹石五斗 三郎左衛門
壹石 九郎左衛門	壹石 彦四郎
壹石 堀與左衛門	壹石 神宮寺
壹石 禰	

右之分神前之儀爲御兩人萬御調可爲肝要者也  
天正十三年十一月廿一日  
右彦 入・花押  
宇彦 助・花押  
本新 入・花押  
大宮司 雅樂助殿

三郎左衛門ハ親氏也  
彦四郎ハ不分明松尾六郎右衛門家ナルベシト云  
九郎左衛門ハ與左衛門弟ナリト云ヘト未詳

是モ又減シテ文祿三年浮田秀家卿ヨリ七石寄附狀アリ

於備中國窪屋郡西庄之内七石之爭令寄進者也  
文祿三九月拾六日  
備中國惣社

今西庄平田村名寄帳ニ總社免ト書ク例殘レリト云



浮田家亡テ後神領少シモナカリシヲ元和三年松山城主ヨリ御寄附アリ  
領主松山藩ヨリ代々御寄附次第

元和三年池田備中守長幸 宰相輝政御舍弟 松山へ入城ノ節（八田部村此頃ヨリ松山ノ領地トナレリト記録ニ在リ）惣社舊典推問アリテ現米七石三斗九升七合六  
夕御寄附已來城主移轉數度ナレド無御違例今ニ至ル毎年十二月本村御物成之内ニテ御下ケ也  
池田侯以來松山轉封次第

池田備中守長幸 長常無嗣弟 長信ニ千石ヲ賜ハリ後月郡井原ニ移ル  
水谷伊勢守勝隆 寛永十六年常陸下館ヨリ移ル

勝宗 天和元年築小松山城今之城是也  
勝賢 發狂而死無嗣絶家 元祿七年正月命ヲ受テ淺野家城地ヲ受取 内匠頭病氣ニテ 且在番セリ今總社ニアル古文書ノ内

八田部村さうじやへ米七石御付被成候間左様御心得可被成以上  
十八日 内藏助 ○

坂田伊織殿  
右池五郎兵衛殿

在番中ノ事ナルベシ惜ムラク、年号缺タリ儘ニ決カタシ  
安藤對馬守重博 元祿八年上野高崎ヨリ移ル  
重行 正徳元年美濃加納へ轉ル

石川主殿頭總慶 同年山城淀ヨリ移ル 延享元年伊勢龜山板倉家ト相替ル  
板倉周防守勝澄 龜山ヨリ入城

勝武 美濃守 勝從 日向守 勝政 左近將監 勝峻 周防守 勝職 周防守 伊賀守 高梁藩知事

右御寄附古記ニ七石トモアリ足米ナト、云事ニテ當時ノ七石則七石三斗九升七合六タニナル也  
文化七年午五月大宮司ヨリ吉田殿へ書上ノ寫アリ其中ニ

一社領高拾三石貳斗壹升 松山城主代々寄附之  
右之割賦 定米七石參斗九升七合六タ 但免五ツ六分

内

三石八升四合	大宮司	此譯、八斗四升五合	御供米、壹石五斗七合	松山入勤入用、壹石壹斗八升貳合	大宮司配當
五斗九升五合七タ	堀茂助株	大宮司	壹石壹斗七升壹合壹タ	池上 仲	
五斗九升四合壹タ	六右衛門株	同 人	七斗貳升壹合六タ	親 老 中	
七斗五升貳合四タ	社司代	池上源左衛門	貳斗五升四合九タ	禰 宜	池上平左衛門
壹斗壹升貳合	社僧	神宮寺	壹斗壹升壹合壹タ	大工	松尾 惠助

神部之家 正長中迄ハ四十三戸アリ永正文間ニ二十戸トナリ二十三戸絶エタリ但悉絶家ト云ニハアラズ貧窮ニテ神事ヲ務ムルコト能ハス大宮司雅樂頭ナドニ附屬シテ俗人トナリシモノ多カリシ也其後モ漸々ニサル事ニナリテ天正中ニハ社僧ヲ併セテ十一戸トナリ元和三年池田侯ヨリ七石餘御寄附ノ節ハ九戸トナリ其九戸モ亦貞享ノ頃ハ遂ニ七戸ト減シタリ

又々祝詞師家ノ事 初國府西ノ堀ト云フ地ニ住テ國府總社ニ兼任タリシヲ國府廢絶後此ノ總社村ニ移住シタリシガ祝師信吉カ時東隣ノ失火ニ類焼シテ家庫資財悉ク灰燼トナリシ後資産漸々乏シクテ延寶ノ頃姻家大宮司へ神務ヲ託シ農人トナレリ 惣社ノ神人ハ自ラ耕耘スルコトヲ許サヌ當時ノ掟ナリシ故ナリ  
近來大宮司ヨリ頻ニ相續ヲ促スニ依リ清一郎末子ヲ相續ニ充但成長迄ハ猶大宮司管務清一郎聊國典ヲ讀メルニ依リ古記ヲ訂正シ諸祝詞ヲ作り社中ノ童子へ神典ヲ教授スルヲ以テ勤仕ノ代トス  
社司代ノ事 天正中清水長左衛門宗治 祝詞師香屋ト同姓也 本社ノ社司代ヲ兼タリ天正十年高松へ籠城之節一族共ニ清水茂左



衛門祖 權ニ社司代ヲ附シテ出陣セリト云フ扱城中ニテ自刃シ美名ヲ揚ケシ後 子孫令長一族ノ家 清水茂左衛門ニ社司代ノ稱先也 藩ニ在リ 門家祖先ノ奉務ヲ主トシテヨリハ沼田神社 近來此家號ヲ傳ヘ官社沼田神社ヲ掌リテ俗後ナガラ神部ノ上級ニ列リテ仕ヘタリ 俗務ヲ主トシテヨリハ沼田神社 近來此家イッノ頃ヨリカ誤 相續ナキニ依リ同姓ノ由ヲ以テ祝部師家ヘ依頼ス外ニ同姓ナキニヨリ不得止清一郎弟勇三郎暫管ス 清水テ池上下稱セリ 衛門祖先ハ中村ニ住テ後ニ清水村ニモ住メリ官社沼田神社主也宗治 專好武按劍毛利家ニ仕フ故不能務神事 大宮司管務此時ニ始マレリ 造營次第

上古之事 古傳燒失今不可考 應永回祿後正長元年備中國日代安富次郎兵衛尉盛光造營記一卷アリ應永卷ト稱ス

親忠崇秘藏文跡字樣浪訛是即實錄ノ證ニテ素朴可嘉也實ニ四百年ノ世態可察總社ノ盛大亦可知後記ニ謄寫スベシ(前出一〇四三頁)

天正十年兵火ニテ本殿幣殿末社並ニ御朱印寶物悉燒失之後神主祝部等百方謀再建、

本下長慶院殿ヨリ

(備社大明) 所謂し屋大みやう神さま御ほうかとして  
北政所さまよりしろかね三枚ならひに長けいゝん  
さまよりしろかね壹枚つかわれ候すなはちくわ  
んしんいたしやかて宮しろさりたて申へき事かん  
(要リ) にやう存候 かしこ  
けいちやう七年二月六日  
長慶院殿御内  
あ い 〇  
備中の人々  
大くうし殿

長慶院ハ北政所ノ御妹ナリト云 サレト藩翰譜ニヨレハ北政所ノ女弟ハ 淺野長政ノ妻ニテ後ニ長成院ト云トアレハ如何アラム  
木下長慶院何人ナリヤ不詳 按肥後守豊臣家定ハ北政所ノ兄ニテ徳川殿 天下シロシ召サレシ始備中國ニテ所領賜ハリヌ又入道シテ二位法印ニ任 ス 多ク男子アリテ嫡男勝俊ハ慶長六年大阪奉行等事ヲ起シ時思フ事ア リテ伏見ノ城ヲステ、政所ノ下ニ都ニ登リテ終ニ世ヲ捨テ、風月ヲ友ト セリ二男利房ハ關原ニテ上方ノ方人シテ所領没収セラレタリ二位法印歿 後其所領勝俊利房ニ終ハル然ニ北政所勝俊ニノミ與ヘントセラレシヲ徳 川殿怒リ給ヒテ悉ク没収セラレタルハ慶長十四年也(藩翰譜ヨリ其要ヲ 抄出ス)

そうしや大みやう神さま御くうの事くわんさんに  
四年つかわれしやけしゆのいやく(カ)きの事  
けい長六年分の事 合七石御つかわれ候  
いづれも御いちもんゑ御きねんゆたんなくいたし  
つかわし申候  
けい長七年さらのこし  
二月七日 長けいゝん殿御内  
あ い 〇  
備中人々  
しやけしゆ(衆)

慶長十三年上棟ニ札ニ御領主トアルニヨレハ此二位法印ノ室ニヤ又入道 ヲ長慶院ト申スニヤコハ唯推量ノミ己レカ、ル筋ニハイトタトノシク テ近世ノ諸家譜ナドハ讀タルコトモナケレハコレハカリノ事モ知ラザル ハイト耻ヘキ事也

御さくわんしんのか年 米貳石五斗三升也(歩)  
たゞしか年卅六兩一ト五りん也  
當夏相渡可申候爲後日如此こかりかこ遣申候以上  
慶長七ノさらの  
二月七日 藤田茂右衛門  
大宮司殿へ 長(花押)

ヤカテ周ク國中ヲ勸進シ遂ニ慶長十三年再建落成セリ但舊社ニ比スレハ假殿ト云ハカリナリシト云フ  
上棟々札  
南膳部 州大日本國  
右旨趣者天長地久御願圓滿  
殊信心大檀越御武運長久祈  
別御社家貴賤諸氏人子孫繁昌所也

奉棟上惣社大明神備中賀陽郡御社也  
八田部郷也

御領主 藤田茂右衛門殿 御代官 藤田茂右衛門殿  
木下長慶院殿 山田藤兵衛殿  
本願主 各々  
于時慶長十三成申稔菊月吉日敬白  
大工 松尾備中守藤原定吉

其後頽廢セルニヨリ國中ヲ勸進シ貞享四丁卯年再造 慶長ノニ比スレハ廣大堅固也ト云是則今ノ社也 御領主水谷侯ヨリ材木五百本御寄附  
第二編 中古 一〇六一



南膳部 大日本國  
奉造立棟上惣社大明神宮 御領主

水谷左京亮殿 右旨趣者 天長地久御願圓滿 本願 各々  
嵯峨權佐殿 御武運長久祈 于時貞享四丁卯年菊月吉日  
木下肥前守殿  
花房大膳殿 別者御社家諸氏人貴賤如意子孫繁昌祈御大工藤原朝臣彌左衛門

此頃七ヶ村ノ本居社トナレリト云 八田部村 清水村 井手村 刑部村 今亦然リ  
福井村 阿部村 金井戸村

御屋根葺替度々ナレクタクシケレハシルサス近クハ寛政八年吾曾祖父覽道人々ヲ誘ヒテ葺更メ奉リ又文政元年ニハ祖父安昌イソシミテ人々ト共ニ葺更メ奉リシモ又朽チヌク疾ク朽ツルハ相構ナレバ也檜皮ナラバト工等カ勸ムルマニ亡父安忠思ヒ起シテ安政五年二月ヨリ事始メテ六年九月迄ニ檜皮ニ葺改メ奉リヌオノレ安道修造記アリ此ニ抄出ス

總社修造記

總社ふりぬ正殿は高しりし千木かたふきて雨もり前殿ハ太敷たてし宮柱朽たりこれかくてやハと吾父安忠思起されしつと獨して物すへくもあらねハ此吉備の中の國內ことくあひかたらはんもさるへき理りなからさのみハとて今の氏子七村の人々をすゝめて安政五年二月に齋部の齋祭事始て六年九月迄に正殿の御屋根檜皮に葺改め奉り前殿はありしよりハ廣くゆたかに造改めて祝部殿神樂殿拜殿待宿舎をも造りそへ奉り天津奇いはいこといはひ鎮め又ことし文久三年二月迄ニ廻廊繪馬舎、瑞垣、あかぬ處なくかく清くいつくしく造り奉りぬ抑モ此御社大化のおほん時國司造り奉りつぎつぎ造り改めたること共ハふみのこしたる鳥の跡かくづちのみあらびにうせて今傳はれる物とてハ正長元年に本國の自代安富盛光再造の記あり其れの次は慶長十三年それの次ハ貞享四年ニ高きいかしく造り奉れるこれ今の御社なりそれより次々御屋根のこは葺替奉りしハ度々にてこたひを合せて六度なりとぞいでや事の次ニ總社の起原をいはんとすかけまくもかしこき天照大御神吾御子命のつきく知食む天津日嗣ハ與天地堅石に常磐ニ無窮さかえさせ給はんものぞとことよさしまつり給ひしまく唯神天津高御座に大座しまし大八島豐葦原瑞穂國を始て國の八十國島の八十島隈もおちめ安國と平にく知食 明神、皇御孫命物部の八十津緒を始て天の下公民を撫給ひ治給ふ大御心 大御神の顯き青人草をは

しくうつくしくおもほしめす大御心にかよひてたへすことこほらぬ幽通の大御政聞食んため鳥見山中の靈時磯堅城の神籬を始て天津社國津社を定め給ひ神祇官にて八柱皇神を始て天神地祇を祭らせ給ひ常例臨時の御祭つかへさせ給ひしよりこれを惟神の大道とつたへさせ給ひつゝ大御政聞食しゝを、大化のおほん時猶厚く廣く事はかり給ひて毎國に總社をたて國府を定國司をまけ給ひて總社ハ幽事の大御政つかへ奉る遠の神祇官にて人知らぬ罪も功も知食治給ふいつの神慮をかしくこみ奉り諸の罪穢をはらひ清めて其幸をあふき奉る理を教へ國府は顯事の大御政行ひ給ふ遠の太政官にて功あるをはめ罪あるをきためて天皇の大御稜威を恐れ大御恵をたふとみ奉りて己家の業のまにくいそしみつかへまつる道をさとして唯神言舉せぬ安國の足國と治させ給ひきかくて大八島瑞秀の國ハ春雨にうるほふ草木のさかへたりしをあだし國よりくさくの事どもみつき奉る中にハあらぬ教のまじこりきて人の心理りに過てむつかしくはかなき説ニひかれてよはくなりてたゞうはべを作り言葉をかざる奸詐をのみたけき事とする風俗となりしよりついニ神と人との心の幽通絶初ておのかむきくニわかれしかは大倭秋津島根秋風ニちる蓬のみたれつゝ禍津日神の御心いするごひあらび給ひしを神直日大直日神の御靈神直日大直日に直日給ふ折にあふ日のめてたき草のしげりそめて世の中ハやうく明わたる春照とハなりしものから其常夜ゆきし程に古の跡すたればはて毎國の總社大方ハ跡なくなりたるを獨此御社古のおもかけをのこして八柱皇神大已貴命須勢理媛命又國內の官社田社合せて三百四社の神を祭り奉り昔國造のいつき祭りし官社沼田神社もましくして神樂岡 御戸代 小田の跡さへ残れるハ是やがて神の御心にて本國の光にそありけるあはれ萬の事さかへゆくめてたき大御代のしるしニ此御社舊儀にかへりて唯神の大御祭つかへさせ給ふよしもかなとて  
神垣のくすの秋風吹かへてむかしにかへる春そまたるゝ  
と獨こちつゝ文久三年如月朔日のひいかきの梅打かをるあした祝詞師堀岩太郎香屋安道かしこみくもしるす  
(岩太郎ハ清一郎の幼名也)

年中行事



正月二日 正殿ヲ奉始八柱皇神境内末社十二社國中式内式外三百四社へ神供ヲ調進ス調進次第御供折方帳ニ在リ祝詞奉啓奏神樂奉祈

御寶祚與天地無窮國守御武運長久七ヶ村並國中安全  
二月四日 祈年祭 祈五穀豐登式正月二日ニ全シ 別祭沼田神社  
四月卯祭 上ノ卯辰巳 正殿 大神社并八神へ神供調進  
六月晦日 禊

九月戌亥日 戌亥有三用中 式正月二日ニ全シ 祈年祭ノ賽ニテ早稻ノ初穂ヲ進ル也正月ノ御祭ニ比スレハ神酒神饌尤豐盛也月番親忠崇掌  
之調進次第ノ記録モ秘藏

御供殿ヨリ正殿ニ獻進ス奉備人八十人 此家々ヲ宮坐株又御膳株ト稱フ 今神部ナラザレトモ彼神務ヲ大宮司雅樂助ナドニ付託シテ俗人  
トナリシ家々又古總社國府ニ兼任ヘシ家々ノ子孫或ハ神部ノ支族庶流ナドニテ悉皆本社ニ由緒ノ家々ニテ七ヶ村中ノ舊族也故新富ノ卑  
族私ニ金ヲ納レテ此株ニ加ハラントスルコト往々アレハ衆議決而不許可歎ハ株中貧困孤獨者株ヲ賣リ以テ卑族加ハル事アリ近來衆議固  
禁之但株ヲ繼シムルコト同族中ニ索ムアラザレハ家系情義正シキヲ撰ム又云此御膳株ノ外ニモ舊族アリ土著ナラテ他方ヨリ移住セル一  
種ノ族也 御饌ノ調進ハ亥日五時也來觀者多  
十一月 御神樂 鎮魂祭 此兩祭今廢近來頗謀舊復

末社

別社二社

官社沼田神社

神名帳ニハ 總社未建前之社也ト云在池之南天神山 山ノ稱アレトモ今平地ナリ 古稱官社而曰天神本州之俗習ナリシト云  
野俣トアリ 所祭三坐 社傳云 大歲御祖大神 大物主大神 少彥名大神 文德天皇嘉祥四年正月正六位上清和天皇貞觀元年正月從五位下

古木像一柱焚餘ノ焦板ニテ造レル御船代ニ坐 傳云天正中兵燹之時唯神像一軀ト狗犬二頭ヲ出ス其餘ハ悉燒亡シテ焚餘  
ノ社材一枚殘レリ是ヲ以テ御船代ヲ作りヌ蓋古ノ名殘ヲ惜ミ且後人ヲシテ感懷セシメントテ也トゾ 其狗犬二頭素實而奇  
ノ舊物也近來懼誠難  
テ總社ノ寶庫ニ藏ム 古來本社ヲ別社トシテ重ニスルハ官社也地主神ナレバ也

天正中御供田坪付帳ニ天神祭田ノ次第ト云別錄アリ尋常ノ社ナラザルヲ知ルヘシ愚作沼田神社記アリ末ニ載ス

今相殿ニ菅天神ノ新神像一軀坐セリ寛政中本村松尾一輔 菅原姓ニテ 舊族ナリ ト云フ人本社天神山ニ在リテ天神社ト稱ルニヨリ  
テ自謂是則天滿天神ナリト即新ニ菅神ノ神像ヲ造ラシメテ安置シ神鏡ヲ鑄サセ提燈ニ梅花章ヲ彰シタリシヨリ卒ニ菅  
天神ノ社トナリテ祭禮モ六月廿四日ヲ用ル事トナレリ 山城北野ニモ北野天神ト云フハ地主社ニテ 廻廊ノ西傍ニ在リ菅天神トハ別ナリト云フ 然レハ非可廢相殿トシ  
テ祭ルベキ事ナレバ沼田ノ名埋レンコトヲ懼レテ其ノ本末ヲ詳明ニスルノミ 祭禮 二月四日 六月廿四日

沼田神社記 式神名帳作野俣 訓叙未多

堀清一郎 香屋安道

備中國官社之一沼田神社在總社境内 沼田池南涯天神山池水匝而波漫々松樹聳而影蒼々古昔此地建沼田神社年代杳渺  
不可得而考也 然本社爲沼田神社口碑所傳尤著明且中備名所記云 沼田神社在于總社境内焉嘗觀本外上古地圖服部山  
今云 以西苑郷 今云岡田有井 辻田市場 以東海水洋洋而此邊一面爲泥瀦漸凝爲沼田 所謂若 齒田 後遂爲膏壤沃野矣則知沼田者此邊之地  
名而建沼田神社祭大歲祖大神固係墾田之事也夫總社之建也後乎本社若干年矣蓋初墾地於國中相此地清淨平曠而營于茲  
也今總社寶庫所藏狗犬二頭雖朽損不全素質而古雅實千載之舊物也是本社簾下之物矣近來防竊盜藏寶庫焉且總社社司代  
清水氏者賀陽朝臣之裔而世爲本社社主又天正中御供田坪付帳末條有天神祭田別記又貞享中御供折方帳云天神三社 三社  
坐之誤蓋天正中燒亡 邦俗官社稱天神當時風習也觀其遺物考其事跡爲舊社昭然焉寬政中有松尾一輔 菅原姓 誤ニ解天神稱號  
後合三社爲一社乎 謂菅天神也乃造菅天神新神像一軀安置之神主里老不辨是非終爲菅天神之社嗚呼可不歎哉然幸沼田神社古神像一軀猶  
存焉謹拜之則在古於以古焦板一所造之御船代於是感慨頓發嘗聞古傳曰天正中兵燹之時神像一軀及狗犬二頭冒烈火而  
出之其餘悉燒亡唯有爐餘社材二枚用之造御船代蓋仰慕古昔之真率爾則造假殿遷之矣貞享十五年大森如伴再建之時沿古  
而不改焦板御船代云 今茲改造本社亦不改 將使後人懷古也吁吾豈好辨乎唯恐沼田之名終亡故謹記之慶應三年丁卯九  
月

大神神社 在總社本殿之南  
所祭大物主命木像一軀



案ニ沼田神社三坐之内大物主命一坐ヲ分テ此別社ニ祭レルニハアラズヤサレド明徴ナケレハ決テハ云カタシ唯古記ヲ併考推尋シテ  
試ニ愚考ヲ述テ後人ノ是正ヲ俟而已

御供折方帳云大神御膳常器御三峰云々トアリ今モ正月九月ノ神膳正殿ヨリ先ニ調進ノ例存レリ又天正坪付帳ノ末ニ大神祭田別録アリ  
又寶永二酉年御屋根葺替ノ棟札ノ裏ニ假遷宮ハ天神之宮へ奉成候也トアリ 祭禮 古十一月五日 今八月五日 神務 親忠崇  
以上二社爲別社

枝社七社

- 嚴島神社 所祭市杵島姫命在池之中島 疫清神社 素盞鳴命 荒神社 猿田彦命 笑主神社 言代主神
- 御門神二坐 櫛石窓神 豐石窓神 多波禮女待 訛而俵松ト云 俵待トモ云

備中守仲實朝臣ニ具セラレテ下レルユメ徳オノヒウスクナリテ後シノヒテヨル御社ニ詣テ、浮身ノ上ヲ祈ルラシ、折節心盡シ  
ノ秋風ニ露ケキ虫ノ聲更行杉ノ木間ノ月影ヲ打マモリテ歌ヨミタルカ幾程モナクテ身マカリケル後ニ末社ト齋ヒタルニヤ今正殿ノ  
北ノ方ニ春日社トテアルヲ古記ニハ千珠社トアリテ清水長左衛門ノ妾ガ持テリシ守本尊ヲ祭レリト云フハ國司ト社司代ト紛レタル  
傳ナルベシ又一傳ニハ國司ノ妾カ月ヲ見タリシ古跡ヲ俵待ト云フトアルモオボロゲナラヌ傳ヘ也此俵待ト云フ名ニツキテ續詞花集  
ノ歌ヲ引出タルハ平賀元義也今俵待ト云ハ本殿ノ南ニ巨石ニアルヲ云彼月ヲ打マモリテ歌ヨミタリシ跡ナリトシ

先ツ年或人ゆめ法の月見タル方ヲカ、セテオノレニ歌ヨミテ書キテヨト請ヘルマ、ニ徐ニ書キテ取ラセツルヲヤガテ  
扁額ニ物シテ本社ニ掲ケタルヲ茲ニ寫シ出シヌ

續詞花集に備中守仲實朝臣國へ具してまかれりけるに思うすくなりて常ハひさりのみ侍りけるニ月あかき夜咏あかして朝に遣しける  
ゆめ法(徳カ)數ならぬ身にも心の有顔にひさりも月をななめつる哉とあるを平賀元義評してあまのさかてを折さしハあられとのひて夜比  
此惣社ニまうでみれきこまうじけんほととよまれしなるへしとおもふよしハ今正殿の南に石二つかされたるをたはれまぢさいひ  
て枝社の中にさへ數ふるはおほろげの名にハあらしとためて其名殘ニこそとは云へり實にさる事にて神主祝宜の家にも國司の妾まう  
づるたひここニ打やすらひたる跡なればはれめまつとはいふさかたり傳へたるにおもひあはされていちしるき物ながら猶憶ならぬ

もいごあかねをかくなから神垣の露霜ふりゆかはかたりつきいひつく人もなくやま松の落葉かきあつめて後の忍草にせんとするにな  
ん 詠むれハ今もこのまの月影にそのこの葉の露そこぼるゝ (畫略之)

元治二年むつき十一日

堀安道

春日社 古記ニ文珠社ト有多波禮女待ノ條ニ説ケルカ如クナレド慥ナラズ

今御靈代ハ玉串ノミ也春日文珠是非不分明ナレモ稱ニ春日ト年月既ニ久シケレハ謹テ春日社ト定奉ルベク也ト吾師大宮司義知翁語ラレキ  
以上七社爲舊末社

神樂岡

在ニ子總社與國府之中間諸舉村南一 總社北馬場之東近傍ナリ 所祭大宮乃女命、無社磐坐也

宗碩カ藻塩草山城神樂岡ノ條ニ備中ニ同名アリト記シ、ハ此所ナルベシ 今此地ノ北ニ在ル村ヲ諸舉ト云 訛リテムラゲト云フハ神樂歌  
ノ諸舉片下シニヨシアリ古惣社國府盛ナリシ時ノ御神樂ニハ此諸上村ヨリ出テ諸舉ノ歌人ト仕ヘタリシヨリ村ノ名トハナレリシナル  
ベシ

御戸代田 古ハ惣社西南ノ近地御戸代田ナリシト云今モ其ワタリチ戸代ト呼ベリ

南北馬場 西側ニ古松葱鬱タリ北馬場ハ本社ノ東ニ南馬場ハ遙ニ南ニ在リ南馬場ノ端ニ大鳥井アリキ今ハナシ

賽ノ神社 無社磐坐也 在諸上村西

久自神社 八衢彦八衢姫神 久那戸神 總社之良 去惣社南六十丈御除地

荒神社 猿田彦大神 去惣社南百丈 御除地 境内ニ久毛乃須岐神社アリ 所祭不詳

金峰山上神社 在北馬場傍 此外所管之社遠近所々ニ多シ

境内新末社、

- 日少宮神社 伊弉諾尊、愛宕神社 軻遇突智命、塩竈神社 塩土翁、琴平山神社 大物主命、稻荷神社 倉稻魂命、
- 金神社 金山彦命、木之山神社 所祭不詳、清正神社 加藤朝臣靈、和靈神社 矢部清兵衛靈、古郡神社 遙拜所、
- 吉備津宮

以上不載古記之末社也



御供殿 一字 寶庫 一字 御井  
 應永卷所載四至 東 生石割田河、 西 河ヲ堺 上ハ尖栗横岩、 南 山手迄、 北 楨谷鳴岩迄、 鳴岩今鸚鵡石ト云、  
 現存神人 御寄附米配當些少ナレハ僅ニ糊口ヲ保ツノミ困窮キハマレリト云

大宮司 池上義尙  
 大 番 親 忠崇  
 池上忠直 祝詞師 堀清一郎  
 社司代 堀勇三郎

禰宜代 松尾久馬 此兩家ハ前條ニ述ルカ如ク幼兒成長迄大宮司管之 但俗務ハ勇三郎勤之  
 兼御太工 一神子 二神子 三神子 四神子

總社每朝祝詞

高天原仁事始玉比志天津祝詞太諄辭乎模而恐美惶美毛奏左久掛卷毛恐支神漏岐神漏美尊乃命以而大八洲豐葦原千五百飽乃  
 瑞秀國波吾嚴乃御子命乃繼々安國止平計久愛國止安計久與天地堅石仁常磐仁無窮彌遠長仁知食牟國叙止言依志奉玉比志志  
 麻々仁々唯神天津高御座仁大坐々而寶祚知食

明神皇孫命白玉乃大御白髮坐赤玉乃御赤良備坐青玉乃美豆江坐而幽通仁知食天下波春花乃榮氏秋乃月乃清明久香山乃榊葉  
 堅石仁常磐仁安乃河原乃齋津石村動事奈久氏臣連伴緒乃八十伴緒乎始而天下公民緒蠻玉仁至迄仁已乖々奈久清支明支心乎  
 極盡氏服仕乎奉里氏立奉流貢物波青海原波棹機不碍船滿並氏陸與里波長路間奈久許々多辰乃牛乃項根毛多和仁打積若駒乃足  
 音毛登杼呂仁曳續計氏關乃戸不鎖弓矢鞞音不聞誹謗乃木立留奈夏久訢乃鐘音須留時奈久國乃盡方島乃左支々々仁至迄仁竈乃  
 烟滿和多理氏仁岐備榮田留茂御世乃足御世乃手長乃御世乎朝日乃豐榮登仁言賀奉留御禱乃吉詞乎稱奉良久止恐美惶美毛奏須

祝詞師 香屋安道謹作

古文

物社江爲祈念具足一領 物糸甲致寄進候 能々可  
 抽精誠之段神主ニ可被申渡候猶期吉事候恐々謹言  
 七月廿四日 隆 景 花押

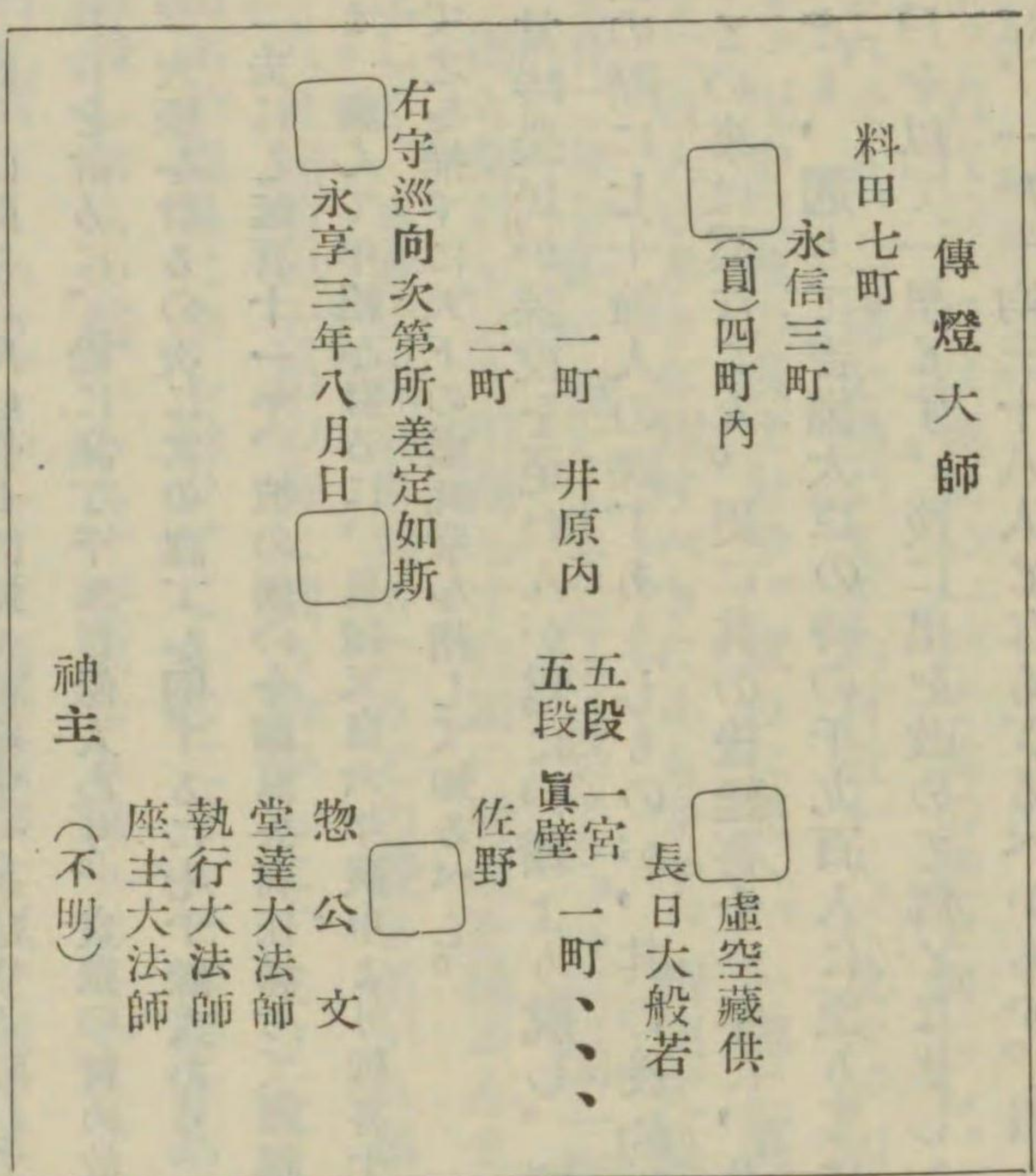
清水長左衛門殿  
 國弘隱岐守殿

右小早川侯手簡

應申候立願之儀ニ付而長太刀一振令寄進候彌可被  
 抽御懇祈事所仰候御慶事萬々可申達候恐々謹言  
 五月一日 元 清 花押

物社 大宮司殿 御宿所

穗井田侯手簡



右草稿 明治三年八月十五日記於樞陰南窓

總社諸祝詞 寶物錄 古文書 應永造營記 天正御供田坪付帳 貞享御供折方帳

右六條後記ニ抄出スベシ (別出)

國司職掌之事 國司神拜之事 十八神社之事

右後記附録ニ述ベシ

編者云 備中惣社記、二卷ヨリ成ル、總社大意及總社説、是ナリ、今總社大意ヲ全載シ、總社説ハ之ヲ割愛セリ。



## 第三十三章 三善清行の封事と備中二萬郷

延喜十四年式部大輔兼文章博士三善清行意見封事十二箇條を奏上して時弊を痛論す。其の言ふ所肯綮に中り、當路者をして顔色なからしむ。然れども之を今日より觀るに、論ずる所頗る沒數理的なるものなきにあらず、清行曰く、

臣去る寛平五年備中介に任ぜらる。彼の國下道郡に邇磨郷あり。爰に彼の國の風土記を見るに、皇極天皇六年大唐將軍蘇定方新羅の軍を率ゐて百濟を伐つ。百濟使を遣はして救を乞ふ。天皇筑紫に行幸し、將に救の兵を出さん。時に天智天皇太子として政を攝し、行に従ひて路に下道郡に宿す。一郷を見るに戸邑甚だ盛なり。天皇詔を下して試みに此の郷の軍士を徴すに、即ち勝兵二萬人を得たり。天皇大いに悦び、此の邑を名づけて二萬郷と曰ふ。後に改めて邇磨と曰ふ。其の後天皇筑紫の行宮に崩じて終に此の軍を遣はさず。然らば則ち二萬の兵士は彌々蕃殖すべきなり。而して天平神護年中右大臣吉備朝臣、大臣を以て本郷の大領を兼ね、試みに此の郷の戸口を計るに、纔に課丁千九百餘人あり。貞觀の初め故民部卿藤原保則朝臣彼の國の介たりし時、舊記を見るに此の二萬兵士の文あり。大帳を計るの次に其の課丁を閱するに七十餘人あり。某任に到り、又此の郷の戸口を閱するに老丁二人、正丁四人、中男三人あり。去にし延喜十一年、彼の國の介藤原公利任滿ちて歸都す。清行邇磨郷の戸口當今幾何なりやを問ふに、公利答へて曰く一人あるな。謹んで年紀を計るに、皇極天皇六年庚申より延喜十一年辛未に至るまで僅に二百五十年、衰弊の速なる亦既に此の如し。一郷を以て之を推すに天下の虚耗掌を指して知るべし。

と。當時農民が課役を免れんが爲に戸籍より脱し、國府の帳簿に課丁殆ど跡を絶ちしことは事實なり。されば、保則の赴任の際に七十餘人の課丁ありしものが、其の後約四十年を経て清行之を調査し、老丁二人、正丁四人、中男三人を得たりとの事は眞ならん。更に其の後延喜十一年に、公利之を調査して一人の課丁なかりしとの事も、亦疑なかるべし。然れども、遡りて吉備大臣の時の千九百人に至りては、到底信すべきの限にあらず。况んや二萬の兵士をや。大化の制五十戸を以て一里とす。後に里を改めて郷となせしも、内容は一なり。然らば今假りに一郷千九百の課丁ありたりとせんに、一戸平均三十八人とならざるべからず。假りに戸内の人口男女相半ばするものとし、更に其の男の中に不課

の老幼を少く見積りて三分の一なりとするも、一戸三十八人の課丁を得んに、戸内の口數平均百十四人とならざるべからず。古代の一戸は後世の一戸と其の趣を異にし、戸内の人數少きも十數人、多きは數十人に及べるもの敢て珍らしからざれども、一郷を通じて平均百數十人に及ぶが如きは到底信すべき限りにあらざるなり。天平神護中の千九百人既に然り。况んや二萬の兵士をや。試みに思へ、一郷二萬の兵士ありとせば一戸平均四百人となり、男女老幼の總てを合さば一千二百人の多きに達すべきにあらずや。齊明天皇○清行の皇極と云へるは同天の六年は孝德天皇が郡郷の制を定め給ひし大化二年を距る僅に十五年の後なり。其の間一郷の戸數に變更あるべきにあらず。如何ぞ一郷二萬の兵士あるを得ん。而も清行が之を引用して自家の所論を確めんとせしことは、假令ひ風土記の謬りを傳へたるにもせよ、數理の思想に乏しく、事實の鑑別を誤りたりとの譏を免がれ難かるべし。史を案するに、齊明天皇は七年正月六日に難波の津を發し、八日備前おまの大海に到り給ひしに、こゝにて大田姫皇女女子を御分媛あり。是より更に四國に渡り、十四日伊豫・熱田津の温泉に幸し給ひ、こゝに三月まで御滞在あり。此の間如何にして下道郡に戸口の盛なる里邑を觀、二萬の兵士を徵發し給ふの暇あらん。覺束なき限りならずや。是れ蓋し邇磨なる地名に附會して起りたる地名傳説のみ。邇磨の名は石見國にもあり。必しも二萬の數字を以て解するを要せず。他に自ら語釋あるものならん。(地名考参照) 清行また曰く、

欽明天皇の代佛法初めて本朝に傳はり、推古天皇以後此の教盛に行はれ、上は群公卿士より、下は諸國の黎民に至るまで、寺塔を建つる事なきものは人の數に列せず。故に資産を傾け盡して浮圖ぶつを興じ造り、競ひて田園を捨てて以て佛地となし、多く良人を買ひて以て寺奴となす。降つて天平に及びては、愈々以て尊重せられ遂に田園を傾けて多く大寺を建つ。其の堂宇の崇く、佛像の大なる、工巧の妙に、莊嚴の奇なる、鬼神の製まの如くにして、人力の爲すところにに非ざるに似たり。又七道諸國をして國分二寺を建てしめ、造作の費各々其の國の正税を用ふ。是に於て天下の費十分にして五。桓武天皇に至りて都を長岡に遷し、製作既に畢りて再び大極殿を造り、新に豊樂院を構ふ。又其の宮殿・樓閣、百官の曹廳、親王・公主の邸宅、后妃・嬪御の宮館、皆土木の巧を究め、盡く調庸の用を賦す。是に於て天下の費五分にして三。仁明天皇即位して尤も奢靡、雕文・刻鏤・錦繡・綺組を好み、農事を傷め、女功を害し、朝に制し、







即ち男子は全數の一割強たるに過ぎず、而も其中者老・癡疾・有位者等の不課のもの多く、國民の中堅たるべき管の課丁に至りては、更に其の一小部分たるに過ぎざるなり。

此の戸籍は斯く男子少く女子多きのみならず、老人甚だ多くして、古來稀なりとさへ言はるゝ七十歳以上のもの實に總數の三割四分に當り、百歳以上のものゝみにても六人に達す。之に反して年少者は極めて少く、十歳未満のものゝ如きは一人あることなし。斯の如きは素より現住者の眞を示せるものにあらざる可言ふまでもなく、其の公文書としての眞偽をすら疑はるゝ程なれども、近江石山寺藏延喜八年の周防國玖珂郷の戸籍の斷片を見るに、亦ほゞ同一の状態にありて、斯くの如きものがひとり阿波のみにあらず、當時全國を通じて概ね然りしことを知るを得るなり。

周防の戸籍には、其の男女別及び年齢を知るを得るもの三百三十六名ありて、其中二百四十八名は女子なり。之を表示すれば左の如し。

十歳未満	十歳以上	二十歳以上	三十歳以上	四十歳以上	五十歳以上	六十歳以上	七十歳以上	八十歳以上	九十歳以上	計
男	〇	四	一一	二〇	一八	一一	一六	五	三	〇
女	〇	一	九	三一	五〇	四七	三七	五〇	二三	〇
計	〇	五	二〇	五一	六八	五八	五三	五五	二六	〇
										三三六

其の十歳未満のもの一人もなきは全く阿波のと同じく、又古稀以上のもの實に全數の二割四分強に當れるなり。これを阿波の戸籍に比するに、其の程度に輕重の差ありと雖、大體に於て男少く女多く、年少者少く高年者多きの點に於ては揆を一にすと謂ふべきなり。

戸籍は地方廳に於て調製せらるゝ重要な公文書なり。然るにも拘らず、斯く一見して虚偽なること明なるものが公然行はれたりとは、殆ど信じ難きに似たれども、別項記載の三善清行意見封書の文を見れば、思半ばに過ぐるものあらん。清行又曰く、

伏して以みれば、諸寺の年分及び臨時の得度出家入道する事の者一年の内或は二三百人に及ぶ。中に就いて半分以上は皆是れ邪濫の輩なり。又諸國の百姓課を免れ、租調を通るゝもの、私に自ら髮を落し、猥りに法服を著く。此の如きの輩年を積みて漸く多く、天下の人民三分の二は皆是れ禿首の者なり。

と。男子は兵役の義務あり。賦役の重課あり。之を避けんが爲に形を沙門に變じ、所謂出家して戸籍より脱したるもの甚だ多かりしは、疑なく、清行は實に其の數を計りて天下の人民三分の二は禿首の者なりと云ふ。此の言甚だ過大なるが如きも、之を上記阿波・周防の戸籍斷簡に就いて見るに、必しも誤とのみ言ひ難きに似たり。蓋し當時地方政治の荒廢甚しく、人口の實地調査の如きも殆ど行はれず。男子は形を僧侶にやつして身を戸籍より脱するのみならず、或は逃亡し、或は莊園に隠れ、實際上戸籍に登録せらるゝものは殆ど女子のみとなりしこと、自然の勢なりしなり。されば戸籍の調製の如きも、全く机上に於て出産の届出あらば之を加へ、死亡脱籍等の届出あらば之を除き、其の他のものは六年毎に戸籍を改正する際、前年の年齢に改削を加ふるに止まるが故に、出産死亡等の届出さへ怠らるゝに至りては、疾くに死亡せるものにも尙久しく戸籍に存して、徒らに高齢者の數を増し、現に存在するものも戸籍に登録せられずなりし趣は、右の戸籍に於て年少者の數の二三十年來著しく減少せるによりても察するを得べし。

意見〇弘本云、一十二箇條 善相公清行〇弘本無

臣某行〇弘本作清言。伏讀去二月十五日詔。遍令下公卿大夫方伯牧宰。進議盡謀。改百王之澆醜。極中萬民之塗炭。雖下陶唐之置諫鼓。隆周之制官箴。德政之美。不能過之。臣某誠惶誠恐。頓首死罪。臣伏案舊記。我朝家神明傳統。天險〇一本作險。開疆。土壤膏腴。人民庶富。故東平肅慎。北降高麗。西虜新羅。南臣吳會。三韓入朝。百濟內屬。大唐使驛於焉納賄。〇一本作賄。天竺沙門爲之歸化。其所以爾者何也。國俗敦龐。民風忠厚。輕賦稅之科。疎被發之役。上垂仁而牧下。下盡誠以戴上。一國之政。猶如一身之治。故范史謂之君子之國。



唐帝推其倭皇之尊。自後風化漸薄。法令滋彰。賦斂年增。徭役代倍。戶口月減。田畝日荒。既而欽明天皇之代。佛法初傳。本朝。推古天皇以後。此教盛行。上自群公卿士。下至諸國黎民。無不建寺塔者。不列其人數。故傾盡資產。興造浮圖。競捨田園。以為佛地。多買良人。以為寺奴。降及天平。彌以尊重。遂傾田園。多建大寺。其堂宇崇。佛像之大。工巧之妙。莊嚴之奇。有如鬼神之製。似非人力之為。又令七道諸國建國分二寺。造作之費。各用其國正稅。於是天下之費。十分而五。至于桓武天皇。遷都長岡。製作既畢。更營上都。再造大極殿。新構豐樂院。又其宮殿樓閣。百官曹廳。親王公主之第宅。后妃嬪御之宮館。皆究土木之巧。盡賦調庸之用。於是天下之費。五分而三。仁明天皇即位。尤好奢靡。雕文刻鏤。錦繡綺組。傷農事。害女功者。朝製夕改。日變月懷。○一本後房內寢之鏘。飲宴訶樂之儲。麗靡作美。煥爛冠絕古今。府帑由是空虛。賦斂為之滋起。於是天下之費。二分而一。貞觀年中。應天門及大極殿。頻有災火。儻依太政大臣昭宣公匪躬之誠。具瞻之力。庶民子來。萬邦麇至。修復此宇。期年而成。然而天下費。亦失三分之一。然則當今之時。曾非往世十分之一也。臣去寬平五年任備中介。彼國下道郡。有邇磨鄉。爰見彼國風土記。皇極天皇六年大唐將軍蘇定方率新羅軍伐百濟。百濟遣使乞救。天皇行幸筑紫。將出救兵。時天智天皇為皇太子。攝政。從行路。宿下道郡。見一鄉。戶邑甚盛。天皇下詔。試徵此鄉軍士。即得勝兵二萬人。天皇大悅。名此邑。曰二萬鄉。後改曰邇磨。其後天皇崩於筑紫行宮。終不遣此軍。然則二萬兵士。彌可蕃息。而天平神護年中。右大臣吉備朝臣。以大臣兼本郡大領。試計此鄉戶口。纔有課丁千九百餘人。貞觀初故民部卿藤原保則朝臣為彼國介時。見舊記。此鄉有二萬兵士之文。計大帳之次。閱其課丁。有七十餘人。某○弘本云。到任。又閱此鄉戶口。有老丁二人。正丁四人。中男二人。去延喜十一年。彼國介藤原公利。任瀨歸郡。清行問邇磨鄉戶口當今幾行。公利答曰。無有二人。謹計年記。自皇極天皇六年庚申。至延喜十一年末。纔二百五十○弘本年。衰弊之速。亦既如此。以一鄉而推之。天下虛耗。指掌可知。方今陛下鍾千年之期運。照萬古之興衰。降惻隱

於衆○一本作龜。庶。施惠愛於四方。宵起。弘本。肝食。夜念朝行。遍頌綸綍。廣訪芻蕘。昔者虞舜之居。三年成。都。仲尼之政。朞月自理。然則民之繁孳。不○弘本。代之後。國之興復。應期浹日之間。不任抃躍。敢陳狂愚。猶如下管中見豹。纔知一班。井底望天。不○弘本。伏待天裁。過數尺。謹錄如左。○弘本。伏待天裁。

右臣伏以國以民為天。民以食為天。無民何據。無食何資。然則安民之道。足食之要。唯在水旱無殄。年穀有登也。故朝家每年。二月四日。六月十一日。十二月十一日。於神祇官。立新年月次之祭。嚴加齋肅。遍禱神祇。乞其豐熟。致其報賽。其儀。公卿率辨官及百官。參神祇官。神祇官。每社設幣帛一裏。○一本清酒一盃。鐵鋒一枝。陳列棚上。又社或有奉馬者焉。祈年祭一匹。亦皆左右馬寮。牽列神馬。爰神祇官。讀祭文。畢以二件祭物。頌諸社祝部。奉本社。祝部須潔齊捧持。各以奉進。而皆於上卿前。即以幣絹。捧著懷中。拔棄鋒柄。唯取其鋒。傾其盆酒。一舉飯盡。會無一人全持出神祇官之門者。况其神馬。則市人於郁芳門外。皆買取而去。然則所祭之神。豈有歎○弘本云。饗乎。若不歎饗者。何求豐穰。伏望申勅諸國。差史生以上一人。率祝部。令受取此祭物。隨致本社。以存如在之禮。又朝家每年正月。始自大極殿前。至于七道諸國。修吉祥悔過。又聖代每年修仁王會。遍為百姓。祈禱豐年。消伏疾疫。由是人天慶賴。兆庶歡娛。然猶所以水旱不休。災殄屢發者。何也。僧徒修之者。多非其人。臣窺漢國之史籍。閱本朝之文記。凡厥禪徒。未必皆修學俱備。禪智兼高者也。然而或固守律儀。至死不犯。或偏○弘本。行菩薩。忘身利他。故帝皇之誠。依禪僧而易感。禪僧之念與如來而必通。而今上自僧綱。下至諸寺。次第請僧。及法用小僧沙彌寺。持戒者少。違律者多。如此薰修者。三尊豈可感應乎。感應之來。非敢所望。妖咎之至。還亦可懼。伏望衆僧濫行有聞者。一切不預請用。又諸國司等。公務匆忙。事多不遑。故國中法務。皆委附講讀師。而講讀師多非持律之人。或有贖勞之輩。况其國分僧少○一本。人。皆是。弘本。無慚。弘本。之徒也。蓄妻子。營室家。力耕田。行。



商價。而今國司使例。令致祈念。望其感應。譬猶緣木求魚。向竈採花也。重望諸國講讀師。雖成階業。非精進練行者。不得擬補。又國分僧若有濫穢而講讀師不紀者。○弘本云、異本作不紀者、一本作者不紀解却講讀師。如此則聖主之祈感速影響。公田之稅蓄如京坻。十旬之雨隨節。千霜○弘本之詠滿衢作箱。

一請禁奢侈事

右臣伏以。先聖明王之御世也。崇節儉。禁奢盈。服澣濯之衣。嘗蔬糲之食。此則往古之所稱美。明時之所規模也。而今澆風漸扇。王化不行。百官庶僚。嬪御賤妾。及權貴子弟。京洛浮食之輩。衣服飯食之奢。賓客○弘本饗宴之費。日以侈靡。無知紀極。今略舉一端。稍○弘本陳事實。臣伏見貞觀元慶之代。親王公卿。皆以生筑紫絹為夏汗衫。曝繩為表袴。東繩為襪。染繩為履裏。而今諸司史生。皆以白縑為汗衫。白縑為表袴。白縑為襪。菟褐為履裏。其婦女。則下至侍婢。裳非執齊不服。衣非越綾不裁。染紅袖者。費其萬錢之價。擣練衣者。裂於一砧之間。自餘奢靡不能具陳。昔者季路緇袍。不耻狐貉之置服。原憲藜戶。猶蔑駟蓋之榮暉。此賢哲之高規。○弘本非庸人之克念。故見其僭差。則競相放効。觀其儉約。則遞以嘲嗤。富者誇其逞志。貧者恥其不及。於是製一領之衣。破終身之產。設一朝之饌。盡數年之資。田畝為之荒蕪。○弘本作蕪々、又云由是滋起。如此不禁。恐損聖化。伏望隨人品列。定○弘本衣服之製。命○弘本檢非違使。紀○弘本其事。以有越溢又飢寒之制類字。弘本張格式。而此法常自上破之。令下效之。重望令下檢非違使。張中行此制。又王臣以下。至于庶人。追福之制。飭終之資。隨其階品。皆立式法。而比年諸喪家。其七七日講筵。周忌○弘本法會。競傾家產。盛設齊供。一机之饌。堆過方丈。一僧之儲。費累千金。或乞貳仟家。或斥賣居宅。孝子遂為逃債之通人。幼孤自成流充之餓浮。○弘本作隸、又夫以蒙顧復撫育之愛者。誰無追遠報恩之志焉。然而修此功德。宜有程章。豈可必待子孫之破產。以期父祖之得果乎。况此修齊之家。更設予客之饗。獻酬○弘本交錯。宛如飫宴。初有匍匐之悲。俄成酣醉○弘本之興。孔子食於有喪者之側。未嘗飽也。豈其如此乎。但郊

畿之內。道場非。故檢非違使。不違禁止。伏望申勅公卿大夫百官諸牧。各慎此僭濫。令天下庶民。知中其節制。又維摩最勝堅義僧等。皆貧道修學之輩也。一鉢之外。亦無他資。而比年令之盛儲。僧綱并聽衆○弘本之齊供。非唯積饌成山。猶亦有酒如准。已乖佛律。亦害聖化。伏望申誠僧綱。早立此禁。伏以上不率正。下自羞忒。若卿相守法。僧統隨制。則源澄而流自清。表正而影必直。

一請下勅諸國隨見口數授中口分田事

右臣伏見諸國大帳。所載百姓。大半以上。此無身者也。爰國司偏隨計帳。宛給口分田。即班給正稅。徵納調庸。於是於其身者。纒耕○弘本云、件田。頗進租調。無其身者。戶口一人。私沾件田。會不自耕。至于租稅調庸。遂無輸納之心。謹檢案內公家所班公分田者。為下收調庸舉中正稅也。而今已紆其田。終闕厥貢。牧宰空懷無用之田籍。豪富彌收兼并之地利。非唯公損之深。亦成吏治之妨。今須下令諸國閱實見口。班給其口分出。其遺田者。國司收為公田。任以沽却。若納地子。以充無身之民調庸租稅也。猶所遺之稻。委納不動。今略計其應輸之數。三倍於百姓所進之調庸。為公有利。為民無煩。此皆國宰守○弘本行。應無殊妨。然而事乖舊例。恐有民愁。伏望申勅諸國。試令施行。

一請加給大學生徒食料事

右臣伏以治國之道。賢能為源。得賢之方。學校為本。是以古者明王。必設庠序。以致德義。習經藝而叙彝倫。周禮卿大夫獻賢能之書于王。王拜而受之。所以尊道而貴士也。伏見古記。朝家之立大學也。始於大寶年中。至于天平之代。右○弘本大臣吉備朝臣。恢弘道藝。親自傳授。即令下學生四百人。習五經三史。明法算術。音韻籀篆等六道。其後代々下勅。給下罪人伴家持。越前國加賀郡沒官田一百餘丁。山城國久世郡公田卅餘町。河內國茨田澁川兩郡田五十五町。以充生徒食料。號曰勸學田。亦每日給大炊寮百度飯一石五斗。人別三升。以補照讀之疲也。又有勅。令下常陸國。每年舉稻九萬四千束。以其利稻。充中寮中雜用料。又舉丹後國稻八百束。以



其利稻。充學生口味料。而年代漸久。事皆賤薄。承知年中。伴善男訴家持無罪。返給加賀郡勸學田。又有勅分山城國久世郡田卅町。為四分。其三分給典藥左右馬三寮。纔留其一分充學生料。又河內國兩郡治田。頻遭洪水。皆成大河。又常陸丹後兩國出舉稻。依度々交替。欠本稻。皆失無利稻。當今所遺者。唯大炊寮飯料米六斗。山城國久世郡遺田町而已。以此小儲。充數百生徒。雖作薄粥。猶亦不周。然而學生等。成立之望。猶深。飢寒之苦自忘。各勤鑽仰。共住學館。於是性有利鈍。才異愚智。或有捍格而難用者。或有穎脫而出囊者。通計而論之。中才以上者。曾無十分之三四也。由是才士者。已超擢舉用。不才者衰老空歸。亦其舊卿。鄉凋落無所歸託者。頭戴白雪之堆。飢臥壁水之涸。於是後進者。偏見此輩成羣。即以爲大學是地遭坎壈之府。窮困凍餒之鄉。遂至父母相誡。勿令子孫齒學館者也。由是南北講堂。鞠爲茂草。東西曹局。闕而無人。於是博士等。每至貢舉之時。唯以歷名薦士。曾不問才之高下。人之勞逸。請託由是間超。濫吹爲之繁生。潤權門之餘睡者。生羽翼而入青雲。蹈闕里之遺蹤者。詠子衿而辭鬻舍。如此陵遲。無由興復。先王庠序。遂成丘墟。臣伏以萃人之道。以食爲本。望請常陸丹後兩國出舉本額九萬四千八百束之利稻。二萬八千四百三十束之代。遍以諸國田租穀充給。(弘本)緣海國半一分。有之字。坂東國半一分。以充給學生等食。又罪人伴善男所返給。加賀郡田。重亦沒官。令給穀倉院。充造道橋料。重望依舊返給伴田。以爲勸學田。又式云。學生不住寮家者。不得薦舉者。比一本年雖有此式。不能施行者。依學生之無食也。今須嚴勅博士及寮頭等。諸道學生。雖有有才藝。不直寮家者。不得貢舉。如此則挑兮。弘本之徒。歸我國胃。皇矣之士列彼周行。

一請減五節妓員事

右臣伏見朝家五節舞妓。大嘗會時五人。即皆預叙位。其後年々新嘗會。弘本)四人。無預叙位之例。由是至于大嘗會之時。權貴之家。競進其女。以充此妓。尋常之年。人皆辭遁。可闕神事。爰有新制。令諸公卿及女御。輪轉進之。其費甚多。不能堪任。伏案故實。弘仁承和二代尤好內寵。故遍令諸家擇進此妓。即以爲

選納之便也。諸家僥倖天恩。不顧靡。寬本作靡。弘本作藥。費。盡財破產。競以貢進。方今聖朝修其帷薄。立其防閑。弘本)此等妓女。舞了歸家。無預燕寢。然則此妓數人。遂有何用。重案舊記。昔者神女來舞。未必有定數。四五人。伏望擇良家女子。未嫁者二人。置爲五節妓。其時服月料。稍令饒給。節日衣裝亦。賜。弘本)公物。若貞節不嫁。經二十箇年者。即預叙女叙。聽令出嫁。若願留侍者。預之於藏人之列。即擇置其替人。亦如前年。

一請依舊增置判事員事

右臣伏案職員令。太判事二人。中判事二人。少判事二人。皆掌決斷人罪也。然而近古以來。大判事一員。常用律學之人。其外五人未必任明法之輩焉。故去寬平四年有詔。省三件大判事一人。中判事二人。小判事一人。唯置大判事各一人。然猶大判事獨用法家。小判事亦非其人。今案三事意。此詔之旨。竊有疑惑。何者聖主之政。刑法爲大。昔皋陶以三木爲理官。帝舜猶誠云。欽哉欽哉。惟刑之恤。寬本)光武以明察詳刑獄。桓譚亦奏云。法吏愛憎。刑開三門。然則疑獄之斷。古今所難。而今總萬民之生死。繫之一人之唇吻。括五刑之輕重。決之獨見之讞書。弘本)已乖閱實之理。恐貽濫罰之科。近曾安藝守高橋良成之罪。大判事惟宗善經。處之違。以禦魘魅。奏下。已畢。官符亦下。儻依刑部大錄粟田豐門之駁議。良成之身。幸蒙赦免。朽骨再肉。遊魂更歸。然則有活字法律出入。難可取信。天下喁喁。莫不危懼。伏望依舊置判事六人。皆擇明通法律者。補任之。使下之俱議。科文。弘本)本并作比。詳定中修。章。各隨其意。然後奏聞。如此則怨獄永絕。罪人自甘。不待扶南之鰐魚。豈用堯時之獬豸。

一請平均充給百官季祿事

右謹案式條。二月廿二日。八月廿二日。於大藏省。可給百官春夏秋冬季祿。而此。弘本)依官庫之乏。物。不。得遍賜。由是公卿及出納諸司。每年充給。自餘庶官。則五六年。難給一季料。弘本)伏案三事意。上下分階。故祿之多少各異。閑忙殊務。故物之精麤不同。至于頒賜。宜無差別。豈可俱勤主事。別置偏照。一本)之官。



同列三周行。或此作比。裸國之俗乎。伏望若可給季祿者。先計物多少。公卿百官。一曰敷。遍給。一如式文。若官庫無物者。同亦不賜。無有偏頗。如此則鳴鳩在桑。均哺養於七子。單膠投流。期酣醉於三軍。

一請停止依諸國少吏。并百姓告言訴訟。差遣朝使上事。

右臣伏以。牧宰者分萬乘之變。受一方之寄。守六條之紀綱。為兆民之領袖。故漢宣帝云。與朕共理者。其唯良二千石乎。必須下擇用其才。尊崇其職。重官威而厭民心。捨小瑕而責大成。而比年任用之吏。或結私怨以誣告官長所部之民。或矯公事以怨訴國宰。或陳下犯用官物之狀。或訴政理違法。此等條類。千緒萬端。於是朝家收其告狀。發遣使人。使人到國。未問事之虛實。不辨理之是非。偏依使便。或每事准擬。領其印鑑。嚴其禁錮。即以官長之貴。與小吏賤民。比肩連口。受其推鞠。若辭對之間。讖芥有違。則立加縲繼。便填牢棹。若亦雖告訴之旨。事皆不實。而威權已廢。政令不行。爰隣境百姓。轉相見聞。即各嗾侮其官長。不肯服從其政教。傷化之源。無甚於此。况亦理劇之任。庶務多端。曉夕僮儻。猶有不遑。而今朝使推問之間。被停釐務。多歷旬月。空廢治政。縱雖免賊吏之名。而猶成任中之怠。秩滿之日。遂拘解由。如此則多致公損。徒滅良吏。助此訴人。報彼私怨也。前年阿波守橘秘樹肅清所部底慎。勤王之誠。當時第一。必須殊加獎擢。以勵中俊。而依小民之誣告。降朝使之廉問。雖事皆虛詐告人逃亡。已而秘樹之身亦為廢人。如此。則知耻之士。誰冀為吏乎。方今時代澆季。公事難濟。故國宰之治。不能事事拘牽正法。故或有枉尺而直尋者。或有失始而全終者。昔者龔遂為渤海守。奏曰。請勅丞相御史。且勿拘臣以文法。令下得便宜從事。又本朝格云。國宰反經制宜。動不為己者。將從寬恕。無拘文法者。伏望。此等告言訴訟。除謀反大逆之外。一切停止朝使。專附新司。若實有犯過者。具載不與解由狀。勅判之後。即下刑官。論其罪科。或難云。凡厥貪吏之盜官物。宜速加糾察也。若待其任終。恐倉庫無餘。荅云。弘本有今字。令假令有人告中吏盜賊。爰太政官即馳輕騎。晝夜兼行禁遏其奸者。事若可

爾。而今訴人告狀。歷三審之程。得弘本奏下之比。擇定使人之間。裝束行程之限。事自彌留。度歷年紀。其間若有心盜犯者。豈遺遺一粒乎。然則與彼附後司。有何分別。况此牧宰等。身出帝簡。志報朝恩。非唯求立績於明時。亦皆念垂名於後代者也。故比年陷此罪者。皆為公謀功。未成之間。俄被告言而已。未嘗有自犯入己之人焉。靜尋其意。誠是公罪也。伏望。暫褫天旒。照其可否。

一請置諸國勸籍人定數事

右謹檢案內。三宮舍人。諸親王帳內資人。諸大夫命婦位分資人。諸司勸籍人。諸衛府舍人。武兵二省。載季符者。一年四季之內。稍及三千。又略計本朝課丁。除五畿內。陸奧出羽兩國。及太宰九箇國之外。不滿卅萬。就中大半。是無有身。然則見課丁。纔有三十餘萬人。今十餘萬。每季除三千人之課役。傍薄而論之。未盈四十年。天下之人。皆可為不課之民。然則國宰令何人備進調庸乎。由是國宰奉行蠲符。即除富豪見丁之課役。更以無實課丁。括出計帳。故例進調庸。自然無可徵之門。然則調庸難備。會非國宰之意也。都是蠲符猥濫之所致也。而今依此意。遂為未得解由。豈不悲乎。或難云。三宮舍人。帳內位分。資人等。古來所充給也。然而累代蠲符。無有此妨。今至當時。何出異論。荅云。凡諸勸籍人等。符損符獨符通計可載。獨符。今在式條。而今比年所下蠲符之損。百人之中。無符獨一人。又近古諸家。一得資人。無復改補。而比年補資人後。即遷轉三宮及諸司內考。重複改請。於是三省史生書生等。因緣為奸。或不觸本主。不依國解。僞稱勸籍。獨載季符。其尤甚者。本主未補一人。省底已盈其數。如此干濫。日以加倍。公損之甚。無過於此。伏望件等勸籍人。隨國大小。每年立其定數。大國一年十人。上國七人。中國五人。小國二人。以載蠲符。此外不得加增一人。又舊例。近江國一年免百人。丹波國免五十人。兩國凋殘。職此之由。今須因准此例。近江國減定十人。丹波國減定七人。又勸籍解文。必二通進官。其一通留官底。一通加外題。即下式部省。省進季符之日。與官底解文勸合。然後請印。又蠲符所載。多符損少符獨者。勸返



不得請印。但京戶五畿內不此制。冀也調庸易納。牧宰無煩。

一請停以贖勞人。補任諸國檢非違使。及弩師事

右諸國檢非違使。掌糾境內之奸濫。禁民間之凶邪。然則國宰之爪牙。兆庶決街○弘本策也。必須明習法律。兼詳決斷。而今任此職者。皆是當國百姓。納贖勞料者也。徒費公俸。不堪差役。空帶其名。會非其器。亦猶如下畫餅不可食。木吏不能言也。伏望監試明法學生。究任職○弘本。其試法一如明經國學之試。國中追捕及斷罪。一向委此檢非違使。猶如京下有判事及檢非違使也。又緣邊諸國。各置弩師者。為防寇賊之來犯也。臣伏見本朝戎器。強弩為神。其為用也。短於逐○弘本擊。長於守禦。古語相傳云。此器神功皇后奇巧妙思。別所製作也。故大唐雖有弩名。曾不如此器之勁利也。臣伏見陸奧出羽兩國。動有蝦夷之亂。大宰管内九國。常有新羅之警。自餘北陸山陰南海二道。濱海之國。亦皆可備隣寇者也。而今件弩師。皆充年給。許令○一本賣。唯論價直之高下。不問才伎之長短。故所充任者。未知軍器之有弩。况曉機弦之所用乎。假令天下太平。四方無虞。猶宜安不忘危。日慎一日。況萬分之一。若有隣寇挑死者。空懷此器。孰人施用乎。伏望令六衛府宿衛等。練習弩射之術。試其才伎。隨其功勞。充任件國弩師。然則人才適名。城戎易守。

一請禁諸國僧徒濫惡。及宿衛舍人凶暴事  
右臣伏見。去延喜元年。官符已禁權貴之規錮山川。勢家之侵奪田地。芟州郡之根棘。除兆庶之蠱螫。吏治易施。民得安。但猶凶暴邪惡者。惡僧與宿衛也。伏以諸寺年分。及臨時得度者。一年之內。或及二三百人也。就中半分以上。皆是邪濫之輩也。又諸國百姓。逃課役。連租調者。私自落髮。猥者法眼○弘本。如此之輩。積年漸多。天下人民。三分之一。皆是秃首者也。此皆家蓄妻子。口咳腥膻。形似沙門。心如屠兒。况其尤甚者。聚為群盜。竊鑄錢貨。不畏天刑。不顧佛律。若國司依法勸糾。則霧合雲集。競為暴逆。前年攻圍安藝守藤原時善。劫略紀伊守橘公廉者。皆是濫惡之僧。為其魁師也。縱使官符遲發。朝使緩行者。時善公廉皆為魚肉也。若

無禁懲之制。恐乖防衛之方。伏望諸僧徒有凶濫者。登時追捕。令返進度緣戒牒。即著俗服。返附本役。又私度沙彌。為其凶黨者。即著鉗鉢。驅役其身。又六衛府舍人。皆須每月結番。曉夕警備。當番倍侍兵欄。佗番休中。寧京洛○東西帶刀町。若有機急者。又須當番他番俱勤防衛。而今件等舍人。皆散落諸國。或在千里卸○弘本驛之外。百日行程之境。豈得門籍編名宿衛分番乎。此皆部內強豪。民間凶暴者也。國司依法。勸紀○弘本其事。削駿奔入洛。即納錢貨。買為宿衛。或帥徒黨。而劫圍國府。或奮老拳。以凌辱官長。凡厥蠹害。非唯疥癩。夫以選置衛卒。為備警急也。而今遠在甸服。不居京畿。縱令皇都無虞。則此輩何用。若○弘本有急者。奔赴無及。然則徒為諸國之豺狼。會非六軍之猛虎。望請諸衛府舍人充補之後。不得歸住本國。若有寧歸者。各限暇日。取本府牒。附送國衛○衛。不得限外留連。若猶懈緩不還者。國宰且解其職。且錄事狀。牒送本府。如此則後○弘本臂比肩於門欄。狗吠休警於州壤。

一重請修復播磨國魚住泊事  
右臣伏見。山陽西海南海三道。舟船海行之程。自櫻生泊至韓泊一日行。自韓泊至魚住泊一日行。自魚住泊至大輪田泊一日行。自大輪田泊至河尻一日行。此皆行基菩薩計程所建置也。而今公家唯修造輪田泊。長廢魚住泊。由是公私舟船。一日一夜之內兼行。自韓泊指輪田泊。至于冬月風急。暗夜星稀。不知舳艫之前後。無辨濱岸之遠近。落帆棄楫。飄居愁漂沒。由是每年舟之蕩覆者。漸過百艘。人之沒死者。非唯千人。昔者夏禹之仁。罪人猶泣。况此等百姓。皆赴王役乎。伏惟聖念必應降哀矜者也。臣伏勸舊議。此泊天平年中所建立也。其後至于延曆之末。五十餘年。人得其便。弘仁之代。風浪侵齧。石頽沙漂。天長年中。右大臣清原真人。奏議起諸。至一本遂以修復。承和之末。復已毀壞。至于貞觀初。東大寺僧賢和。修菩薩行。起利他心。負石荷錘。盡力底功。單獨之誠。雖未畢其業。年紀之間。莫不蒙其利。賢和入滅。稍及三十○弘本年。人民漂沒。不可勝計。○弘本官物損失。亦累巨萬。伏望差下諸司判官幹○一本了有巧思者。令修造件泊。其料物充給播磨備前兩國正作數。

第二編 中古  
一〇八五



税。冀也早降<sub>三</sub>聖朝援<sub>〇</sub>寬本<sub>レ</sub>手之仁。令<sub>レ</sub>脫<sub>二</sub>天民爲<sub>レ</sub>魚之歎。凡厥便宜。具載<sub>二</sub>去延喜元年所<sub>レ</sub>獻意見之中。不<sub>二</sub>更重陳<sub>一</sub>。

延喜十四年。四月廿八日。從四位上行式部大輔。臣三善朝臣清行。上<sub>二</sub>封事<sub>一</sub>。〇弘（本朝文粹卷第二）

（國書刊行會印行本、正續本朝文粹、二六一—三八頁に據る）

### 第三十四章 吉備郡に於ける石清水八幡宮の別宮及び宮寺領

石清水文書を閲するに、全國を通じて四拾餘箇所の別宮と、各國々に三百餘箇所の宮寺所領の庄園、領家、預所、燈明料田等に關する文書を載す、本郡内にもまゝ其別宮所領の地あり、先づ石清水八幡宮に關する概説を述べ、末尾に現況調査を附す。（藤卷正之）

#### 一、石清水八幡宮

石清水八幡宮は又男山八幡宮と稱す、山城國綴喜郡男山に在り、紀元一千五百十九年清和天皇貞觀元年大安寺の僧行教の奏請に據り勅して宇佐神宮に準して神殿を造營せらる、爾來朝廷の尊崇深厚にして伊勢の皇大神宮と共に二所の宗廟と稱せられ今官幣大社たり。

文學博士宮地直一氏は歴史地理誌上に淡路國鳥飼別宮に就いて論じて曰く、

一國の中心的大勢力が樞軸となつて、その許に遠近に於ける幾多の小勢力を綜合し、是等を打つて一團とした極めて堅實な基礎に立つ渾一體を形づくつて、政治的にも將た社會的にも、前古無比の活躍を試みたのは、我が國の中世に於ける主なる社寺に通ずる最も著しい現象の一端、南都北嶺の諸大寺は勿論、石清水や賀茂等の大社にも、亦その現れを見ることが出来る、中にも京都の石清水八幡宮は、神社方面に於ける代表的の位置に居るもので、その諸社に冠絶した權勢や當世に時めいた榮華の裡面には世に知られない幾多の原因が潜む中でも、隱密の間に少からぬ貢獻の痕を殘した一として、上記附屬の小勢力に着眼する所なくてはならぬ、即ち本社が前後の時代を通じて、東西の諸國に巨多の所領を有し、それらのものが、悉く本所の管下に入つて、一體不二の深い關係を繋いだことは、嘗に一社の勢威を増しその實力を加へしめた丈でなく、廣く神社史上に於いても、一偉觀とするに足るもので、その間に結ばれた本末の關係や、それに因つて起つた系統的組織の數々は、社寺の制度史上に、新たなるある物を寄與して、中々に輕



視すべからざる結果を残してゐる。

石清水の所管に残した遠近に散在の所領は、その額に於て遙かに諸社寺の群を抜き随つてその所産に於ても、頗る豊富な地位にあつたのである、而して夫等の中には、本來獨立した資格を持つて居たものも少なくないといへ、一社に附屬してからは、悉く八幡の神威によつて包擁せられて、之が堅固なる羽翼の地となり、忠實にその責務を果すべく義務づけられて、年々に相互の提携を固めつゝあつたので、やがてそこにはすべてに通有な本末の關係を發生するに至つた、本末の關係は、その内容の點に就ては、場所により時代によつて少異なるを免れないといへ、就中尤も鞏固な方法として一般に用ゐられたのは、信仰の絆によつて之を固めようとしたもので、所在に別宮の設立を見たこと即ちそれである、別宮とは本宮の分祀の謂で、その地が本社の本の領有に入つた爲めに、本社に祭る神を分配して、永く本支の因縁を繋留めようとしたもの、即ち所在に於ける一社の所領全體の鎮守たるに外ならない、固より中には固からの祭神があつた爲めにそれを緣由として、その土地を本社の本の所管に捧けたものも少なくないであらう、而してその原因が孰れにあつたとしても、別宮は本宮に隸屬の小社として、地方に於ける信仰の媒介者となり、之を通じて一社の神威は高く且つ廣くなり行いたことも、本社としては散在所領の領有權を、固く且つ永く保持する上に、多大の裨益を得たことであつたであらう、さて此の別宮の數や分布の程度に於ても石清水は、全國諸大社の第一位に居り、殆んど他に之に併立するものを見出し難い。云々（下略）

二、別宮及び宮寺領地

別宮といふのは石清水八幡宮に次いで、尊重崇敬せらるゝ所の一の社格とも見るべきものである、所謂伊勢皇大神宮の九所別宮荒祭宮、月讀宮、月讀荒御魂宮、伊左奈岐宮、伊左奈美宮、瀧原並宮、伊雜宮、風日祈宮、多賀宮、土宮、月夜見宮、風宮、及び豐受皇大神宮の四所別宮多賀宮、土宮、月夜見宮、風宮、に於けるが如し、諸社根元記中五所別宮の條に「筑前國大分宮肥前國千栗宮肥後國藤崎宮薩摩國新田宮大隅國正八幡宮已上八幡大菩薩御垂跡也」と見ゆ、俗に是れを九州の五所別宮と云へり。

保元三年十二月三日石清水八幡宮并宿院極樂寺に下されたる、宮寺并極樂寺莊園内の領家、預所等の異論を致し、掠領を企つるを停止すべく、官宣旨に見ゆる別宮所領地として、本郡及隣接地に關するものは、

宮寺領 備中國 吉川保、

等が八幡宮寺領の一として他の諸庄、別宮等と共に他の濫妨を停止して、永く領有權を認められたものであつたが、此後元暦二年正月九日源賴朝が、宮寺領に於ける武士の年貢を抑へ、兵糧米を徴する狼藉を停めんが爲めに發した下文によると、

八幡宮寺領 備中國 吉川保、御調別宮、梶原別宮、

後村上天皇綸旨、及び正平十七年十一月廿二日綸旨、貞治三年十月十四日、同四年九月八日、應安六年十二月十四日、同七年十二月廿四日、同八年二月九日、長祿三年十二月二十日、寛正四年七月十日等の宮寺領及善法寺に關する御下知天文廿一年九月吉日の讓狀等によれば、

備中國 水内北庄、

嘉吉元年十月十三日、長祿三年十二月廿六日、文明參辛卯霜月十五日、文明五年三月十四日、大永二壬午六月廿八日、文龜元年辛酉十二月十日、永正十四年十二月七日、年代不詳十二月二日、同三月十日等の相傳請狀証文等によれば、

備中國 水内庄、

文明五年八月十六日加賀守（齋藤種元カ）丹後守（松田秀興カ）より、八幡宮領として善法寺法印享清にあてたる下知狀の文書によれば、

備中國 櫛代郷、

是れなり、即ち宮寺領としては、

備中國 吉川保、水内庄、櫛代郷、



等にして是等所領内には今尙儼然として八幡宮を奉祀せる神社の存在せるを見る、即ち

吉川保にては 上房郡吉川村字苅覆山郷社八幡神社、

水内庄にては 吉備郡水内村大字原字宮ノ脇村社八幡神社 同郡下倉村字宮ニゴ村社八幡神社

櫛代郷にては 今此郷は久代村といふ、然れども元此郷は田上郷の内なりしを以て、左に記せる吉備郡新本村大字浪月村社八幡神社、に關係あるべし。

三、別宮に奉仕する祭神

別宮に奉祀する所の祭神は、本宮と同一なる事は今更云ふまでもない事である。

石清水文書之一所收の別當法印耀清の注進狀に、應神天皇中御門神功皇后東御門比咩大神西御門 見え

とありて古來より吾國の武道の守護神として特に天下の尊崇を享け、且つ皇城に近きの所以を以て朝廷の崇敬甚だ深厚にして伊勢皇大神宮に並び二所の宗廟と稱せられたり。

四、造替并遷宮の日時擇定

別宮の神殿造替並に遷宮の日時は本宮に準じて、陰陽家の勘文を徵せられしものゝ如し、石清水文書之一所收の、天永二年六月廿五日賀茂朝臣家榮より、出雲國八幡平濱別宮遷宮日時の勘文及び元永二年正月廿七日縫殿頭賀茂朝臣家榮より、備中國甲上別宮神殿造替日時の勘文を上り、されば全國各所の別宮も同様に扱はれ、たらん事明けし。

五、年中の諸祭典

別宮に於ては、すべて本宮に準じて、年中大小の祭典を奉仕せしものならんと思はる、中世以後變遷もまた多かるべけれど、知るによしなし、今本宮恒例の神事次第を掲げて其一斑を示さん。

石清水文書之一所收別當法印耀清の注進狀

この文書は年月を記載せざれども同人が重註狀の其文に寛文二年十一月 日とあれば恐らくは紀元一千九百三年以後の文書ならん。  
註進 石清水八幡宮二十四節神事

勅節 十箇度	正月一日	二月上卯日御神樂神事	三月三日	四月八日	五月五日	六月晦日	七月七日	八月十五日放生大會
御國忌 四箇度	九月九日	十一月上卯日御神樂神事						
餘節 拾箇度	正月廿三日	此咩大神 西御前	二月六日仲哀天皇	同十五日應神天皇	中御前	四月十七日神功皇后	東御前	
	正月二日	同三日 同七日	同十五日	四月一日	同三日 大祭	七月十五日	八月十六日御倉納	十月一日
	十二月臨時御供	其日不定、只爲社務總官之計、以三吉二行之、但近年者大略十五日云々						

已上如此

六、別宮の職員

別宮の社官として常に別宮に承事して神饌を献し、幣帛を供し、祈禱に従事し、社頭に宿直し、修理に注意し、常に境内を清潔にし、林叢を經營するものゝ惣稱なり、而して其社官を區別せば左の如し。

一、神主 神に直接奉仕する主人たるものゝ義なり。

二、祝師 一社の事を執るものゝ稱なり。

三、僧別當 一に俗別當ともいふ何れが正しきや、別當とは元來社僧に用ゆる名目なり、但本官にはあらず、別に其職に當るといふ意義なるべし。

四、所司 境内の掃除その他の雑務に服するものゝ稱なり。

石清水文書之一所收の弘安元年十二月八日淡路國鳥飼別宮領家地頭相論の所務を和與する和與狀の一項に、

一、當別宮社官神主、祝師、僧別當、所司、以下職等、任先例、爲領家計、成給本所任符、可相從兩方所勤事

右、四箇職以下者、領家一向補任、往古進退也、須任先例、但且就寛宥之儀且爲別芳意、可相從兩方所勤也矣。

とあるに據りて、別宮には何れも此四ヶ職を補任せられ、年中大小の神事を始め營繕修理掃除等を掌らしめたらむと



推定するも敢て不當にあらざるなし。

七、神宮寺并三昧堂

神宮寺とは、別宮に附屬せる寺院にして、一に宮寺といへり、別宮の境内に建立せられ、眞言宗の僧をして常に佛寺を修し、別宮に奉仕せしむ、是れを社僧と稱す、而して神宮寺には必ず藥師佛の像を安置す、藥師佛は如來の一にして具さには藥師瑠璃光如來といふ、さて此神宮寺は明治維新の際まで存続せられしが、神佛混淆の廢止と共に引分けられて全く關係を斷たれたるものなり、而して本郡内前記別宮の内、

備中上房郡吉川村八幡神社の別當寺は、今も神社を距る遠からざる地に依然として残り光琳山神護寺といふ、天台宗に屬せりといふ、神社境内に明和八年九月建立の石燈籠に神護寺法印慧通と刻せるものあり、次は

備中吉備郡水内村大字原八幡神社の別當寺は、今も同境内にあり神宮司といふ、これを別當寺の趾にして今尙兩部の姿を存せり、境内に稻荷神社、玉山神社、早倉神社、白玉神社、七十五柱神社等あり、又此神社に奉仕せし寺あり寶珠寺(眞言宗)といふありと、神社所在の部落に光雲寺妙光寺等の地名残れるあれど神社と關係の由緒知るによしなし。

八、別宮の神託

神託とは、神の人或は物に憑り、又は夢に託して、吉、凶、禍、福を示し意志を宣し玉ふを云ふ、各所の別宮に神異神託多々あるべしと雖も、本縣の別宮には其事を聞かざるも、今其一例を抄出して其神異の一端を示さむとす。

石清水文書之一所收の延久四年九月五日の太政官牒丹波國の條に

丹波國、壹處宇安田園、氷上郡 田地十町 四至 宜從停止者 とある是なり。

九、石清水八幡宮神領寄進の時代并沿革

神領は神社の所謂所領地を云ふ、中古は神戸、御厨、御園、神田、神奴等の種類ありしが、後世大に頽れすべて神領社領の名を用ゆ、大寶令を定めらるゝや不輸租なりしも室町時代には米不輸とす、さて石清水八幡宮の神領は、全國を

通じて三百餘ヶ處の多き中に、(三代實錄)貞觀十八年五月廿八日甲辰の條を初めとし、(日本紀略)天慶三年八月廿八日辛酉天曆六年二月八日寛仁元年三月八日以後屢々其事實を見る、我吉備郡に於ける石清水神領地は其施入の年代詳かならず、其沿革を詳記するに由なし。

十、課役の免除

課役とは人民より出さしむる調と役とをいふ、中世より以後臨時の課役尤も多し、所謂伊勢大神宮禁裡御所の造營および築城、池溝、道路、橋梁、堤防等の修築驛傳の運輸など其事あるに臨み費用を賦課して米、錢を徵發し、又は民人を使役するを例とす、故に一に公役とも云へり、而して石清水八幡宮の神領の神民は特に是等の米、錢、夫役を免除せられたるが如し、石清水文書之一所收の

後白河院院宣

八幡宮神人等在家并万雜公役事

右、件神人等所奉免万雜公事也、然雖令耕作諸權門勢家之領等、令停止万雜公事畢、有限於田畠所當者、任先例可令究濟於領家、更以不勤仕自餘役之由依 院宣奉免之狀如件

保元三年十月 日

(藤原實長) 右大辨 在判

全書又所收光嚴院の院宣を以て、伊勢兩大神宮造宮の役夫工米を課するを停止せられたり。

在辨官下石清水八幡宮護國寺

應停止當宮御領宛課造伊勢大神宮役夫工雜事米事  
右得彼宮寺去三月廿日 奏狀備謹檢案内、夫石清水八幡宮者、鎮護國家宗廟也、因茲先々不宛雜事、而近來國司猥巧新儀或稱加納、或號出作、宛課役、煩此神領之間當宮用途動及闕忌宮寺訴訟何事如之哉、望請 天恩永可被停止所儀課役之由、成賜當時風詔、欲備後代証驗而已者、中納言藤原朝臣宗家宣、奉勅、依請者、宮寺宜承知、依宣行之

承安三年五月一日

右大史中原朝臣在判

少辨藤原朝臣在判



右の外應永十九年五月十日足利義持は御教書を發して段錢以下の諸公事等を免除せらる。

石清水八幡宮寺諸國神領別紙目錄在事

段錢以下諸公事并守護役人夫傳馬等、向後所免除之狀如件

應永十九年五月十日

内大臣源朝臣御判

備前片岡別宮役夫工米催促を停止せられたる後宇多院院宣あり左の如し、

後宇多院院宣

當宮領備前國片岡別宮役夫工米事、妙清法印申狀副具書如此、子細見狀候歟、先可止當時譴責之由、可令下知造宮所給之旨、院宣御氣色所候也、仍執達如件

嘉元二年八月十二日

少辨 隆長

謹上 權左中辨殿

とある是なり。

附記 段米とは課役の一種にして事ある時田畠の段別により賦課する米をいふ後に高割といひ御用金といふ類なり、武家名目抄に、

後に至りては地頭の輩私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金といふ類なり、國役金の名稱ある古の段錢の名殘なり。

と見え、段錢徴收の起原いまた詳かならず、吾妻鏡の仁治二年九月また弘長三年六月の條などに見えれば其以前より已に賦課せしものなるべし、室町時代には、段錢奉行又は段錢國分奉行或は段錢惣奉行等の職名もありたり、本縣下美作國久米郡福渡村縣社志呂神社には、正安四年壬寅三月の志呂宮御祭頭文次第を記せる文書殘れり、其文書は即ち段米納分を定めて記したるもので、段錢と同じく天下の重大事あるに際して其費用にあつるが爲めに諸國の田畠に對して賦課する米を段米といふのである、或は時としては重大ならざる事柄に對しては費用の多少に准じて一國に課

した事もある、志呂宮の頭文次第は即ち同社祭祀料の配賦をなし其高を定めたものであらう、兎も角貴重な參考資料である。

參考(石清水文書所載)

宮寺并極樂寺莊園内ノ領家預所等ノ異論ヲ致シ掠領ヲ企ツルヲ停止ス

官宣旨

左辨官下 石清水八幡宮并宿院極樂寺

應永停止宮寺并極樂寺庄園、領家預所下司公文等、或號有先祖讓狀、或稱相傳文書、致異論企掠領、兼又由緒雖令傳領子孫斷絕處々付本所事

宮寺領(前畧) 備中國 吉川保(以下中畧)

右、得彼宮寺別當兼極樂寺院主法印勝清去月十一日解狀備、謹檢案内、宮寺并極樂寺領庄園別宮等者、或勅免官省符之地、或雖爲御封會料米便補保、數代國司奉免之上、又各被下宣旨、所知行來也、仍當時別當院主知行之庄保別宮筆載干狀、右所注進也、此外先師檢校權大僧都光清注載、存生間可知行由、處分女子美濃局之庄園、并僧俗所司等以下輩相傳領掌之神領、雖有其數、不能注載、抑代別當院主以往古宮寺領、恣行處分之間、爲其門徒妻子眷屬之者、或掠籠文書、稱相傳由、或號有讓狀、猥企異論、無止神事動及違例、有限御領徒屬他家、神慮難測、狼戾無極、當時惣官任先例致沙汰之時、追返使者、遁避所當、是則代別當不分附文書之間、傳所其文書之輩、所企如此之奸濫世、奪人力爲己功、猶處之奸濫、況掠神領屬他家、豈又非重科乎、當時向後旁招人謗、外証門變非無其恐、就中近來無分附之文書、後日或稱有証文、或號相傳付屬、異論之輩多以出來歟、云領家預所、云下司公文、向後於有讓狀并稱相傳輩者、永隨停止、兼又有由緒知行宮寺園并別院之者、已有其數、件輩中於子孫斷絕處處者早可付本所之由、同欲被宣下是非思當時惣官之利潤、偏爲存將來宮寺之繁昌也望請天裁被下宣旨、件庄永爲庄別當院主沙汰、被停止私之處分者、彌專神事如在之禮奠、奉祈國家泰平之御願者、權中納言藤原朝臣雅教宣奉 勅依請者、宣承知依宣行之

保元三年十一月三日

大史小槻宿禰(花押)

中辨源朝臣(花押)

第二編 中古



(石清水文書所載)  
宮寺領安堵(按スルニ此ノ文書ハ武士ノ年貢ヲ抑ヘ兵糧米ヲ)  
(徴シ、又ハ武士ノ狼藉ヲ停止セシ爲メノ者也)

源頼朝下文

八幡宮寺領

御判 右大將家 頼朝

(前略)

備中國 吉川保 御調別宮 相原別宮 (以下中略)

右、件庄々者八幡宮寺往古神領也、而近年之間、依平家追討、守護武士等、或猥抑留御年貢、或宛催兵糧米云々、因茲往代之佛神事用途併陵遲、返々不便事也、凡神社佛事寺領何令成其妨哉、况當宮御領哉、早停止兵糧米并旁狼藉、任先例、隨宮寺使下知、可致其沙汰一天下誰人不仰神德者、四海之内何者令忽(結)當宮御事哉、武士之濫吹甚以不穩便也、神慮有其恐者、令永停止件武士等狼藉可致其沙汰之狀如件宜承知不可違失、以下

元曆二年正月九日

十一、郡内散在の別宮并に所領地内の八幡社の現況

吉川保

吉川とは、往昔多氣郷に屬し、元八ヶ村ありしが天和年中千木村、正行村、河内田村、藤田村を合せて東吉川村といひ、宮尾村、西莊田村、小茂田村、布郡村を合せて西吉川村としたり、明治七年十月之を合併して吉川村となし、更に明治二十二年四月黒山を合せて吉川村と稱す、而して今の吉川村は吉川、黒山の二つの大字よりなれり。

古事談に

元正下ニ向八幡御領備中國吉河保二季御上洛之間着三室泊俄心神違例如亡片鬢如雪變也成奇異之思令三巫卜之處吉備津宮託宣給云々適下ニ向當國依不聞其曲所成崇也、云々忽押歸參詣御宮吹皇帝以下秘曲等之間白鬢立尋常云々

此事十訓抄にも見へたり、此事全社縁起に記せる一節によれば左の如し、

偕此事態を按するに吉川保八幡社二季御神樂に當時平安朝庭勅願所山城石清水男山の樂人大神元正は樂人代表人物の名少くとも奏樂手六名及び身邊の人馬小ものに至るまで數十人は下向せる事明かなり、併も大神元正は辱くも吉備津神の所望に依り秘曲を奏せし非凡の樂師平安朝に於ける尤道の眉目と稱へらるる人に於ておや併も此下向を請け御神樂を奏したる八幡社頭の壯觀と我吉川保の名譽と同時に男山八幡宮の神領にして云々(下略)

郷社八幡神社 上房郡吉川村字苜覆山鎮座 祭神 應神天皇、仲哀天皇、神功皇后

本社の創立は社記によれば貞觀三年九月二十六日なりと傳ふ、其後永長元年丙子八月十五日再興慶長九年木下肥前守社務所扣所を造營し、寛永十八年中木下淡路守廊下を再興し、其後木下家に於て屢々修理寄進等ありたり、神領地として三町五反歩を寄せられたるよし見ゆ。

一社の職員としては、大禰宜、小禰宜、右行事、左行事、又社僧としては金福坊、福仙坊、長福坊、井上坊、千藏坊等の六坊あり、應永二年癸亥八月社殿を再建し、又社僧寺をも改築し、光林山神護寺と名付けたるよし傳へたり、別當神護寺今尙存せり。(天台宗)

一説によれば、本社は元天安元年黒山八幡森に一小社を造營し、之を松原八幡宮と稱し、永長元年八月十五日現今の苜覆山に奉遷すと傳ふ、當時の記録として不明の文字多けれど棟札を存す、當時の奉遷宮齋司、加夜國造神主禰宜十八座なりといふ、應永二年拾月十五日大禰宜宮部瀧磨の記事奉遷由記あり、  
應永二年再建の棟札は

大願主社僧阿闍梨 宗 光 法 印  
奉再造營八幡宮本社一字 御聖壽萬安 天下泰平國家安全五穀豐饒諸難消除  
于時應永二乙亥年八月五日 飛彈國住人工匠藤原朝臣甚兵衛廣兼

又本社棟木に社僧宗光應永五年隨神門の棟木に、應永十二年五月と記せり。



本社に傳ふる古式祭年中行事には、

一月一日 弓引祭 一月三日 鳥追祭 一月十四日 粥管祭 二月廿日 祈穀祭 三月三日 春季祭 四月一日 末社祭  
 六月一日 田植祭 七月十八日 火燈祭 八月十五日 氏子信徒大祈禱祭 十月廿六日 大祭  
 などあり、所藏の文書等尠からず、重なるものを擧ぐれば左の如し。

備中州吉川邑 八幡大神靈祠記

仲尼曰無憂者其惟文王乎以王季爲父以武王爲子父作之子述之公定竊以於吾 大日本國亦有如斯者乎曰 應神天皇其人也以 仲哀帝爲父以 神功后爲母以 仁德帝及菟道稚郎子爲子況文王有姜里之厄 天皇無一日之窮乎謹按日本書紀 仲哀帝容姿端正身長十尺孝德聞於天下 神功皇后幼而聰明淑智容貌壯麗且 仁德之仁政稚郎之克護膾炙人口我豈贅焉 仲哀帝即位八年強擊不服之熊襲 王師不利九年春二月 崩於筑紫禮日宮皇后與大臣等相謀深秘 帝喪潛殯于豊浦宮時 皇后有身而天神地祇授三韓皇后蒙神助賴群臣征新羅而百濟高麗亦歸 順凱旋之後以歲次庚辰冬十二月生 天皇於筑紫之蚊田既產之夫生腕上其形如軀是肖 皇后雄裝之負輓國俗號輓謂褒武多故稱其 名謂 譽田天皇蓋譽田與褒武多和訓相近故也又號 胎中天皇幼而聰達立監深遠動容進止聖表有異焉逮承 鴻緒卜 皇居于大和輕島豐明宮而後 祀天神祭地祇惠臣庶憫孤獨故四海浴恩三韓歸化直岐王仁來于百濟而弘文學兄媛弟媛到自吳國而弄機杼國樞人士毛之貢歷世不絕枯野船焦 餘之琴身古希有至若降誕二十之王非有華封之祝永保一百六壽豈期鼎湖之丹所謂無憂者以此焉天皇四十一年春二月甲午朔戊申崩于明宮至 于 欽明帝三十一年冬肥後國菱形池邊民家兒甫三歲 神託曰我是人皇第十六代 譽田八幡麻呂也諸州垂跡于神明今又顯于此其後差 勅 使移而鎮坐於豊前國宇佐宮又山州石清水創基於 清和帝御宇相陽鶴岡相攸於 後冷泉帝代自時厥後國郡則營大廟縣邑則 立小祠故無處 不有此神廟祠蓋 神德靈感山鳴谷應 或託清麻呂詩姦臣之跋扈或告行教師爲 王城之鎮護故置供祭之田差奉幣之使修放生之命淑臨時之 祀苟明信蘋蘩之典無所不至焉且聞伊豫守源賴義曾祈石清水 神廟求男子果生嫡子義家及長往詣 神廟加元服因號八幡太郎又源武衛賴朝 開幕府於鎌倉之日移由比之 舊廟於鶴岡嶺每年以正月朔日爲奉幣之期爾來武備之家雖鞭笞之士悉無不尊崇推戴焉 至是采邑在喜備國內 封疆雖小曾立 八幡祠凡十許所就中上方郡吉川邑 古祠去治所可十六里 支那 父老相傳應永年間社僧宗光募緣所營造也至今三百年故丹 楹全剝雕梁半蝕是以謝絕世俗紛華想見古風朴素其爲境也嶺橫峯秀林木鬱茂幽谷小岡野徑人稀盛時巫覡混處農家然每逢歲時菲薄祀典破帽 弊衣殆存朔羊 不定以封內 靈祠在治文年一必詣 本祠今也隨舊例恭薦清酌之奠聊表寸心之忱祝之以辭。

其辭曰

神昔在胎伐三朝韓 聖善戎裝倚賴天祐率百官旌旗耀日鳴和鑼松浦細 麟上釣竿占卜相從堪并歡蒙衝關艦淺。洪瀾艦千里無患難 敵國遙望膽先寒班攻墨守計百端不竭矢石不放彈王侯面縛傾我冠堅約歲貢帛箋箋振威異域凱歌還瑞雲度海玉龍蟠 誕彌行宮過夢蘭一登 寶位政令寬子女 壽老福多般百世德澤餘 靈壇白雲深處林木塔勝區寂闐聳巒曉霞夕霧遶舊欄巫覡祀典酒不乾武夫拜詣駐馬鞍寧禱小 福竭心丹仰冀四海永安。

寶永七年龍集庚寅秋九月穀旦

備陽葦守縣令兼肥州牧豐臣 不定欽識

八幡神社所藏文書寫

備中賀陽郡吉川村當八幡宮境内之山林竹木剪取候事一切令停止畢若背此旨於有之者急度曲事可申付者也  
 寬永廿壹年三月八日 木下淡路守利當 (花押)  
 吉川村 神護寺

備中賀陽郡吉川村當八幡爲寄進荒之内せい田地五反令扶助畢全可爲社領者也  
 寬永廿壹年三月八日 木下淡路守利當 (花押)  
 吉川村 神護寺

於其社頭

御安全之御祈禱被仰付候視司宜執行可有之仍白銀十兩被爲成 神納候以上  
 正月廿九日 松元源治兵衛

一當山境内竹木伐採るべからざる事 一當山にて殺生なすべからざる事 一當山内にて牛馬を飼べからざる事  
 寬永廿壹年三月八日 社僧 神護寺

建物 本殿、幣殿、拜殿、廊下、隨神門、社務所、等あり。



境内地反別

以上本社は社域擴大清淨にして社林巨木繁茂し風致に富み社殿宏壯完備し多數の氏子あり基本維持の方法確立せり然れども日常奉仕の神職なく毎月半數以上他より兼務神職の奉仕あるといふ然れども祭祀儼修せられ神徳炳然社頭興隆敢て往昔に渝らざるが如し本縣下に於ける石清水八幡宮寺所領内の神社として牛窓別宮たる郷社牛窓神社美作郷社梶並神社と並び尤も史料の傳はれると崇敬集中の神社たる事を認む。

【石清水文書所載】（備中國水内庄相傳証文 繪旨御下知等十二通）

後村上天皇繪旨寫

（折封ウハ書）

駿河少路權別當僧都御房

左中將隆家

八幡宮領備中國水内北庄公文、木工左衛門入道成教、左衛門次郎重房以下、年貢米仰留事、奏聞之處、不叙用先度繪旨之條、太不可然猶嚴密加下知、可被全神用之由、天氣所候也、仍執達如件

九月廿日

左中將隆家

駿河少路權別當僧都御房

コハ備中國水内北庄公文ノ年貢仰留ヲ禁止セシモノ也

後村上天皇繪旨寫

八幡宮領備中國水内北庄、止方々妨、可令全知行者、天氣如此、仍執達如件

正平十七年十一月廿二日

左中將（花押）

駿河少路權別當法印御房

コハ水内北庄方々ノ妨ヲ止ムルモノ也

左近將監某施行狀寫

石清水八幡宮領備中國水内北庄雜掌家繼申、當所事訴狀副具如此、弘石大和守資政濫妨云々、事實者太不可然、早退彼妨、沙汰付下地

於雜掌、可被執達進請取狀、使節更不可有緩急之狀、依仰執達如件

貞治三年十月十四日

左近將監（花押）

宮下野入道殿

コハ弘石資政水内北庄ノ濫妨ヲ停止シ社家雜掌ニ交付セシムルモノ

左近將監某施行狀

石清水八幡宮領備中國水内北庄雜掌家繼申、當所事、重訴狀如此、子細見狀、弘石大和守資政濫妨之間、被仰守護人之處、不事行云々所詮三村左京亮相共役彼所、止資政之妨、沙汰付下地於雜掌、可被執達進請取狀、使節緩急候者、可有其咎候狀、依仰執達如件

貞治四年九月八日

左近衛將監（花押）

美作周防入道殿

コハ資政水内北庄濫妨ノコトヲ重ネテ停止ス

室町將軍家奉行人施行狀

石清水八幡宮雜掌申、弘石大和入道、森戸次郎左衛門入道以下輩、備中國水内北庄致濫妨由事、重申狀、具書如此、度々被施行之處、不事行云々、甚不可然、不日止彼妨、沙汰付雜掌、可執進請取、更不可有緩急之旨、可被下知代官之狀、依仰執達如件

應安六年十二月十四日

沙彌（花押）

澁河右兵衛佐入道殿

コハ水内北庄弘石森戸等ノ濫妨ヲ停止ス

室町將軍家奉行人施行狀寫

石清水八幡宮領備中國水内北庄雜掌申、弘石大和入道并守護家人森戸次郎左衛門入道以下輩致押妨由事、重申狀、具書如此、庄四郎相共、不日沙汰付雜掌、可被執達進請取更不可有緩急儀之狀、依仰執達如件

應安七年十二月廿四日

沙彌（花押）

松田左近將監入道殿

コハ水内北庄押妨停止セルモノ也

第二編 中古



室町將軍家奉行人施行狀

石清水八幡宮領備中國水内北庄<sup>雜掌</sup>□申、弘石大和入道并守護家人森戸次郎左衛門入道以下輩、致押妨由事、重申狀、具書如此松田左近將監入道相共、不日沙汰付雜掌、可被執進請取更不可有緩怠儀之狀、依仰執達如件

應安七年十二月廿四日

沙 彌 (花押)

コハ水内北庄押妨停止ノモノ也

室町將軍家奉行人施行狀

石清水八幡宮領備中國水内北庄事、去年十二月廿四日□奉書如此、案文遣之早<sup>任</sup>□被仰下旨、庄四郎相共、菴<sup>彼</sup>□所、沙汰付雜掌、可被執進請<sup>取</sup>若有子細者、可注進之狀如件

應安八年二月九日

沙 彌 (花押)

小河兵庫助殿

コハ水内北庄ヲ雜掌ニ交付セシム

細川氏久遵行狀寫

此遵行者善法寺へ雖被申請如元此方へ被返付之時、被副渡之者也

石清水八幡宮領備中國水内庄年貢等事、早任施行旨、可被沙汰付善法寺阿子々丸代之狀如件

長祿三年十二月廿日

<sup>(細川氏久)</sup> 上 總 介 (花押)

庄藤右衛門尉殿

石川源三殿

コハ水内庄年貢ヲ善法寺方ニ沙汰セシム

室町將軍家御教書寫

石清水八幡宮領備中國水内北庄事、當知行之上者、任給旨拜御教書等旨、彌全領知、可被專神用之由、所仰下也、仍執達如件

寬正四年七月十日

<sup>(細川義之)</sup> 右 京 大夫 (花押)

當宮駿河少路法印御房

コハ水内北庄ノ領知ヲ全ウセシム

甲清讓狀

備中國水内庄、同攝州欠郡之内、三津寺庄、有子細讓渡申所也、貴所田中坊御相續候付者、以御子息可被罷立也、御子息遅々間者、可有進止者也、仍讓狀如件

天文廿一年九月吉日

駿河少路甲清 (花押)

清滿丸殿

コハ甲清水内庄及ビ三津寺庄ヲ長清ニ讓ル

備中國水内庄相傳讓狀証文

德阿彌請文

請申

石清水八幡宮御領備中國水内庄德阿彌方預申分、任被仰付之旨、於御公用者、<sup>毎</sup>□年如約、月漆拾貫文御契約狀之旨まかせ、嚴重ニ可致取沙汰候、万一不法懈怠未進之儀候者、雖爲何時、代官職をめしはなされ候へく候、

一たん錢ハ、地下へ直ニ御いけ候て、めされ候へく候、

一地下げんたん出來時者、上使を申下、代官相共、可致其沙汰候、此條之契約申候上者、更ニ雖爲何時、一言子細を不可申候、仍爲後日、請文狀如件

嘉吉元年拾月十三日

德 阿 彌 (花押)

高橋光秀請文

預申

八幡宮寺御領備中國水内庄所務職事

右、於彼年貢者、漆拾貫文仁所請申也、此内貳拾參貫參百卅文者、御所司方、殘肆拾陸貫六百六十五文、任先例約月之旨、無不法懈怠可致沙汰候、万一無沙汰之時者、雖爲何時、可有社家御直務候、其時更一言之子細不可申候、反步者、任先々例、可有御成敗候、仍爲

第二編 中古



後日、請文之狀如件

長祿參十二月廿六日

御奉行所

高橋兵庫助光秀(花押)

高橋光秀請文

石清水八幡宮領備中國水内庄御公用事、任御契約狀之旨、毎年請切肆拾貫文、於山崎、拾月中ニ可致其沙汰、万一致無沙汰候者、雖爲何時、如元肆拾陸貫六百六十五文ニ可有御成候、爲後日、請文如件

文明參辛卯霜月十五日

高橋兵庫助光秀(花押)

駿河少路殿

小篠周防殿

道岡經房請文

預申

石清水八幡宮領備中國水内庄本所分御神用事

合參拾五貫文者

右、每年自拾月十二月中爲京着分、所請切申實也、万一雖爲旱水損、一切不可有無沙汰之儀候、若致無沙汰候之者、屋形へ被仰達、御代官職可有御改易候、於未進方者、可預御催促候、其時一言之子細不可申候、仍爲後日、請文如件、

文明五年三月十四日

道岡右京亮經房(花押)

駿河小路殿

御奉行所

上田光實請文

預申

石清水八幡宮領備中國水内庄半濟方御神用之事

合貳拾五貫文者

京着也  
除御殿司分

後日、請文之狀如件

長祿參十二月廿六日

御奉行所

高橋兵庫助光秀(花押)

高橋光秀請文

石清水八幡宮領備中國水内庄御公用事、任御契約狀之旨、毎年請切肆拾貫文、於山崎、拾月中ニ可致其沙汰、万一致無沙汰候者、雖爲何時、如元肆拾陸貫六百六十五文ニ可有御成候、爲後日、請文如件

文明參辛卯霜月十五日

高橋兵庫助光秀(花押)

駿河少路殿

小篠周防殿

道岡經房請文

預申

石清水八幡宮領備中國水内庄本所分御神用事

合參拾五貫文者

右、彼御神領御代官職事被仰付候、畏存者也、仍請口以別儀、過分ニ御減少候上者、假雖爲天下平均之大損之時、不可致壹錢之無沙汰候、万一昔請文之旨、令難澁者、如元肆拾貫文ニ可有御成候、尙以於兎角申者、則御代官職可有御改易候、其時不可及一言之儀候、仍爲後日、請狀如件

大永貳壬午六月廿八日

上田近江守光實(花押)

駿河少路殿

御奉行所

廣幸書狀寫

御判在

就社家大用□庭備前を以申段、御同心候條、神忠候、然上者、水内庄本主方公用之事、來成年より至申年、契約申者也、若於已後、兎角申者出候者此以契約狀之旨、本主方永代可御進退候、次公用都合之事者、三田勘解由左衛門方へ申談候、又大損之時者、十壹年令除申定候、年記可相延候、恐々謹言

文龜元年辛酉十二月十日

廣幸在判

杉三郎兵衛尉殿

高橋光實書狀寫

(端書書)

「五郎方書狀案文」

就水内半濟方之儀、御札令拜見候、仍彼在所之事、同名兵庫助依某知行分押領任、及取相、牢人仕候而、落居候間、爲與力被官等、兵糧所押置候、于今未落居候、當年御公用之事者、如此取相子細、御使具御存知候、可被思召□□雖然爲上分五百疋分可渡進之由、申付候之義御使不被聞分、違亂之條、不及是非候、將亦御卷數五明二本下給候、畏入候、左太至候へ共、引合一東進入候、其懼候、恐々謹言

永正十四十二月七日

光實 在判

八幡山

駿河少路殿

參る貴報

第二編 中古



表書

駿河少路殿

參る貴報

高橋光實書狀

尙々申入候藤四郎かたへも被置候御札共畏入存候定而御返事可申候

當庄本主半濟、就御公用候、中村彌八郎御下候、以先目出度候、殊ニ御卷數并五明知御札到來候、忝頂戴仕候、

一當年事者、去四月より外内郡共及取合、于今無一途候、殊ニ當庄之事四八日三村取懸候て、大略發向仕候、沙汰限ニて候、雖然及合

戰、敵數人打取候、本意達候條、以先可御心安候、然間地下之儀沙汰限ニ申日指ニ申候、御公用一向無御座候へ共、連々御扶持申候間

以他借、本主半濟引合拾參貫五百文被進上申候、隨分奉公ニて候、能々可被思食候、

一本所分杉方へ之御引渡去年迄ニ候ニ存候、其御借狀、杉方へ見せ候て、すゝむひかせ上可被申候へ共、國之總劇付而、他所ニ置候間

通路然々なく候間、延引仕上不申候、委細者中村殿へ申候、

一雖乏少候引合拾帖上進申候、表祝儀計候、

一去夏以來、我等辛勞、于今は候ハす候、國之時儀、如定可成行候哉、去月九日ニ、成羽表ニて、可然合戰共候て、大略上野利運ニ

成行候、可御心安候、我等も可然者共、一兩人打取させ候て、膝氣仕候、乍去於合戰者、利運仕候間、本望候、乍然御祈念印ニ忝存計

候、恐惶謹言

拾二月二日

光

實(花押)

駿河少路殿

參る尊報人々御中

上田家實書狀

(折封ウハ書)

永祿九

八幡宮

上田近江守家實

駿河少路殿

參る貴報

尙々少分之至候へ共、杉原貳十帖進上申候、誠御祝儀計候、就中爰許様躰從兩人可得貴意候、

貴札畏而致拜見候、仍御祈念卷數御香水并五明貳本被送下候、忝頂戴仕候、隨而水内庄御公物去年分之義、一廉雖可運上候、爰許不慮

之子細候て、一圓不相叶躰候へ共、只今之儀、某申付候之間、隨分相調向所之分、五貫文上着申候、尙於趣旨、三寺和泉守殿可右御被

達候、恐惶謹言

三月十日

家

實(花押)

八幡宮

駿河少路殿

參る貴報

石清水文書ノ六(菊大路家文書)

善法寺尙清處分狀寫

四通

處分目錄

權別當康清

正八幡宮檢校職并庄園田畠屋々敷山上山下坊舍敷地等事

一正八幡宮檢校職

(中略)此領内雖有庄漏之領、於正宮領者、不漏一所、悉康清可令知之也

一別相傳領

(中略)備中國水内庄

(中略)於所漏讓之山上山下屋々敷田畠者、一向可爲康清之進止也

右、此庄々并田畠屋々敷坊舍庫倉二字日記文書并所有之財寶以下之具足等、悉康清可相傳領知也、但至文書等者、通清(入付)隨要用相觸之時

可書遺案文也、如載所書與通清之處分狀所讓與千康清之庄園田畠以下屋々敷等、通清同母義雖一事於致違亂者、通清可爲不孝之仁、

然者所令處分于通清之所帶以下、悉康清令管領之、可相傳領掌也、康清一腹之姉二人者康清可加扶持也、次 禁裏 仙洞御祈禱者、予

第二編 中古



代々相傳之御師壇也、通清康清兩人相共可勤仕也、次今出川殿御一統御祈者康清可相傳奉仕也次關東將軍家并西明寺殿御一統御祈者尙清令相傳所令勤仕也、同康清令門跡相傳可致御祈禱也、仍爲後日處分狀如件

應長元年十二月十五日

石清水八幡宮寺檢校法印大和尚位 在御判

渡申應長讓狀は、跡なくなり候はんする程に、自然所領目六等、爲後証、以契約之同筆あんをうつして、裏判なくはへ候て進之候也

應安五年七月五日

室町將軍家御教書

石清水八幡宮領備中國水内庄 駿河少路果清事、被充行訖早可被領知之由所被仰下也仍執達如件

文安四年九月十六日

善法寺法印權大僧都御房

細川勝元施行狀

(折封ウハ書)

細川 上総介殿

石清水八幡宮領備中國水内庄事、早任御判之旨、可被沙汰付善法寺阿子々丸代之由、所被仰下也、仍執達如件

長祿三年十一月十五日

細川 上総介殿

水内庄

水内庄は今は大字原、影、中尾の三大字よりなれり、然れども現在の下倉村も元水内庄の内なりといふ、石清水文書備中水内庄相傳証文の内年代未詳、九月廿日を始めとし、正平十七年十一月廿二日文書、外八通は水内北庄としるし長祿三年十二月廿日之文書外十三通は水内庄とのみ記するしあるを見れば、水内北庄とは今の水内村一帯を指したるものにて、水内庄とのみ記せるは今の下倉村字ニゴ字草田邊までも及ぼして書けるものか即ち水内村大字原にも下倉村にも各

右京 大夫 (花押)

(細川勝元)

右京 大夫 (花押)

(細川勝元)

右京 大夫 (花押)

右京 大夫 (花押)

々八幡神社を祭りてあり、而して別當神護寺は大字原の村社八幡神社内に残り。

吉備郡水内村大字原字宮の脇鎮座 村社 八幡神社 祭神 仲哀天皇、應神天皇、神功皇后

由緒 吉備郡神社誌によれば、當社は創立年代不詳と雖も、備中誌に水内村山本古城を載せたる中に、此城三村元親の臣山本左馬介兼一在城す、天正二年落城云々あり、されば社も城も原村にありて、武神に座せば、城主も崇敬せし社ならむか、又攝社に原神社あり祭神大國主命を齋き祭れる神社にして、遠近人民の崇敬厚く常に參拜するものたえず。現狀は本社境内地續きに神宮寺今も尙残り、社守一人ありて祭祀を營めり。本社もと社家高杉家の奉仕なりしが、今は他より兼務し日常の奉仕を缺げり。境内後ろは山を負ひ、社林の麓に神田池といふ池あり、風致よろしき社頭なり。此神社に關係ありし、寶珠寺(眞言宗)といふありしよし、水内村の内には、此外村社長御崎神社ありて祭神相殿に譽田別命を祭り、社傳によれば、正平六年八月二十七日此地の郷士皆見重三八幡宮を合祀せりといふ、また下倉村の内にも、字ニゴに村社八幡神社あり、又草田にも、村社八幡神社あり、何れも石清水所領の關係によりて奉祀せるものならん。

石清水所領の關係僧坊神職等を置かれしは想ふに、大字原の村社八幡神社ならん、本社は祭日九月十日建物本殿拜殿幣殿、神庫等あり、境内地域五百坪、氏子三百四十二戸を有し居れり。

參考(大日本古文書石清水文書第一所載)

甲上別宮神殿造替日時

賀茂家榮日時勘文

擇申可被造替甲上別宮神殿雜事日時

始末作日時 二月十四日庚寅 時辰巳

立柱次第 先南次北次東次西

元永二年正月廿七日

第二編 中古

居礎日時 同日庚寅 時巳午

立柱上棟日時 廿六日壬寅 時辰巳

縫殿頭賀茂朝臣家榮



八幡別宮備中國坐云々、去年九月廿四日、伴神殿依有死人被造替也、依權別當消息、擇申之  
石清水文書ノ六(菊大路家文書及拾遺)

室町幕府奉行衆下知狀

石清水八幡宮領備中國櫛代郷平等王院事、御敵同意之上者、早致知行、可被專神用之由、所被仰下也、仍執達如件  
(備後元力)

文明五年八月十六日

善法寺法印御房

加賀守(花押)  
丹後守(花押)

以上調査記載の外備中國甲上別宮は所在不明なるを以て、甲上の文字或は田上の誤りにて、吉備郡新本村は和名抄に田上郷と見ゆるを以て、田上郷後庄園となり田上の新庄田上の本庄と稱せしを合併して新庄本庄を新本村と號す、而して今の山田村久代村ももと田上郷の内なり、その櫛代は元文明十五年の石清水文書によれば八幡宮寺領の關係ありしを以て、甲の字田の誤寫より來れるならんかとおもひ、又後月郡西江原村甲山村社八幡神社あり、甲上の上の字山と誤寫によりて傳はりしかと思ひ、實地の調査を遂ぐ、田上郷即ち新本村大字浪月及び大字免田にも村社八幡神社あり、何れの社も古社にして兩社共宇佐八幡宮の分靈を勸請せるよしを傳へ、舊領主の崇敬篤く社域宏大にして建物完備しおれるも、甲上別宮たる徵証すべき史料一も現存せず、甲山八幡神社は所在の地西江原を八幡庄といひ、建久元年源家の武士那須與市の勸請に係る山緒を傳へ、社殿の後背は一大古墳にして圓墳其形甲の形をなせるを以て、故に甲山といふとあり、此社の別當寺たる神宮寺今も附近に現存す、金藏院といふあり(今此處に庚申堂残り)之れを權の別當といふ、此庚申堂に僧形八幡の木像あり、其木像の側に建久元年那須與市より預げ置く月の三日云々と記しあるよし、又神宮寺云々の文字ありといふ、されど甲上別宮としての史料徵証なし、因つて大正十二年五月東京帝國大學史料編纂掛に於て保管中の官幣大社石清水八幡宮田中派文書を閱覽を乞ふて見るに、正しく甲上別宮と記しあるを見る、然るにかゝる由緒ある別宮も星移り物變り歲月を経るまゝに此等史料を湮滅せるものならん、實に慨かはしき極みなり、他日尙調査を遂げ是等史料の發見に努めたき事共なりかし。  
(岡山縣史蹟名勝天然記念物調査報告に據る)

### 第三十五章

### 歷代大嘗祭主基田卜定と吉備郡

歷代天皇の行はせ給ふ御一代一度の大嘗祭には悠紀主基の國あり此の二國の稻を用ゐて神饌と爲す、中世以後丹波備中を以て交番に主基と定めたり。其の度毎に主基方風俗歌として名所を詠せるものあり。以下之を略説すべし。

【古事類苑】神祇部に(前略)凡ソ大嘗祭ニハ、悠紀ノ國アリ、主基ノ國アリ、之ヲ兩齋國ト云フ、即チ此二國ノ稻ヲ用キテ神饌ト爲ス、故ニ預メ其國郡ヲトス、是ヲ國郡卜定ト云フ、中世以後八郡ノミヲトシテ國ヲトセズ、毎ニ近江ヲ以テ悠紀トシ、丹波備中ヲ以テ交番ニ主基ト定メタリ、多クハ其年ノ四月中ニ行フ例ナレドモ、時宜ニヨリテ早キハ二月ニ行ヒ、晚キハ九月ニ至ル事アリ、然レドモ、何レモ即位後ノ事ナルヲ、後白河天皇、後伏見天皇ノ二朝ニ在リテ、即位以前ニ行ハレタルハ異例ト云フベシ、國郡卜定ニ次デ檢校行事等ノ職員ヲ定ム、檢校ハ祭祀ニ關スル一切ノ事ヲ監査董督スル職ニシテ、大中納言參議ヲ以テ之ニ充ツ、行事ハ悠紀主基ニ分レ、各其事ヲ分掌スル職ニシテ、辨官等ヲ以テ之ニ充ツ、次ニ行事所始ノ事アリ、檢校行事等ノ職員、日時ヲトシテ行事所ヲ開始シ、宣旨官符等ノ奏請宣行ヲ始トシテ、出納所、齋場所、小忌所、細工所、女工所、樂所、風俗所、和舞所、大炊所等ノ預ヲ定メ、或ハ才伎藝術ノ人ヲ選ビテ、各其職ニ從ハシムル等、凡ソ此祭典ニ就キテノ政令、大概此所ヨリ出デザルハナシ、

八月下旬、悠紀主基ノ拔穗使ヲ卜定シテ齋國ニ發遣ス、拔穗使ニハ宮主卜部ヲ以テ之ニ充ツ、各其齋郡ニ到リ、國司ト共ニ薦享酒醴ノ料稻ヲ拔キ取り、九月下旬歸京シテ之ヲ齋場ニ納ム、又八月上旬、大祓使ヲ卜定シテ五畿七道ニ發遣シ、伊勢大神宮ノ爲ニハ特ニ同使ヲ近江、伊賀、伊勢ノ三國ニ遣ス、大祓使發遣ノ後、奉幣使ヲ差遣シテ、伊勢大神宮ヲ始メ、五畿七道ノ大小ノ神社三千一百三十二座ニ幣帛ヲ奉ラシム、是ヲ大奉幣ト云フ、即チ祈年祭ニ預ル所ノ神社ナリ、別ニ由奉幣ト云フアリ、大嘗祭ヲ行ハントスル由ヲ神祇ニ告ゲ給フナリ、初ハ伊勢大神宮ニノミ奉幣セシガ、後ニハ石清水、賀茂ノ二社ヲ加ヘテ、是ヲ三社ノ奉幣ト云フ、後世大奉幣使ノ典廢スルニ及ビテモ、此奉幣ノミハ行ハレタ



リ、又八月上旬、神祇官ノ史生ヲ河内、和泉、尾張、參河、備前ノ五國ニ遣ハシテ神御ノ雜器ヲ監造セシメ、九月上旬ニハト部ヲ紀伊、淡路、阿波ノ三國ニ遣ハシテ、神御ノ雜贄ヲ監作セシム、共ニ之ヲ由加物使ト稱ス、(下略)

卯ノ日平明、神祇官幣帛ヲ祈年祭案上ノ神祇ニ班テ、夜ニ及ビテ天皇廻立殿ニ行幸アリ、沐浴ノ後祭服ヲ著ケテ悠紀ノ正殿ニ御ス、小忌大忌ノ群官參入ノ後、宮内官人、吉野ノ國栖ヲ率井テ古風ヲ奏シ、悠紀ノ國司歌人ヲ率井テ國風ヲ奏シ、出雲、美濃、但馬等ノ語部ハ古詞ヲ奏シ、隼人司ハ、隼人ヲ率ヒテ風俗ノ歌舞ヲ奏ス、次ニ天皇親ヲ神饌清酒ヲ神祇ニ供ジ、亦自ラ御饌ヲ喫シ給フ、(中略)辰ノ日ハ悠紀ノ節會ニシテ、御膳及ヒ白黑酒ヲ天皇ニ供ジ、臣下ニモ亦饗膳ヲ賜フ、(中略)標山ヲ立ツル事アリ、(中略)標山ハ悠紀主基兩國司ノ列立スベキ標木ニシテ、山形ヲ作り、種々ノ裝飾ヲ施セルモノニテ、卯ノ日齋場ヨリ供神物ト共ニ之ヲ輓ク、是亦東山天皇貞享以後ハ廢絶セリ、(中略)午ノ日ニハ豐明節會アリ、悠紀主基兩國司、及ビ群臣ヲ豐樂院ニ會シテ宴ヲ賜フ、吉野國栖歌ヲ奏シ、久米舞アリ、吉志舞アリ、五節舞アリ、宣命使宣命ヲ讀ミ、群臣録ヲ賜ヒテ退出ス、其他御膳獻酒等ノ次第、他ノ節會ニ異ナルコトナシ、抑大嘗祭ハ其義全ク新嘗祭ニ同ジキヲ以テ、古ハ大嘗ヲモ新嘗ト書シ、新嘗ヲモ大嘗ト書シテ、其區別明ナラズ、故ニ清寧天皇二年十一月ノ大嘗、皇極天皇元年十一月ノ新嘗ノ如キハ、共ニ即位ノ大嘗ノ如クナレドモ、其實果シテ如何ナリシカ、之ヲ知ルベカラズ、天武天皇ニ至リ二年十一月ニ、即位ノ大嘗アリテ、其五年及ビ六年ニ新嘗ノ事アリ、是ニ至リテ大嘗新嘗ノ區別稍明ナリ、(中略)後世兵亂相踵ギ、朝廷ノ典禮大ニ衰フルニ及ビテ、此大典モ亦舊制ノ如ク行フコト能ハズ、御土御門天皇ノ文正以後ハ、永ク中絶セシガ、東山天皇ノ貞享四年ニ至リテ再興セラレシニ、中御門天皇ノ時復タ行ハレズ、櫻町天皇ノ元文三年、更ニ復興セラレテヨリ以來、永ク歷朝不刊ノ大典ト爲レリ。

國郡卜定 和謠集ノ事書ニ、大嘗會ノ悠紀方主基方アルハ何事ゾ、悠紀主基共ニト食<sup>ウラバ</sup>ノ心アレ共、先悠紀ハ神事ニ潔齋スル義也、サレバ日本紀ニハ齋忌ト書テ、ユキトヨメリ、潔齋ノ故也、主基トハ次ト云心也、大嘗會ノ時、神祇官ニ仰テ、御門新嘗シテ聞食ス時ノ國ハ、何クカ可ニ能カルト御トアルニ、神ノ御心ニ叶ヒテ、其國ヲト思食ガトニ合也、

是ヲト食トハ云、墨ヲ以テ龜ノ形ヲ畫テ是ヲ燒クニ、ヤケテ行方ヲトニ合ストハ云也、其方ノ米ヲ新嘗ニ用ラルレバト食トハ中也、○中 近比ハ只悠紀ハ近江國バカリ、主基ハ丹波ト備中ト打替々々勤ムル也、○中 昔ハ其國不<sup>ラ</sup>定、今三箇國ヲ定様ナルハ、近來ノ事ナルベシ、此トヲ龜トト云也。

【玉勝間ハ】大嘗ゆきすきの國  
大嘗の悠紀主基は、かならず京より東と西なる國を定めらるゝやうに見えなれども、さしもあらざるにや、神龜元年の度は、由機備前國、須岐播磨國也、天平神護元年の度は由機美濃國、須岐越前國なりき。

【代始和抄】大嘗會事  
(前略)國郡卜定は、二月より九月にいたるまで八ヶ月の中は、毎月其例あり、皆即位以後の事也、但後白河院は久壽二年九月十三日國郡卜定、十月廿六日即位の事あり、後伏見院永仁六年八月廿五日卜定、十月十五日即位の事有、此兩度は即位以前まづ國郡卜定あり、尋常ならずといへども共に以て佳例ナリ、多分は四月中に行はるゝ事也、國は上古は定れる事なし、延喜以後近江をもて悠紀とし、丹波備中をもてかほるゝ主基とす、但後冷泉院は播磨をもて主基とす、郡は卜定に依也、其義大臣陣に著て、國郡の名を書て、神祇官に給ひて卜定せしむ、執筆の參議これを清書して奏聞のち、辨に給て官に下知せしむる也。

【江家次第十五】大嘗祭 卜定悠紀主基國郡事 (中略)  
天慶九年右大臣 小野宮 藤原實賴 書ニ近江四郡備中一郡、令藏人辨奏之  
承平元年左大臣 藤原忠平 著陣令大辨書之、依爲攝政一歟、  
每國二郡書之

- 一枚 近江國 坂田郡 一枚 近江國 愛知郡 一枚 備中國 英賀郡 一枚 備中國 下道郡
- 書畢後召外記一令封之、不加懸紙一外記具ニ
- 大臣取之入宮 外記退出 (中略)
- 悠紀 近江。滋賀 栗太 甲賀 野洲 蒲生 神崎 愛智 犬上 坂田 淺井 伊賀 高嶋



主基 丹波。丹波備中代充之。桑田 船井 多紀 水上 天田 何鹿  
 備中。都宇 窪屋 賀夜 下道 淺口 小田 後月 哲田 英賀  
 寛平 近江愛智、 承平 近江神崎、 天慶 近江野洲、 康保 近江野洲、 天祿 近江坂田、 永觀 近江高島、 寛和 近江野洲、  
 丹波多紀、 丹波水上、 備中下道、 播磨備前、 丹波水上、 丹波天田、 寛和 備中下道、  
 寛弘 近江坂田、 長和 近江甲賀、 長元 近江愛智、 永承 近江甲賀、 治暦 近江愛知、 延久 近江坂田、 寛治 近江甲賀、  
 天仁 近江甲賀、 丹波水上、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、 備中英賀、

吉備郡に於ける主基卜定の文獻左に見ゆるが如し。

- 一、【續日本後紀一】 天長十年三月巳酉、卜定大嘗會事、以近江國高嶋郡爲悠紀、備中國下道郡爲主基、
- 二、【日本紀略十三條】 長和五年四月七日庚辰、卜定大嘗會國郡、悠紀近江國甲賀郡、主基備中國下道郡、
- 【小右記】 長和五年四月七日庚辰、傳聞被定悠紀主基國之田、悠紀近江、卜定於郡、右大臣藤原行之云々、八日辛巳、(中略) 上達部參入、相共可被定也、仍卜定、悠紀甲賀郡、主基下道郡、但卜定了、以頭辨被奏也、卜定了、更以左大辨令書、大外記 招出左大辨道方、相議摩上字改書下字、大臣大辨内 内改書如何、思慮不立事歟、書謬郡名、往古不聞耳、
- 三、【後法興院記】 文正元年四月廿三日甲子、早且參武家、進大 昨日上卿御參任目出御禮也、傳聞昨日卜定之國郡近江坂田、備中下道、
- 【蔭涼軒日錄】 文正元年四月廿三日、前日同國郡卜定御參内御禮、今晨御大刀被獻也、此日陰雨昨日快晴、悉御快然云、以龜卜收、
- 江州酒田郡、備中下道郡年貢獻之、具于大嘗會御供也、尤先規也、當領主爲恨也、
- 吉備郡に於ける主基卜定、及大嘗祭風俗歌
- (一) 仁明天皇天長十年三月大嘗祭主基方卜定 備中國下道郡(續後紀)
- (二) 村上天皇天曆 十一月十六日、大嘗祭主基方卜定 備中國下道郡(備中誌)
- 大嘗祭和歌集云 村上天皇天慶九年主基備中國風俗神歌

いはや山 千早振神も君をぞ待けらしいはやの山のその戸開けり。

新千載集 村上天皇御時、天慶九年大嘗祭主基方備中國高倉山をよめる

吉備中山 常盤なる吉備の中山おこなへて千とせを松の深き色かな。よみ人知らず

(三) 一條天皇寛和二年十一月十五日己卯大嘗祭近江國野洲郡、備中國下道郡御屏風、藤原佐理書、(江家次第、玉勝間)

(四) 後一條天皇長和五年十一月十五日己卯大嘗祭近江國甲賀郡、備中國下道郡御屏風、藤原行成書、(江家次第、玉勝間、日本紀略、備中誌)

稻井 あら田なくひらける御代さ見ゆるべき稻井の水を絶すも有哉 善滋爲政

川邊川 千歳經て一たひすめる河邊川君かいてますしるしなりけり 善滋爲政

櫻井 さくら井に花の盛をわかまくに千とせの春は君さ見へき 善滋爲政

長良 はるばるさ年も豊に見ゆる哉長良の村の長彦のいれ 式部少輔正家

鼓山 打はへて萬代さのみ聞ゆるは鼓の山の音にぞありける 善滋爲政

板倉橋 君か御代板倉のはし音にのみ聞こそ渡れ年をつみつゝ 善滋爲政

吉備中山 動きなき君の御代かな真金吹きひの中山常盤かきわに 内藏權頭善滋朝臣爲政

いはや山 過にけん、程をは知らず行末も久じかるへきいはや山哉 善滋爲政

(五) 後冷泉天皇、寛德三年十一月十五日、大嘗祭悠紀方近江國甲賀郡、主基方備中國英賀郡御屏風、源兼行書、(玉勝間、備中誌)

大嘗會和歌集、後冷泉天皇永承元年十一月十五日主基方備中國仲夏鳥羽鳥有牧馬急蒞草人 藤原家經

牧駒のさりはの嶋の夏草はなつて後のみまよきにかれ

岩崎山 巖崎の山にむれたる眞鶴のけふこそ御代の始なりける、木工頭兼文章博士讚岐權介藤原朝臣家經

二万 御調ものはこふよほるをかそふれば二萬の里人数そひにけり 藤原家經

稻井 皆人のせき入れて作る苗代の水は稻井の流れなりけり 藤原家經

藤原池 藤原の澤ゆく池の水清み玉藻に鴨の遊ふたのしさ 藤原家經



- 妹山 秋深みうかぶ陰さへなりや川妹山の紅葉色添て見ゆ 藤原家經
- 板倉橋 行さきに万代もつむ板倉の橋より渡るきびの中みち 藤原家經
- 吉備中山 常磐なるきびの中山なかく經て細谷川のすみにけるかも 藤原家經
- (六) 後三條天皇、治曆四年十一月廿二日辛卯大嘗會、悠紀方近江國愛智郡、主基方備中國英賀郡御屏風、源兼行書(玉勝間、江家次第、備中誌)

大嘗會和歌集云。後三條院、治曆四年十一月廿一日主基方備中國日差山。

- 日指山 あかねさす日さしの山のうららかに長閑く見ゆる君か御代哉 藤原經衡
- 鼓山 名に高き鼓の山の音きけは御代そはるかに成まさりける 藤原經衡
- 板倉橋 おさまれる代のためしきを打むれてよるこびわたる板倉の橋 藤原經衡
- 板倉の里 菊つめらわさ田の稻のおほかれおさめもやらす板倉の里 筑前守從五位上藤原朝臣經衡
- 有木山 祈ることしるし有木の山なれば千とせの程のたのもしき哉 藤原經衡
- いはや山 うこなき千代を祈るいはや山さる榊葉の色かへすして 藤原經衡
- 長良川 君か代は長良の川の水すみて底なる石も玉こそ見れ 前筑前守從五位下藤原朝臣經衡
- (七) 堀川天皇、寛治元年十一月十九日丁卯大嘗會、悠紀方近江國甲賀郡、主基方備中國賀夜郡御屏風、藤原伊房書(江家次第、玉勝間)
- (八) 崇徳天皇、保安四年十一月十八日丁卯大嘗會、悠紀方近江國甲賀郡、主基方備中國下道郡御屏風、(玉勝間、備中誌)
- 雄琴の里 松風の雄琴の里にかよふにそ治まれる世の聲聞ゆ成 敦光
- (九) 高倉天皇 仁安三年 嘉應元年十一月廿二日 辛卯大嘗會、悠紀方近江國甲賀郡、主基方備中國賀夜郡御屏風、朝方伊經書(玉勝間、備中誌)
- いはや山 神代より天のおとての動きなきしるしに立てるいはや山かも 藤原清輔朝臣
- (一〇) 土御門天皇、建久九年十一月廿二日乙卯大嘗會、悠紀方近江國野州郡、主基方備中國英賀郡(玉勝間)
- 正木の山 まさき山榊木のかつら紅葉して時雨も時をたがへさりける 資實
- (二) 後堀河天皇、貞應元年 大嘗會、主基方備中國

いはや山 深みどり玉松が枝の千代までもいはやの山ぞうごかさるべき 權中納言賴資

- (三) 後嵯峨天皇、仁治三年 大嘗會主基方備中國 前中納言經光
- 巖崎山 末遠き千代のかけこそ久しけれども二葉なる石崎の松 藤原爲長
- 雄琴の里 松風も鶴も千歳の聲すなり。雄琴の里の秋の夜なく 從二位行家卿
- (四) 龜山天皇、文應元年 大嘗會主基方備中國
- 稻春歌 昔し聞神のまへ田の種なれば二萬のみこねはやそくらそつむ 大藏卿隆博
- 伏見天皇、正應 大嘗會主基方備中國 前筑前守從五位下藤原朝臣經衡
- 日差山 長閑なる春の日さしの山高み明らけき世の始めとぞ知る 隆博
- 長良川 汲人のよはひもさぞな長月や長良の川の菊のこた水 大藏卿隆教
- 正木山 時雨つる榊木の山のかひより見ゆる紅葉の色のてこらさ 大藏卿隆教
- (五) 後伏見天皇、正安三年四月廿五日大嘗會主基方備中國英賀郡卜定、(万一記)
- 二万 末遠き春をむかへの御調もの数々はこぶ二萬の里人 大藏卿隆教
- 長等川 彦星の契りの末の長良川あふせはいつの秋も絶せし 大藏卿隆教
- 小松原 みどりなるおなし二葉を引添て小松ヶ原に若菜をそ摘 隆教
- 後土御門天皇、文正元年四月十九日大嘗會主基方卜定、備中國下道郡(後法興院記、蔭涼院日記、備中誌)
- 吉備中山 文正元年主基 備中國 齋藤親基記
- はるはるさ吉備の中山麓なるゆにはの稻穂拔つそ行く



## 第三十六章 備中國鳥嶽城軍事

前伊豫掾純友は兼ての評定には、東國平將門、近江路まで攻め上らば、純友も淀、山崎に陣を寄せ、一時に帝都を攻むべしとて、將門が上洛を今やくと待つ處に、結句東國の一揆、悉く滅され、三月廿五日には、將門が首、京都に上り、梟木に懸けられぬと聞えければ、精を落し機を失ひ、如何はせんと、思ふ處に、去ぬる十二日に安藝國へ向ひたりし舍弟七郎大夫純行、僅に討成されて、同月廿七日に釜島へ引返す、又伊豫國へ向ひし前右衛門佐純乗も、始は三千餘騎と聞えしが、二百騎にも足らずして、小舟一艘に乗つて歸りければ、皆色を失ひ、又宗徒の一族寄集りて、計定意見區々なり、兎角勢を諸方へ分くれればこそ、味方小勢に成りて利を失ひつれ、今度は味方の軍勢唯一手にして、備中國より始て次第に攻下り、長門國より筑紫に渡つて九箇國を切靡け、討手下らば居ながら敵を待つべしとて、先軍勢の着到を附るに、播磨備前兩國の勢未だ七千騎に餘りければ、是にては、さまで不足はあらじとて、前右衛門佐純乗、春宮權亮純素に二千五百餘騎にて先陣させ、我身は五千餘騎を引率し、三月廿九日に釜島を打立ちける、爰に備中國守義直、當國鳥嶽に城を構へ、楯籠る由聞えければ、先づ彼城を攻むべしとて、四月朔日の卯の刻より、城の麓の方二三里、竹葦の如く打圍んで一日一夜が間、息をも繼がず、攻めたりける處に、大手の一の關を固めたる兵五百餘騎、翌日二日早且に、一度に咄と打つて出でたりければ、四方の寄手是を見て、すは城中の兵が死狂ひするぞ、我討取つて、高名せんと太刀拔設け、弓矢打番ひ、備を立てて進みたり、五百騎の兵共、如何思ひけん坂中にて今まで籠りたる我城に、各一矢づつ射懸け忽ち甲を脱ぎ、頸を伸べて、をめぐりと降人にぞ出でたりける、城中中々是に弱りてさしも、忠を存じ義を專とせし者共も、今は何にも叶難とて、五人三人打連れりと落行きけり、淺原三郎宗清大將の前に來つて申けるは、云ひ甲斐なき御方の者共かな、敵の大勢に恐れて何處ともなく落失せ候、今は此城にて功を立てることも、叶難く候へば、一先女性幼稚の若子達を何方へも落し進せ、一方を打破つて、遁れべくば御遁あつて、重て此戰辱を、御雪ぎ候へかしとこそ、存じ候へと申ければ、義直は暫く、物をも宣はず、稍思ひ煩ひ、給へる氣色なりけるに息男、竹壽丸と申すは

今年十三歳に成り給ひしが、進み出でて申されけるは、愚なる淺原が計やな、今敵洩るべき方もなく取巻きしを、如何に幼少なればとて、敵に後を見する様やある、假令此圍を遁れ得たりとも、備中守が一子こそ命を惜み逃げたりなど後指を指されんば、如何計か口惜かるべき、詮なき事に城を出て、萬人の嘲を受けんよりは、心よく自害して、先祖の名をも顯し、父上の御最後に心苦しく思召さぬ様にすべしと云ひも果す、太刀の鋒を口に銜へ、貫かれてぞ伏し給ふ、母君此有様を見給ひて、目も暮れ心も消失せて、わつと喚び給ひつゝ、甲斐無き骸を推動し、口説歎き給ひしは、理にも過ぎて哀れなり、守殿に馴進せ七年に及びぬれど、子の無き事の心憂さに、神に祈り佛に願ひて、此若を設けしより月日の如く思ひ生立てし甲斐ありて、貌形美しく心も年より大人しく父上にも我身にも孝行を盡せし故、我一人持ちたる子の如く、世にも嬉しく思ひしに、十五にだにも足らずして、先立てし事の悲しさよと、聲を限りに泣き給ふ、漸涙を押留め、由無き今の涙哉、一人死し、一人残る身にもあらず、同じ草葉の露と消え、同じ冥途に伴はんに、何の名残か惜しかるべきとて、若子の太刀の鋒を口に銜へ、同じ刀に突貫かれて、枕を重ねて伏し給へば、中門庭上に並居たる諸卒悉く鎧の袖を濡さぬはなかりけり、今までは色を失ひ義を忘れて、落支度して居たりし雑兵下部に至るまで、忽ち是に氣を勵され、一向討死と思ひ定めて居たりける、其までも尙義直は默然として坐せしが、人々の自害の様を見給ひて、嬉しくも勇に振舞ひつるもの哉、今は心に懸る事なし、さりながら、大敵に取巻かれ、詰腹切りたりと云はれんも無念なり、いざ旁今生の名残に、今一軍快くして、死出の旅路の物語にせばやと宣へば、士卒皆一議もなく領承す、さらば打つて出づべしとて、落殘る兵百三十七騎、南の尾より懸出でて、大勢が中へ懸入り、四角八面に切つて廻りける其心偏に大將純友と組んで、勝負を決せんと思はれられざるも、寄手の勢の中に今朝まで味方に有りて敵に成りたる者、多かりければ、備中守を見知つて中に取籠めて、討たんとしける間、毎度推隔てられ終に純友には組得ずして、七郎大夫純行と懸合せ、引組んで馬より下に落里つて、突違へてぞ伏し給ふ、大將既に討死し給ふと見えてければ、今は是までぞとて、三郎宗清を始として思ひ思ひに寄せ差違へく一人も殘らず討死して泉下に忠を盡しける。(太平記卷七前)



### 第三十七章 善惠大師と新山寺

善惠大師成尋は天台宗の高僧なり。延久四年十月廿二日宋國に於て參内賜衣の事あり、先是延久三年十二月十三日大師、備中新山に在り、畏くも參内紫衣恩賜を夢む、茲に至りて驗あり。事、大師の日記、參天台五台山記第四に具す。鈔記して此かる碩學大德が新山寺に住せしことを明かにし當時の新山瞥見の一史料とす。

宋高宗熙寧五年（皇紀一七三二、後三條天皇延久四年）十月廿二日ノ條ニ

廿二日丙申天晴、寅時行法二阨了、卯一點借馬九疋並通事、參内、先入一大門至廊、下馬、有安下所、懸幕、暫逗留、客省官人、引入第二門間、乘馬人數百、入門、昇殿拜禮之人等也、次入第三大門、經數里入東花門南廊、安下、懸幕簾立椅子、且備饗膳、間數千人來見、辰二點客省官人二人來、教立御前呼萬歲作法、辰三點、以客省官人並通事、爲前立入第四門、漸出庭見拜人二人並舞倒三拜、次三拜、東方一人進出引聲呼、隨其各三拜也、共着赤衫、諸州通州歟、聖主居遠和之殿北、而後左右數百人並立、其中有一人進出引聲呼、隨其各三拜也、着赤衫日本一服、庭中立、並人數百人、左右以御前爲上列立、次僧等負胡籙人數十人、聖主坐銀椅子白銀床、着赤衫日本一服、庭中立、並人數百人、左右以御前爲上列立、次僧等出、庭中向、南對御立、以西爲上、並立八人、次有一人、引聲出引見、次通事進出敬屈、呼聖躬萬寶、次諸僧低頭、呼萬々歲、次引聲云、賜例物、次從西方一僧、前擔渡東方賜衣絹等、即諸僧呼如前、次引聲講却祇候、諸僧呼如前、次勅使御樂從御前、仰某諸寺可燒香一宣旨、他勅使從御前來、仰可參五臺山了、即退、出畢、至安下所喫齋、種々珍果菜飯、不可記盡、勅使上卿一人來、對坐同喫齋畢、如本出二門乘馬歸本院、見市頭買金銀珍寶、不可記盡、東府西府各數里、大殿廻廊見過了、即車入賜物、送來傳法院、物數在請文、日本大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋等、准祇候庫、賜到下項、對見分物、金羅紫衣一副三件、金羅褐僧衣七副各三件、白絹疋一百六十疋、右具如前文、領到前項、並足如後異同、甘受重罪、不詞牒、件狀如前謹牒、年

月日牒、馬人々與錢九百文了、各百文有之、未眈院書生三人持來宣旨、而奉聖旨已差使臣、令引日本國僧成尋等八人、並惠詢、自今月廿三日後、赴下項去處燒香、大相國寺、大平興國寺、啓聖禪院、顯聖寺、感慈塔、開寶寺、福聖院、右答送、同譯經惠詢、並日本國僧成尋等諸客、依前項聖旨指揮、年月日、入内侍省内東頭供奉官勾當諸樂院、傳法院等奉在判、於御前、賜紫袈裟衫衣裙、爲成尋過分也、延久三年十二月十三日、於日本備中國新山、夢、於大内賜此甲袈裟、覺後即思大唐國賜紫衣相也、今如去年夢、七人皆褐色袈裟裳八人、同人大美廣絹二十疋也、通事錢三貫文也、諸人同心各二疋絹、與通事了、合十六疋也、中間僧二人、下法師二人、被朝見、是稀有也、各充賜廿疋、並裝束已成富人了、豈異驥尾蠅乎。申眈、從梵才三藏房有請、即行向、以銀器、盛珍菓十杯饗、有少飲、從公家賜羊毛疊十六枚、諸僧各二、廣四尺長七尺八枚、以紫染、青染絹裏之、宛如衾、賜青染絹帳八帖、四重隔帳、蓋莊嚴、戶外三間同引帳絹店、已了、與使四百文錢了、院諸僧來隨喜朝見、三藏云、從西天三藏二人去年來、不朝見、參五臺山了、汝於王者、有緣也者、成眈三藏送諸僧茶菓、七阨行法了、經第四了、客省官人一人來、與絹二疋了、八人各出疋也（以下廿三日九百字、廿四日一千三百字略之）以上は備中國賀陽郡新山寺に於て去年十二月十三日夜夢みしものにして今年十月廿二日廿三日廿四日宋國に於て是が實現を見る其の得意滿悅蓋し筆舌の能く盡すべきにあらざる也。

#### 善惠大師賜紫成尋記

釋成尋（一六七一一一七四一）參議藤佐理（一六〇四一一六五八）之子、理後出家曰眞覺傳在上。尋寬弘八年生、以佛種從緣起、七歲入嵯藏大雲寺、師事族兄文慶、剃髮稟戒學内外書、及稍長成受顯密法、誠修專一驗入神嗣住嵯藏常轉法華、有青衣童子、來屋上聽、人見則隱寺之傍、有大槻樹一夜無風其枝自折、凌曉童子來告曰、伊勢大神傳語、闍梨誦經時、聲通梵天、我等不離本空、常來隨喜、夜來又卒眷屬至、諸神多集樹上、故有枝損、願勿爲慮、語畢不見、或修不動供其像動舌言、修護摩時顯、現烟中、常有國南之志、延久四年



齡耳順(六十二)餘、乘商船入宋國、當熙寧五年矣、登台山、遊五臺、感應不一、西臺見五色雲、東臺見圓光、光中現萬菩薩、南臺見金色世界、尋入汴京、神宗皇帝聞尋道譽、召見於延和殿、賜紫服絹帛勅節、於太平興國傳法院、崑西天譯經三藏朝散大夫試鴻臚卿宣梵大師賜紫日稱、自光三勅從事翻譯同預者宋沙門朝散大夫試鴻臚小卿宣秘大師賜紫慧賢、梵才大師賜紫惠詢、中印土沙門證梵義廣梵大師賜紫天吉祥、及筆受綴文證義等、龍象衆皆悉備在尋交、其間文會論談、六年夏天下大旱、帝聞尋善密教、就瑤津亭建壇祈雨、第三日夜雷雨達旦、中使慰勞重宣曰、當修至七日、雷中洽率土、承旨再禱大雨三日、帝幸壇燒香、翌日內賜茶菓、達觀後十餘日、賜號善慧大師、敕加譯場監事、張太保、抵館拜謁、曰、日本密靈之師、有靈驗、如閻梨者乎、尋曰、我國密乘甚盛、感應如響、我何爲、齒大保、歎曰、西天日照三藏祈日五日而得、中天慧遠慧寂一日而應、未有若閻梨其速也、此藏有日本便船尋奏求大小乘經律論五百二十七卷、寄送明年之包、方物獻白河帝、而以宋后所贈十六羅漢及僧伽畫真併自肖像、寄大雲寺譯經證義文慧大師、智普贊其肖像曰、稟粹日本、爲釋之賢、分燈智者、接踵大驚然觀國之光、蒙帝之澤、聿遵良工、遽傳高格、慈相克尙、乾城妄瞻、滄浪萬里、秋空一蟾、遐寄歸舸、衆仰、無厭、尋蒙宋帝優遇、不許歸國、遷開寶寺、元豐四年遇病、先期三日、鳩衆念佛、端坐而化、齡七十、頂上放光、三日不滅、顏貌潤紅、與常無異、有敕葬全身於天台山國清寺、建塔題曰日本善慧國師之塔、尋在大雲寺、著觀心論註、法華經註、法華實相觀註、觀經鈔、普賢經科、善財童子知識集等若干卷。(右成尋傳本朝高僧傳卷六十七所載)

釋成尋、姓藤氏、管絃之胃也、事石藏文慶、稟密教、延久四年三月乘宋商孫忠船、著蘇州界、神宗熙寧五年也、登天台遊五臺、西臺見五色雲、東臺見圓光、光照尋身、光中現群菩薩、其數一萬許、南臺見金色世界、返入汴京、神宗召見延和殿、賜紫衣絹帛、勅館太平興國寺傳法院、時西天譯經三藏朝散大夫試鴻臚卿宣梵大師、賜紫日稱、奉勅從事翻譯、稱者中天竺人、東來已二十六年、同預者朝散大夫試鴻臚小卿宣秘大師賜紫慧賢、梵才大

師賜紫慧詢、二人宋人、證梵義西天廣梵大師賜紫天吉祥中印度人、又筆受綴文證義等皆悉備足、尋與梵宋領師、親炙遊處、六年、天下大旱、神宗聞尋有密學、勅於瑤津亭、修祈雨密法、尋謂本邦宿德遊此方名尤顯者、十數人、未有承詔旨也、令我攜宋地之災疹、又爲本國之光華、便修法華法、至第三日夜、雷電閃鳴大雨徹旦、神宗遣中使賀慰、宣曰、乞延修七日霑洽率土、尋依勅、霖雨三日、神宗幸壇所、燒香、翌日歸傳法院、勅送茶果達觀若干、後十餘日賜號善慧大師、又勅加譯場監事、張太保問曰、日本國又有靈如閻梨者乎、對曰、我國密乘甚盛、感應如響、我之僑豈得齒乎、太保嘆曰、西天日照三藏祈雨五日而得、中天慧遠慧寂七日而應、未有如閻梨三日之速矣、此歲有本朝舶使、尋奏取新譯經三百餘卷寄來、尋在大雲寺時、常讀法華、一日青衣童子來屋上開經、衆人皆見、童忽隱、大雲之寶塔院東南有大楓樹、尋誦經、中夜無風其枝自折、侵曉童來語曰、伊勢大神宮傳語閻梨誦經聲極梵天、我雖不離本宮、常來聞之、今夜又率眷屬來、諸神多居樹上、故枝折耳、願師莫訝也、語已不見、或時修不動供、本像搖舌語話、護摩時尊像現爐烟中、尋臨終、頂上放光、三日不滅、漆全身、安傳法院云。

贊曰予遊大雲寺、問尋事、主事出像示之、容質渾厚、實有德之儀也、上有贊、曰、稟粹日天、爲釋之賢、分燈智者、接踵周然、觀國之光、蒙帝之澤、聿遵良工、遽傳高格、慈相克尙、乾城妄瞻、滄浪萬里、秋空一蟾、遐寄歸舸、衆仰無厭、署曰、譯經證義文慧大師智普述熙寧六年癸丑孟夏初五日記、亦有十八羅漢及僧伽像、其畫妙細、良絕筆也、主事曰、宋后尋、尋共肖像、寄來、予見像贊及名畫等、信尋之宋地之不妄矣。(元亨釋書卷十六)

成尋(ジョージン)一六七一一七四一、天台山、城州大雲寺の僧なり、成尋俗姓は藤原氏參議佐理の子なり、寛弘八年を以て生れ七歳にして岩倉大雲寺に入りて族兄文慶に師事して剃髮受戒して内外の書を學ぶ。稍長じて顯密の法を受け大雲寺に住し常に法華を轉ず、延久四年六十二歳にして宋に渡り天台山五臺山に歴遊し靈異を感じ尋で汴京に入り



神宗皇帝に謁し、勅に依りて大平興國傳法院に止り紫衣絹帛の賜を拜す。時に西天譯經三藏朝散大夫試鴻臚卿宣梵大師賜紫日稱翻譯に従事し宋の沙門朝散大夫試鴻臚小卿宣秘大師賜紫慧賢梵才大師賜紫慧詢、中印土の沙門證梵、義廣、梵大師賜紫天吉祥等皆參與す。師其の間に交りて論談す。六年夏勅を拜して雨を禱り靈驗ありて帝の感賞を蒙る、後十餘日善慧大師の號を賜ひ譯場監事に任ず。此歳日本の便船に托して大小乘經律論五百廿七卷を寄送す。明年方物を白河天皇に獻じ宋后贈る所の十六羅漢及僧伽の畫眞自肖等を大雲寺に寄す、師皇帝の優遇を蒙りて東歸するを許されず開寶寺に住す。我永保元年宋の元豊四年疾に罹り念佛して寂す。壽七十一、勅ありて天台山國清寺に全身を葬り、塔を建て題して日本善慧國師之塔と云ふ。師大雲寺に在る時、觀心論註、法華經註、法華實相觀註、觀經鈔、普賢經科、善財童子知識集等若干卷を著作す、(朝野群載、元享釋書、本朝高僧傳、寺門傳記補錄、佛祖統記、日本佛家人名辭書)【考】百鍊鈔に成尋延久五年十月宋主の意により金泥法華經一切經錦二十段を獻すと云ひ、承保二年(一七三五)正月廿六日再び貨物を獻すと云ひ一度歸朝したる如く見ゆるも詳かならず(文學博士鷲尾順敬)

玄石按に 鷲尾氏、本朝高僧傳、共に成尋(一六七一一七四一)を以て參議藤原佐理(一六〇四一一六五八)の子とするも大日本史、公卿補任等に據るに佐理は長徳四年七月五十五歳薨去。成尋の出生は其より十三年後なる寛弘八年なれば年時全く合はず。參天台五台山記一部八卷は又善慧大師賜紫成尋記とも稱し、釋成尋が延久四年三月十五日乙未寅時肥前國松浦郡壁島より宋の商船に便乗して出帆せしより翌五年六月十二日甲申卯時新譯經佛像其他を孫吉船に載せて五人僧定海發日本に向へる迄の日記にして宋國に入り台山に登り五臺に遊びし次第、行路の情況朝見應接の事を詳記し書中彼れが國民的自主觀念、祖國愛の精神充溢せるを觀る。

成尋に關聯して其の母に就いて逸すべからざる一の美談は、成尋が延久三年二月二日岩倉を發して鎮西に向はんとして一人の老母に訣別せんとするに方り、六十二歳の成尋はさきに朝廷に狀を上りて天台五臺山を巡禮せんことを請ひし時にも母老いて堂に在り晨昏の禮何ぞ忘れんと云ひしが如く母子哀別の悲大なるものあり老母の歌に

我袖にかゝる涙をどよめをきて舟を長閑にこきや行らん  
忍へどもこの別路を思ふにははらくれなるの涙こそふれ  
消かへり露の命はなからへて涙の玉ぞどよめわびぬる  
もろこしへゆく人よりもどよまりてからき思は我をまされる

この悲みの中にも流石に母は成尋への訓戒を忘れざりきよみて遣はせし歌の中に。  
もろこしも天の下にぞあるときく照る日のもとを忘れさらなむ

と東湖歌話にこの歌を録して「その情深くその言葉たくみななるのみならず上下内外の差別さへ正しくいひなしたること女ながらもますらにはぢざるべし」と稱讚せるは誠に其の意を得たりと謂ふべし。善慧大師の新山に夢みしこと實に九百年の下にも思ひ出深く懦夫も起つの概ありと云ふべし。(改定史籍集覽第廿六册所收、參天台五台山記)

【參考】

- (一) 善慧大師、我が國体の尊嚴なる所以を説く、
- 皇帝日本の風俗を問ふ。文武の道を學び唐朝を以て基と爲すと答ふ。
- 問、京内の里數多少、
- 答、九條三十八里なり、四里を以て一里と爲す、一條北邊二里、あり。
- 問、京内の人屋數多少、
- 答、二十萬家、西京南京、定數を知らず多多なり。
- 問、人戸の多少
- 答、幾億万なるを知らず
- 問、本國四至、北界に至る、
- 答、東西七千七百里、南北五千里



問、國郡邑の多少

答、州六十八、郡九百八十あり

問、本國の王、其の呼、

答、或は皇帝と稱し、或は聖主と號す。

問、百姓號ありや、

答、藤原源平橘等を以て高姓と爲す其餘百姓委しく記するに違あらず。

問、本國、明州と相去る至て近し何に因りて中國に通ぜざる。

答、本國明州沿海と相去ること幾里數なるを知らず、或曰七千餘里、或曰五千里、波高く治無く中國に通じ難し。

問、本國貴官是、何の名目ありや

答、太政大臣一人、左大臣一人、右大臣一人、内大臣一人、大納言四人、中納言六人、參議八人はを上卿と名づく。

問、本國世系(三藏云 神代、人代名二七系)

答、本國世系 神代七代、第二國常立尊、第二伊弉諾、伊弉册尊、第三大日靈貴、亦名天照大神、日天子と名く始生れて帝王と爲る、

後高天に登りて天下を照らす、故に大日本國と名く。第四正勝尊、第五彥尊。治三十萬八千五百四十二年、前王太子也。第六彥火

出見尊、前王第二子也、治六十三萬七千八百九十二年、第七彥尊、治八十三萬六千四十二年。次人代第一神武天皇治八十七年、

前王第四子也。第七十一代今上國主皆、神氏を承く。

問、本國四時寒暑、中國と不同。

答、本國四時寒暑中國と同じ

問、明州より日本國に至る先つ何國郡に到る、國王都する所を去る近遠。

答、明州より日本太宰府筑前國博多津に至る、津より國王都する所を去る二千七百里。

問、本國、漢地に要用するは何の物貨か、

答、日本漢地に要用する香藥 茶碗 錦 蘇芳等也。

問、本國は何の禽獸ありや

答、本國は何の禽獸ありや

第二編 中古

問、國郡邑の多少

答、州六十八、郡九百八十あり

問、本國の王、其の呼、

答、或は皇帝と稱し、或は聖主と號す。

問、百姓號ありや、

答、藤原源平橘等を以て高姓と爲す其餘百姓委しく記するに違あらず。

問、本國、明州と相去る至て近し何に因りて中國に通ぜざる。

答、本國明州沿海と相去ること幾里數なるを知らず、或曰七千餘里、或曰五千里、波高く治無く中國に通じ難し。

問、本國貴官是、何の名目ありや

答、太政大臣一人、左大臣一人、右大臣一人、内大臣一人、大納言四人、中納言六人、參議八人はを上卿と名づく。

問、本國世系(三藏云 神代、人代名二七系)

答、本國世系 神代七代、第二國常立尊、第二伊弉諾、伊弉册尊、第三大日靈貴、亦名天照大神、日天子と名く始生れて帝王と爲る、

後高天に登りて天下を照らす、故に大日本國と名く。第四正勝尊、第五彥尊。治三十萬八千五百四十二年、前王太子也。第六彥火

出見尊、前王第二子也、治六十三萬七千八百九十二年、第七彥尊、治八十三萬六千四十二年。次人代第一神武天皇治八十七年、

前王第四子也。第七十一代今上國主皆、神氏を承く。

問、本國四時寒暑、中國と不同。

答、本國四時寒暑中國と同じ

問、明州より日本國に至る先つ何國郡に到る、國王都する所を去る近遠。

答、明州より日本太宰府筑前國博多津に至る、津より國王都する所を去る二千七百里。

問、本國、漢地に要用するは何の物貨か、

答、日本漢地に要用する香藥 茶碗 錦 蘇芳等也。

問、本國は何の禽獸ありや

答、本國は何の禽獸ありや

答、本國、師子象虎羊孔雀鸚鵡等なし。餘類皆あり。

問、本國王の姓氏、

答、本國王姓なし

問、本國毛國を去る近遠

答曰、毛國を去る近遠 (下略)

(二) 善惠大師、我國に雨乞の大徳多きことを説く。

張大保來りて談話し問ひて曰く日本國亦閻梨の如く雨を祈りて感得を得る人ありや否、

答云。多々也、就中眞言宗祖師弘法大師諱空海、唐朝に於て青龍寺惠果和尚に從ひて請雨經ノ法を傳受して本朝に歸りて後、官家の請

に依りて神泉苑に於いて請雨經を修せし時、修圓僧都嫉妬心を成して諸龍を駈りて水瓶に納む。而して弘法大師祈雨壇上茅龍、堂上

を穿ちて天に登りて大雨を降らす。後年又祈雨ノ法を修す、神泉苑池邊石上に於て金色ノ龍、黒龍ノ背に乘りて出現す。弘法大師並

弟子高僧、實惠大僧都、眞濟僧正、眞然僧正等十人、同じく金色龍を見る。餘人は見ず、大師云、此金色龍は是れ死熱池善女龍王之

類也云々、其後大雨普く下る其より以來眞言宗此の秘法を修すれば必ず感じて大に雨ふる。近ころ五十年來、仁海僧正此法を修して

毎度感雨を見る。世に雨僧正と云ふ。其の弟子現に成尊僧都あり、請雨經法を修して大雨を感ず。

張大保重れて問云。閻梨何ぞ請雨法を修せずして法華經法を修するや。

答云。成尋は眞言宗にあらず弘法大師の門徒にあらず、請雨經法を學ばず、眞言宗中尙ほ此法を傳ふる人兩三人あり深秘口傳あり況や

他宗をや。成尋は是天台宗智證大師の門徒なり。祖師青龍寺法全和尚に從ひて眞言の秘奥を究學して水天祈雨の法あり、秘法俱哩迦

龍祈雨法あり、智學傳受して法華の法を修す。所以何者唐朝光宅寺雲法師、法華經祈雨を講じ藥草喻品甘露普等に至りて四方俱に之

を下すこと久し、大に降雨を感じ加之、法華を誦するの人感雨、其數あり。次に八大龍王皆閻浮提に於て雨を降すべき佛勅を蒙り、

若干の眷屬、法華座に在り。此の曼荼羅中に諸龍王を列す、之に因りて此法を修すれば雨を感ずる也。

太保又問云。閻梨の如く感應を得る人、日本に幾人あり乎

答云。成尋より勝る人數十人、等輩人數十人、成尋に至りては日本國の無智無行啞半ノ僧なり。天台五臺に巡禮するの本意あるに依

て深く參來する所なり。



太保又問云。閻梨言ふ所、頗る信ならず。唐朝近來、雨を祈るに大卿(雨天日稱三藏也)五十二日にして雨下る。中天惠遠惠寂(去年新來二人也)去年雨を祈りて第七日にして雨下る。未だ曾て閻梨の如く三日にして大雨を感ずるを聞かず、諸大師等と問答して諸宗儀、閻梨皆勝計なり。閻梨と等輩少し況や和尚に勝る人なや。

答云。受戒の後、未だ曾て虚妄せず、(下略)

(三) 善惠大師、常に大日本國と云ひ大日本國と書す。

參天台五臺山記一部八卷中に「大日本國」と記する所十四ヶ所の多きに及ぶ(僧榮西の章、榮西禪師の尊皇護國事蹟の條、參照)以上は以て善惠大師の如何に國民的自主觀念に燃えしか如何に尊皇祖國愛の精神旺盛せしかを知るべく。眞個日本佛教の精神は成尋に依りて遺憾なく發揮せられたり。新山寺亦成尋に依りて光を放てりと謂ふべし。(二十七章、報恩大師と山上伽藍、新山九〇三頁新山寺九一八―九二六頁參照)

因云。後三條天皇と神宗皇帝と英王ノルマンデ公ウ井アム

善惠大師成尋の入宋は皇紀一七三一、後三條天皇延久三年にして、支那にては宋朝神宗皇帝熙寧四年。英國にてはノルマンデー公ウ井リアム一世の第六年に當る。何れも改新更生の思想精神に燃えたる時代なりとす先是五年西紀一〇六六、ノルマンデー公・ウ井リアムはヘースチングスの一戦に英蘭を撃破して英國に君臨してノルマンデー王朝を創めた。支那にては先是二年一七二九年を以て年少氣鋭なる神宗は祖宗以來、外交上の三大屈辱と財政上の二大困難を打開せんが爲めに王安石を擧げて富國、強兵の新法を行ひし時に當れり。恰も好し我朝に於ても是歲(一七二九、延久元年)を以て即位し給へる後三條天皇は英邁の資を以て萬機を新裁し累代の秕政を聲革し給へり。そは百鍊鈔に。

延久元年二月廿三日可レ停<sub>ス</sub>止<sub>ス</sub>寬德以後新立<sub>ラ</sub>庄園<sub>ヲ</sub>、縱雖<sub>ニ</sub>彼年<sub>以</sub>往<sub>ト</sub>、立券<sub>不</sub>三分<sub>明</sub>、於<sub>ニ</sub>國務<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>妨者<sub>ハ</sub>同停<sub>ニ</sub>止<sub>ス</sub>之<sub>ヲ</sub>由宣下。閏二月十一日、始置<sub>ニ</sub>記録庄園券契<sub>所</sub>。定<sub>ニ</sub>寄人<sub>一</sub>、云々

とあるもの是なり。かく銳意改革更新を企圖し給ひし時に於て成尋は宋朝に於て一大氣焰をあげしこと實に痛快事たりとす。惜しいかな、後三條天皇には僅かに四年にして御讓位、翌年崩御し給ひき、後七年にして成尋も入寂せり。而して是の充實緊張したる國家的觀念は潛勢力となりて蒙古來寇の時に及びて大に其の精采を發揮したるなり。

### 第三十八章 古今集以下諸歌集に見ゆる吉備郡

○古今和歌集

細谷川、まかね吹く吉備の中山帯にせる細谷川のおとのさやけさ

吉備中山、誰かまたとし経ぬる身をふり捨てゝきびの中山越えむとすらん

○後拾遺和歌集

吉備中山、同上

○金葉和歌集

吉備中山、鶯のなくにつけてやまかねふく吉備の中山春をしるらん

二萬里、御調物はこぶよぼろをかそふれば二萬のさと人かすそひにけり

雄琴里、まつ風のをことの里に通ふにそおさまれる代の聲を聞ゆる

彌高山、雪ふれはいや高山の梢にはまた冬なからはな咲にけり

稻井、苗代の水は稻井にまかせたり民やすけなる君か御代かな

○千載和歌集

長田山、千代どのみおなじことをぞしらぶなる長田の山のみねの松風

宿山、動きなき千代を祈るいはや山とる榊葉の色かへすして

○名寄

吉備中山、春くれば麓めぐり霞こそ帯とは見ゆれ吉備の中山

○新古今和歌集

第二編 中古

元輔  
同人

修理大夫顯輔  
藤原家隆  
敦元  
行盛  
明頼

爲政  
經衡

讀人 不知



吉備中山、ときはなるきひの中山おしなへてちとせを松の深き色哉

○柏玉集

吉備中山、春は今吉備の中山かすむより細谷川の氷とくらん

後柏原院御製

○夫木鈔

正木山、正木山まさきのかつら紅葉してしくれも時をたがへさりけり

實 資

吉備中山、春くれば細谷川にちりつもる花もてゆへる吉備の中山

伊 綱

苗代に細谷川をせきとめて吉備の山田は帯をひく也

公 朝

まかねふく音絶えにけり五月雨の日數ふりゆく吉備の中山

道 經

夏蟲の細谷川をてらす夜は玉の帯するきひの中山

仲 正

眞金ふく吉備の中山夏來ればすたく螢のかけすくなき

爲 忠

雪深みきひの中山跡たえてけふはまかねを吹や煩ふ

俊 惠

春のくるけしきは空にしるさかな吉備の中山のみねの霞に

讀 人

麓まで峯の嵐やすさからん紅葉ちりくる吉備の中山

經 信

冬くれば細谷川に氷して玉の帯するきひの中山

實 家

谷川の氷の帯や結ふらん音こそきかね吉備の中山

西 園 寺

萬代にありきの山の白樺君かさかゆく卯杖にそきる

盛 永

阿利木山今ありきとも君こそはかそへもしらめ松のちとせを

盛 永

長閑なる春のひさしの山たかみあきらけき代のはじめをそしる

隆 博

あかすこそ秋の野山の里人は曇りなき世の月を見る哉

隆 教

○風雅集

長等川、汲む人のよはひもさすな長月のなからの川の菊のした水

正三位 隆輔

○新千載和歌集

細谷川、思ひたつ吉備の中山遠くとも細谷川の音信はせよ

三好 資連

吉備中山、思ひたつ吉備の中山とほくとも細谷川のおとつればせよ

(重出) 三好 資連

○拾玉集

吉備の中山、船とめて袖のゆかりにはけふもなかむる吉備の中山

慈 圓

○御集

吉備中山、まかねふく吉備の中山風うちとけて細谷川も岩そよく也

後鳥羽院御製

○堀川百首

板倉橋、板倉の橋をば誰も渡れどもいなおふせ鳥を過かてにする

公 實

○家集

細谷川、今日そみる細谷川の音にのみ聞きわたりにし吉備の中山

木下 長嘯

○

有木山、朽はてぬその名はかりは有木にて身ははかなくも成ちかのきやう

成 經

岩崎、すえとほき千代の影こそ久しけれまた二葉なる岩崎のまつ

前中納言經光

二萬の里、君か代は二萬の里人數をへてたへす備ふる御調ものかな

周防 内侍

夕部山、山口の谷よりつづく夕部山月さへ出つるとしの暮かな

紫 式部

(備之中州名所、歌枕備中民談、吉備之志多道、備中誌、等参照)



第二十九章 元享釋書に見ゆる吉備郡

狐魅と火定。

賀陽良藤が妖狐の魅惑にかゝりしが觀音の感應に依りて免かれたること。藤井久任が火定に入りしことは共に元享釋書に記する所なるが、以て當代の世態人情信仰を察すべき好箇の史料なるを以て左に全文を掲ぐ。

賀陽良藤

寬平中。備中人賀陽良藤善貨殖。爲三州之小掾。八年秩罷居三章守郷。其妻淫奔入京良藤鰥居。心神狂亂。常執筆諷吟。作書艷詞。勢上。時時有兒女之音。不見其形。似與媒焉。如此數十日。一朝失良藤所在。舉家尋求。遂無所得。良藤兄弟悉豪富。皆會其家。悲哽懊惱。相謀曰。安得其屍薦冥福。合族發願曰。若得良藤骸。當刻十面觀世音像。即伐栢木等良藤長。頂禮誓祈。歷十三日。良藤自其宅倉下出來。顏色憔悴。如黃病者。其倉無杆。石上疊材營構。其下去地纔三四寸。不可耳容人身。而良藤從中出。人莫不驚怪。良久醒寤言而曰。我鰥居日久。常念女事。時一女子以書著菊花枝。來曰。公主寄書。我披讀。詞意艷麗。心情播蕩。歌詠書問。往來數返。一日寶車迎我。先騎四人。行數十里。至一宮。一丈夫門迎曰。僕公主家令也。丈夫導我上殿。帳帷綺飾。須臾列珍饌。公主漸出。容良服色。殆不可言也。中夜背燈。入帳合歡。情緒愛纏。雖死不辭。晝則設宴。夜亦同寢。比冀連理。歡娛甚密。遂生一男。性聰明。良嬌天。朝暮抱持。未下於膝。常念廢長男忠貞。立此兒爲嫡。蓋子因母貴也。居三年。忽有優婆塞。持杖昇殿。公主侍女盡逃散。又以杖突我背。我從隘處出。顧視家倉之下也。時家人舉怪之。乃毀倉視之。有狐數十驚馳。倉下土上。有良藤坐臥之跡。良藤居倉下纔十三日。而謂經三三歲。倉下三四寸。而爲大厦廣殿。皆是妖狐之魅惑也。非大悲菩薩感應。殆乎死狐窟。其後良藤無恙十餘年年六十一逝。(元享釋書、卷廿九拾遺志)

藤井久任

寬治四年八月、備中吉備津宮神官藤井久任、火中ニ投ズ、

【拾遺往生傳】中 藤井久任 藤井久任者、備中國吉備津宮之神人也、一生之中神齋爲役、多年之間、漁釣爲業、而間寬治四年二月比彼岸中、忽拋俗網、俄以出家、法石寂戒、其後念佛之外、無別行業、不離妻兒、不專精進、同年八月之比彼岸第二日、到神主賀陽貞政宅、謂曰、我欲飽魚肉、故所來云々、神主任其所言、盡善羞之、寂公飽滿任心、俄爾長太息云、予明後日可燒身、今生謁見只在此時、其處所謂撫河郷、柴津岡也、先是寂公竊雇從侶、占墓積薪、已及日時、自以風聞、妻子族類相尋辟來、此時寂公相對妻兒、處分田地、即謂云、汝等早歸本墟、勿成哀傷、此外全無所言、漸及午尅、樞衣人薪、謂僧徒云、先行懺法、至合殺之時、可置火也云々、人即從之、既而火燒之中、念佛之音無絶、薪盡之後、死灰之色空殘、變化須臾、如幻如夢、于時生年六十有餘、其後總三ケ日、神主貞政具聞此言、垂淚曰、吾依掌神務、專忘人穢、然而追慕之心、不憚神慮、遂到墓所、咽呼而言、我之結緣、縱闕北芒之烟、公之引接、必乘西上之月、發此願已、命篤而歸、其夜夢寂公來告曰、我以順次生得、生極樂國、公之後生志、在引接者、言訖而去。

【元享釋書】十七願雜十之二 藤井久任 藤井久任者、備中州吉備津宮神官也、平居事祭祠、業魚釣、寬治四年二月剃髮、法名(兼力)戒寂、專念彌陀、謝絕妻子、而不忌酒葷、八月、往大祝賀陽貞政謂曰、我欲唱鮮、故來也、貞政盛具腥膻、寂食已曰、我近燒身、謁君無日、貞政爲也戲、乃於撫河郷柴津岡、積薪於地上、至期妻子親族、盡來集、寂以家貲、分付妻子曰、汝等早歸故居、又莫悲戀、日午時白衆僧曰、爲我修懺、懺了入薪中、自放火煙靄裏念佛聲不亂、年六十餘、後三日貞政聞之曰、我繫祭法忌喪事、而追慕尤甚、不願祀式、遂往薪所、哽咽曰、北邙之煙纔殘遺燼、西方之月願承餘光、慟哭而歸、(大日本史料)



### 第四十章 中古の學問及美術工藝

#### 一、中古の學問

【概説】大化より保元に至る五百有餘年之を文の時代と稱す。凡百の文物制度燦然として觀るべきものあるを云ふなり。文教の興隆實に未曾有の盛時たり。是時代に於ける前後二期の區分の特色はあらゆる方面に於て之を看取すべし。一例を書道に取らんか

三筆嵯峨空海——道眞——行成  
逸勢空海——道風行成三蹟  
佐理

僧空海、菅原道眞、小野道風これを入木道の三聖と稱す。而も前期に於ける空海中心の三筆は各々平安京諸門の扁額に染筆せられ。嵯峨天皇の御宸翰李嶠詩、逸勢の伊都内親王願文、空海の灌頂記、三十帖策子、風信帖、七祖贊、綜藝種智院式並序等現存し盛唐一代の雄渾なる筆力を示し日唐一如何等岸涯なきもの也。之に對して後期に於ける道風中心の三蹟に至りては全然お手のもの、唐風を脱せる優麗なる書風を開き佐理、行成、公任等續出し益々日本式書風を發達せしめたり。斯くの如く支那模倣の域を脱し更に之を超越して我が邦独自の優越なる文化の發達を示せしは當に之を空前といふのみならず後世に於ても江戸時代に至るまで之に比すべきものを見ざりき。されば當時に於ても支那に對して之を誇示するの風を生じ、醍醐天皇は入唐僧興福寺の寬速法師に託して、小野道風の書を彼の國に傳へしめらるゝに至れり。

更に惠心僧都も其の著、往生要集を天台に送りて尊信を博し、彼地の道俗、僧都の影像を求めて影堂を建て、源信大師と稱す。後三條天皇の御代に入宋せし善惠大師成尋は曾て備中新山寺に居たる高僧なるが、其の紀行、參天台五台山記に常に大日本の文字を用ひ彼の神宗皇帝の間に答へて。我が天皇の尊きこと、國の廣きこと、歴史の長きこと等、

我が國體の尊嚴と國運の無窮隆昌を説けるが如く。又成尋の母が延久三年二月二日出發渡唐の途に上れる此の六十餘歳の老僧成尋を戒めて。

もろこしも天の下にぞあると聞く照る日の本を忘れざらなむ。

と詠ぜし如きは當代文化の卓越したる純日本式の特色の表現なりと謂ふべし。

而して前期、後期の境界線は之を何れに定むべきか。惟ふに皇紀一五五五、(扶桑略記に寬平七年五月十五日止唐使入朝。と見え。日本紀略には寬平六年九月卅日停遣唐使。と見ゆ)頃を以て之に擬するを妥當とす。蓋し遣唐使の廢止唐使の入朝停止は唐國の亂離、文化の彼に採るに足らざるに因りて之を停廢せられたるは當然の處置にして爲めに國內に於ける文化に一段の躍進を促せしは恰も最近歐洲の大戦亂に依て文物の彼に採るべきなく爲めに最近我が醫學の如き商工業の進出の如き未曾有の進歩發展を遂げしに比すべき歟。

【前期二百五十年】。奈良朝及平安朝初期は唐朝文化の影響最も大にして、寧ろ日支盛、三國同一の文化圏と見るべき時代なりき、其は靈龜二年の吉備眞備一行の遣唐留學は我が邦一代の秀才、拔群の士五百餘人を送りしこと。又、續日本紀、天平寶字六年正月三十日條に遣唐副使大伴古磨歸朝復奏の事を載せて。

古磨奏曰、大唐天寶十二載、歲在癸巳正月朔癸卯、百官諸蕃朝賀。天子於蓬萊宮含元殿。受朝是日。以我次西畔第二吐蕃、下。以新羅使、次東畔第一大食國、上。古磨論曰、自古至今。新羅之朝貢日本國久矣。而今列東畔上。我反在其下。義不合得。時將軍吳懷實、見知古磨不肯色。即引新羅使、次西畔第二吐蕃、下。以日本使。次東畔第一大食國、上。

とあるに依るも明かなり。殊に古磨復奏當時に於ける世界の形勢を大觀すれば。

第一、唐は漢族の建設せし王朝として大に國威を發揚し、曩に太宗高宗は主として東北、西の三方面を經略し、南方印度支那、及南海諸國の朝貢するもの多く政令の及ぶ範圍頗る廣大となり、更に東西諸外國との交通も亦盛に行はれた



第二、大食。大食はアラビア又サラセンと稱す。西アジア、北アフリカ、西歐イスパニアに亘る大領國を掩有しサラセン帝國の名、天下を壓す。玄宗の時、支那との通商最も盛にして或は隊商を組み陸路長安に來り或は市舶に搭じて海路交州東廣州、泉州福建、揚州江蘇の諸港に來り犀角、象牙、香料等を輸入し。絹綾等を輸出したり。就中廣州は又廣府と稱し外國人は之をカンフ Khanf と呼び當時外國の居留地を蕃坊ばんぱうと云ひ、この蕃坊に居住せし外商は大食人、波斯人、ユダヤ人、耶蘇教徒を併せて十二萬人に及びしと云ふ。日本が倭國、即ちワクワク Wakwak 朝鮮が新羅 Silla として始めて西域に知れ渡りしも此の大食人の交通に因る唐時代の事なりとす。

然り而して我が日本人が此の唐朝の檜舞臺に、大食、吐蕃、始め四方萬國と席次を並べて、毫も非禮を受けず堂々たる態度、而も儀容閑雅、禮儀の君子國たりし所以決して偶然ならざるを知るなり。

【後期二百五十年】 後期の二百五十餘年は我が國人が博大なる包容力を以て世界的文化を採用し銳利なる撰擇力に依りて之を攝取し全く同化せられ更に彼よりも卓越したる純日本文化とせしことは特に注意に値するもの也。而して前期に於ては大化改新、律令制度、蝦夷征伐、奈良平安奠都、大陸との國際關係等國家的、公共事業多かりしに對して。是は藤原氏の一家一門に限られ、兎角、貴族的文化の完成乃至藤氏の政治、藤氏の庄園の如く政治も經濟も私的關係が其の基礎をなしたる如く文化も亦公共的性質を失ひ個人的室内的となるに至れり、但し書道詩文佛典の如き異常の發達を遂げしことは既述の如し。

前期の男性的雄渾豪壯なりしに對して。後期は女性的優美纖麗なりしは、賀茂眞淵が大和は男子の國、山城は女子の國との評語が單に和歌のみならずしてすべてを支配したる氣分なりき。貴族的傾向は遊戲的形式的となり故事に通じ詩歌管絃に長ぜしことが才の標準となり。儀禮容姿が人物の價値の第一となれり。前期に隆盛を極めし漢文學は菅江二家の家業となり。後期はむしろ和歌和文の全盛期となり、漢文六國史乃至類聚國史の勅撰に對する古今和歌集の勅撰は

其の具體化にして實に劃期的影響を與へたるものなりき。

以上二期の特色を顧みつゝ以下吉備郡の文化につきて略説する所あらんとす。

前期に於ける吉備郡の文化は眞備、報恩二人を以て其代表的人物乃至勢力となせり。

吉備眞備は文武の全才、唐より將來するところ唐禮一百卅卷、既に唐の制度は根こぎとなれり。况や在唐二十年の學問修養、彼の和魂は此の漢才に依りて遺憾なく其の光彩を發揮せられたり。林羅山は其の神社考に「吉備公、入中華五經、三史陰陽諸藝、悉傳而歸朝」と記せるを始め江戸時代の諸儒皆眞備を仰いで我が儒宗とす。天平勝寶三年遣唐副使と爲り、唐僧鑑眞を伴ひ歸りて大に佛教を興す其の儒佛の興隆に大造ある所以なり。其の佛の五戒は儒の五常と全然一致するものにして、天地の公道、人倫の常經なるを喩破し、畏くも明治天皇軍人勅諭に示し給へる軍人精神五ヶ條の注脚たるを明示せり。又平城に二教院、鎮西に學業院を創めて我が邦私學私塾の範を垂れたり。實に儒佛二教を興隆して大に皇基を振起する文の時代の根本精神は眞備に依りて闡明せられたり。自餘文弱、爛熟後學の鑑戒すべき事項なり。報恩大師順彌は夙に吉野山に山學山行を試み、稱徳、桓武兩天皇の御尊信を得て山寺を創建し佛教改革に功あり吉備郡に於ける新山、鷲峰山さては南隣の福山、日指山の如き山上伽藍は皆報恩の風を望んで起るもの也。(報恩大師と山上伽藍)

大寶令の學制によりて京都に大學、諸國に國學建てらるゝや。眞備、天平七年歸朝と共に大學助に任せられ。同時に眞備に隨ひて歸化したる唐人袁晋卿すなはち清村晋卿は音韻の學に通ずるの故を以て大學音博士と爲り、後ら大學頭安房守に進む(續紀)眞備の子泉も亦大學員外助、後ち、大學頭に任ず。

吉備山利姫尙藏として宮中に奉仕し文化の上に貢献ありしこと。又眞備の二教院、學業院の創建あり、右大臣兼下道郡領たりし際、郷黨に於ける學問施設の何物かの存在を想像せらるれども其の明微なきを憾む。

【國司の赴任】



以上眞備及報恩に關係深き吉備郡は更に中央より一代の秀才を國司として赴任せしめ國府を中心として地方文化に光彩を放てり、而して備中歴代國司五百有餘人多士濟々特に學問藝術を以て一世に著はるる者鮮なからず左の如し。

藤原冬嗣 在原行平 藤原保則 三善清行 三統理平 藤原實賴 藤原道隆 藤原齊信 藤原行經 藤原明衡 大江匡房 等  
右の内。

前期に屬する人々 藤原冬嗣 在原行平 藤原保則 三善清行 三統理平  
後期に屬する人々 藤原實賴 藤原道隆 藤原齊信 藤原行經 藤原明衡 大江匡房 (國司略傳九十二人參照)

略傳、

藤原冬嗣 内膳の第二子左大臣贈正一位たり。

在原行平 平城の皇孫、業平の兄 畫を善くす (大日本史)

藤原保則 國司の典型 別に詳傳あり (大日本史)

三善清行 別に封事十二ヶ條の全文を掲げたり (大日本史)

三統理平 當代の文豪にして大藏善行に學びて策試に及第し寛平七年正月廿二日備中權丞として存問渤海客使たり、寛平昌泰の間大外記となり延喜中文章博士となる、理平嘗て宴に侍し月を賞したる詩に「天山不辨何年雪、合浦合迷舊日珠」あり後人この名句を推稱し永く之を傳誦す。

藤原實賴 忠平の長子從一位太政大臣贈正一位。詩歌を善くす。

藤原道隆 兼家の子、正二位、攝政關白たり。

藤原齊信 藤原行成、公任、源俊賢と世に四納言と稱す (大日本史)

藤原行經 行成の子

藤原明衡 父敦信侍讀たり明衡業を繼ぎ博洽兼れて和歌を善くす。後冷泉の朝、大學頭、右京大夫兼文章博士たり、本朝文粹十四卷、本朝秀句五卷を著はす (大日本史)

大江匡房 後三條天皇を輔佐し奉る。藤原爲房、同伊房と博識を以て名を齊うす、時人之を三房と稱す、江家次第二十一卷を著はす (大日本史)

大日本史列傳文學に見ゆる備中國司三人あり。曰く備中掾三統理平、備中目大江音人、備中掾藤原明衡、是なり。何れも掾目の卑官に過ぎずと雖も、一代の文學として萬丈の光輝を放てるもの也。乃ち全傳を收載するに左の如し。

【附】文學國司三人。

大日本史列傳文學に見ゆる備中國司三人あり。曰く備中掾三統理平、備中目大江音人、備中掾藤原明衡、是なり。何れも掾目の卑官に過ぎずと雖も、一代の文學として萬丈の光輝を放てるもの也。乃ち全傳を收載するに左の如し。

大日本史 卷二百十五 文學三

○三統理平 (一五一三—一五八六) 受業於大藏善行、雜言 奉和 策試及策 朝野 寬平昌泰間、爲大外記、兼備中掾越前介、三代實錄序言奉 授從五位下 秘鈔 延喜中遷大内記、兼周防權介、日本紀竟宴和歌、預撰三代實錄及延喜格、序 時帝好學、令藤原春

海講日本紀、召一時文士、侍講筵、理平亦與焉、講畢作竟宴和歌序、日本紀竟 宴和歌 尋敘從五位上、爲文章博士、中 理平嘗侍

宴賞月、賦詩有云、天山不辨何年雪、合浦應迷舊日珠、讀師以次唱群臣詩、至理平詩、帝命令再三誦此句、理平感嘆抄

晚年任式部大輔、進從四位下、作者部類 延長四年卒、年七十四 部類 理平善詩、菅原文時、愛其詩、嘗自寫其集、大江匡房亦

稱爲鉅匠、其爲後輩所慕如此、江談 子元夏、對策及第、爲文章得業生、類聚付 任式部丞、朱雀帝受史記於藤原在衡、元夏尙

復、外記 天曆中歷式部少輔文章博士。聚符宣鈔、政事要略 爲東宮學士 作者部類 授四位、康保中卒 葉黃記 子篤信亦有文才

賜學問料、西宮記 爲少内記 本朝麗藻 按仁和寺 書籍目錄、載理平傳一卷、今不傳。

大日本史 卷二百十六 文字四

○大江音人 (一四七一—一五二七)

大江音人、左京人、父本主備中介、公卿補任。○按皇胤紹運錄、音人系阿保親王子、而注其下、曰先祖本姓土師、甚無謂、又按補任音人

音人受業菅原是善、扶桑 博學善屬文、對酌三代實 天長末、補文章生、承和中舉秀才、任備中目、數年坐事、謫尾張、居之

三年、徵歸京、尋補少内記、公卿 敘從五位下、轉大内記、後記 嘉祥三年兼東宮學士。仁壽齊衡間爲次侍從。歷民部少輔、

左少辨、文德實錄、公卿補 清和帝即位。進正五位下。遷式部少輔。尋爲左中辨。貞觀中累轉右大辨。任參議。八年進正

四位下。音人其先姓土師宿禰、桓武時以外祖母族。改賜大枝朝臣。音人以謂枝大於幹。不折必權。大枝姓非本枝長岡。子孫無

第二編 中古

一一三九